

特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 建造物部会(第 38 回)

日時: 令和 7 年 10 月 17 日 (金) 10:00～12:00

場所: アイリス愛知 和大広間 百合 A

次 第

1 開会

2 あいさつ

3 議事

(1) 重要文化財建造物等保存活用計画について <資料 1 >
(防災計画の修正・活用計画など)

(2) 名勝名古屋城二之丸庭園余芳移築再建事業について <資料 2 >

4 閉会

特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 建造物部会（第 38 回）出席者名簿

日時：令和 7 年 10 月 17 日（金）10:00～12:00

場所：アイリス愛知 和大広間 百合 A

（敬称略）

■ 構成員

氏 名	所 属	備 考
小濱 芳朗	名古屋市立大学名誉教授	座長
溝口 正人	愛知淑徳大学教授	副座長
小松 義典	名古屋工業大学大学院准教授	
野々垣 篤	愛知工業大学准教授	
麓 和善	名古屋工業大学名誉教授	

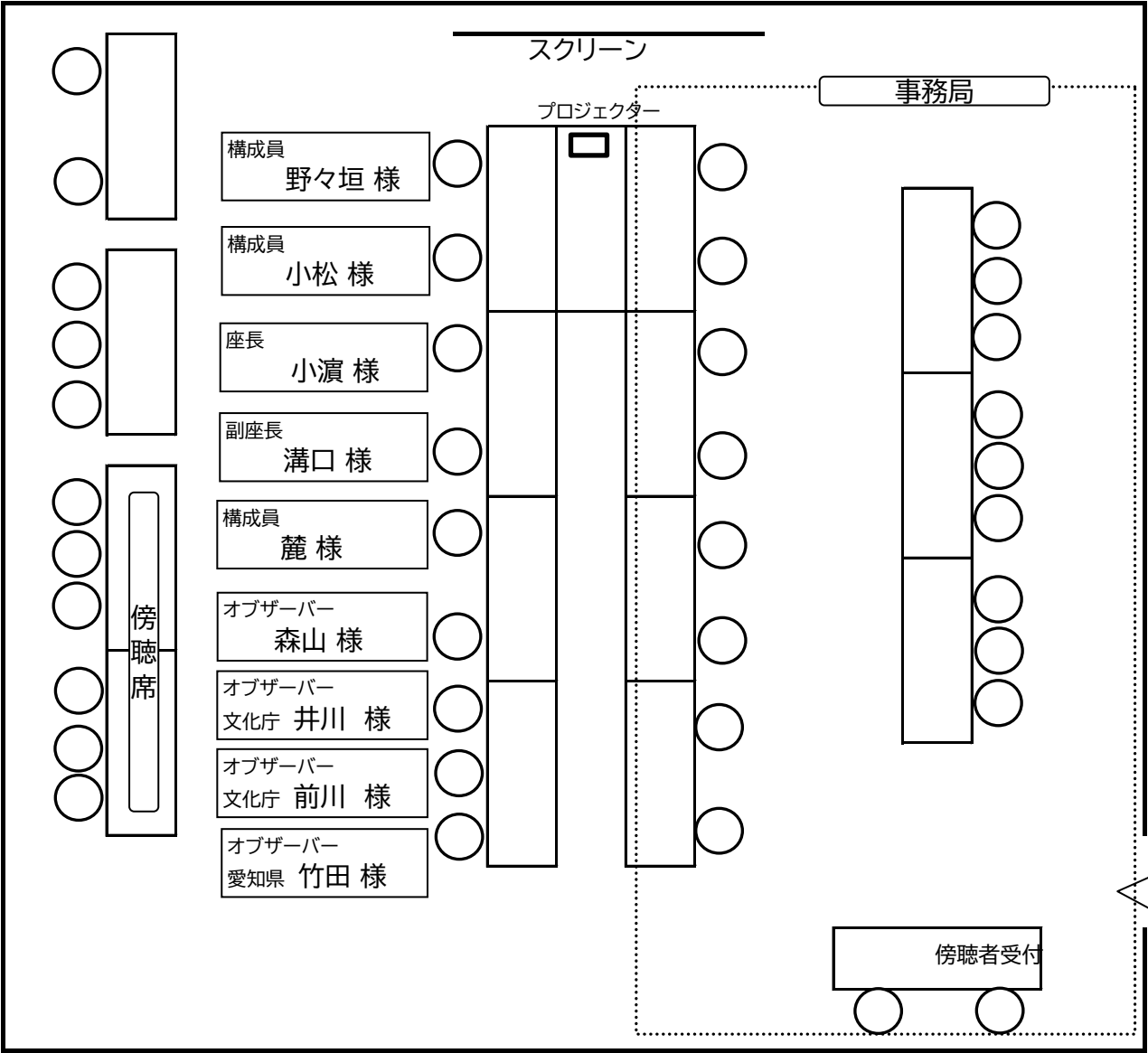
■ オブザーバー

氏 名	所 属
井川 博文	文化庁文化資源活用課文化財調査官
前川 拓也	文化庁文化資源活用課文化財防災推進係長
森山 修治	日本大学非常勤講師 元日本大学教授
竹田 晴香	愛知県県民文化局文化部文化芸術課文化財室主事

第38回特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議建造物部会

座 席 表

令和7年10月17日(金)
10:00~12:00
アイリス愛知 和大広間 百合A



重要文化財建造物等保存活用計画について

(第4章防災計画の修正、第5章活用計画、第6章保護に係る諸手続き)

1 第4章 防災計画(修正)

第1節-2(5) 消火体制(p. 136)

- ・消防隊による消火活動に対する自衛消防組織の動きを加筆
- ・各種訓練に図上訓練の結果を加筆

第1節-2(6) 避難誘導(p. 138)

- ・避難誘導の記載がなかったため、項目を追加
- ・避難誘導に対する考え方を整理

第1節-4(2) 設備整備計画(p. 145)

- ・火災警報設備は、次回更新のタイミングでR型受信機を導入
- ・避雷ブレーカーによる漏電設備、監視カメラ・炎感知器による監視設備を追加
- ・消火設備は、屋内消火栓・屋外消火栓の新たな設置を中心に、消火器の複数設置なども行い、放水銃・スプリンクラー・連絡送水管の導入を検討する
- ・その他、自動通報設備の導入を追加

第1節-4(3) 保守管理計画(p. 149)

- ・定期点検、保全更新計画、樹木の管理を追加

2 第5章 活用計画

第2節 公開計画(p. 158)

- ・計画区域における各種公開内容を整理
- ・門の一般公開、西南隅櫓の特別公開、先端技術を活用した非公開中の活用方針を記載

第3節 活用基本計画(p. 160)

- ・建築計画として、動線計画などの平面計画と保存活用に係る施設等整備計画を整理
- ・外構及び周辺整備計画、管理・運営計画を記載

第4節 実施に向けての課題(p. 165)

- ・活用基本計画において課題や実施の見通しなどについて記載

3 第6章 保護に係る諸手続き

建造物に関する各種手続きについて記載(p. 168)

- ・現状変更許可が必要な行為を整理
- ・保存に影響を及ぼす行為の許可が必要な行為を整理
- ・き損届、修理届(届出不要の行為)の届出について整理

4 重要文化財建造物等保存活用計画 目次・進捗管理表（2025年10月17日時点）

目 次			建造物部会		
A 本編					
1	計画の概要				
	1 計画の作成	済	24/9/18		
	2 文化財の名称等	済	24/9/18	25/1/31	
	3 文化財の概要	済	24/9/18	25/1/31	25/6/2
	4 文化財保護の経緯	済	24/9/18	25/1/31	
	5 保護の現状と課題	済	24/9/18	25/1/31	
	6 計画の概要	済	24/9/18	25/1/31	25/6/2
2	保存管理計画				
	1 保存管理の現状	済	24/9/18		
	2 保護の方針	済	24/9/18	25/1/31	25/6/2
	3 管理計画	済	25/6/2		
	4 修理計画	保留	25/6/2		
3	環境保全計画				
	1 環境保全の現状と課題	済	25/1/31	25/6/2	
	2 環境保全の基本方針	済	25/1/31		
	3 区域の区分と保全方針	済	25/1/31		
	4 建造物の区分と保護の方針	済	25/1/31		
	5 防災及び環境保全上の課題と対策	済	25/1/31		
4	防災計画				
	1 防火・防犯対策	修正	25/6/2	25/10/17	
	2 耐震対策	修正	25/6/2	25/10/17	
	3 耐風対策	修正	25/6/2	25/10/17	
5	活用計画				
	1 公開その他の活用の基本方針	新規	25/10/17		
	2 公開計画	新規	25/10/17		
	3 活用基本計画	新規	25/10/17		
	4 実施に向けての課題	新規	25/10/17		
6	保護に係る諸手続き	新規	25/10/17		
B 資料編					
1	重要文化財(建造物)関連年表				
2	櫓・小天守仕様比較、櫓類例調査				
3	ガラス乾板写真				
4	昭和実測図				
5	絵葉書に写された重要文化財(建造物)				
6	その他関連古写真・絵図等				
7	既往の建造物修理箇所の整理				
8	城内保存古材一覧				
9	文化財保護に係る関係法令（関係部分抜粋）				

名古屋城重要文化財建造物等保存活用計画

(2025 年10月17日案)

名古屋市観光文化交流局

名古屋城総合事務所

第1章

計画の概要

- 第1節 計画の作成
- 第2節 重要文化財(建造物)の名称等
- 第3節 重要文化財(建造物)の概要
- 第4節 重要文化財(建造物)保護の経緯
- 第5節 保護の現状と課題
- 第6節 計画の概要

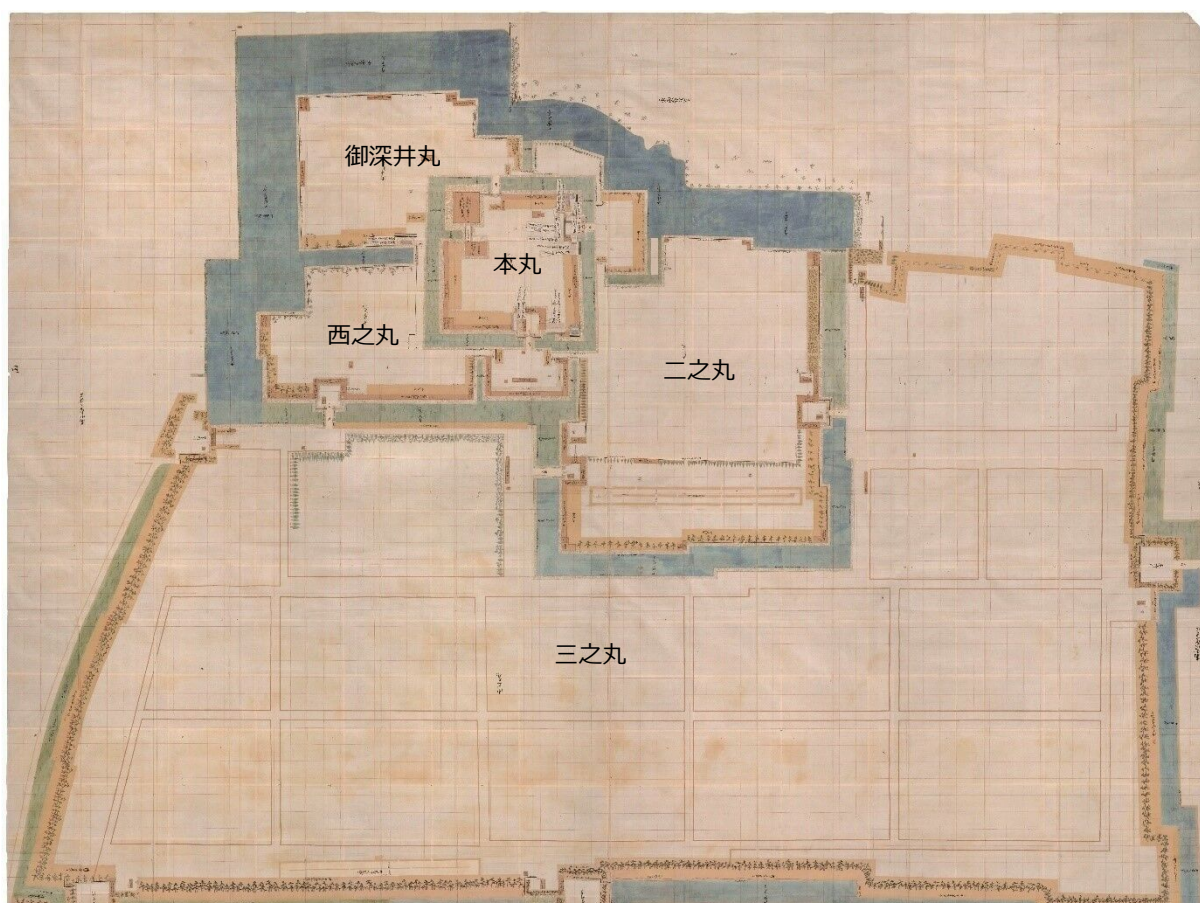


図 1-1 名古屋城縄張（『元禄十年御城絵図』名古屋市蓬左文庫蔵）



図 1-2 名古屋市位置図



図 1-3 名古屋城(計画区域)位置図(国土地理院地図に加筆)

第1章

計画の概要

第1節 計画の作成

- (1) 計画作成年月日 令和8年(2026)3月31日
- (2) 計画作成者 名古屋市
- (3) 計画期間 計画期間は10年とし、
令和8年(2026)4月1日から令和18年(2036)3月31日までとする。
- (4) 所在地 愛知県名古屋市中区本丸1番1号

第2節 重要文化財(建造物)の名称等

1. 重要文化財(建造物)の名称、構造及び形式

本計画の対象となるのは、国指定特別史跡名古屋城跡に位置する重要文化財(建造物)6棟及び重要文化財(建造物)に準ずる2棟の計8棟である(表1-1、図1-4)。本計画ではこれらを総称して「重要文化財(建造物)」と呼ぶ。なお、現在表二の門附属土塀(A04')は特別史跡名古屋城跡の構成要素であるが、今後重要文化財(建造物)としての指定を目指すことから、本計画ではその他の重要文化財(建造物)と同等に扱うものとする。

表1-1 重要文化財(建造物)の名称及び構造・形式

重要文化財(建造物)					
番号	名 称	員数	構造・規模・形式	指定番号	指定年月日
A01	名古屋城西南隅櫓	1 棟	二重三階、本瓦葺(※1) 416.4 m ²	建第 866 号	昭和 5 年(1930)12 月 13 日
A02	名古屋城東南隅櫓	1 棟	二重三階、本瓦葺(※1) 418.62 m ² 附 板札一枚 宝永七寅年三月 ぶ十一月迄二出来の記がある	建第 866 号	昭和 5 年(1930)12 月 13 日
A03	名古屋城西北隅櫓	1 棟	三重三階(※2)、本瓦葺(※1) 505.71 m ²	建第 866 号	昭和 5 年(1930)12 月 13 日
A04	名古屋城表二の門	1 棟	高麗門、本瓦葺(※1)	建第 866 号	昭和 5 年(1930)12 月 13 日
A04'	名古屋城表二の門 附属土塀	2 棟	土塀、本瓦葺	—	—
A05	名古屋城二之丸 大手二之門	1 棟	高麗門、本瓦葺(※4)	建第 1957 号	昭和 50 年(1975) 6 月 23 日
A06	名古屋城旧二之丸 東二之門	1 棟	高麗門、本瓦葺(※4)	建第 1957 号	昭和 50 年(1975) 6 月 23 日

- ※1 文化財保護委員会告示第37号(昭和31年(1956)6月28日)による重要文化財追加指定の告示から引用。これ以前の告示として、文部省告示第239号(昭和5年(1930)12月13日)による城内建造物24棟の国宝(旧国宝)指定があり、文部省告示第179号(昭和24年(1949)10月13日)で戦災によって焼失した20棟が指定解除された。戦災を免れた4棟は昭和25年(1950)8月29日の文化財保護法施行をもって重要文化財に指定された。
- ※2 文部省告示第179号(昭和24年(1949)10月13日)では「三層櫓、屋根二重」、重要文化財指定書(昭和25年(1950)8月29日)、文化財保護委員会告示第37号(昭和31年(1956)6月28日)では「二重三階」と記されているが、正しくは三重三階である。なお、文部省告示第239号(昭和5年(1930)12月13日)では「三層櫓、屋根三重」となっている。
- ※3 文部省告示第239号(昭和5年(1930)12月13日)では「名古屋城表二之門」となっているが、文部省告示第179号(昭和24年(1949)10月13日)では「名古屋城表ノ門」となり、重要文化財指定書(昭和25年(1950)8月29日)、文化財保護委員会告示第37号(昭和31年(1956)6月28日)では「名古屋城表二の門」に変更されている。
- ※4 文部省告示第103号(昭和50年(1975)6月23日)から引用。

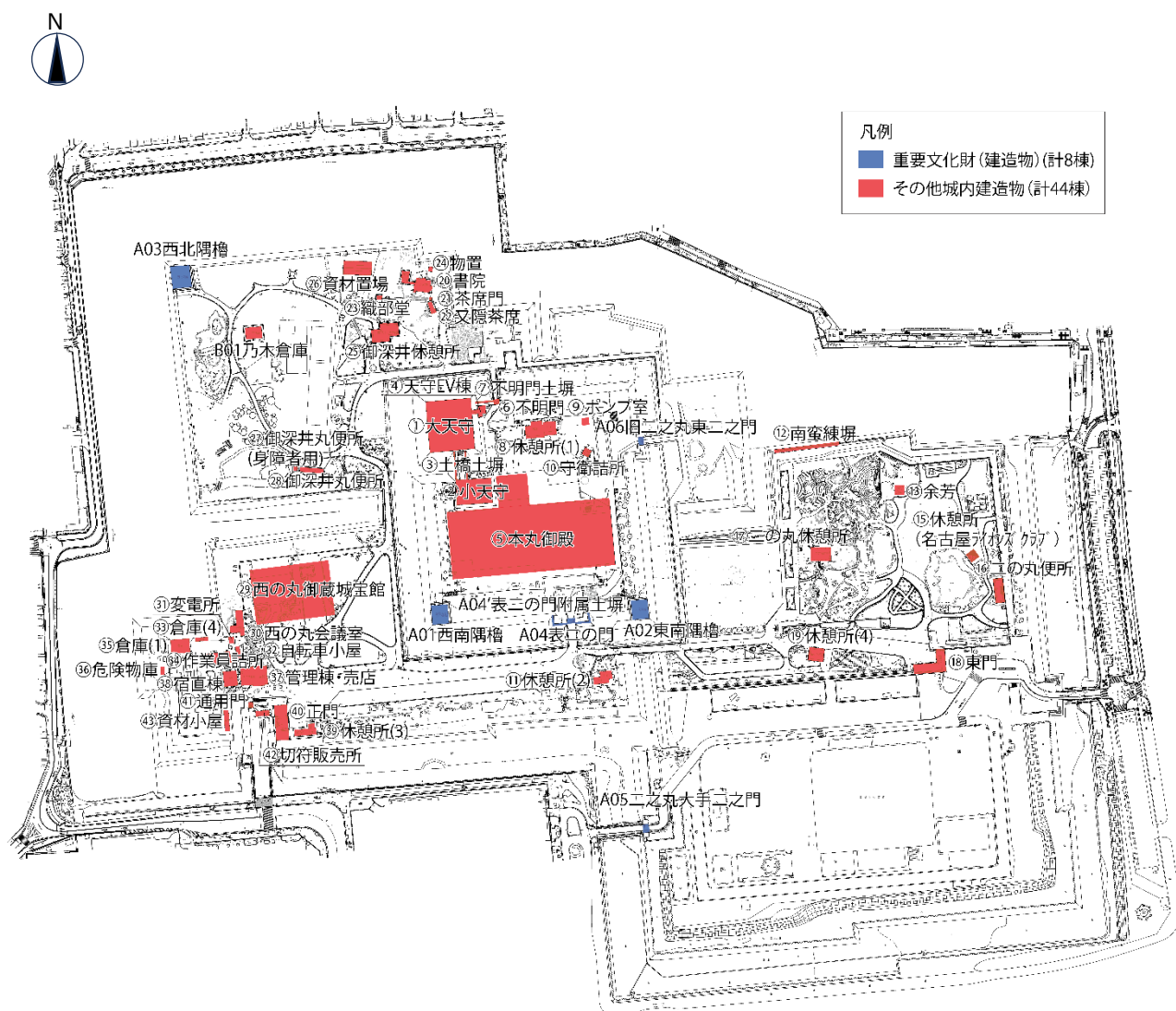


図 1-4 特別史跡名古屋城跡 城内配置図

2. 所有者等の氏名及び住所

重要文化財(建造物)の所有者及び住所は表 1-2 に示す通りである。対象となる重要文化財(建造物)のうち、二之丸大手二之門及び旧二之丸東二之門は財務省の所有であるが、文化庁告示第 25 号(昭和 53 年(1978)12 月 6 日)により、名古屋市が管理団体として指定されているため、その他の重要文化財(建造物)と併せて名古屋市が計画の策定を行う。

表 1-2 所有者等の氏名及び住所

重要文化財(建造物)						
番号	名 称	土地所有者	建物所有者	住 所	管理団体	住 所
A01	名古屋城西南隅櫓	名古屋市	名古屋市	名古屋市中区 三の丸三丁目 1 番 1 号	—	—
A02	名古屋城東南隅櫓					
A03	名古屋城西北隅櫓					
A04	名古屋城表二の門					
A04'	名古屋城表二の門 附属土堀					
A05	名古屋城二之丸 大手二之門	財務省	財務省	東京都千代田区 霞が関三丁目 1 番 1 号	名古屋市	名古屋市中区 三の丸三丁目 1 番 1 号
A06	名古屋城旧二之丸 東二之門	名古屋市				
文化財保護法第 3 1 条第 2 項による規定、文化庁告示第 25 号(昭和 53 年(1978)12 月 6 日)により指定(※1,2)						

※1 国有財産法第 22 条第 1 項の規定に基づき、東海財務局と無償貸付契約を締結。

※2 二之丸大手二之門は土地及び建物が財務省、旧二之丸東二之門は建物が財務省所有。

また、上記重要文化財(建造物)は特別史跡名古屋城跡として指定されている範囲(図 1-5)のうち、財務省及び名古屋市が所有する土地で(図 1-6)、かつ有料区域として名古屋市が管理する範囲内(図 1-7)に位置する。ただし、二之丸大手二之門は有料区域外にある財務省所有の土地に位置する。

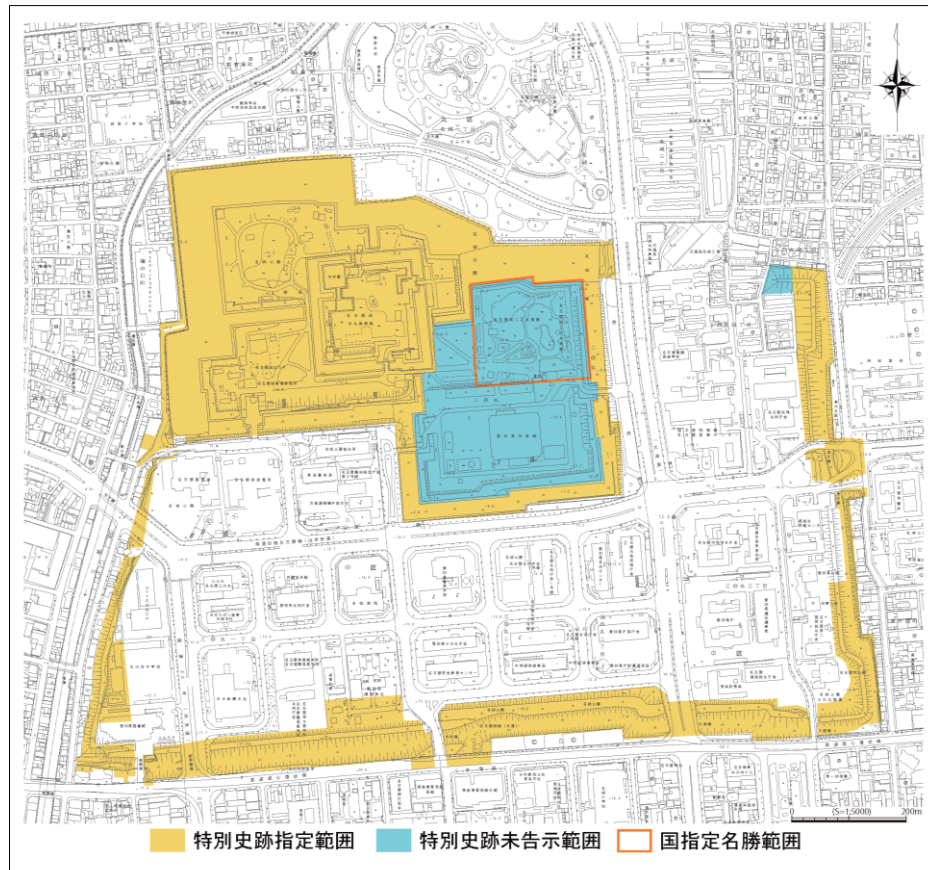


図 1-5 特別史跡指定範囲

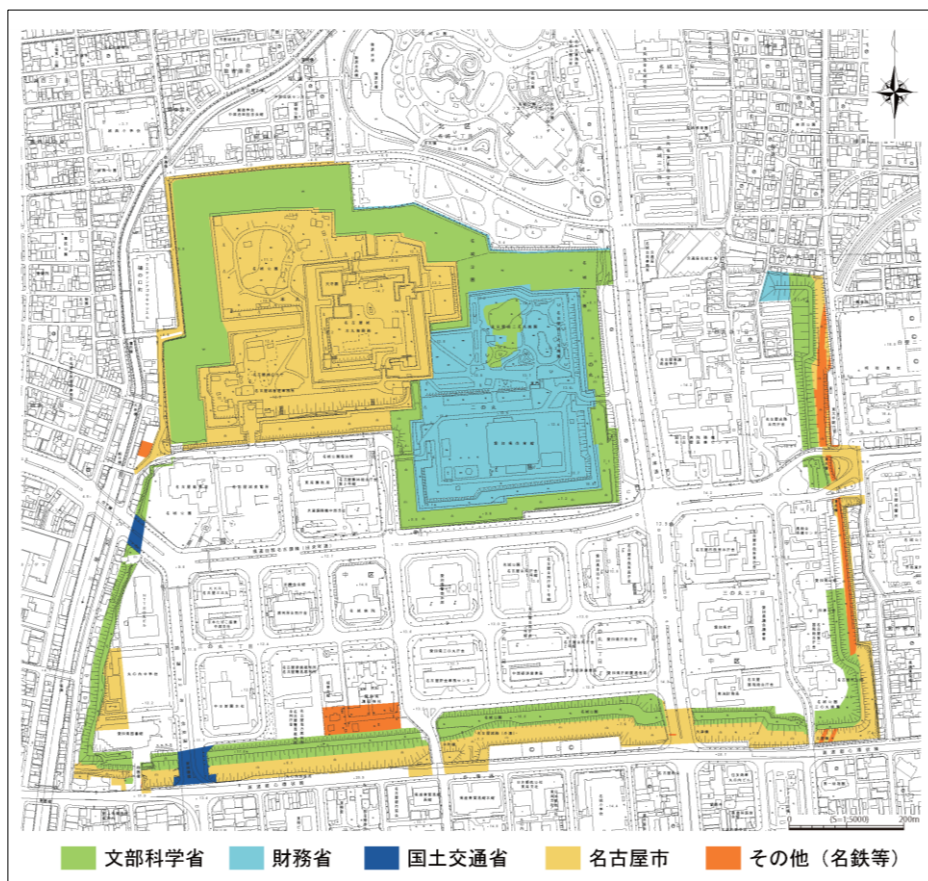


図 1-6 特別史跡指定地の所有区分

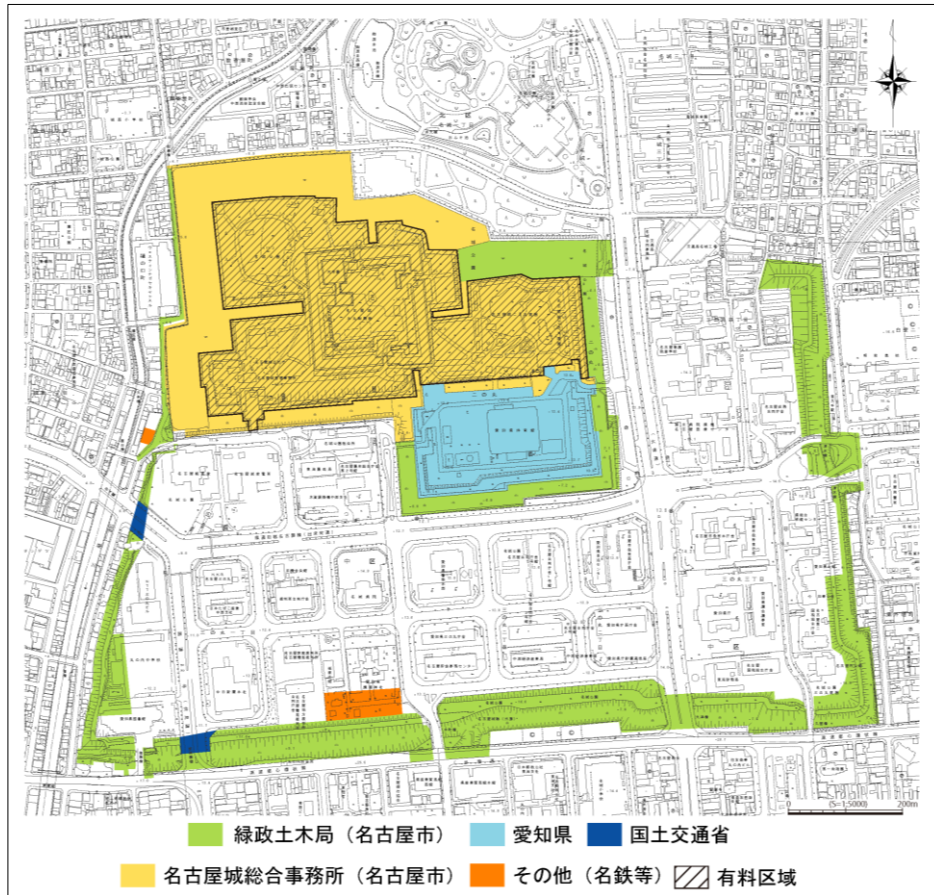


図 1-7 特別史跡指定地の管理区分

第3節 重要文化財(建造物)の概要

1. 重要文化財(建造物)の概要

各重要文化財(建造物)の概要は表 1-3 に示す通りである。

表 1-3 重要文化財(建造物)の概要

重要文化財(建造物)		
番号	名 称	概 要
A01	名古屋城西南隅櫓	・ 慶長 17 年(1612)頃完成。本丸未申櫓ともいわれる。 ・ 本丸の南西に位置する隅櫓で、南及び西は内堀に面する。 ・ 当初は北面及び東面の石垣上に梁間三間の多門櫓が接続していたが、明治 24 年(1891)の濃尾地震後に撤去された。 ・ 西、南両面には、鬼瓦などに菊花紋がみられる。 ・ 南面と西面に「石落し」を張り出して、入母屋を二重目屋根と交差するように設けている。南面の張り出し部の屋根は唐破風を設けた二重破風構造となっている。 ・ 文化 8 年(1811)まで徳川家康や歴代藩主の具足が納められていた(『金城温古録』より)。
A02	名古屋城東南隅櫓	・ 慶長 17 年(1612)頃完成。本丸辰巳櫓ともいわれる。 ・ 本丸の東南に位置する隅櫓で、南及び東は内堀に面する。 ・ 当初は北面及び西面の石垣上に梁間三間の多門櫓が接続していたが、明治 24 年(1891)の濃尾地震後に撤去された。 ・ 南面と東面に「石落し」を張り出して、南面は切妻屋根を、東面は入母屋屋根を二重目屋根と交差するように設けている。 ・ 二重目屋根の東側は唐破風となっている。 ・ 天保 12 年(1841)まで御具足奉行の役所であった(『金城温古録』より)。
A03	名古屋城西北隅櫓	・ 元和 5 年(1619)頃完成。 ・ 御深井丸戌亥櫓ともいわれ、江戸時代から清須城小天守の転用という伝承があり清須櫓ともいわれる(『金城温古録』より)。 ・ 御深井丸の西北に位置する隅櫓で、北及び西は外堀(水堀)に面する。 ・ 北面と西面に「石落し」を張り出して、入母屋屋根を一重目屋根と交差するように設けている。 ・ 南面と東面の一重目屋根上に千鳥破風を設けているが、破風内へ入れない装飾破風である。 ・ 江戸時代は御鉄炮玉薬奉行が管轄していた(『金城温古録』より)。 ・ 明治時代には陸軍省の弾薬庫として使用された。
A04	名古屋城表二の門	・ 慶長 17 年(1612)頃完成。 ・ 南二之門ともいわれ、本丸南側にある表門枳形の外門である。 ・ 江戸時代は本丸の正門として使用された。
A04'	名古屋城表二の門 附属土堀	・ 表二の門と同時期の慶長 17 年(1612)頃完成。 ・ 門の両脇に出枳形に合わせて屈曲して続く形状をもち、「狭間」を備える。 ・ 背面には控柱がつき、当初あった雁木は大正時代に撤去された。
A05	名古屋城二之丸 大手二之門	・ 慶長 17 年(1612)頃完成。 ・ 西鉄門ともいわれ、二之丸の西側にある二之丸大手門枳形の外門である。 ・ 江戸時代は三之丸から二之丸へ入る大手門として使用された。 ・ 明治時代には第六連隊の営門として使用された。 ・ 愛知県体育館建設のため昭和 38 年(1963)に解体したが、昭和 42 年(1967)

		に保管していた部材を用いて再建された。
A06	名古屋城旧二之丸 東二之門	・ 慶長 17 年(1612)頃完成。 ・ 東鉄門ともいわれ、二之丸の東側にある二之丸東門櫓形の外門であった。愛知県体育館建設のため昭和 38 年(1963)に解体したが、昭和 47 年(1972)に保管していた部材を用いて、現在地の本丸東二之門跡に移設して再建された。

2. 創立沿革（資料編「名古屋城内建造物関連年表」参照）

（1）近世(藩政期：慶長 5 年(1600)～明治 5 年(1872))

慶長 5 年(1600)の関ヶ原の戦いに勝利した徳川家康は、同年に四男・松平忠吉に尾張一国を与え、忠吉は清須城に入ったが、慶長 12 年(1607)に 28 歳の若さで死去した。その後、家康は九男・義直に忠吉の遺領を継がせ、義直が尾張藩主となった。しかし義直は当時若干 8 歳と幼少であったことから、家康の居城である駿府城で養育され、義直の傳役^{もりやく}だった平岩親吉が国政を代行した。

家康は、清須城の規模、水害などの危険性などの面から、新城の築造が妥当であるとの上申を山下氏勝から受け、名古屋台地に新たに城を築造することを決定し、慶長 14 年(1609)名古屋台地上への遷府を決定した。関ヶ原の戦い以降、家康は各地における城の整備の大部分を公儀普請^{こうぎ}によって進めており、名古屋城築城開始前後では丹波篠山城、丹波亀山城、伊賀上野城の改修・築城を行った。こうして、名古屋城は濃尾平野における東海道の防御の拠点として築城されることとなった。

名古屋城は慶長 15 年(1610)2 月に起工し、加藤清正、福島正則ら、西国・北国の諸大名 20 家を動員して築城が開始された。城の縄張りは、方形で直線状とシンプルながらも、馬出や土橋、枳形門を駆使した巧妙な曲輪配置によって、強固な防衛力を兼ね備えた造りとなっている。石垣を含む土木工事(普請)は、動員された諸大名に割り当てられた。天守台石垣は、加藤清正が自ら申し出て担当し、3 ヶ月を経ずに完成させた。主要部分の石垣も慶長 15 年(1610)9 月中には完成した。

天守以下、建築工事(作事)は石垣が完成した後に始められ、天守の作事奉行には小堀政一(遠州)、大工棟梁には中井正清が任命された。慶長 17 年(1612)末に、日本最大級の建築規模を誇る五層五階地下一階、層塔型の天守が完成した。大天守大棟には金鯱が上げられ、建物規模のみならず、尾張徳川家の城を象徴するにふさわしい天守となった。同年に本丸御殿の建設が着工され、慶長 20 年(1615)に完成したと考えられる。名古屋城は縄張・普請・作事において、当時の高度な最新技術を結集して築かれた城郭であった。本丸御殿完成の年、藩主義直と紀伊和歌山藩主・浅野幸長の娘である春姫との婚儀が本丸御殿で行われた。元和 2 年(1616)に義直は正式に尾張に入国し、それまで居としていた駿府城から名古屋城へ移り本丸御殿へ入った。

義直の入国後、二之丸御殿の整備が本格化し、元和 3 年(1617)に完成した。元和 7 年(1621)には、藩主義直が本丸御殿から二之丸御殿に住まいを移し、以後二之丸御殿は歴代藩主の生活の場兼政務の中心である政庁の役割を担った。この頃、義直は御庭造営にも着手し、寛永 6 年(1629)には二之丸北御庭がひと通り完成したといわれる。その後は現存する史資料から、少なくとも二代藩主光友、十代藩主^{なりとも}齊朝の時代に御庭の改修が行われたと考えられている。他方、本丸御殿は寛永 11 年(1634)の将軍家光の上洛に際して、その前年から一部が取り壊されるとともに御成書院(上洛殿)・湯殿書院が増築され、家光の宿泊所として使用されたが、その後は藩政期を通してほ

とんど使用されることはなかった。また、下御深井御庭^{したおふけおにわ}は元和期には整備されたと考えられている。さらに寛文3年(1663)以降、二之丸南には馬場や矢場で構成される向屋敷^{むこう}が整備された。

寛文9年(1669)には、第一回目となる天守の修理が行われ、全ての壁の下地取り替え・壁塗り替え、全ての屋根の土居葺・瓦土・瓦葺き直しと漆喰塗り直しなどが行われた。その後、元文5年(1740)に至るまで13回にわたって大小の修繕が行われたが当面の繕いにすぎなかった。経年により天守台石垣が沈下し、天守が北西方向に傾いてしまったため、宝暦2年(1752)には大規模な修理を実施することとなり、天守台北面・西面の積み直しから、天守の一部解体、二・三・四重目の土瓦を五重目と同じ銅瓦に葺き替えるなどして、宝暦5年(1755)に工事が完了した(宝暦の大修理)。

慶応3年(1867)10月、大政奉還により15代将軍徳川慶喜が朝廷に政権を返上すると、12月に王政復古の大号令が発せられ新政府が発足した。当時、尾張藩では14代藩主であった徳川慶勝が隠居後も実権を握っており、新政府で議定の役職に就いた。こうした中、朝廷は慶勝に尊皇派への藩論の統一と周辺大名等の誘引を命じた。これにより明治元年(慶応4年(1868))正月、慶勝は渡辺新左衛門ら重臣3名とその他計14名を佐幕派とみなして処刑し、強引に藩論の統一を図った(青松葉事件^{あおまつば})。

(2) 近代(陸軍期：明治5年(1872)～明治26年(1893))

明治2年(1869)の版籍奉還によって尾張藩は名古屋藩と改称し、明治4年(1871)7月廃藩置県によって名古屋藩は名古屋県となり、同11月に犬山県と合併した後、明治5年(1872)4月に愛知県と改称した。明治5年(1872)6月に名古屋城本丸に陸軍の東京鎮台第三分営が置かれ、9月には二之丸、明治7年(1874)には三之丸が陸軍省の所管となった。

明治6年(1873)政府は全国城郭存廃ノ処分並兵營地等撰定方(廃城令)を発令し、陸軍用地として使用する以外の城郭は、大蔵省所管の普通財産に移し、大蔵省において処分することとした。すでに陸軍省所管となっていた名古屋城は、引き続き陸軍用地として使用されることとなった。同年、東京鎮台第三分営は名古屋鎮台と改称し(さらに明治21年(1888)に第三師団に改称)、天守を仮兵舎、本丸御殿を名古屋鎮台本部として利用した。翌明治7年(1874)から二之丸及び三之丸に兵舎等が整備され、仮兵舎としての機能は天守から移転していったが、本丸御殿は明治20年(1887)に三之丸に司令部建物が新築されるまで、名古屋鎮台本部として利用された。

この頃、城内には陸軍の施設が建設されると同時に、二之丸御殿をはじめとする多くの建造物が撤去された。しかし名古屋城の保存を訴える声が多く挙がったことで、明治12年(1879)に陸軍省・内務省・大蔵省は、名古屋城を姫路城と共に「全国中屈指の城」として永久保存する方針を出した。これにより、各建造物には保存修理が施されることとなった。並行して明治11年(1878)末には、御深井丸に弾薬庫の建設が決定され、明治13年(1880)10月に「予備弾薬庫(後の乃木倉庫)」が完成した。工事を担当したのは鹿児島生まれの氏族で名古屋近辺の陸軍工事を監督した名古屋鎮台工兵方面工役長・基太村不二^{またむらふじ}であった。また、明治14年(1881)には、二之丸御庭の一部、東南中央の溪谷及び溪流の庭を原形のまま、三之丸南東にあった陸軍将校クラブ偕行社内に移築したと伝えられている(三之丸庭園)。

名古屋に市制が施行された明治22年(1889)には、下御深井御庭^{したおふけおにわ}が徳川家から陸軍省所管となり、後に練兵場として利用されることとなった。この頃、明治12年(1879)の名古屋城の永久保存

の決定によって、建造物等の保存修理の費用及び人員の負担が重荷となったことが要因の一つとなり、名古屋城を陸軍省から宮内省へ移管することが協議され、明治24年(1891)に議決された。しかし同年に濃尾地震が発生し、本丸多門櫓の大破、石垣の崩壊など、甚大な被害を受けた。地震による被害の修復では、陸軍省が費用を負担し、宮内省が実務を行ったが、本丸多門櫓などは撤去された。

震災直後、陸軍の依頼を受けて被災状況の調査と併せて修理方法の検討のため名古屋城を訪れたのが、宮内省の建築技師であった木子清敬^{きこきよよし}であり、その折に陸軍から入手したとみられる図面が、現在木子文庫として東京都都立中央図書館に残る。また、イギリス人建築家ジョサイア・コンドル(1852-1920)は、被災調査のため名古屋城を訪れ、建物を見分した。この時実施された調査内容は後に“AN ARCHITECT'S NOTES ON THE GREAT EARTHQUAKE OF OCTOBER, 1891.”として発表され、報告の中で“a large Powder Magazine”として紹介された建物が現在の乃木倉庫であると考えられている。

(3) 近代(離宮期：明治26年(1893)～昭和5年(1930))

明治26年(1893)名古屋城を永久に保存するため、本丸・西之丸は陸軍省から宮内省に移管されて名古屋離宮となり、本丸御殿は皇族の行幸啓の際の宿泊所として度々利用された。明治30年・31年(1897・1898)には二之丸の東、南の堀は、堀底に溝渠を設けて排水したため空堀と化した。明治41年(1908)には御深井丸^{おふけまる}が宮内省に移管となり、第三師団が建てた武器庫・弾薬庫の大半が破却され更地となったが、「予備弾薬庫(後の乃木倉庫)」はその特殊かつ強固な構造から破却をまぬがれ、「第一倉庫」という名称のもと宮内省によって管理されるようになった。また、明治初期に撤去されていた榎多門一之門の場所に、明治43年(1910)に榎多門櫓形石垣を北側に拡張して旧江戸城蓮池門を移築し、翌年に完成させて離宮の正門とした。また、同年に本丸大手馬出の西側堀が埋め立てられた。明治44年(1911)には、三之丸の南堀及び東堀に瀬戸電気鉄道外堀線^{どい}(土居下駅～堀川駅間)が開通し、この外堀線は「お堀電車」と呼ばれ、市民に親しまれていたが、昭和51年(1976)瀬戸線^{さかえ}の栄町乗り入れにより廃線となった。

名古屋城本丸御殿は、大正4年(1915)に京都御所で大正天皇の即位式が行われた際、天皇の御宿泊所となったため、御深井丸には宮中三殿の一つである神器を祀る仮賢所^{かしこどころ}が造営された。このため御深井丸は大々的に整備されたが、仮賢所は第一倉庫(後の乃木倉庫)を避けるようにしてその脇に造営された。昭和3年(1928)年の昭和天皇大礼時にも御深井丸に仮賢所が置かれたが、第一倉庫はそのまま存置された。大正8年(1919)前後、名古屋城建造物等の保存修理に向けて、宮内省内匠寮は詳細な建物調査を実施し、名古屋離宮の実測図作成に着手した。大正10年(1921)暴風雨により崩壊した西南隅櫓の修復整備が開始され、大正12年(1923)に完了した。このとき、漆喰塗であった白壁を白モルタル仕上げへ変更した。

(4) 近代(市営期：昭和5年(1930)～昭和20年(1945))

昭和5年(1930)名古屋離宮が廃止となり、名古屋市へ下賜されたことで、本丸・西之丸^{おふけまる}・御深井丸が名古屋市所管となった。また、国宝保存法施行(昭和4年(1929))により、天守・本丸御殿を始めとする城内建造物24棟が城郭として初めて国宝に指定された。また昭和6年(1931)には名古屋城(名古屋市所管部分)を「名城公園」として一般公開した。この頃から市民にとって名古屋城が身近な存在となり、天守をはじめ名古屋のシンボルとして親しまれる存在となった。この一般公

開がきっかけとなり、明治天皇に殉死した陸軍大将・乃木希典^{まれすけ}の名が第一倉庫に冠され「乃木倉庫」として知られるようになったと考えられる。

昭和7年(1932)には本丸・西之丸・御深井丸・水堀・二之丸空堀・三之丸土塁・外堀等、約39万㎡が史跡に指定された。名古屋市は同年から国宝建造物24棟の実測調査を開始し、実測作業は戦時中に一時中断されたが、昭和27年(1947)1月に製図が完了した(「昭和実測図」)。また、昭和15年(1940)からは写真撮影も開始し、残されたガラス乾板は700枚以上にものぼる(「ガラス乾板写真」)。これらは、後に太平洋戦争による空襲で被害を受ける以前の名古屋城の姿を伝える貴重な記録となっている。名古屋城が史蹟指定を受けた昭和7年(1932)、名古屋城のカヤが天然記念物に指定され、この頃に三之丸では名古屋市庁舎(昭和8年(1933))築を始め、愛知県庁舎(昭和13年(1938)築)などの帝冠様式の公共建築が立ち並び、官庁街が形成されていった。

昭和17年(1942)には、旧本丸御殿障壁画345面附16面が国宝に指定された。太平洋戦争終戦間近の昭和20年(1945)5月、空襲によって天守、本丸御殿等主要な建造物が焼失し、本丸の東南隅櫓・西南隅櫓・表二の門、二之丸の二之丸東二之門・二之丸大手二之門、御深井丸の西北隅櫓の6棟のみが辛うじて残された。旧本丸御殿障壁画は、同年3月に御深井丸の乃木倉庫に襖・杉戸絵が移され、天井板絵は「ガラス乾板写真」・「昭和実測図」と共に西南隅櫓に移転されており焼失を免れた。それら障壁画は、焼失を免れた他の県内の国宝とともに灰宝神社(現在の愛知県豊田市)に疎開し終戦を迎え、戦後の昭和21年(1946)に疎開先から名古屋城に戻された。

(5) 現代(市営期：昭和20年(1945)～)

戦災により名古屋城は甚大な被害を受けたが、終戦翌年の昭和21年(1946)には一般公開を再開した。その後、昭和25年(1950)の文化財保護法の施行により、戦災を免れた西南隅櫓・東南隅櫓・西北隅櫓・表二の門の4棟及び旧本丸御殿障壁画183面附16面が重要文化財に指定され、昭和27～28年(1952～1953)に東南隅櫓の解体修理、昭和37～39年(1962～1964)に西北隅櫓の解体修理が行われた。さらに昭和30年(1955)には、旧本丸御殿障壁画149面が追加指定され、同31年(1956)には、旧本丸御殿天井板絵331面附369面が重要文化財に指定された。

昭和27年(1952)には史跡指定地一帯は特別史跡に指定され「特別史跡名古屋城跡」となった。昭和34年(1959)には市民の機運の高まりにより、市制70周年記念事業として、大天守・小天守及び正門(榎多^{えのきだ}旧江戸城蓮池門)を鉄骨鉄筋コンクリート造で再建し、昭和53年(1978)には不明門の復元を行った。二之丸では、昭和28年(1953)に二之丸庭園の北御庭の一部と前庭が名勝に指定され、昭和42年(1967)には名勝名古屋城二之丸庭園の一般公開を開始した。名勝指定範囲外では、戦後に旧兵舎を名古屋大学校舎や名古屋学生会館として利用していたが、昭和38年(1963)に名古屋大学が移転し、二之丸南には愛知県体育館が建設された。

愛知県体育館建設に伴い、二之丸大手二之門及び二之丸東二之門を解体撤去した後、昭和42年(1967)には解体後保管されていた部材をもとに二之丸大手二之門を原位置へ復元した。また、昭和47年(1972)には二之丸東二之門を本丸東二之門跡へ移築し、昭和50年(1975)には両門とも重要文化財に指定された。昭和48・49年(1973・1974)には名古屋学生会館で火災が起こったため、建物を撤去して跡地を二之丸東庭園として整備し、昭和54年(1979)に一般公開を開始した。なお、二之丸内及び三之丸北東土塁は、昭和52年(1977)に文化財保護審議会から特別史跡に追加すべき箇所として答申されたが、未告示のまま現在に至っている。さらに平成9年(1997)には、

御深井丸^{おふけまる}にある乃木倉庫が国の登録有形文化財に登録された。

平成 21 年(2009)1 月には、適切に遺構を保護したうえで、江戸時代の記録や焼失前の実測図、古写真をもとにした本丸御殿の復元整備に着手し、平成 30 年(2018)に完成、同年には全体の一般公開を開始した。平成 22 年(2010)から平成 25 年(2013)にかけて、旧二之丸東二之門の解体修理を実施し、平成 22 年から平成 27 年(2015)にかけては西南隅櫓の半解体修理を行った。また、平成 30 年(2018)には二之丸庭園の東御庭などが名勝に追加指定され、二之丸庭園全体が名勝となった。

重要文化財「旧本丸御殿障壁画・天井板絵」及び「昭和実測図」・「ガラス乾板」といった名古屋城所蔵文化財の保存・公開施設とするため、令和 3 年(2021)には西之丸御蔵構にあった三番蔵と四番蔵を外観復元した。

※ 参考文献については巻末に記載する

3. 重要文化財(建造物)の指定経緯

重要文化財(建造物)の指定経緯については表 1-4 に示す通りである。

表 1-4 重要文化財(建造物)指定の経緯

和暦	西暦	事 項
昭和 4 年	1929 年	古社寺保存法に代わって国宝保存法が制定される
昭和 5 年	1930 年	名古屋城城内建造物 24 棟が国宝(国宝保存法による旧国宝)に指定される
昭和 24 年	1949 年	焼失した名古屋城天守などの建造物 20 棟の国宝指定が解除される
昭和 25 年	1950 年	国宝保存法に代わる文化財保護法の施行に伴い、西北隅櫓、西南隅櫓、東南隅櫓、表二の門が国の重要文化財(建造物)に指定される
昭和 50 年	1975 年	二之丸大手二之門、旧二之丸東二之門が重要文化財に指定される
平成 8 年	1996 年	文化財保護法の改正によって、文化財登録制度が設けられる

4. 官報告示

(1) 国宝(旧国宝)指定告示 元離宮名古屋城内城郭建造物 24 棟

[文部省告示第 239 号(昭和 5 年(1930)12 月 13 日)]

表 1-5 告示内容

名称	構造形式		所有者	所在地
名古屋城	大天守	五層天守(地階一層)、屋根五重、第一重本瓦葺、第二重以上同瓦葺	愛知県名古屋市	愛知県名古屋市区
	小天守	二層天守(地階一層)、屋根二重、本瓦葺		
	西南隅櫓	三層櫓、屋根二重、本瓦葺		
	東南隅櫓	三層櫓、屋根二重、本瓦葺		
	東北隅櫓	三層櫓、屋根二重、本瓦葺		
	西北隅櫓	三層櫓、屋根三重、本瓦葺		
	表一之門	櫓門、屋根入母屋造、本瓦葺		
	表二之門	高麗門、屋根切妻造、本瓦葺		
	東一之門	櫓門、屋根入母屋造、本瓦葺		
	東二之門	高麗門、屋根切妻造、本瓦葺		

	不明門		高麗門、屋根切妻造、本瓦葺
	正門		櫓門、屋根入母屋造、本瓦葺
	御殿	玄関	桁行五間、梁間五間、単層、屋根入母屋造、棧瓦葺
		附 車寄	桁行二間、梁間一間、単層、隅木入向唐破風造、銅瓦葺
		大廊下	桁行六間、梁間三間、単層、屋根両下、棧瓦葺
		表書院	桁行九間、梁間八間、単層、屋根入母屋造、棧瓦葺
		附 溜ノ間	桁行六間、梁間三間、単層、屋根四注造、棧瓦葺
		渡廊下	桁行二間、梁間一間、単層、屋根両下、棧瓦葺
		対面所	桁行六間、梁間六間、単層、入母屋造、棧瓦葺
		梅之間及鶯廊下	桁行四間、梁間三間、単層、屋根両下、西方寄棟造、棧瓦葺
		附 廊下	桁行二間、梁間一間、単層、屋根葺下、棧瓦葺
		上洛殿	桁行九間、梁間六間、単層、屋根入母屋造、銅板本葺
		附 雁廊下	桁行四間、梁間一間、単層、屋根両下、棧瓦葺
		湯殿書院	桁行十間、梁間四間、突出、桁行二間、梁間二間、各単層、屋根入母屋造、棧瓦葺
		黒木書院	桁行五間、梁間三間、単層、屋根入母屋造、棧瓦葺
		附 朝顔廊下	桁行四間、梁間南面二間・北面一間、単層、屋根両下、棧瓦葺
		上御膳所	桁行五間、梁間四間、単層、屋根入母屋造、棧瓦葺
		附 廊下	桁行三間、梁間一間、単層、屋根葺下、棧瓦葺
		下御膳所	桁行八間、梁間五間、単層、屋根入母屋造、棧瓦葺
		柳之間及孔雀之間	桁行七間、梁間五間、単層、屋根南面入母屋造・北面切妻造、棧瓦葺
		上台所	桁行十一間、梁間五間、単層、屋根切妻造、棧瓦葺

(2) 重要文化財指定告示 二之丸大手二之門、旧二之丸東二之門

[文部省告示第 103 号(昭和 50 年(1975)6 月 23 日)]

表 1-6 告示内容

名 称	員数	構造及び形式	所有者	所在の場所
名古屋城二之丸大手二之門	一棟	高麗門、本瓦葺	国（大蔵省所管）	愛知県名古屋市中区 二之丸一番地
名古屋城旧二之丸東二之門	一棟	高麗門、本瓦葺	国（大蔵省所管）	愛知県名古屋市中区 本丸一番地

5. 指定説明

(1) 国宝(旧国宝)指定 元離宮名古屋城内城郭建造物 24 棟

[文部省告示第 239 号(昭和 5 年(1930)12 月 13 日)]

名古屋城

名古屋城ハ徳川家康ガ其子義直ノタメニ経営セシモノニシテ慶長十五年二月起工前田利光(利常)毛利秀就、黒田長政、細川忠興、山内康豊(忠義)、蜂須賀至鎮、鍋嶋勝茂、加藤清正、福島正則、池田輝政、浅野幸長等ノ諸大名ヲシテ役ヲ助ケシメタ 清正特ニ請フテ獨力天守ヲ築造シテ八月二十七日竣功シタ 其他ノ工事モ其前後ニ成リ翌十六年中略残工事ヲ終ツタ

本丸内ノ御殿ハ慶長十七年正月ノ頃ヨリ着手十八年表向御殿大概竣功シ十九年大奥向ノ御殿落成シ翌廿年正月城主義直此ニ居ヲ定メタ 右御殿ノ建造物ノ中黒木書院及ヒ対面所ハ清

州城ヨリ移建シタモノトイハレテキル 元和六年二月義直ニノ丸ノ新殿ニ移リ住スルニ及ヒ
悉ク大奥ノ御殿ヲ毀チ寛永年中徳川家光上洛ノ際新タニ上洛殿及上臺所ヲ増築シタ

明治六年一月名古屋ニ鎮臺ヲ置カレシヨリ同廿年十一月マテ本丸ヲ以テ司令部ニ宛テタ
廿六年五月九日宮内省ノ所管トナリ名古屋離宮ト稱セラレシガ昭和五年十二月十一日全離宮
ヲ拳ケテ名古屋市ニ下賜サルルコトナツタ

今回國寶ニ指定サラレタル建造物ハ旧離宮ニ属セシ本丸ノ諸建造物及ヒ御深井丸ノ西北櫓
並ヒニ西ノ丸ニアル正門ニシテ本丸ノ諸建造物ノ建築年代ハ前記ノ如ク 御深井丸ノ西北櫓
ハ清州城ヨリ移築セシモノ西ノ丸ニアル正門ハ明治四十三年旧江戸城ノ蓮池門ヲ移シ建テタ
ノデアル

要スルニ本丸ニ於ケル天守小天守を始メ諸隅櫓諸櫓門等ハ桃山時代ニ於ケル城郭建築ノ最
モ発達セル代表的遺構ニシテ規模ノ宏壮建築ノ嚴麗現存我國城郭建築ノ稱首ト稱スベキモノ
デアル 又御深井丸西北櫓并ヒニ西ノ丸正門亦ソレソレ桃山時代ノ初期及ヒ江戸時代ニ於ケ
ル此種建造物ノ形式ヲヨク代表シテキル

現存御殿ハ専ラ表向ニ属セシモノニシテ主トシテ慶長寛永兩期ノ経営ニ成リ後世多少ノ補
修アレドモヨク當初ノ構造裝飾ヲ保存シ桃山時代及ヒ江戸時代初期ニ於ケル最も華麗ナル書
院造ノ實例トナツテキル

(2) 重要文化財指定 二之丸大手二之門、旧二之丸東二之門

[文部省告示第 103 号(昭和 50 年(1975)6 月 23 日)]

名古屋城は慶長十五年(一六一〇)から同十八年にかけて徳川家康が子 義直のために築城した
ものであって、大天守等二十四棟が昭和五年国宝(旧)の指定を受けていた。その大部分は今次大
戦により失われたが、西南、東南、西北の各隅櫓と表二の門は残存し、現在重要文化財となっ
ている。二之丸の大手二之門と東二之門はこれらの指定から除外されていたものである。両門は昭
和十八年二之丸内に県立体育館を建設するにあたり、一旦解体して保管されていたが、同四十七
年に特別史跡の現状変更許可を得て^{※1}、修理再建された。

そのさい、東二之門は本丸東二之門跡に^{※2}、移建され、また大手二之門は多少地上げされてい
る。

大手二之門は二之丸の西側、東二之門は二之丸の東側にある枡形の外門を形成していたもの
で、両門とも慶長創建時の遺構と思われる。高麗門、本瓦葺で、軒廻りは漆喰塗り込めとし、柱、
冠木や扉などには帯鉄を打ち付けている。規模も大手二之門が本柱間四・三七メートル(一四・
四尺)、東二之門が四・二六メートル(一四・〇五尺)と、ほとんど変わらない。

両門はすでに指定されている四棟と共に築城当初の一連の建物として重要である。修理再建
時の取替材も少い。

※1 両門の再建については昭和四十六年六月三日付けで現状変更が許可、通知されている。

委保第四の四二五号「特別史跡名古屋城跡の現状変更(二の丸東西鉄門再建等)」について工事に当っては文化庁による技術指導が行われた。

なお、一般には東二之門は東鉄門、大手二之門は西鉄門と呼ばれている。

※2 本丸の東二之門は戦前国宝に指定されていたが昭和二十年五月二十四日戦災で焼失したため同二十四年十月十三日付けで指定が解除され
た。正しくは五月十四日。

6. 重要文化財(建造物)の価値

名古屋城の重要文化財（建造物）に関しては個別の指定説明が存在しない。そこで本項では史料調査及び現地調査をふまえ、保存活用計画策定の前提となる櫓3棟、門3棟の重要文化財（建造物）としての価値を整理する。

〔西南隅櫓(A01)、東南隅櫓(A02)、西北隅櫓(A03)〕

（１）技術的価値

西南隅櫓・東南隅櫓は本丸石垣上南端東西の隅に棟方向を南北にして建つ。木造3階で角柱を用いる。1・2階は同規模の平面で通し柱を建て、3階は梁上に管柱を建てる（図1-8）。

西北隅櫓は御深井丸の北西隅に位置し、棟方向を南北にして建つ。木造3階で角柱を用いる。層塔型の架構形式を持つ。西北隅櫓には通柱が無く、1・2階では側柱と入側柱を繋ぎ梁で繋ぎ、繋ぎ梁の上に敷いた柱踏の上に上階の側柱を建て、繋ぎ梁の鼻には出桁を置く。この層塔式の架構により、2・3階の側柱は柱下端を繋ぎ梁上の柱踏にほぞで固定し、さらに柱脚部を床梁や垂木掛けで固定することで柱の下部を拘束する部材が多くあり、安定性に優れる。

名古屋城ではこのように架構形式の異なる建造物が見られ、これらの形式の櫓が名古屋城に現存することは、城郭建築における架構形式の発展過程を探るうえで重要である。

また、西南隅櫓・東南隅櫓ともに、柱の多くは細刃の台カンナで仕上げられている。これに対し西北隅櫓では、蛤刃や平刃のチョウナ仕上げが多く転用材も利用されている。このように使用工具に違いがみられる点は木材の仕上げ技術を知るうえで貴重である。

（２）意匠的価値

西南隅櫓・東南隅櫓の二重屋根は両櫓とも入母屋とし、軒裏および妻壁を塗り籠め、東南隅櫓の東面のみ軒唐破風を備える。初重屋根は寄棟とし、石落し上に入母屋破風を据える。屋根はすべて本瓦葺である。大棟両端には江戸城から移設した青銅製の鯨を載せ、それぞれの棟には白帯漆喰を施す。外壁は大壁とし漆喰を塗り廻し、3階窓の上下に内法長押と腰長押を漆喰塗籠で造り出す。窓は内側に塗籠の縦格子を入れ、その外に土戸を配することにより戸を閉めると外観からは格子が見えない。

西北隅櫓は層塔型の架構形式によることで、上階へいくほど平面寸法を縮めやすく、1階から2階では梁行桁行共に6.5尺遞減し、2階から3階では同様に9.7尺落とす。このように各階で遞減率を変えることで軒先位置をほぼ一直線に揃え、外観意匠に安定感をもたらしている。

名古屋城には国内でも僅少な三階櫓を3棟揃え、切妻破風・入母屋破風・唐破風破風など多様な破風で外観を飾り、格子や狭間といった軍事的な要素を意匠に表していない。この意匠が維持されていることは近世城郭建築の現存事例として高い価値を有する。

（３）文化財としての価値

先述の通り、技術的には架構形式が異なる櫓が現存することで、国内の近世城郭建築の最盛期における架構形式の発展過程を探ることができる。また木材表面も多様な仕上げがあり、階や部位による仕上げの差異をみていくことで、築造意図を探ることができる。

西北隅櫓では各階の遞減意図が明確で安定感を持った外観を生んでいる。東南隅櫓、西北隅櫓

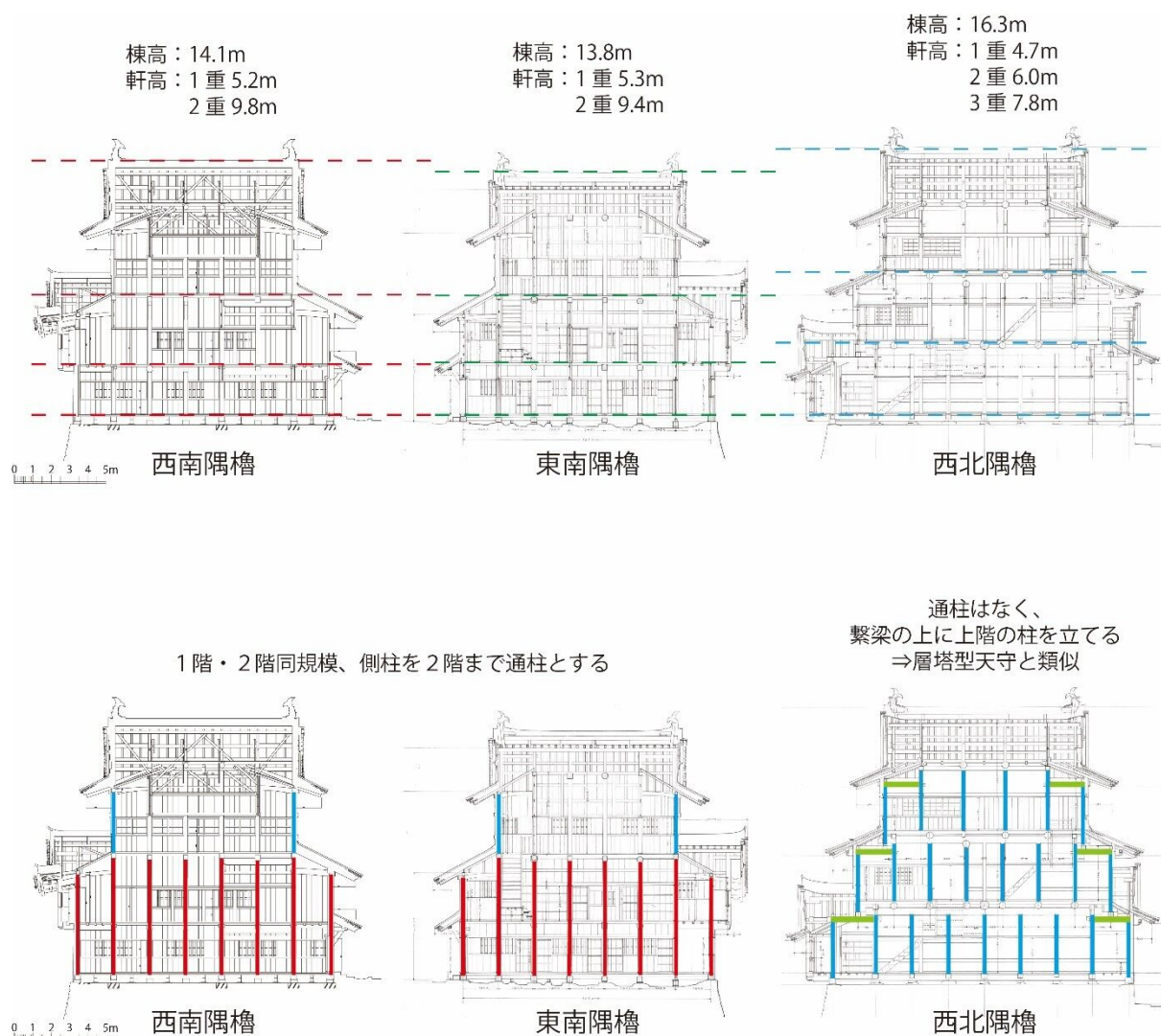


図 1-8 西南隅櫓・東南隅櫓・西北隅櫓の比較図

では使用されている木材も良質なものが多く、仕事が入念であることも読み取れ、すでに時代の要求に応じ築城の目的が軍事的な点よりも権威の誇示に変化していることが天守と同様にこれらの櫓からも読み取れる。

名古屋城の三階櫓は慶長期本丸に3棟、元和期御深井丸に1棟が築造された。城内の建造物の多くが明治6年(1873)の廃城令による破却、明治24年(1891)の濃尾地震による解体、昭和20年(1945)5月14日の空襲により焼失した。しかし、現存する3棟の隅櫓はこれらの危機をくぐり抜け維持保存されており、築城期から現存する建造物である。以上のことから、これら3棟の隅櫓は近世城郭建築の最盛期を代表する事例であるとともに、層塔型天守の先駆けとなる点がみられる貴重な事例といえる。

(4) 今後の調査研究における課題

今回の調査から見てきた名古屋城の三階櫓における特徴的な部分のうち、今後歴史資料の裏付けを得られることで学術的に明らかになる可能性を持つ点を挙げる。

・本丸の東側と西側の櫓で異なる設え

西南隅櫓は3階に長押を廻らし釘隠を打ち天井を張り、軒には桔木を用いているが、これらの

仕様は本丸西側に配置される小天守に近い。一方で、本丸東側に位置する東南隅櫓と焼失した東北隅櫓の保存図を比較すると、どちらも桔木を持たず、天井も張らず、長押もなく、3階に至っては桁行に大きな梁を掛け、城内側の入側柱を抜く架構をとる。

このように本丸東側に並ぶ東北隅櫓と東南隅櫓はごく質素な設えであるのに対し、西側に並ぶ西南隅櫓と小天守では、居室としての設えを持っている。その設えの違いは、機能の違いによって生じていると考えられ、名古屋城の各櫓が多様な用途と格式を持つことを示す可能性がある。

・西北隅櫓の特殊性

西北隅櫓には他の櫓と異なる仕様が多く見られる。まず外観に関しては三重の屋根を持ち、城内側にも破風を設けている。内部では、1・2階に敷居・鴨居の内法材が無く、内壁仕上げは漆喰塗を主としている。3階では敷居・鴨居は付くが他の櫓に付いている辺付が無い。窓廻りでは他の櫓についている敷居の敷鉄が入っていない。屋根では桔木に代わり力垂木が採用されている。柱材は他の櫓ではヒノキが主であるのに対し、西北隅櫓ではマツ・ツガ・クリといった多様な樹種を用い、転用材も多用し、仕上げもチョウナ仕上げのことが多い。

名古屋城は公義普請により築城されたが、築造年に着目すると東南・西南隅櫓は天守と同様に慶長17年(1612)頃と考えられているのに対し、西北隅櫓は貫の墨書から元和5年(1619)と考えられており、徳川義直入城が元和2年(1616)であることから、西北隅櫓は尾張徳川家による築造の可能性が考えられる。

西北隅櫓は別名清須櫓とも呼ばれ、『金城温古録』(『聞惟筆乗(ぶんいひつじょう)』より引用)には「清須櫓と云ふは御城乾角の櫓をいふ。清須の小天守のよし」とあり、古くから清須城の部材を解体移転したという伝承がある。清須から名古屋への遷府、いわゆる「清須越」の際に移転された部材が現存している可能性がある。

〔表二の門(A04)、二之丸大手二之門(A05)、旧二之丸東二之門(A06)〕

(1) 技術的価値

表二の門は本丸石垣南端の東西中央よりやや東側、本丸石垣から張り出した本丸表門枳形に位置する。棟方向を東西とし、本丸表門枳形を守る高麗門である。脇戸を構えず左右対称の外観で、屋根は本瓦葺き、腕木、出桁、軒裏を漆喰塗り籠めとする。

二之丸大手二之門は、二之丸の西側、二之丸大手枳形の外門で高麗門の形式をもつ。昭和38年(1963)に二之丸内に愛知県体育館を建設するにあたり、一旦解体され部材が保管されていたが、同47年(1972)に特別史跡の現状変更許可を得て、もとの位置に再建された。

旧二之丸東二之門は二之丸の東側、二之丸東門枳形の外門で、二之丸大手二之門同様に愛知県体育館の建設に際し解体保管され、昭和47年(1972)に本丸東二之門跡に移建された。形式は高麗門で意匠・規模も二之丸大手二之門とほぼ同じである。

高麗門の軸組を大別すると、鏡柱上に冠木が載り冠木に直行して腕木が載るもの(冠木形式)と、鏡柱に腕木を差し柱が棟木まで延び、柱間に楣を入れるもの(楣形式)の2つの形式がみられるが、名古屋城の高麗門はすべて冠木形式をとる(図1-9)。

重要文化財指定されている高麗門のうち、最古のものは慶長期に築造されており、そのすべてが冠木形式をとる。近世城郭建築の最盛期に建造された高麗門12棟のうち、3棟が名古屋城に保存されていることは城郭建築における高麗門の役割を知る上で重要である。

(2) 意匠的価値

表二の門の意匠上特筆すべき点として、鏡柱、寄掛柱、冠木、扉等の外部に面する部材はすべて帯鉄を隙間なく張っていること、また控柱を掘立柱とすること、門の屋根とほぼ同じ高さで附属土塀を廻らし土塀にも本瓦を葺くことで、枳形南面は一体的で堅牢な印象を与えることがあげられる。

二之丸大手二之門、旧二之丸東二之門の形式も高麗門で、表二の門同様に脇戸は設けず左右対称の意匠を持ち、外部に面する鏡柱、寄掛柱、冠木、扉等の城外側の部材には帯鉄を打つ。これらの上に載る腕木、出桁、軒裏は漆喰を塗り籠め、屋根には本瓦を葺く。

これら3棟の高麗門は枳形を守る堅固な構造・意匠を築城期のまま維持していることから、今後これらを比較することで名古屋城築城期の木割や仕様等の築造計画を明らかにすると共に、近世城郭の意匠を伝えるうえで貴重な事例である。

(3) 文化財としての価値

先述の通り重要文化財に指定されている現存最古の高麗門は慶長期に築造されている。慶長期に築造された高麗門は全国で12棟現存し、名古屋城に3棟、姫路城6棟、旧膳所城移築門の3棟である。

名古屋城表二の門、二之丸大手二之門、旧二之門東二之門の3棟は全国に現存する高麗門の最古級の事例であり、高麗門という形式が成立した過程を探るうえで大変重要である。

(4) 今後の調査研究における課題

重要文化財指定されている現存事例を見ていくと、慶長期に築造された高麗門はすべて冠木形式を取っており、楣形式の現存最古のものは寛永期に築造された旧江戸城田安門となることから、

現存事例によると高麗門の発展過程は冠木形式から楕形式へと変化したということになる。

ただし、同時期の慶長 13 年（1608）にまとめられたとされる匠明には「冠木門之図」に「但ソデ柱、同屋祢ヲ致テハカウライ（高麗）門ト云リ」とあることから、すでに慶長期には高麗門の名称が成立していることがわかる。さらに匠明の記述を見ていくと、技術的価値で述べた楕形式の架構が記されていることから、平内家では高麗門に楕形式を採用している。

このように史料から見ていくと、冠木形式と楕形式の両形式とも慶長期には成立しており、2つの形式が同時進行していたと考えた方が妥当かと思われる。推測の域を出ないが、両形式が並列していることは、薬医門や棟門から発生したものが冠木形式の高麗門、冠木門から発生したものが楕形式の高麗門といった可能性もあるが、これらについては今後の研究が待たれる。

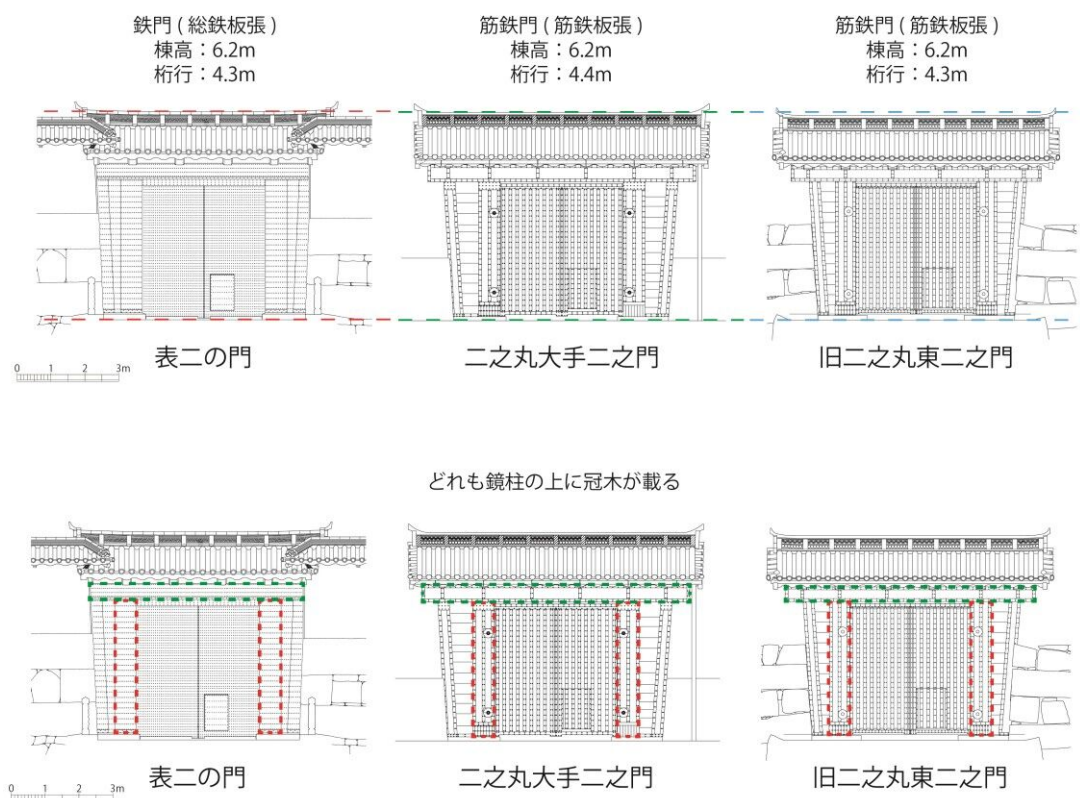


図 1-9 表二の門・二之丸大手二之門・旧二之丸東二之門の比較図

7. 立地環境

(1) 位置・地形特性

名古屋市の地形は、中央部の洪積台地、東部の丘陵地、北・西・南部の沖積平野の3つに大別され、東に高く西に低い地勢をなすものの、おおむね平坦な地形となっている。市域東部の丘陵地域は標高 30～100m 程度であり、北東部から南の知多半島へと直線的に連なっている。中央部の洪積台地は、標高 5m から 30m の極めて平坦な台地地形であり、6～9 万年前に火山降灰の海底堆積物が隆起してできたといわれる。

名古屋城周辺の地形特性は、北及び西方が断崖になっており、濃尾平野の眺望が開ける絶好の佳地であるとともに、天然の要害でもあった。一方、東と南に連なる台地は、城下町の中心部を

形成するのに安定した地盤が広がり、その南端には東海道と熱田湊が位置した。徳川家康が名古屋城を築くにあたっては、北及び西方の断崖を有するなど、軍事面でも好立地にあり、東西交通の要衝であることから、文化や交易の栄える都市を築くのに相応しい場所として、この地を選んだといわれる。

現在の名古屋市は東京から約 260km、大阪から約 140km の位置にあり、鉄道や幹線道路の結節点として東西交通の要衝となっている。また、歴史的にみても、江戸時代には国内の主要な街道であった東海道及び中山道、これらの脇街道として美濃路、佐屋路などが通り、さらに木曽路(上街道)、善光寺路(下街道)、飯田街道(下街道)などが通り、交通の利便性が良い立地環境にある。

名古屋城は、市域中央部の洪積台地の北西端に位置し、市の玄関口である名古屋駅、あるいは、中心街の栄^{さかえ}から直線距離約 2.5km の位置にある。かつて武家屋敷や寺社が並んだ三之丸曲輪内には官庁街、名古屋城北には名城公園北園が広がり、西側には四間道^{しけみち}などの町並み保存地区など下町の雰囲気を残す住宅街がある。また、築城に際して必要な物資を運搬するための運河として開削された堀川が城下町の西端を南下し、伊勢湾に注いでいる。

(2) 周辺環境

名古屋城は清須越^{きよすごし}によって城下町を都市ぐるみで名古屋の地へ移転したとされることから、築城とともに城下町が形成され、名古屋城周辺には関連する多くの遺構が存在している。また、近代の産業都市の形成において大きな役割を果たした近代遺構も多数点在する。これらの遺構は、名古屋城とともに名古屋の歴史を刻んできた重要な要素であり、名古屋市の歴史を後世に伝える貴重な資産であるといえる。

このため、名古屋城周辺地区、熱田地区、志段味^{しだみ}地区の3箇所は、名古屋市の歴史的風致を維持すべき歴史的風致地区として、「名古屋市歴史的風致維持向上計画(平成 26 年策定)」に掲げる重点区域に設定されている(図 8)。このほか名古屋城周辺地区では、古地図に見られる城下町の範囲、若宮祭・名古屋まつり等において山車の運行経路となっている範囲など、各種の町並み保存地区(白壁・主税^{ちから}・榑木^{しゅもく}地区、四間道^{しけみち}地区)が定められている。これらの地区は、名古屋城築城に伴って新たに発展した城下町であり、築城以来歴史と文化を育んできた場所として、名古屋城に関連する文化財及び遺構が多数点在している(図 1-10)。

このように、名古屋城は築城以来の歴史を現在に伝える上記重点地区の中心に位置づけられる。なお、名古屋城周辺地区における、文化財保護法等に基づく文化財及び景観法等に基づく都市の景観形成上重要な建築物等については表 1-7 に示す通りである(令和 6 年(2024)3 月時点)。

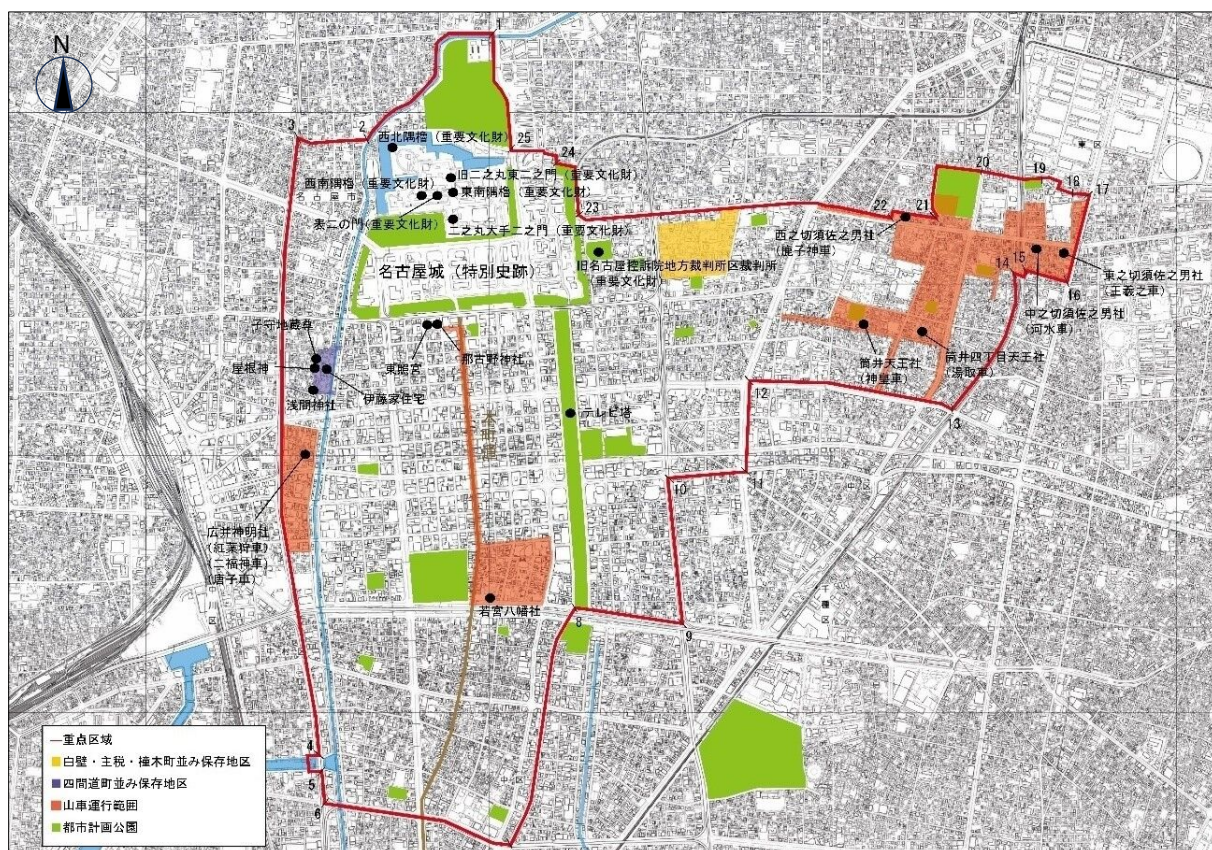


図 1-10 重点区域図(名古屋城周辺)



図 1-11 正徳 4 年(1714)尾府名古屋図(名古屋市蓬左文庫蔵)(重点区域図との重ね図)

表 1-7 名古屋城周辺地区における歴史資産

区 分	概 要	件 数
国指定文化財	文化財保護法により指定されたもの	建造物：4 件
県指定文化財	愛知県文化財保護条例に基づき指定されたもの	建造物：3 件
市指定文化財	名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例に基づき指定されたもの	建造物：6 件 無形民俗：9 件
国登録文化財	文化財保護法により登録されたもの	有 形：31 件
景観重要建造物	景観法及び名古屋市都市景観条例に基づき、市長が、良好な景観の形成に重要なものを、所有者の意見を聴き指定するもの	建造物：7 件
都市景観 重要建築物	名古屋市都市景観条例に基づき、都市景観の形成上重要な価値がある建築物、工作物その他の物件又は樹木、樹林を指定	建造物：15 件 樹 木：3 件
認定地域 建造物資産	名古屋市都市景観条例第 25 条の 2 に基づき、一定の地域における都市景観の形成上、重要な歴史的又は文化的価値があると認める建築物、工作物その他の物件について、市長が認定を行ったもの	建造物：32 件
登録地域 建造物資産	名古屋市都市景観条例第 25 条の 4 に基づき、一定の地域における都市景観の形成上、歴史的又は文化的価値があると認める建築物、工作物その他の物件について、市長が登録を行ったもの	建造物：37 件

※名古屋城内の文化財を除く

8. 施設の性格及び公開状況

(1) 重要文化財(建造物)の公開活用状況

各重要文化財(建造物)の公開活用状況は、表 1-8 の通りである。

表 1-8 重要文化財(建造物)の公開活用状況

重要文化財(建造物)		
番号	名 称	公開活用状況
A01	名古屋城西南隅櫓	外観は常時公開。内部は期間を限定して公開している(平成 30 年(2018)～)。
A02	名古屋城東南隅櫓	外観は常時公開。内部は現状非公開。 ※保存活用計画・耐震診断を通して検討
A03	名古屋城西北隅櫓	外観は常時公開。内部は現状非公開。 ※保存活用計画・耐震診断を通して検討
A04	名古屋城表二の門	常時公開、常時開門。
A04'	名古屋城表二の門 附属土塀	常時公開。
A05	名古屋城二之丸 大手二之門	常時公開、常時開門。
A06	名古屋城旧二之丸 東二之門	常時公開、毎日開閉。

(2) その他施設の利用状況

重要文化財(建造物)と一体となって価値を形成する物件のうち、一般公開の用途に供する建造物の利用状況については、表 1-9 に示す通りである。

表 1-9 重要文化財(建造物)と一体となって価値を形成する物件(建造物)の利用状況

本丸		
番号	名称	利用状況
①	大天守	耐震上の問題により、平成 30 年(2018)から閉館。
②	小天守	耐震上の問題により、平成 30 年(2018)から閉館。
⑤	本丸御殿	平成 30 年(2018)に寛永期の姿を復元、常時公開。
⑥	不明門	常時公開、毎日開閉。
西之丸		
番号	名称	利用状況
②⑨	西の丸御蔵城宝館	三番蔵と四番蔵の外観を再現した常設の展示収蔵施設、ミュージアムショップ、便益施設。常時公開。
④⑩	正門	常時公開、毎日開閉。
御深井丸		
番号	名称	利用状況
②⑩	書院	渡り廊下で結ばれた猿面望 ^{さるめんぼうかく} 茶席(猿面席と ^{よどみ} 澱看席で構成)と併せて、特別利用、期間を限定して公開。
②②	又隠茶席	特別利用、期間を限定して公開。
②③	織部堂	特別利用、期間を限定して公開。

(3) 土地利用状況

特別史跡名古屋城跡の大部分は、都市公園として都市計画決定された「名城公園」である。指定地内ではほぼ全域が、土塁、堀(空堀・水堀)、石垣などの城郭の縄張を形成する遺構及び広場や緑地で覆われている。特別史跡名古屋城跡のうち、本丸・西之丸・御深井丸は全て有料区域内にあり、二之丸は名勝二之丸庭園などが位置する北側のみが有料区域となっている。本調査で対象とする重要文化財・登録有形文化財(建造物)のうち、二之丸大手二之門以外はすべてこの有料区域内に位置する。一方、かつて向^{むこう}屋敷や二之丸御殿の一部があった二之丸南側は、昭和 39 年(1964)に愛知県体育館が建てられ現在に至っている。本調査が対象とする二之丸大手二之門は、この無料区域となっている二之丸南側の西端に位置する。

歴代藩主が公私にわたって過ごした二之丸御殿の北側には、藩主が居住した御殿の庭園としては日本一の規模を誇る名勝二之丸庭園(平成 30 年(2018)指定、面積約 3 万㎡)があり、市民の憩いの場となっている。一方、御深井丸東側部分には茶席庭園(面積約 2,000 ㎡、特別利用、期間を限定して公開)が整備され、茶会の他、結婚式などにも利用されている。

前述の通り、特別史跡指定範囲はほぼ全域にわたり都市公園区域となっているため、都市公園法により、公園管理者(名古屋市)以外の者が公園施設を設け、または管理する場合は許可が必要である。平成 29 年度(2017)に本市が都市公園法に基づく設置許可等を行ったもの(常設施設のみ)は、表 1-10 の通りである。その他イベントなどの開催時に一時的な設置等の許可を行っている。

表1-10 特別史跡名古屋城跡における設置許可等の実績(令和6年度(2024))

	施設名	用 途	申請者	許可期間	当初許可年月日
設置許可施設	事務所	理事長室・給湯室	名古屋城振興協会	令和6年(2024)4月1日～同7年(2025)3月31日	
	内苑売店 (スナックコーナー・更衣室)	商品倉庫・更衣室	同上	同上	昭和34年(1959)10月1日
	レストハウス (きしめん亭)	厨房・倉庫・飲料水販売	同上	同上	
	コインロッカー (東門)	荷物預かり	同上	同上	
	飲料水自動販売機 (深井丸展示館)	飲料水販売	同上	同上	
	正門総合案内所休憩所	荷物預かり・飲料水販売	同上	同上	
	二の丸休憩所	飲料水販売・倉庫・移動売店・ロッカー	同上	同上	
	写真部ブース	写真撮影	同上	同上	
	飲料水自動販売機 (正門横売店)	飲料水販売	同上	同上	
	西の丸御蔵城宝館	資料展示収蔵施設・土産品販売	同上	同上	
管理許可施設	事務所	事務所	同上	同上	
	正門横売店	土産品販売	同上	同上	
	正門お休み処	無料休憩所	同上	同上	
	御深井丸展示館	郷土資料展示	同上	同上	
	内苑売店	土産品	同上	同上	昭和34年(1959)10月1日
	レストハウス (きしめん亭)	飲食	同上	同上	
	二の丸茶亭	抹茶販売	同上	同上	昭和44年(1969)10月1日
	木造倉庫	倉庫	同上	同上	平成25年(2013)1月18日
	本丸御殿ミュージアム ショップ	土産品販売	(株)ノムラメディアス	令和6年(2024)4月1日～同8年(2026)9月17日	平成28年(2016)9月18日

※常設施設のみ記載

第4節 重要文化財(建造物)保護の経緯

1. 重要文化財(建造物)保護の経緯

重要文化財(建造物)の主な改造・修理履歴については、表 1-11 に示す通りである。

表 1-11 重要文化財(建造物)の改造・修理履歴

重要文化財(建造物)		
番号	名 称	改造・修理履歴
A01	名古屋城西南隅櫓	江戸中後期、揚屋を伴う修理工事(痕跡あるが記録なし)か 明治 37 年(1904) 大正 8 年(1919) 部分修理か(詳細不明) 大正 10 年(1921) 石垣崩落に伴い倒壊 大正 12 年(1923) 旧材を用いて再建 平成 20 年(2008) 耐震予備診断 平成 21 年(2009) 耐震基礎診断 平成 27 年(2015) 半解体修理工事 令和 2 年(2020) 床材部分補修工事 令和 5 年(2023) 窓漆喰部分補修工事
A02	名古屋城東南隅櫓	宝永 6 年(1709) 半解体修理工事か 宝永 7 年(1710) 屋根葺き替え修理工事 寛政 11 年(1799) 屋根葺き替え修理工事 明治 43 年(1910) 屋根葺き替え修理工事 昭和 28 年(1953) 半解体修理工事 昭和 34 年(1959) 屋根葺き替え修理工事 昭和 44 年(1969) 外壁漆喰補修工事 昭和 48 年(1973) 屋根葺き替え修理工事 昭和 63 年(1988) 外壁・屋根漆喰補修工事 平成 20 年(2008) 耐震予備診断 平成 21 年(2009) 破損状況調査 平成 24 年(2012) 外壁部分補修工事 令和 2 年(2020) 床材等部分補修工事
A03	名古屋城西北隅櫓	寛文 3 年(1663) 元禄 7 年(1694) 部分修理か(詳細不明) 享和 2 年(1802) 大正 5 年(1916) 半解体修理工事 昭和 39 年(1964) 全解体修理工事 昭和 48 年(1973) 屋根葺き替え修理工事 昭和 63 年(1988) 屋根葺き替え修理工事 平成 16 年(2004) 窓漆喰補修工事 平成 20 年(2008) 耐震予備診断 平成 21 年(2009) 破損状況調査 平成 25 年(2013) 外壁等漆喰補修工事 令和 元年(2019) 落下屋根瓦補修工事 令和 3 年(2021) 屋根漆喰部分補修工事 令和 4 年(2022) 漏水に伴う屋根養生
A04	名古屋城表二の門	明治 39 年(1906) 屋根葺き替え修理工事 大正 8 年(1919) 部分修理か(詳細不明) 昭和 25 年(1950) 壁漆喰補修・屋根葺き替え修理工事 平成 21 年(2009) 破損状況調査 平成 22 年(2010) 耐震予備調査 平成 25 年(2013) 屋根漆喰補修工事 令和 元年(2019) 耐震診断調査・破損状況調査 ※ 解体修理工事の実施記録なし
A04'	名古屋城表二の門 附属土堀	明治 39 年(1906) 木材取替え・屋根葺き替え・壁漆喰塗替え修理工事 大正 8 年(1919) 部分修理か(詳細不明) 昭和 25 年(1950) 壁漆喰修繕・屋根瓦補修・瓦漆喰塗替え修理工事 昭和 48 年(1973) 屋根部分修理・部分修理工事

		平成 24 年 (2012) 屋根漆喰補修・控柱取替え修理工事 令和 5 年 (2023) 屋根部分修理工事
A05	名古屋城二之丸 大手二之門	昭和 38 年 (1963) 愛知県体育館建設に伴って解体撤去 昭和 42 年 (1967) 解体保管材を用いて旧位置に再建 平成 21 年 (2009) 破損状況調査 平成 26 年 (2014) 耐震基礎診断 平成 30 年 (2018) 屋根漆喰補修工事
A06	名古屋城旧二之丸 東二之門	寛保 3 年 (1743) 屋根葺き替え修理工事 昭和 38 年 (1963) 愛知県体育館建設に伴って解体撤去 昭和 47 年 (1972) 解体保管材を用いて現位置に移設再建 平成 21 年 (2009) 破損状況調査 平成 25 年 (2013) 全解体修理工事

2. 重要文化財(建造物)における補助事業

重要文化財(建造物)における昭和 25 年(1950)以降に実施した保存事業(建造物保存修理・耐震診断、防災設備等)のうち保存修理・耐震診断に係る補助事業は表 1-12 に示した通りである。防災設備に関しては単費と補助事業を合わせて表 1-13 のように整理した。

表1-12 重要文化財(建造物)の保存修理・耐震診断に係る補助事業

番号	名 称	完了事業年度	事業内容及び開始年度
A01	名古屋城西南隅櫓	平成20年度(2008)	耐震診断
		平成26年度(2014)	半解体修理(平成22年度(2010)～)
A02	名古屋城東南隅櫓	昭和28年度(1953)	全解体修理(昭和26年度(1951)～)
		未定	耐震診断(令和 6 年度(2024)～)
A03	名古屋城西北隅櫓	昭和38年度(1963)	全解体修理(昭和36年度(1961)～)
		未定	耐震診断(令和 6 年度(2024)～)
A04 A04'	名古屋城表二の門 名古屋城表二の門 附属土堀	令和元年度(2019)	耐震診断
A05	名古屋城二之丸 大手二之門	平成25年度(2013)	耐震診断
A06	名古屋城旧二之丸 東二之門	平成24年度(2012)	全解体修理(平成22年度(2010)～)

表1-13 重要文化財(建造物)の防災設備に係る事業

種別	事業年度	場所	事業内容	事業区分
自動火災報知設備	昭和44年(1969)	西南隅櫓・東南隅櫓・ 西北隅櫓・表二の門	分布型差動式熱感知器・煙感知器 設置	単
	平成 8 年(1996)	西北隅櫓	分布型差動式熱感知器 更新	単
	平成26年(2014)	西南隅櫓	分布型差動式熱感知器・煙感知器 更新	補
	平成28年(2016)	東南隅櫓・西北隅櫓	分布型差動式熱感知器 更新	単
	平成30年(2018)	西南隅櫓・西北隅櫓	自火報設備 改修 避難誘導灯 設置	単
		東南隅櫓	熱感知器 更新	単

	令和元年(2019)	東南隅檜	自火報設備 改修 避難誘導灯 設置	単
消防設備	平成30年(2018)	西南隅檜・東南隅檜・ 西北隅檜	パッケージ型消火設備設置(1階、2階)	単
避雷設備	昭和39年(1964)	西北隅檜	避雷針 改修	補
	平成26年(2014)	西南隅檜	避雷針 改修	補

第5節 保護の現状と課題

1. 保存の現状と課題

(1) 保存管理

これまで重要文化財(建造物)については、必要に応じて保存修理や維持管理における小修理を実施し、定期的に破損状況調査を行いながら保存に努めてきた。今後、より良い保存管理を行っていくためには、対象となる重要文化財(建造物)の価値の所在をふまえたうえで保護の方針を定め、維持管理及び修理事業を実施していく必要がある。これには、3D・XR・BIM(Building Information Modeling)等の最新技術を積極的に取り入れ、維持管理や修理計画に活かしていくことが求められる。

(2) 環境保全

これまで特別史跡名古屋城跡の指定範囲の中では、重要文化財(建造物)の保護または管理運営上の観点から城内の植栽及び観覧環境を保全・整備してきた。今後、重要文化財(建造物)の保存管理に影響を与える環境的要因をより良く管理していくためには計画区域を適切に設定し、重要文化財(建造物)と一体となって価値を有する城内の歴史的要素及び植栽環境について適切な保全方針を定める必要がある。これには、来訪者等の安全確保を最優先としながら、状況に応じた保全策を講じていくことも含まれる。

(3) 防災対策

これまで「名古屋城消防計画」に基づき、城内の防火・防犯対策を行ってきた。重要文化財(建造物)を災害から守り、来訪者の安全性を確保するためには、地震、強風、落雷等の自然災害や放火等の人的被害の想定を行いながら、効果的な防災対策を進めていく必要がある。特に観覧経路にある建造物で、耐震診断が未実施のものや破損が進行中のものについては経過観察が必要であり、将来的な安定性の確保が求められる。

2. 活用の現状と課題

(1) 公開活用に向けた協働

これまで重要文化財(建造物)である櫓3棟及び乃木倉庫において、期間限定の一般公開あるいはイベント等による活用を実施してきた。今後、重要文化財(建造物)をより魅力的に活用していくためにも、本計画で設定する計画区域内において公開活用の基本方針を明確に示す必要がある。特に城内では木造天守の復元等をはじめとする複数の事業が並行して進行中であること、また、名勝庭園の整備等の新規事業が断続的に立ち上がることを鑑みて、関係者間における円滑な意思疎通に留意しつつ事業を進めていくことが肝要である(表1-14)。

(2) バリアフリー・ユニバーサル対応

櫓の内部階段には手摺の設置等により可能な範囲でバリアフリー対策を行っているが、階段が狭く、急勾配であることから、一般公開に際しては適切な人数の案内係を配置する、あるいは観覧者の人数を制限する等、ソフト面を含めた安全対策も重要である。また、ドローンによる映像やVR、音声ガイド、触れる展示模型等を活用し、社会包摂的な公開活用の在り方を検討していく必要がある。

(3) インバウンド対策

現在ボランティアガイドによる英語の定期ガイドを実施しているが、近年増加する訪日外国人観光客に向けて、より充実した多言語解説が求められる。本丸御殿ではすでに4か国語(日・中・英・韓)による音声ガイドが導入されているものの、城内全体あるいは重要文化財(建造物)に関しては未整備のままである。今後さらにアプリ等を利用した多言語解説を進めていく必要がある。

表1-14 特別史跡名古屋城内における主な事業内容

	事業名	実施期間	備考
重要文化財(建造物)	表二の門・附属土塀修理工事	令和元年度(2019)～	
	事業概要		
	表二の門・附属土塀を対象に大規模修理工事を実施し、合わせて附属土塀背面の雁木を復元整備する。		
	事業名	実施期間	備考
	東南隅櫓・西北隅櫓耐震診断	令和6年度(2024)～	診断結果により検討
特別史跡	事業概要		
	大規模修理工事から年月が経つ東南隅櫓・西北隅櫓を対象に耐震診断を行い、必要に応じて耐震補強を実施する。		
	事業名	実施期間	備考
名勝	名古屋城天守閣整備事業	平成27年度(2015)～	未定
	事業概要		
	設備の老朽化や耐震性の確保が必要な再建天守閣を史実に忠実なたちで木造復元する。		
名勝	事業名	実施期間	備考
	二之丸庭園整備工事(第2次)	未定	未定
	事業概要		
名勝	名勝二之丸庭園のうち東御庭を往時の姿に整備する。		

第6節 計画の概要

1. 計画区域の設定

計画区域は、特別史跡名古屋城跡として指定を受けている範囲のうち、文部科学省、財務省、名古屋市が所有する敷地にあり、有料区域として名古屋市が管理する区域及び二之丸大手二之門(枳形内)とする(図1-12)。

名古屋城を訪れる来城者に対して、重要文化財(建築物)の近世城郭としての文化財的な価値を伝えるため、名古屋市が有料区域として管理する範囲を主な計画区域とする。計画区域には特別史跡名古屋城跡及び名勝名古屋城二之丸庭園を含んでおり、これらと一体的に重要文化財(建築物)の保存活用について計画する。

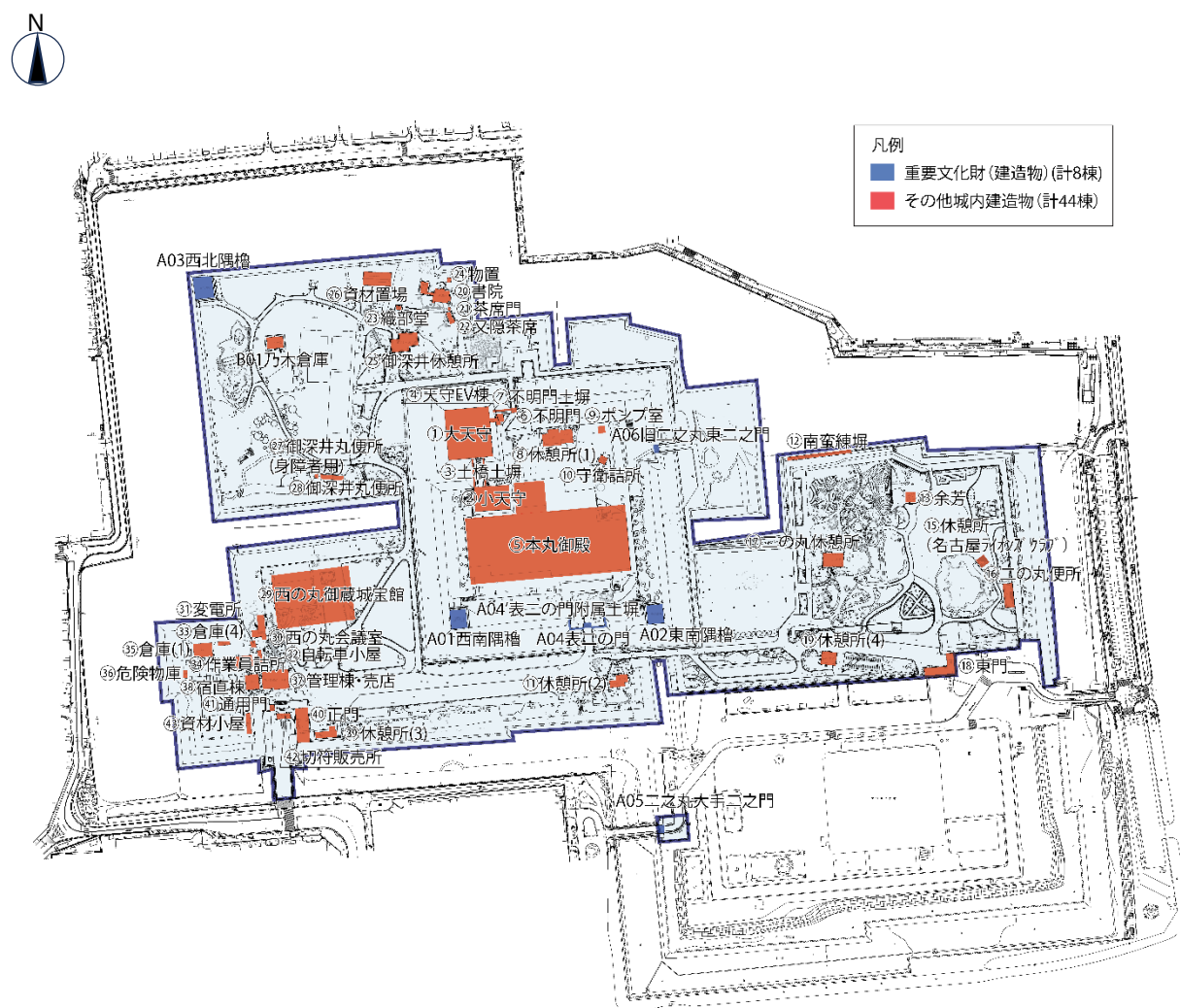


図1-12 計画区域図

2. 計画の目的

名古屋城は慶長 15 年(1610)に尾張徳川家の居城として築城され、明治時代以降は様々な改変を受けたが、昭和 4 年(1929)に城内建築物 24 棟が旧国宝に指定された。第二次世界大戦の空襲によって多くが焼失したが、現存する重要文化財(建築物)は今も往時の姿を伝えている。その一方で、城内では本丸御殿復元整備、二之丸庭園整備、木造天守復元整備など大規模な整備事業が進められている。こうした特別史跡全体での本質的価値の向上及び理解促進の取り組みとともに、重要文化財(建築物)は近世城郭としての文化財的な価値を損なうことなく確実な保存・活用を行い、地域を代表する文化財として後世へ継承していく必要がある。

そこで、重要文化財(建築物)の価値を整理し明示するとともに、保存の観点では名古屋城全域で重要文化財(建築物)を災害から守るための防災対策、活用の観点では多様な来城者への対応に重点を置き、それぞれの現状と課題を把握したうえで保存・活用における今後の方針を示すことを目的として本計画を策定する。

3. 計画の基本方針

本計画は、「重要文化財(建築物)保存活用計画の策定について(通知)」(平成 11(1999)年 3 月 24 日文化庁文化財保護部長通知)及び別紙「重要文化財(建築物)保存活用標準計画の作成要領」に従い、保存管理、環境保全、防災、活用に係る各計画及び保護に係る諸手続を定める。

本計画では、「愛知県文化財保存活用大綱」や「名古屋市文化財保存活用地域計画」を上位計画として、名古屋城の重要文化財(建築物)に関する保存活用を重点的に取り扱う。また、「特別史跡名古屋城跡保存活用計画」・「名勝名古屋城二之丸庭園整備計画書」・「名古屋城植栽管理計画」・「名古屋市歴史的風致維持向上計画(第 2 期)」、その他名古屋市が策定した各種計画との整合性を考慮しながら策定する。

また、保存管理・防災対策・公開活用の 3 つの視点から以下の基本方針を定める。

(1) 保存管理

重要文化財(建築物)の価値を損なうことなく確実に後世へ継承していくため、現状を詳細に把握し、持続可能なメンテナンスを行う。日常的な点検のワークフローを作成し、定期的な保存修理が適切な時期・内容で実施できるように計画する。新たなデジタル技術等を積極的に取り入れつつ、学術的な調査研究を継続して行い、文化財的価値や本質的価値の向上を図る。

(2) 防災対策

重要文化財(建築物)で想定される災害が発生した際に、被害が最小限に抑えられるように名古屋城全域で一体的な防災の設備・管理方法・管理体制を構築し、来城者の安全確保を万全なものとする。

(3) 公開活用

多くの人々が訪れる観光地として、多様な来城者が重要文化財(建築物)の価値を最大限享受できるよう社会包摂的な公開活用方法を計画する。地域を代表する文化財として市民が継承してきた意義を地域のなかで積極的に発信するとともに、訪日外国人観光客に対しても価値を適切に共有することで名古屋城の国際的な魅力向上を図る。

4. 計画の概要

保存活用の基本方針(図 1-13・14)をもとに各計画の策定を進める。

(1) 保存管理計画

対象となる重要文化財(建造物)における価値の所在を確認したうえで、重要文化財(建造物)としてふさわしい部分・部位の設定を行い、今後の保存管理方針を定める。また、現在の保存状況を踏まえて、今後の管理計画及び修理計画を策定する。

(2) 環境保全計画

計画区域を適切に設定し、重要文化財(建造物)と一体となって価値を有する城内の歴史的環境について、適切な保全方針を定める。また、重要文化財(建造物)以外の建造物、石垣、土塁、樹木、外部保護柵、雨水排水施設、虫・獣害対策については、「特別史跡名古屋城跡保存活用計画」との整合性を図りながら整備計画等を策定する。

(3) 防災計画

防火管理区域を適切に設定し、区域内の建造物の燃焼特性及び現在の防火・防犯の状況を把握したうえで、防火対策、防犯対策、地震対策、耐風対策、水害対策を検討する。これには、被害の想定を行いながら「名古屋城消防計画」との整合性を図りつつ防災計画を策定する。

(4) 公開活用計画

重要文化財(建造物)の価値を損なうことなく適切な公開・活用を進めるに当たり、関連する計画または事項を整理したうえで、今後の公開活用の基本方針を定める。これには、城内の重要文化財(建造物)のみならず、名古屋城を中心として形成された歴史的風致地区全体の公開活用に配慮した基本方針を示す。また、これらを実施するための課題を抽出し、適切な公開活用を行うための留意事項を記載する。

(5) 保護にかかる諸手続

文化財保護法及び関連法令に基づく必要な手続及び本計画の改正について記載する。

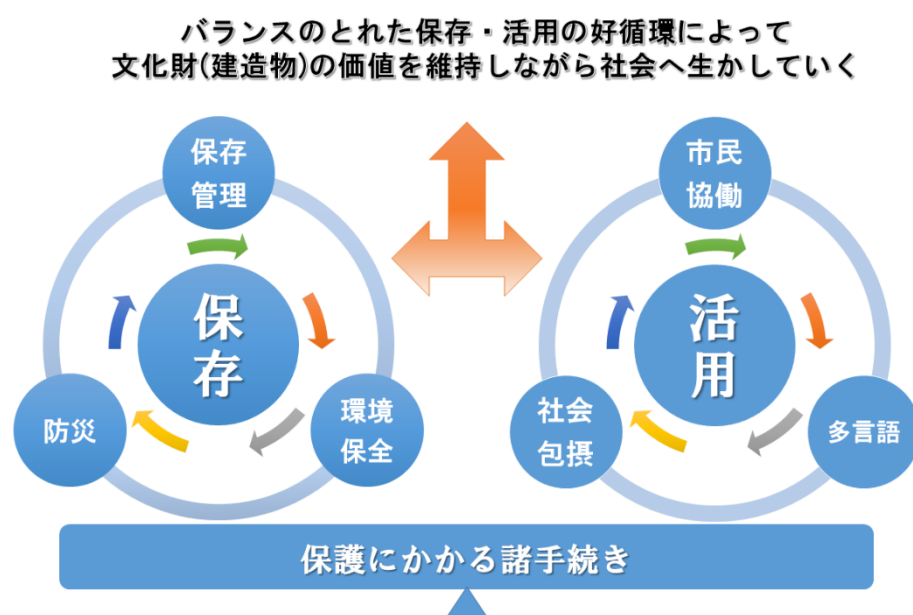


図 1-13 保存活用における基本方針

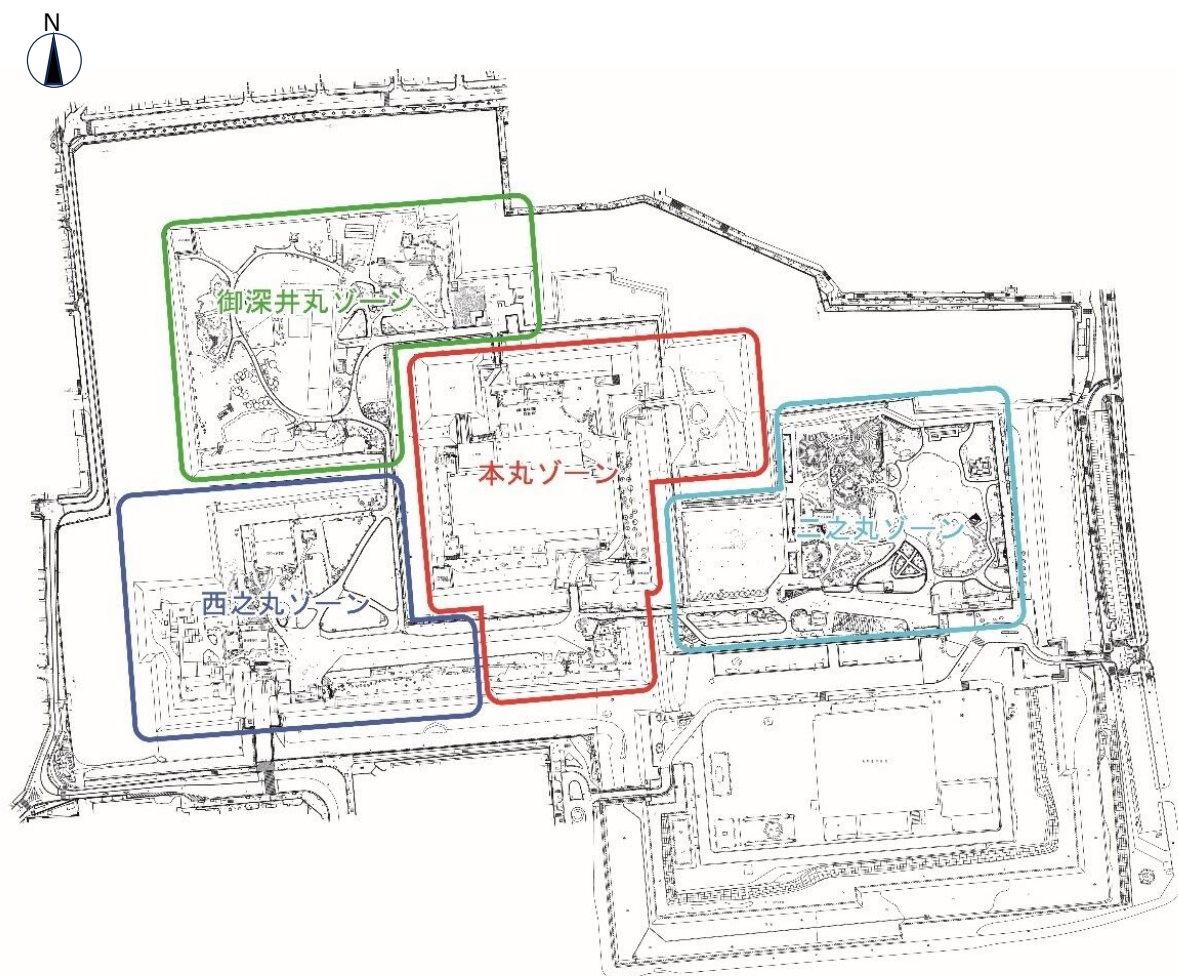


図 1-14 開活用基本方針のゾーン区分

本丸ゾーン：名古屋城における文化財・活用のランドマークとして、近世城郭の歴史的景観を体感できるゾーン

二之丸ゾーン：庭園と茶室を通して殿さまの御庭の姿を学び、四季折々の美しさを見ることができるゾーン

西之丸ゾーン：名古屋城の正面玄関として来城者をもてなし、運営管理の拠点となるゾーン

御深井丸ゾーン：緑豊かな空間のなかで名古屋城の歴史的な移り変わりが感じられるゾーン

5. 計画策定に係る検討会議

名古屋市では、有識者会議として全体整備検討会議を設置している。その中に「建造物部会」等の各部会があり、そこで意見聴取しながら整備及び運営に関する専門的かつ具体的な検討を行っている(図 1-15)。全体整備検討会議には、各部会の構成員等が出席し、部会における協議内容等を報告のうえ、名古屋城全体として、一体的な整備及び運営を進められるよう、調整を行っている。

本計画の策定にあたっては、令和6年度(2024)より建造物部会で検討することとし、オブザーバーをさらに加えて検討を行った(表 1-15・16)。

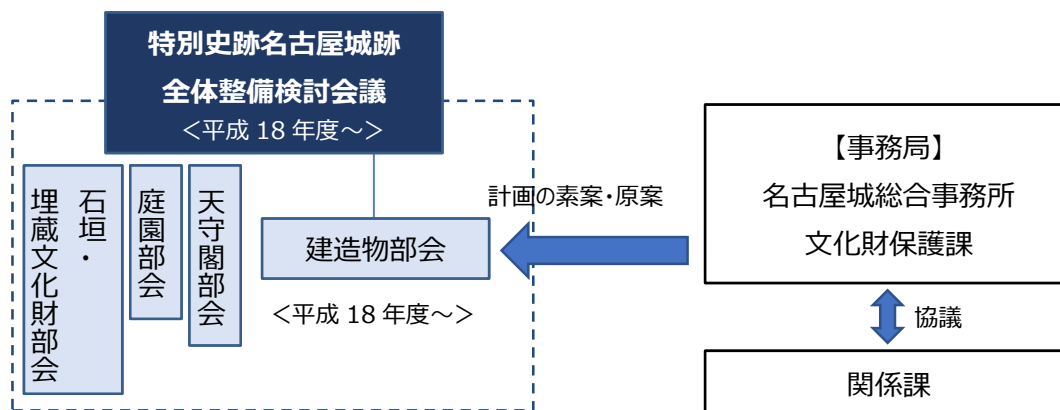


図 1-15 計画の検討体制

表 1-15 特別史跡全体整備検討会議 建造物部会の体制

■構成員

氏 名	所 属	備 考
小濱 芳朗	名古屋市立大学名誉教授	座長
溝口 正人	愛知淑徳大学教授	副座長
小松 義典	名古屋工業大学大学院准教授	
野々垣 篤	愛知工業大学准教授	
麓 和善	名古屋工業大学名誉教授	

■オブザーバー

氏 名	所 属
井川 博文	文化庁文化資源活用課文化財調査官
森山 修治	日本大学非常勤講師・元日本大学教授
愛知県	県民文化局文化部文化芸術課文化財室

■事務局

	所 属
名古屋市	観光文化交流局名古屋城総合事務所
	教育委員会生涯学習部文化財保護課

表 1-16 保存活用計画策定の検討経過

区分	開催日	議 題	出席者
第 1 回	令和 6 年 (2024) 9 月 18 日	第 1 章 計画の概要 第 2 章 保存管理計画 (保存管理の現状・保護の方針)	○構成員 小濱 芳朗 名古屋市立大学名誉教授(座長) 溝口 正人 名古屋市立大学大学院教授(副座長) 小松 義典 名古屋工業大学大学院准教授 野々垣 篤 愛知工業大学准教授 麓 和善 名古屋工業大学名誉教授 ○オブザーバー 井川 博文 文化庁文化資源活用課文化財調査官〈オンライン参加〉 森山 修治 日本大学非常勤講師・元日本大学教授 川野 真央 愛知県県民文化局文化部文化芸術課文化財室主事
第 2 回	令和 7 年 (2025) 1 月 31 日	第 1 章 計画の概要、 第 2 章 保存管理計画 (保存管理の現状・保護の方針)の修正 第 3 章 環境保全計画	○構成員 小濱 芳朗 名古屋市立大学名誉教授(座長) 溝口 正人 名古屋市立大学大学院教授(副座長) 小松 義典 名古屋工業大学大学院准教授 野々垣 篤 愛知工業大学准教授 麓 和善 名古屋工業大学名誉教授 ○オブザーバー 井川 博文 文化庁文化資源活用課文化財調査官〈オンライン参加〉
第 3 回	令和 7 年 (2025) 6 月 2 日	第 1 章 計画の概要、 第 2 章 保存管理計画 (保存管理の現状・保護の方針)、第 3 章 環境保全計画の修正 第 2 章 保存管理計画 (管理計画・修理計画) 第 4 章 防災計画	○構成員 小濱 芳朗 名古屋市立大学名誉教授(座長) 溝口 正人 愛知淑徳大学教授(副座長) 小松 義典 名古屋工業大学大学院准教授 野々垣 篤 愛知工業大学准教授 麓 和善 名古屋工業大学名誉教授 ○オブザーバー 井川 博文 文化庁文化資源活用課文化財調査官〈オンライン参加〉 森山 修治 日本大学非常勤講師・元日本大学教授 竹田 晴香 愛知県県民文化局文化部文化芸術課文化財室主事
第 4 回	令和 7 年 (2025) 10 月 17 日	第 4 章 防災計画の修正 第 5 章 活用計画 第 6 章 保護に係る諸手続き	○構成員 小濱 芳朗 名古屋市立大学名誉教授(座長) 溝口 正人 愛知淑徳大学教授(副座長) 小松 義典 名古屋工業大学大学院准教授 野々垣 篤 愛知工業大学准教授 麓 和善 名古屋工業大学名誉教授 ○オブザーバー 井川 博文 文化庁文化資源活用課文化財調査官 前川 拓也 文化庁文化資源活用課文化財防災推進係長 森山 修治 日本大学非常勤講師・元日本大学教授 竹田 晴香 愛知県県民文化局文化部文化芸術課文化財室主事
第 5 回			

第2章

保存管理計画

- 第1節 保存管理の現状
- 第2節 保護の方針
- 第3節 管理計画
- 第4節 修理計画

第 2 章

保存管理計画

第 1 節 保存管理の現状

1. 現在の保存状況

各重要文化財（建造物）の保存状況について目視の範囲で確認し、表 2-1 のように整理した。

表 2-1 重要文化財(建造物)の保存状況

重要文化財(建造物)			
番号	名称	部位	保存状況
A01	名古屋城西南隅櫓	基礎	・礎石は良好に保存されている。東石は目視による確認不可。
		軸部	・漏水痕、虫害は見られるが良好に保存されている。
		組物	・わずかなクラックは見られるが良好に保存されている。
		軒回り	・良好に保存されている。
		小屋裏	・良好に保存されている。
		屋根	・良好に保存されている。
		造作	・良好に保存されている。
		鋳金具	・良好に保存されている。
A02	名古屋城東南隅櫓	基礎	・礎石は良好に保存されている。東石は目視による確認不可。
		軸部	・漏水痕、虫害、腐朽が見られる。
		壁	・クラック、漆喰剥離、塗土剥離が見られる。
		軒回り	・クラック、漆喰剥離、塗土剥離が見られる。
		小屋裏	・良好に保存されている。
		屋根	・瓦の脱落、植物定着が見られる。
		造作	・建具の開閉困難箇所が見られる。
A03	名古屋城西北隅櫓	基礎	・礎石は良好に保存されている。東石は目視による確認不可。
		軸部	・著しい漏水が見られる。
		壁	・クラック、漆喰剥離、塗土剥離が見られる。
		軒回り	・クラック、漆喰剥離、塗土剥離が見られる。
		小屋裏	・良好に保存されている。
		屋根	・瓦のズレ、脱落が見られる。
		造作	・建具の開閉困難箇所が見られる。
A04	名古屋城表二の門	基礎	・良好に保存されている。
		軸部	・金属被覆により確認できない。
		壁	・金属被覆により確認できない。
		軒回り	・漆喰剥離が見られる。
		屋根	・瓦のズレが見られる。
		金具	・腐食が見られる。
A04'	名古屋城表二の門 附属土塀	基礎	・良好に保存されている。
		軸部	・貫の腐朽、控え柱の腐朽・くさびの欠失が見られる。土壁により被覆されているため、その他の軸部は確認できない。
		壁	・漆喰剥離、汚損が見られる。
		軒回り	・軒先の傾斜、漆喰剥離が見られる。
		屋根	・冠瓦・軒丸瓦の欠失、面戸の漆喰剥離が見られる。入隅に雑草が繁殖している。
A05	名古屋城二之丸 大手二之門	基礎	・良好に保存されている。
		軸部	・わずかに腐朽は見られるが良好に保存されている。
		壁	・良好に保存されている。

A06	名古屋城旧二之丸 東二之門	軒回り	・クラックはあるが概ね良好に保存されている。
		屋根	・良好に保存されている。
		金具	・腐食が見られる。
		基礎	・良好に保存されている。
		軸部	・良好に保存されている。
		壁	・良好に保存されている。
		軒回り	・良好に保存されている。
		屋根	・良好に保存されている。
		金具	・わずかに鋸の欠損が見られるが良好に保存されている。

2. 頻度の高いき損

重要文化財（建造物）における現状で頻度の高いき損を表 2-2 に示す（写真 2-1 から 2-14）。

表 2-2 重要文化財(建造物)における現状で頻度の高いき損

重要文化財(建造物)		
番号	名称	内容
A01	名古屋城西南隅櫓	壁の汚損、クラック
A02	名古屋城東南隅櫓	壁の漆喰・塗土剥離、瓦のズレ・脱落、屋根の植物定着
A03	名古屋城西北隅櫓	壁の漆喰・塗土剥離、瓦のズレ・脱落
A04	名古屋城表二の門	漆喰剥離、金属腐食
A04'	名古屋城表二の門 附属土堀	壁の漆喰剥離・汚損、控え柱の腐朽、屋根瓦の欠失
A05	名古屋城二之丸 大手二之門	漆喰クラック、金属腐食
A06	名古屋城旧二之丸 東二之門	鋸の欠損

3. 管理状況

重要文化財（建造物）の管理状況は以下の通りである。

（１）重要文化財（建造物）内外の清掃

重要文化財（建造物）内部の公開部分の清掃は各建造物で年 1 回程度行っている。外部では樹木が近接する建造物の屋根に落葉の堆積がみられ、状況に応じた清掃が必要である。

（２）物品の整理整頓

重要文化財（建造物）内部に公開時に使用するための物品や備品等が置かれている箇所がある。また、非公開部分に保管材や備品等が置かれている。防火管理や避難誘導等に支障がないよう常に整理整頓が必要である。

（３）日照及び通風の確保

重要文化財（建造物）によっては日照や通風が十分に確保されていない。重要文化財（建造物）の健全な状態を維持するためにも定期的に開口部を開けて換気を行う必要がある。



写真 2-1【西南隅櫓（A01）】裏甲汚損



写真 2-2【西南隅櫓（A01）】壁クラック



写真 2-3【東南隅櫓（A02）】漆喰、塗土剥離



写真 2-4【東南隅櫓（A02）】植物定着



写真 2-5【西北隅櫓（A03）】漆喰、塗土剥離



写真 2-6【西北隅櫓（A03）】瓦の脱落



写真 2-7【表二の門（A04）】漆喰剥離



写真 2-8【表二の門（A04）】金属腐食



写真 2-9【表二の門附属土塼（A04'）】屋根瓦欠失



写真 2-10【表二の門附属土塼（A04'）】控え柱腐朽



写真 2-11【二之丸大手二之門（A04）】柱脚腐朽



写真 2-12【二之丸大手二之門（A04）】金属腐食

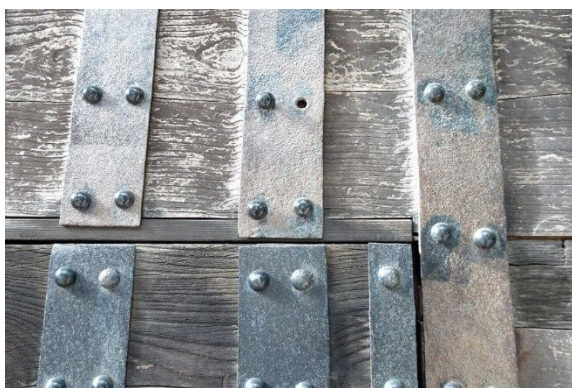


写真 2-13【旧二之丸東二之門（A04）】鉄の欠損

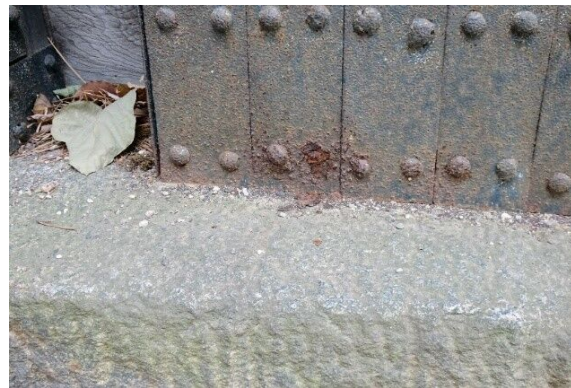


写真 2-14【旧二之丸東二之門（A04）】鉄の欠損

4. 保存管理上の問題点

重要文化財（建造物）における保存管理上の問題点については以下の通りである。

（1）経年劣化による問題点

【檣】

重要文化財（建造物）は創建以来、数度の修理を受けているが、大規模な修理工事から 50 年以上が経過している檣については、石垣上に建つ柱と土質面に建つ柱の沈下量が異なることによって柱に傾斜や不陸が生じている。

外部では壁や軒廻りの漆喰にクラックが生じ、そこからの雨水の侵入によって剥離している箇所

所が散見される。屋根の谷部に堆積した落ち葉や瓦の葺き土を培土とし植物が定着している箇所があり、植物の根による木部の浸食が予想される。

内部では屋根瓦の脱落やズレによる屋根面からの漏水によって、木部が腐朽している箇所や、窓敷居に溜まった雨水が敷居から取付く柱に侵入し漏水、腐朽に及んでいる箇所も多い。

【門】

漆喰塗や金属被覆により軸部の状況を確認しにくい状況であるが、一部木部の腐朽が確認される。屋根瓦のズレが見られ雨水が浸入している可能性がある。漆喰塗の部分にはクラックや剥離が生じ、木部を被覆する金属は腐食が目立つ。

これらの経年劣化は小修理や維持修理で良好な状態を取り戻すことができる部分もあるが、柱の傾斜や不陸のように根本修理に頼らざるを得ない劣化も見られる。

（２）周辺植物による問題点

重要文化財（建造物）周囲の植物の成長によって、屋根に落葉の堆積や枝の落下や倒木による破損が起こる危険性がある。また石垣から延びる蔦植物によって壁面の汚損や、避雷針のケーブルに蔓が巻き付いている。これらの問題を回避するために、周辺植物の定期的な管理が必要である。

（３）動物による問題点

調査では小動物による問題は見られなかったが、虫害による木部の破損がみられた。現在では進行している破損とは考えにくいですが、経過を観察し虫害の進行が見られる場合は適切な処理を行うべきである。

（４）周辺環境による問題点

一部の基礎及び外壁の破損は、雨落ち部からの雨水の跳ねあがり原因として考えられることから、雨水が雨落ち部から跳ねあがらないよう雨水処理の適切な管理が求められる。

第2節 保護の方針

重要文化財（建造物）8棟について、以下に示す方法により部分及び部位を設定して保護の方針を定める。

1. 部分の設定と保護の方針

屋根、壁面外観（各面毎）または各室を単位として、表 2-3 に示す標準区分に準じて「部分」を設定し、形式、意匠、技術、その他について保護の方針を定める。

本計画が対象とする重要文化財（建造物）すべての屋根、壁面及び各室は文化財として高い価値を有するため、すべての部分を「保存部分」とし、部分設定の図を省略する。

表 2-3 「部分」と「部位」の区分について

	保存部分 文化財としての価値を 特に有する部分 (主に基準1・2)	保全部分 建築体としての維持及び 保全が必要とされる部分 (主に基準3・4)	その他部分 活用又は安全向上のため の改修を行う部分 (主に基準4)
基準1 材料自体の保存を 行う部位	・ 特殊な材料又は仕様である部位 ・ 主要な構造に係る部位 ・ 復原的に整備した部位で形状・意匠・材質等を保存する部位	・ 特殊な材料又は仕様で特に保存が必要な部位 ・ 主要な構造に係る部位	・ 特殊な材料又は仕様で特に保存が必要な部位 ・ 主要な構造に係る部位
基準2 材料の形状・材質・ 仕上げ・色彩の保存を 行う部位	・ 材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位 ・ 定期的に材料の取り替え等を行う補修が必要な部位 ・ 材料自体に本質的価値はないが、近代以降の補強材等で主要な構造に係る部位	・ 特殊な材料又は仕様で特に保存が必要な部位	・ 特殊な材料又は仕様で特に保存が必要な部位
基準3 主たる形状及び色彩を 保存する部位	・ 活用又は補強のため、特に変更が必要な部位	・ 保存部分との調和を旨し面的に広がる部位 ・ 主たる形状及び色彩を保存する部位 ・ 公開部分で耐震、防災、活用等のために維持・更新または復原的整備が必要な部位	・ 保存部分との調和を旨し面的に広がる部位 ・ 主たる形状及び色彩を保存する部位
基準4 修理・改造等の変更に 伴って、意匠上の配慮 を必要とする部位	・ 活用又は補強のため、特に変更が必要な部位	・ 保存部分と視覚的に一体である部位 ・ 活用又は補強のため、特に変更が必要な部位	・ 保存部分と視覚的に一体である部位 ・ 活用又は補強のため、特に変更が必要な部位 ・ 非公開部分で耐震、防災、管理運営上、維持または更新が必要な部位

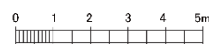
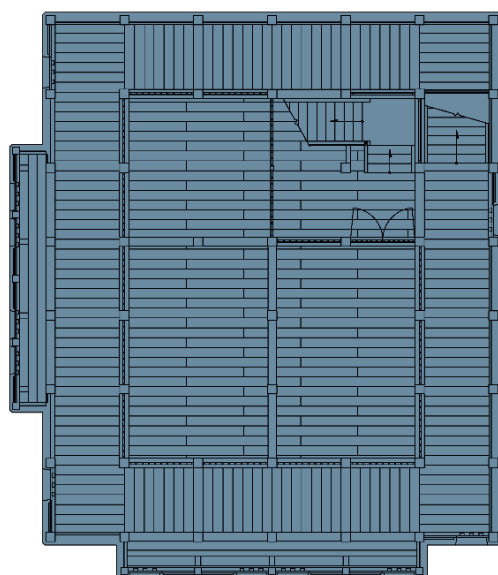
2. 部位の設定と保護の方針

「部位」とは、一連の部材等（壁面、床面、天井面、窓及び窓枠等）を単位として設定される区分で「部分」を構成する。表 2-4 に示す標準区分に準拠して「部位」の区分を基準 1 ～ 4 に設定し、部位毎に保護の方針を定める。各重要文化財（建造物）における部位の基準設定については、図 2-1 から 2-16 に示す通りである。

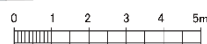
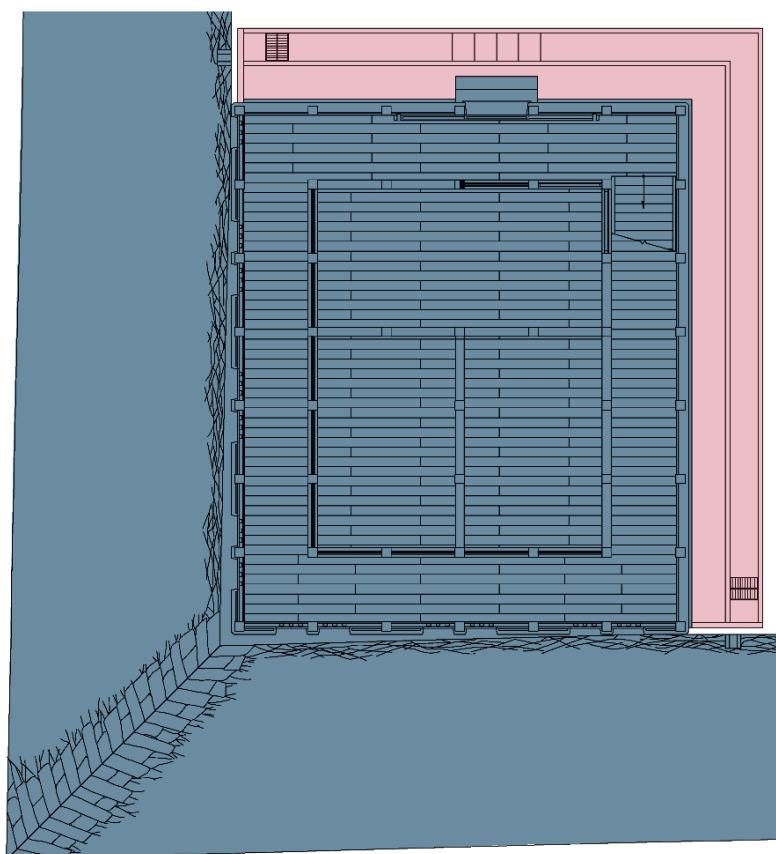
ただし、今後の修理または調査により、部材の年代及び変遷が明らかになった場合には、学識経験者等によって構成される委員会での協議をふまえて、当該部材の基準の設定及び保護の方針を見直す。

表 2-4 「部位」の区分について

基準	内容	具体的な部位
基準 1	材料自体の保存を行う部位	主要な構造に係る部材・当初部材： 基礎・石階・床組・軸部・床板・壁下地・壁板・小屋組・軒回り・妻飾・屋根瓦・鯨・雑作・階段・建具・金物類 復元的に整備した部位で形状・意匠・材質等を保存する部位： 建具、建具金具
基準 2	材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位	保存部分で定期的に補修や更新が必要な部位： 漆喰塗り、障子、谷樋板金、野地板、銅製雨樋 材料自体に本質的価値はないが、近代以降の補強材等で主要な構造に係る部位： コンクリート基礎、補強材、軸組金具、補強材金具等
基準 3	主たる形状及び色彩を保存する部位	公開部分で耐震、防災、活用等のために維持・更新または復元的整備が必要な部位： （見えがかり）構造補強材、防災設備、電気・照明設備等、（後補）犬走・雨落ち・側溝、モルタル仕上げ、階段手摺、養生材等
基準 4	修理・改造等の変更に伴って、意匠上の配慮を必要とする部位	非公開部分で耐震、防災設備、電気・照明設備、管理運営等上、維持または更新が必要な部位： （見え隠れ）構造補強材、防災設備、電気・照明設備、雨水排水等 （後補）養生柵



2 階平面図

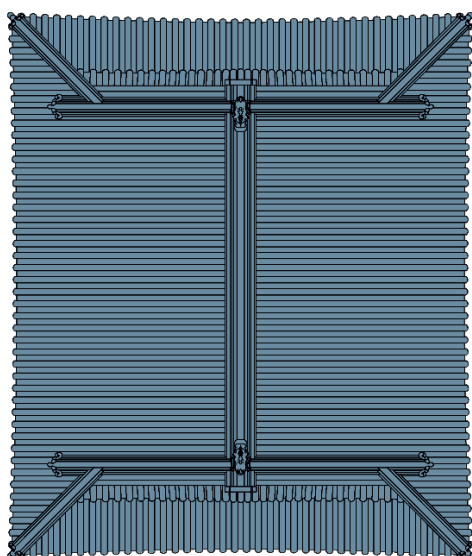


1 階平面図

凡例

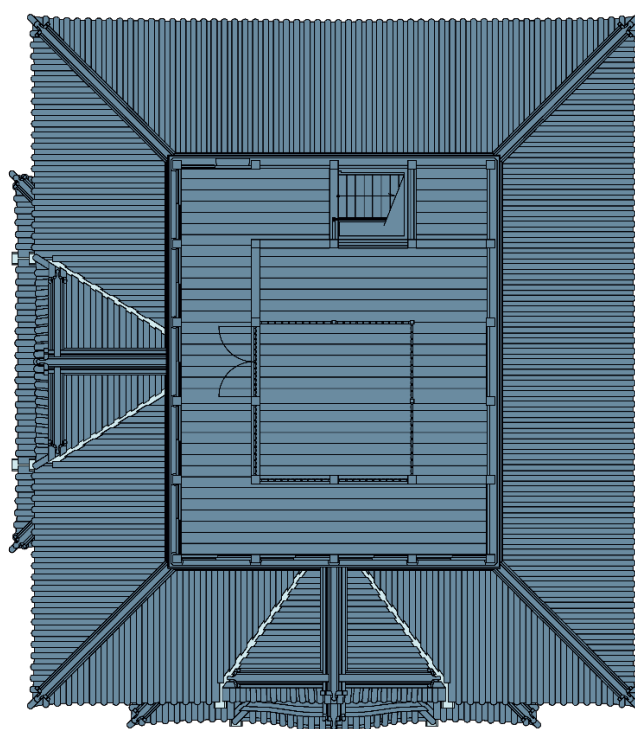
- 基準 1
- 基準 2
- 基準 3

図 2-1 部分及び部位の保護方針【西南隅櫓（A01）1・2 階平面図】



0 1 2 3 4 5m

屋根伏図



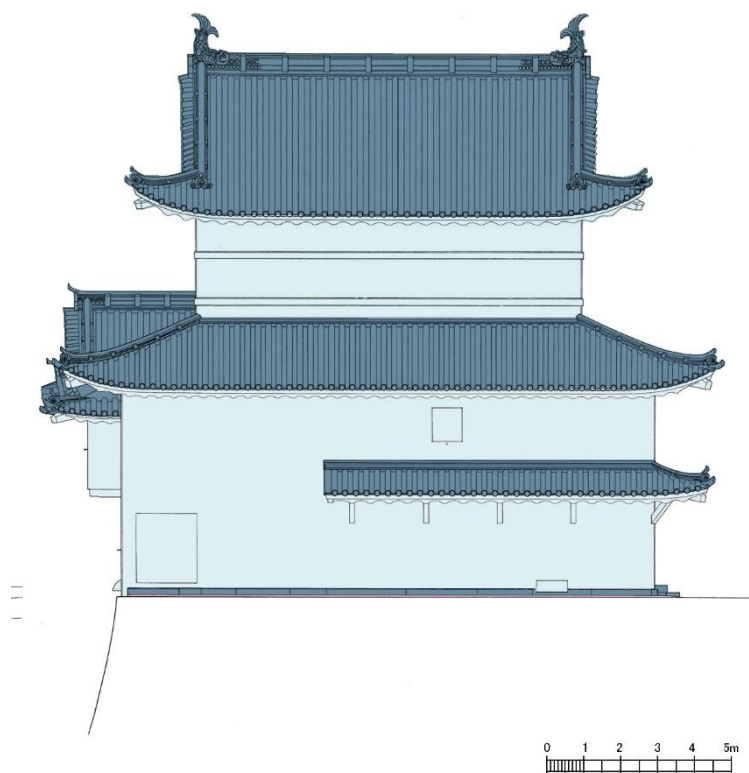
0 1 2 3 4 5m

凡例

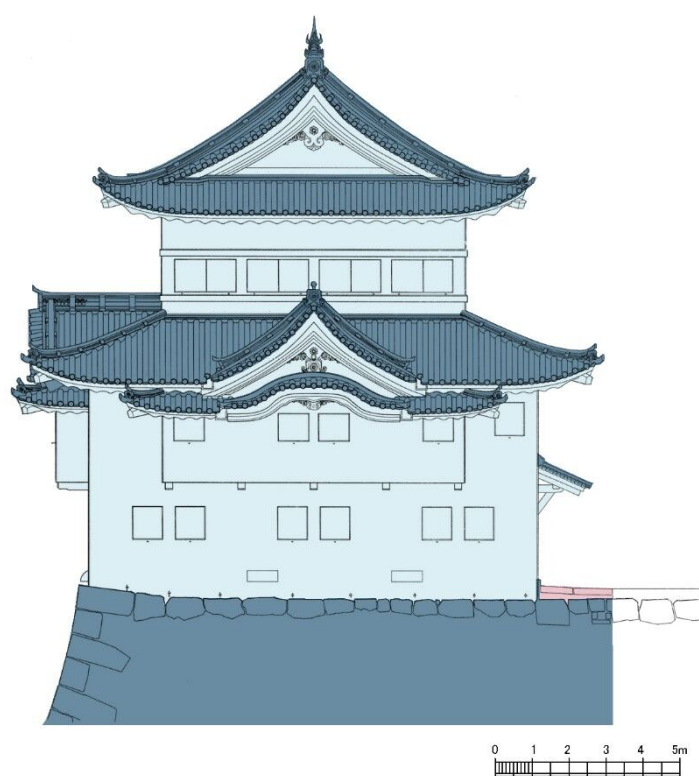
- 基準 1
- 基準 2
- 基準 3

3 階平面図

図 2-2 部分及び部位の保護方針【西南隅櫓（A01）3 階平面図・屋根伏図】



東立面図

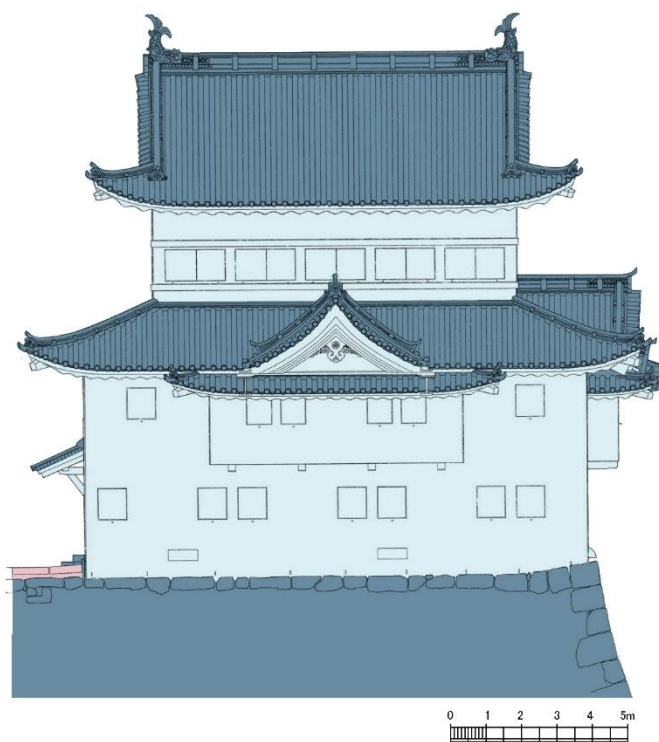


南立面図

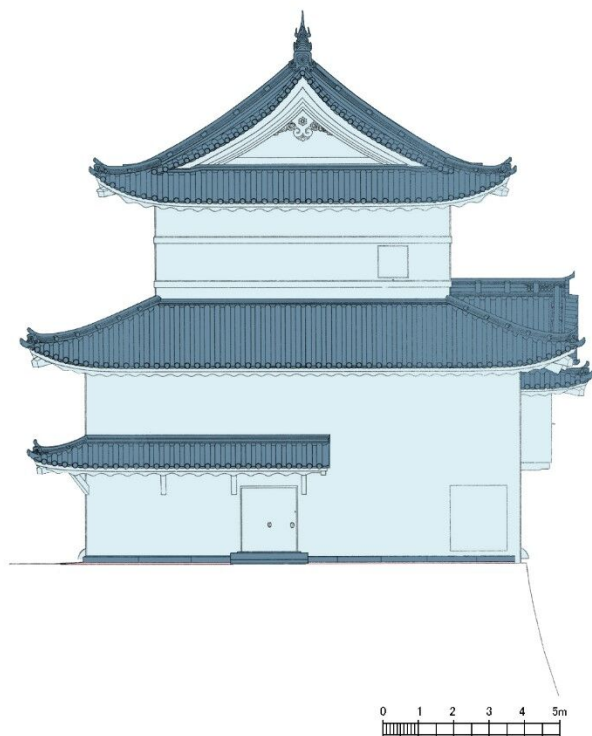
凡例

- 基準 1
- 基準 2
- 基準 3

図 2-3 部分及び部位の保護方針【西南隅櫓 (A01) 東・南立面図】



西立面图



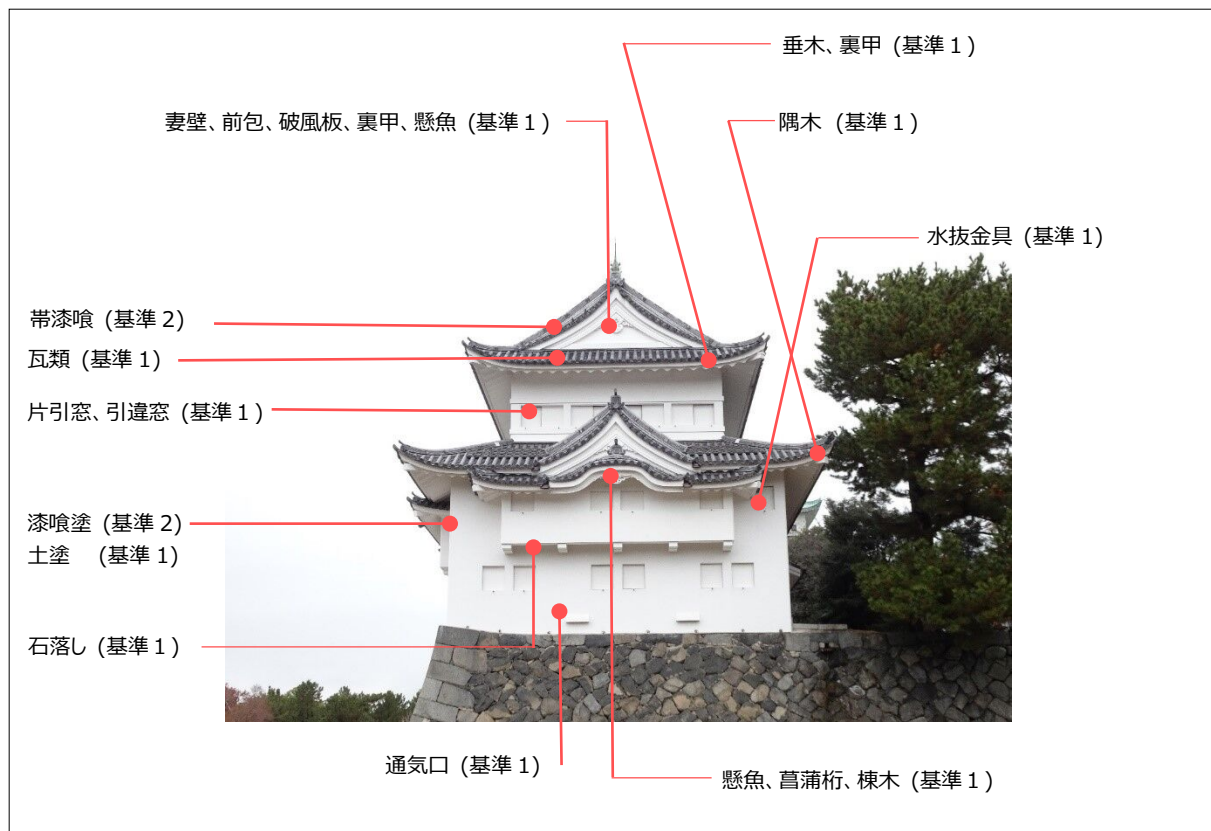
北立面图

凡例

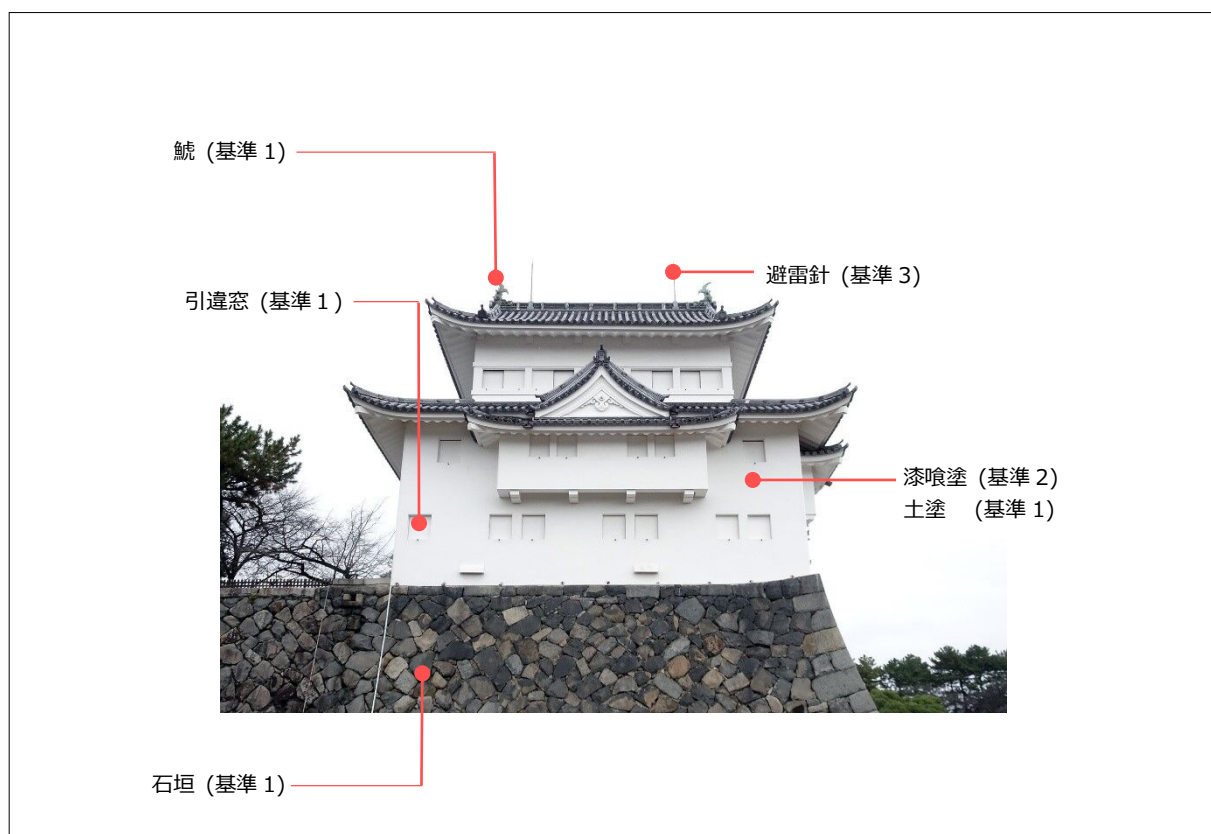
- 基準 1
- 基準 2
- 基準 3

図 2-4 部分及び部位の保護方針【西南隅櫓（A01）西・北立面図】

A01 西南隅櫓（外部）				
部 位		基準	仕 様	備 考
石垣	石垣	1	自然石	
基礎	布石	1	自然石	
外壁	壁、長押	1	土塗	
		2	漆喰塗	
	通気口	1	木材	
		2	漆喰塗	
建具	片引土戸（出入口）	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
	片引窓、引違窓	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
	石落とし	1	木材	
金具	水抜金具	1	金属	
庇	腕木、方杖、出桁、垂木、裏板、裏甲	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
軒回り	隅木、垂木、裏板、裏甲、面戸板	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
妻飾	妻壁、前包、破風板、裏甲、懸魚、菖蒲桁、棟木	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
屋根	瓦（棟積、鬼瓦）	1	本瓦	
	帯漆喰	2	漆喰塗	
	鯨	1	青銅鑄物	
	谷銅板	2	銅	
	葺土	2	葺土	
	土居葺	2	木材	
	野地板	1	木材	
外構	石階、敷石、葛石	1	自然石	
	犬走	3	土間叩き	明治 24 年(1891)濃尾地震以降の整備
	雨落ち	3	モルタル、砂利敷	明治 24 年(1891)濃尾地震以降の整備
設備	避雷針	3	銅線等	平成 27 年(2015)半解体修理で改修
	火災報知設備	3		平成 30 年(2018)に設置



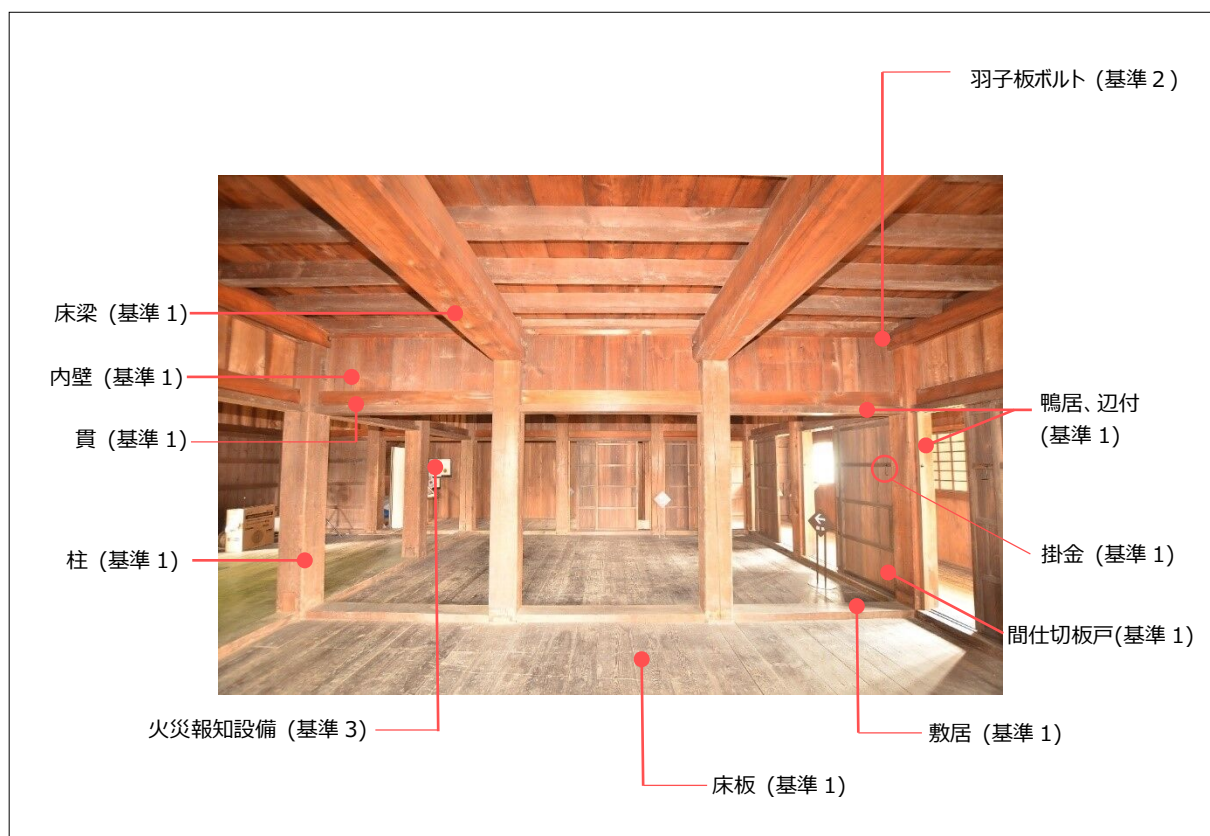
西南隅櫓外部



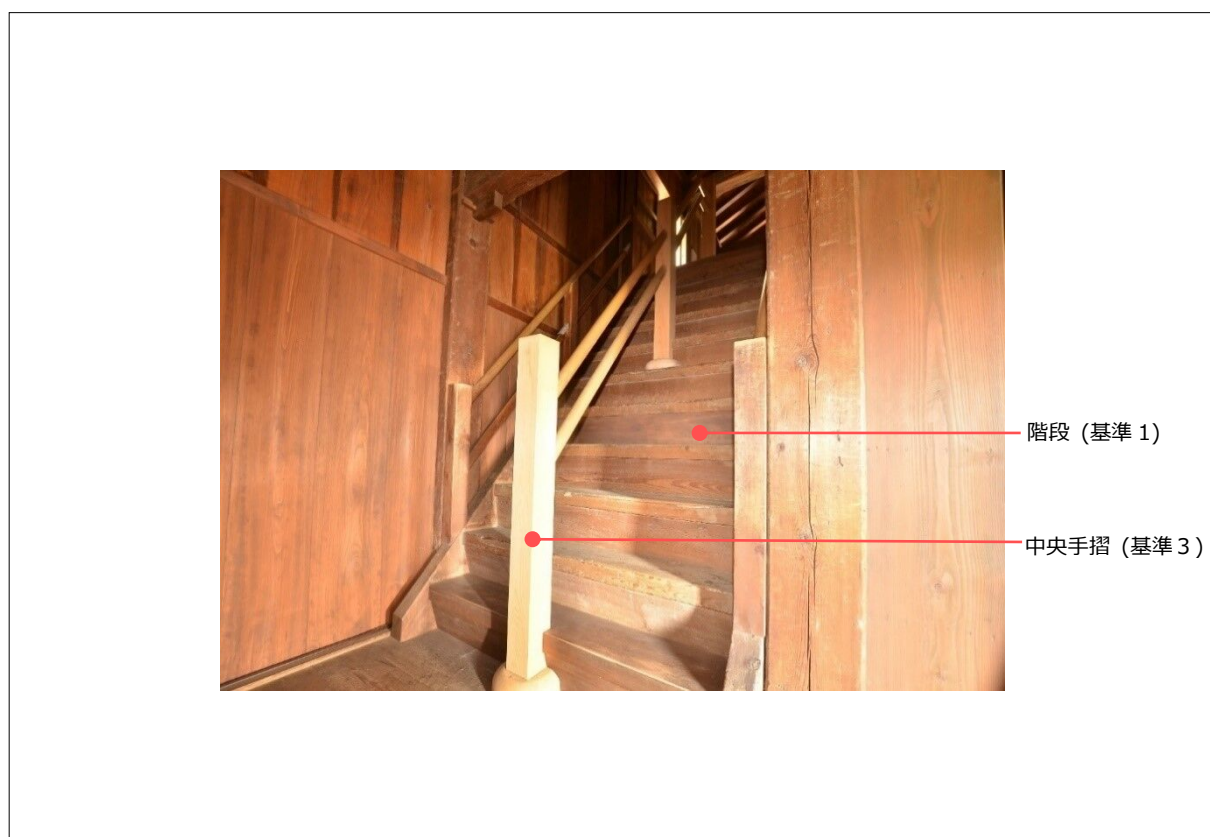
西南隅櫓外部

A01 西南隅櫓（内部1階）				
部 位		基準	仕 様	備 考
基礎	基礎、土間	2	コンクリート	平成 27 年(2015)半解体修理で施工
	礎石	1	自然石	
軸組	土台、柱、繫梁、床梁、貫	1	木材	
軸組金具	大引アンカー、仕口接合金具、羽子板ボルト	2	金属	大正 10 年(1921)全解体修理で取付か
	仕口接合金具	2	金属	平成 27 年(2015)半解体修理で取付
床組	大引、根太	1	木材	
	根太掛	1	木材	後補と思われる
床	床板	1	木材	
造作	敷居、雑巾摺、鴨居、辺付	1	木材	
壁	内壁	1	木材	
柱間	格子	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
建具	窓障子	1	木材	
		2	紙	
	間仕切板戸	1	木材	すべて後補
建具金具	掛金、受坪	1	金属	
	引手金具	1	金属	
	帯鉄（敷居溝）	1	金属	
階段	階段	1	木材	
	中央手摺	3	木材	後補
設備	パッケージ型消火設備	3		
	火災報知設備	3		平成 27 年(2015)に設置
	避難誘導灯	3		
	コンセント	3		
	木箱内報知器	4		空気管式感知器 (平成 27 年(2015)に設置)
A01 西南隅櫓（内部2階）				
部 位		基準	仕 様	備 考
軸組	柱、桁、繫梁、床梁、貫、垂木、野地板	1	木材	
軸組金具	仕口接合金具、羽子板ボルト、火打鋼棒	2	金属	大正 10 年(1921)全解体修理で取付か
補強材	舟肘木、方杖、陸梁	2	木材	大正 10 年(1921)全解体修理で取付か
補強材金具	ボルト、短冊金物	2	金属	大正 10 年(1921)全解体修理で取付か
破風小屋組	束柱、小屋梁、棟木、母屋	1	木材	目視できず
床組	根太	1	木材	
床	床板	1	木材	
造作	敷居、雑巾摺、鴨居、辺付	1	木材	
壁	内壁	1	木材	
柱間	格子	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
建具	間仕切板戸	1	木材	すべて後補
建具金具	掛金、受坪	1	金属	

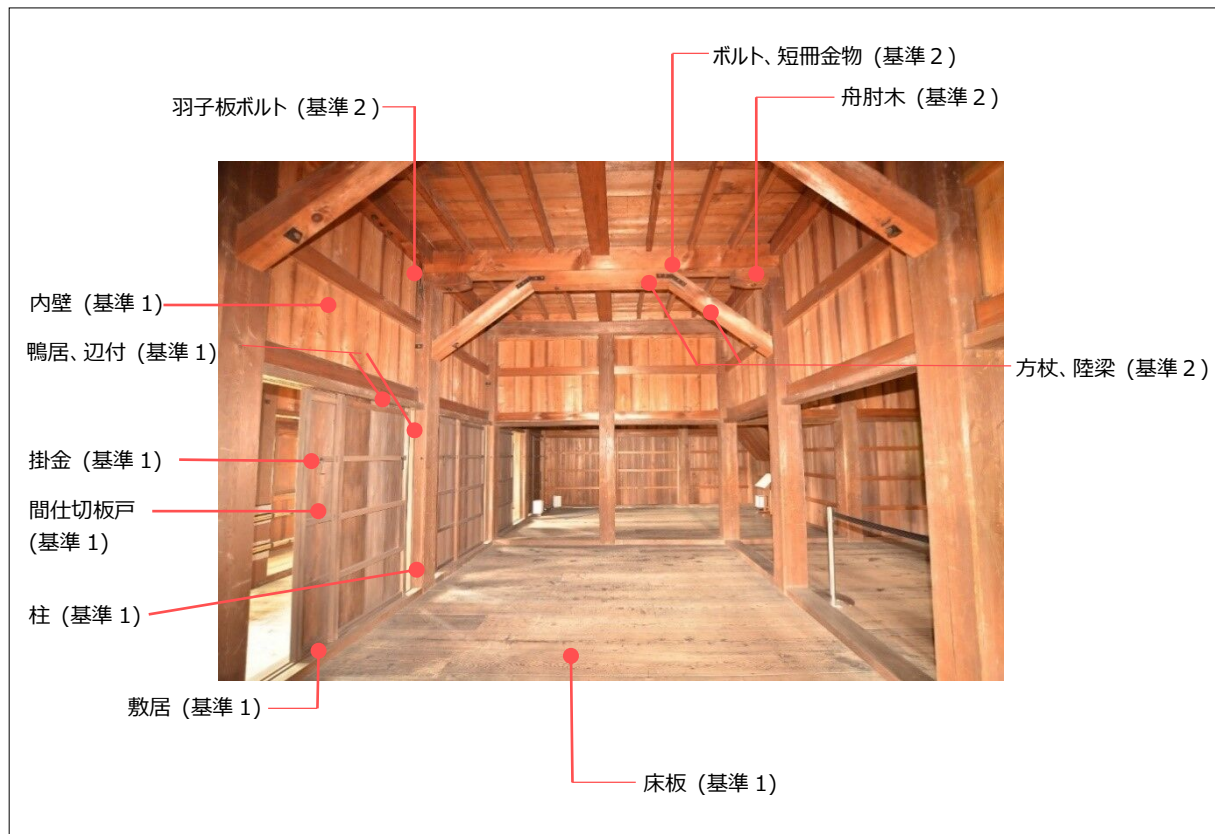
	引手金具	1	金属	
	帯鉄	1	金属	
	肘坪（石落し）	1	金属	
階段	階段	1	木材	
設備	パッケージ型消火設備	3		
	火災報知設備	3		平成 27 年(2015)に設置
	避難誘導灯	3		
	コンセント	3		
	木箱内報知器	4		空気管式感知器 (平成 27 年(2015)に設置)
A01 西南隅櫓（内部3階）				
部 位		基準	仕 様	備 考
軸組	柱、桁、繫梁、貫、化粧垂木、化粧野地板	1	木材	桁反上り矧木有
軸組金具	火打鋼棒	2	金属	
小屋組	束柱、小屋梁、小屋貫、筋違、棟木、母屋、野垂木、野地板	1	木材	目視できず
床組	根太	1	木材	
床	床板	1	木材	
造作	敷居、雑巾摺、鴨居、長押、廻縁、竿、天井板、吊木	1	木材	
壁	内壁	1	木材	
建具金具	掛金、受坪	1	金属	
	引手金具	1	金属	
	帯鉄	1	金属	
	戸車	1		
鋳金具	六葉	1	金属	平成 27 年(2015)半解体修理による後補
設備	火災報知設備	3		平成 27 年(2015)に設置
	コンセント	3		
	木箱内報知器	4		空気管式感知器 (平成 27 年(2015)に設置)
その他	御窓台	1	木材	



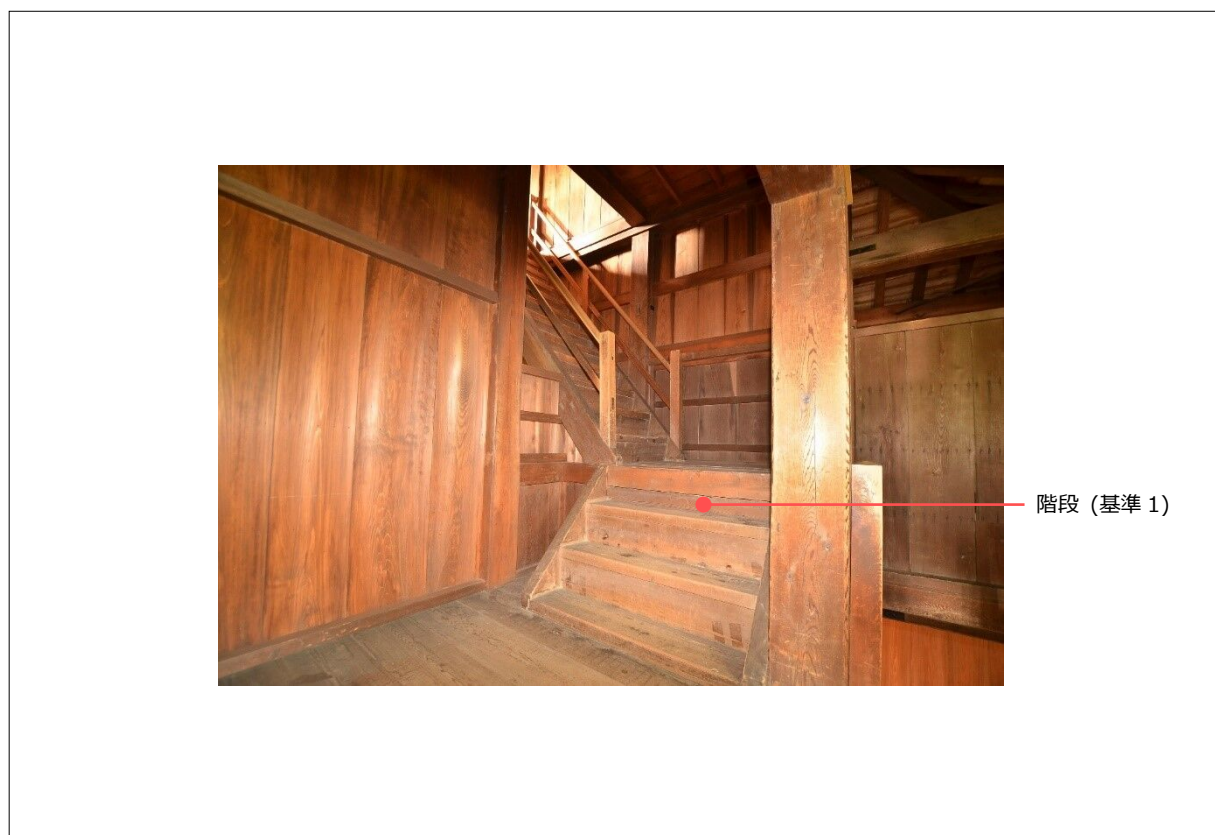
西南隅櫓 1 階内部



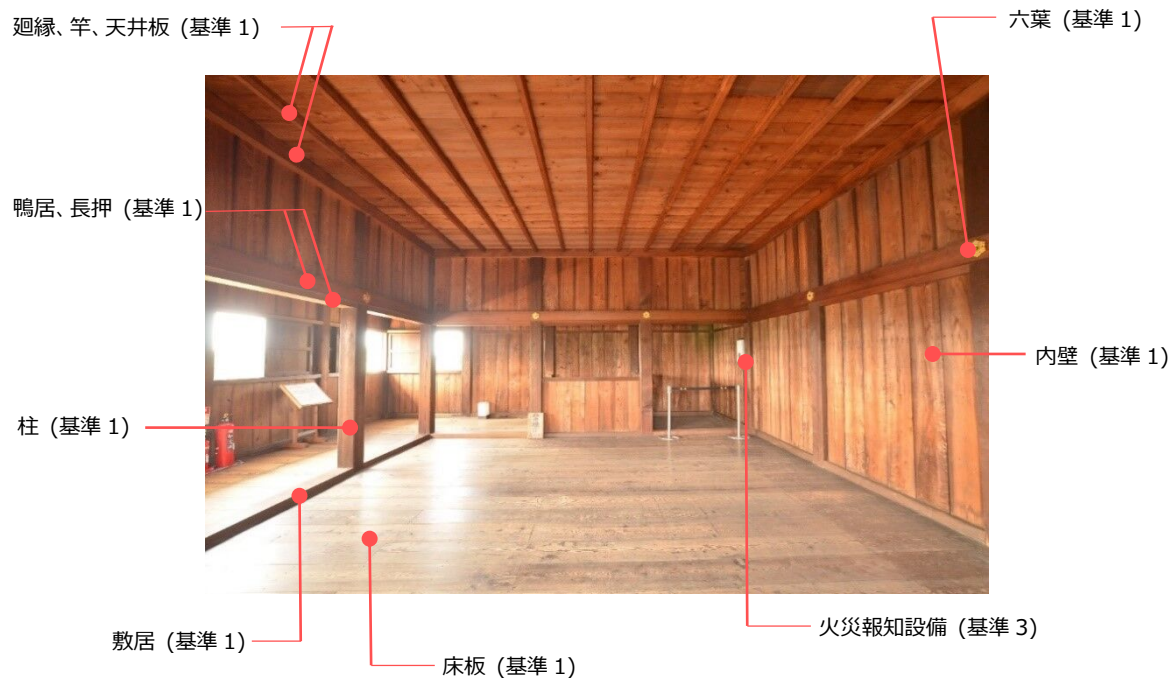
西南隅櫓 1 階内部



西南隅櫓 2 階内部



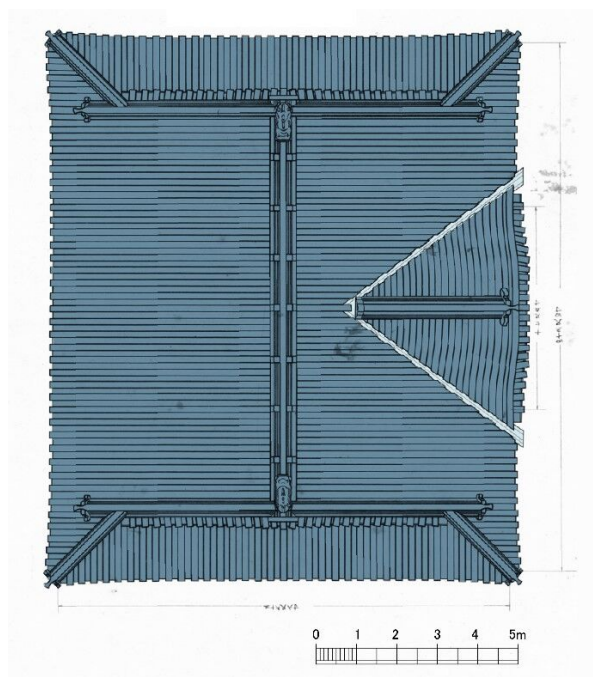
西南隅櫓 2 階内部



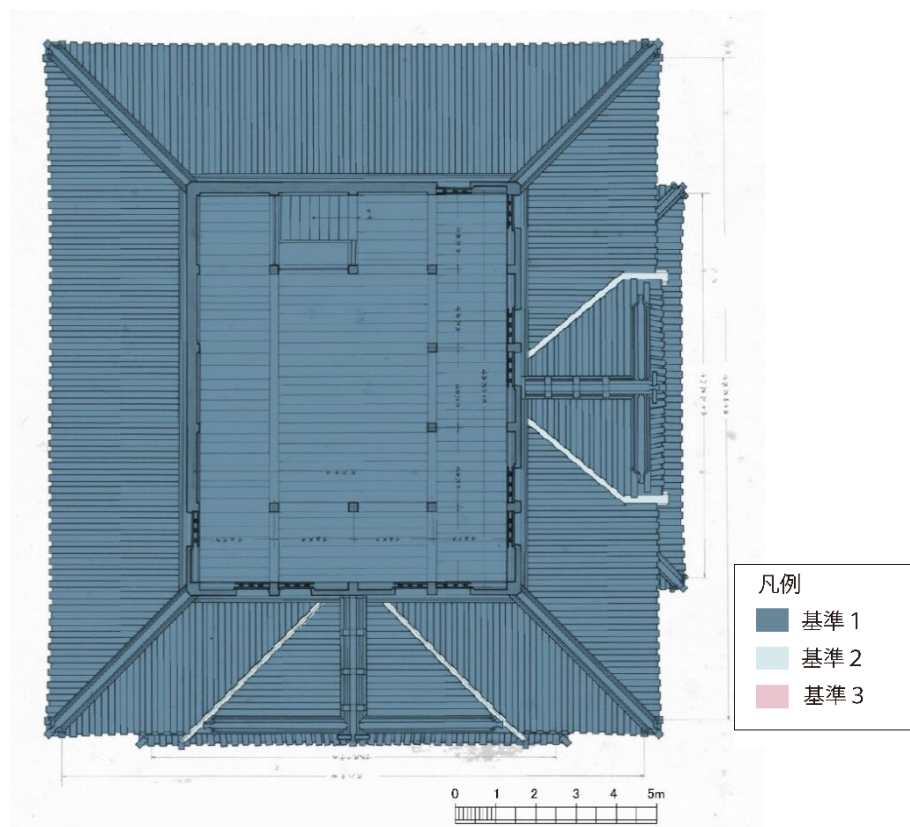
西南隅櫓 3 階内部



図 2-5 部分及び部位の保護方針【東南隅櫓（A02）1・2 階平面図】

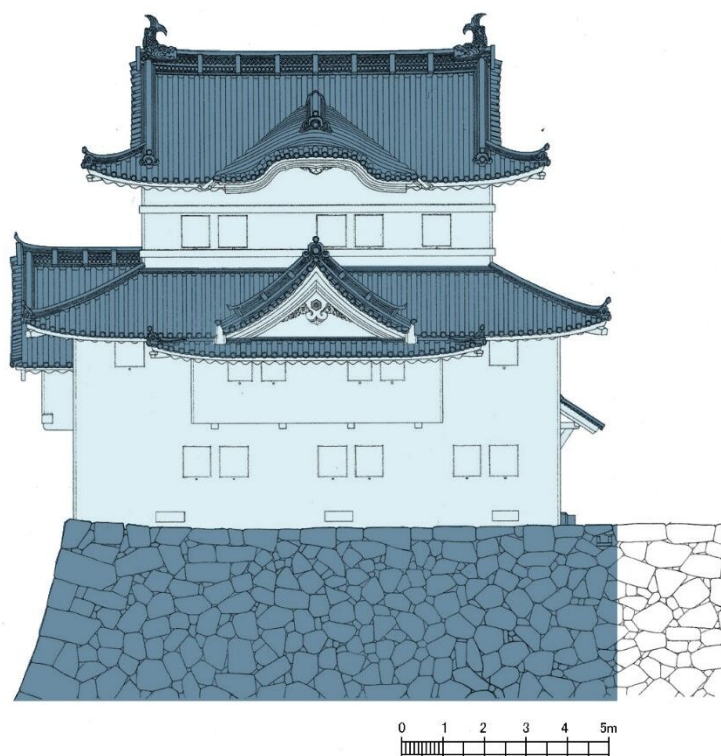


屋根伏図

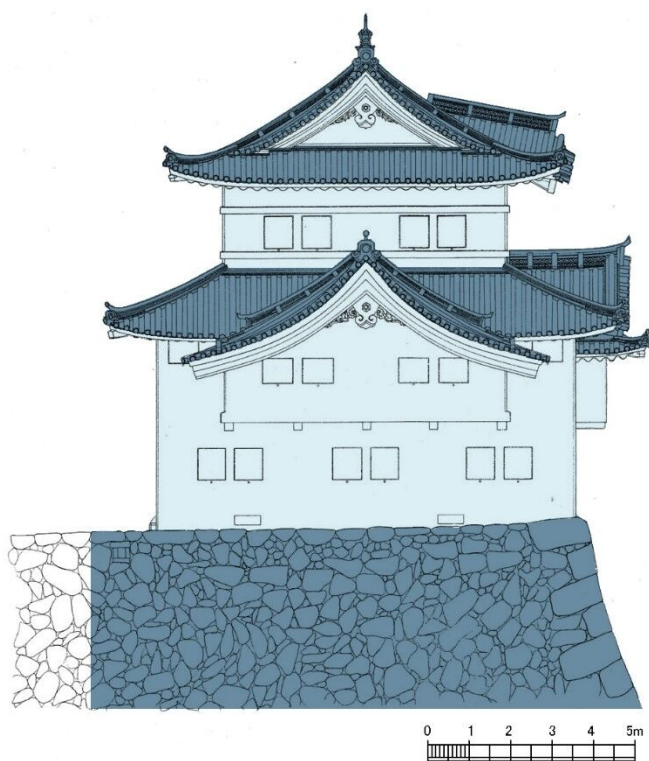


3 階平面図

図 2-6 部分及び部位の保護方針【東南隅櫓（A02）3 階平面図・屋根伏図】



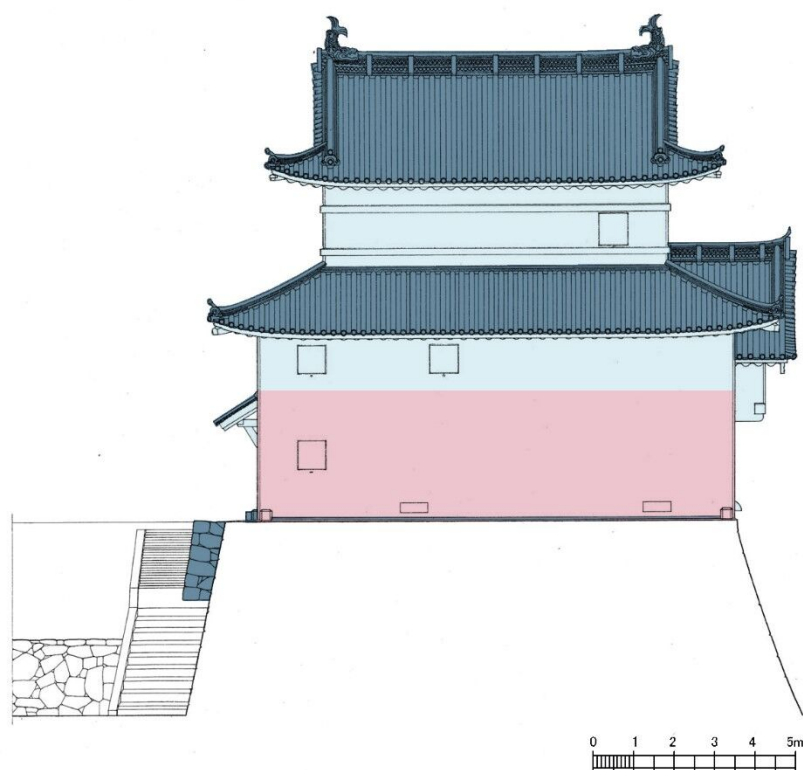
東立面図



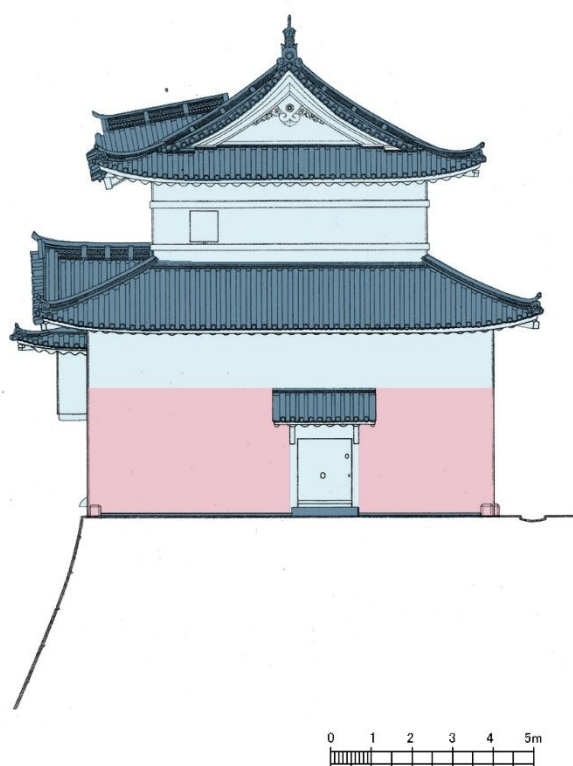
南立面図

- 凡例
- 基準 1
 - 基準 2
 - 基準 3

図 2-7 部分及び部位の保護方針【東南隅櫓（A02）東・南立面図】



西立面図

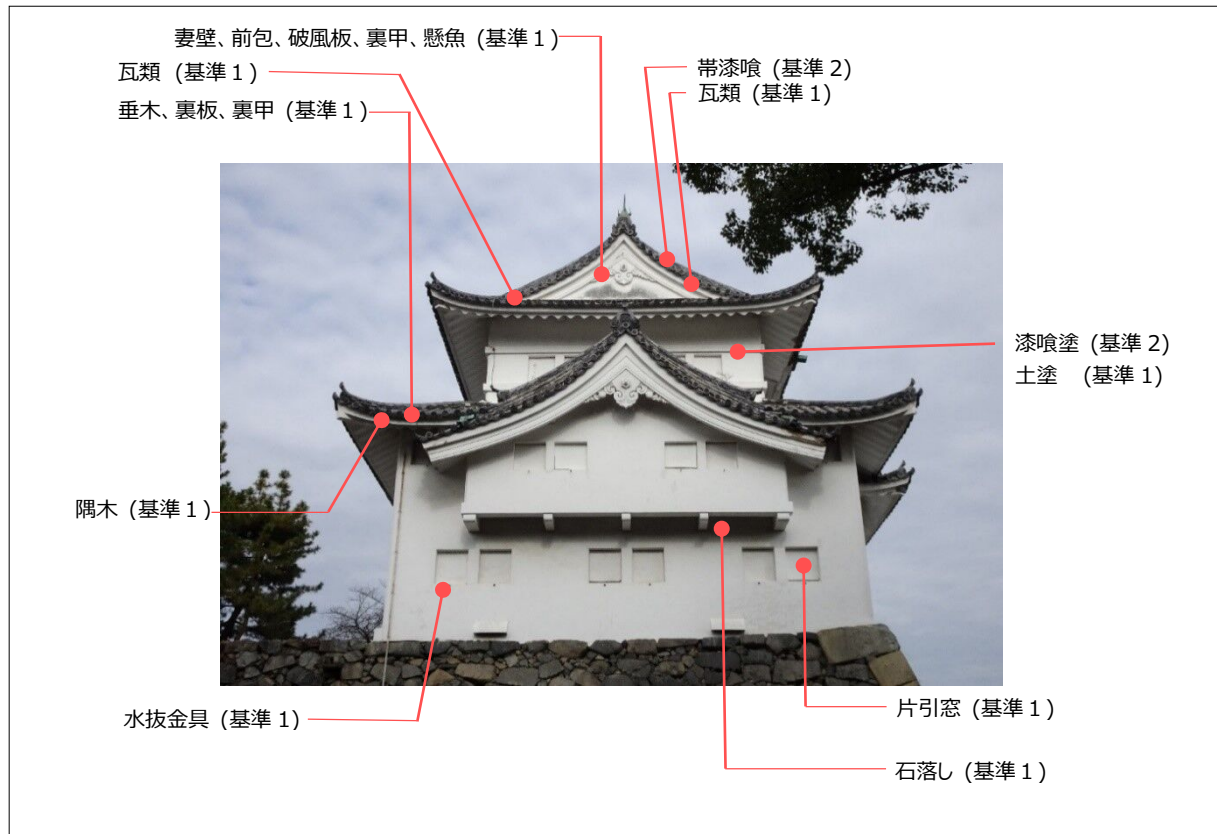


北立面図

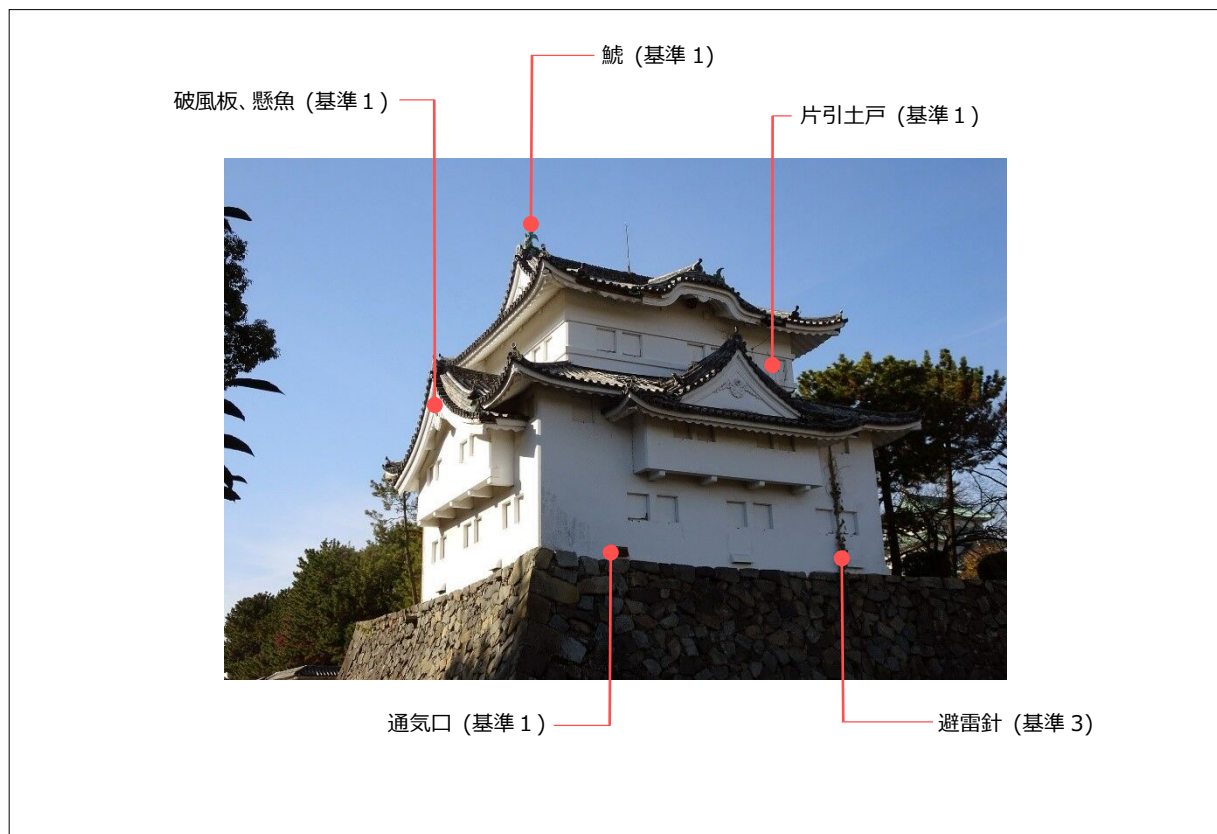
- 凡例
- 基準1
 - 基準2
 - 基準3

図 2-8 部分及び部位の保護方針【東南隅櫓（A02）西・北立面図】

A02 東南隅櫓（外部）				
部 位		基準	仕 様	備 考
石垣	石垣	1	自然石	
基礎	布石	1	自然石	
外壁	壁、長押	1	土塗	
		3	モルタル下地	平成 24 年(2012)修理での改変
		2	漆喰塗	
	通気口	1	木材	
		2	漆喰塗	
建具	片引土戸（出入口）	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
	片引窓	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
	石落し	1	木材	
		2	漆喰塗	
金具	水抜金具	1	金属	
庇	腕木、方杖、出桁、垂木、裏板、裏甲	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
軒回り	隅木、垂木、裏板、裏甲、面戸板	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
妻飾	妻壁、前包、破風板、裏甲、懸魚、菖蒲桁、棟木	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
屋根	瓦（棟積、鬼瓦）	1	本瓦	
	帯漆喰	2	漆喰塗	
	鯨	1	青銅鋳物	
	谷銅板	2	銅	
	葺土	2	葺土	
	土居葺	2	木材	
	野地板	1	木材	
外構	石階、葛石	1	自然石	
	犬走	3	モルタル	明治 24 年(1891)濃尾地震以降の整備
	雨落ち	3	モルタル	明治 24 年(1891)濃尾地震以降の整備
設備	避雷針	3	銅線等	昭和 28 年(1953)以前に設置
	火災報知設備	3		令和元年(2019)に設置



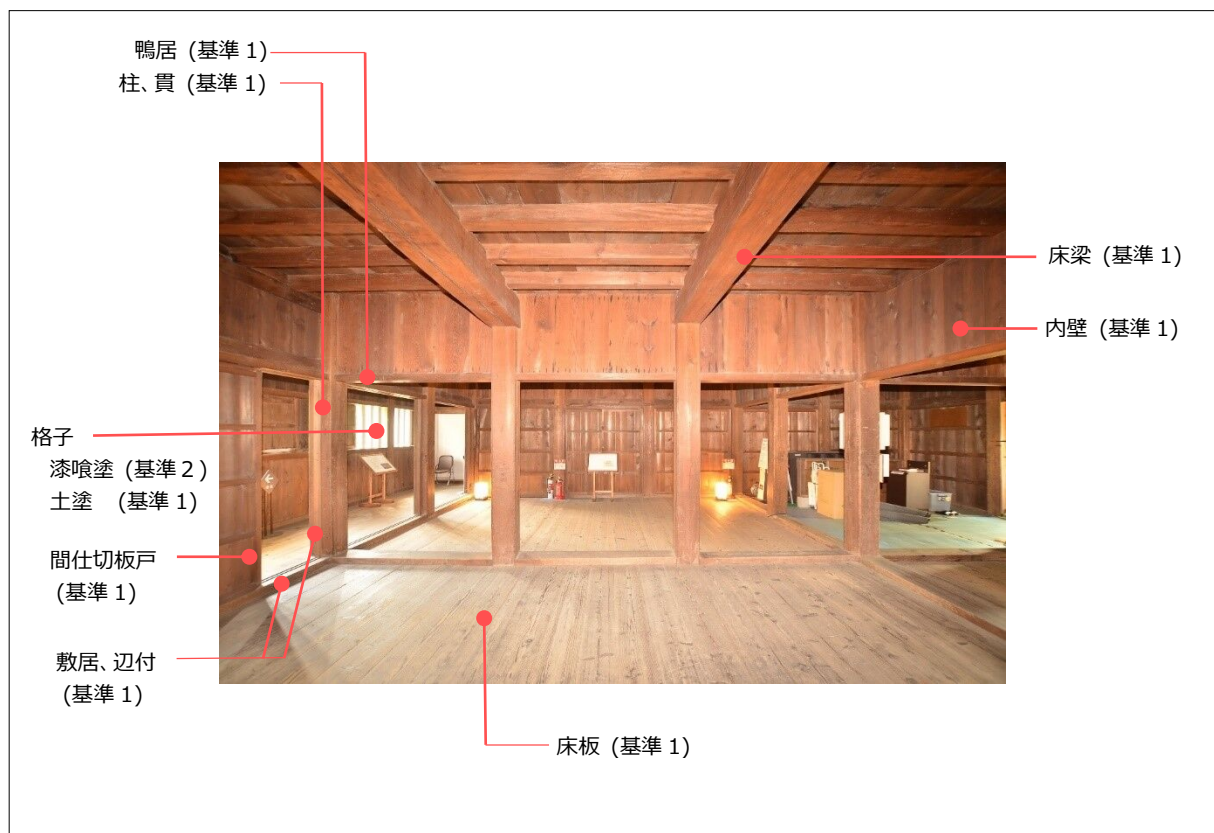
東南隅櫓外部



東南隅櫓外部

A02 東南隅櫓（内部1階）				
部 位		基準	仕 様	備 考
軸組	土台、柱、繫梁、床梁、貫	1	木材	
床組	大引、根太	1	木材	
床	床板	1	木材	
造作	敷居、雑巾摺、鴨居、辺付	1	木材	
壁	内壁	1	木材	
柱間	格子	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
建具	間仕切板戸	1	木材	
建具金具	掛金、受坪	1	金属	
	戸車	1	金属	
	帯鉄（敷居溝）	1	金属	
階段	階段	1	木材	
設備	パッケージ型消火設備	3		
	火災報知設備	3		令和元年(2019)に設置
	木箱内報知器	4		差動式感知器 (平成 28 年(2016)に更新)
	避難誘導灯	3		
	コンセント	3		
A02 東南隅櫓（内部2階）				
部 位		基準	仕 様	備 考
軸組	柱、桁、繫梁、床梁、貫、垂木	1	木材	
破風小屋組	束柱、小屋梁、棟木、母屋	1	木材	目視できず
床組	根太	1	木材	
床	床板	1	木材	
造作	敷居、雑巾摺、鴨居、辺付	1	木材	
壁	内壁	1	木材	
柱間	格子	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
建具	間仕切板戸	1	木材	2 枚
建具金具	掛金、受坪	1	金属	
	帯鉄（敷居溝）	1	金属	
	肘坪（石落し）	1	金属	
階段	階段	1	木材	
設備	パッケージ型消火設備	3		
	火災報知設備	3		令和元年(2019)に設置
	木箱内報知器	4		差動式感知器 (平成 28 年(2016)に更新)
	避難誘導灯	3		
	コンセント	3		
A02 東南隅櫓（内部3階）				
部 位		基準	仕 様	備 考
軸組	柱、桁、繫梁、敷梁、貫	1	木材	
軸組金具	梁タガ	2	金属	
補強材	火打梁	2	木材	後補

小屋組	束柱、小屋貫、素棟木、棟木、母屋、垂木、野地板	1	木材	
床組	根太	1	木材	
床	床板	1	木材	
造作	敷居、雑巾摺、鴨居	1	木材	
壁	内壁	1	木材	
柱間	格子	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
建具金具	掛金、受坪	1	金属	
	帯鉄（敷居溝）	1	金属	
設備	火災報知設備	3		令和元年(2019)に設置
	コンセント	3		

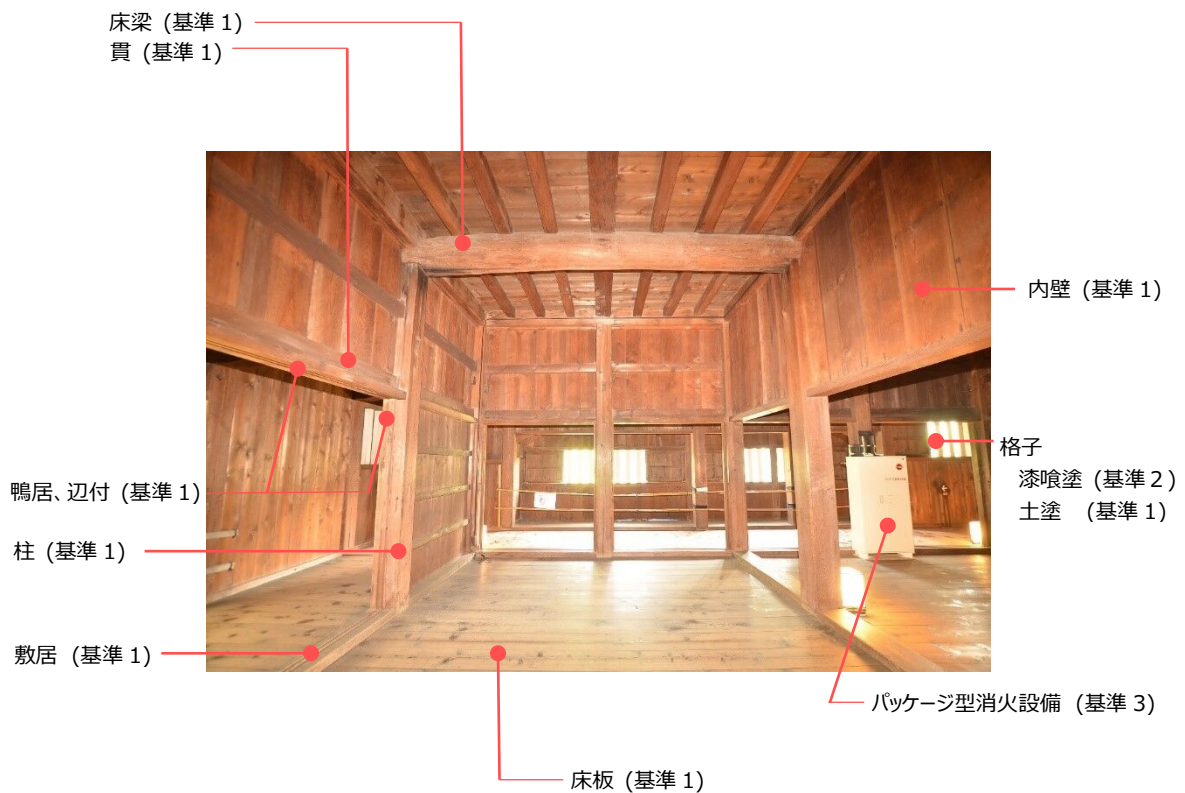


東南隅櫓内部 1 階

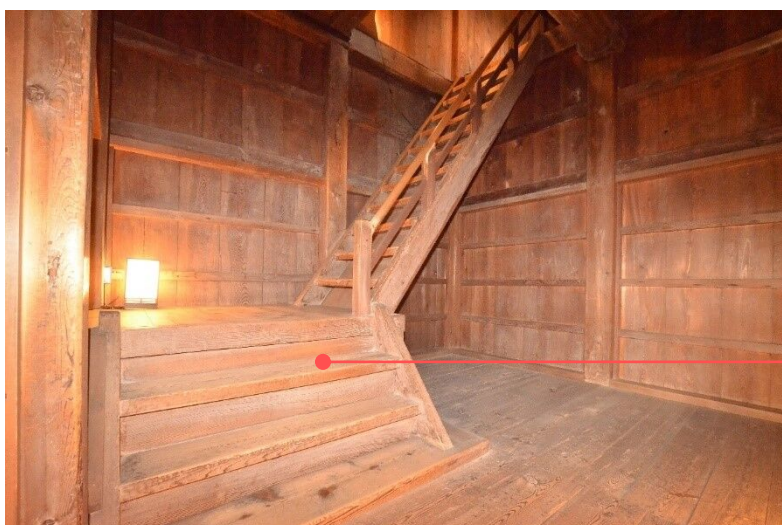


階段 (基準 1)

東南隅櫓内部 1 階



東南隅櫓内部 2 階



階段 (基準 1)

東南隅櫓内部 2 階



棟木、垂木、野地板 (基準 1)

梁タガ (基準 2)

鴨居 (基準 1)

内壁 (基準 1)

柱 (基準 1)

敷居 (基準 1)

床板 (基準 1)

東南隅櫓内部 3 階

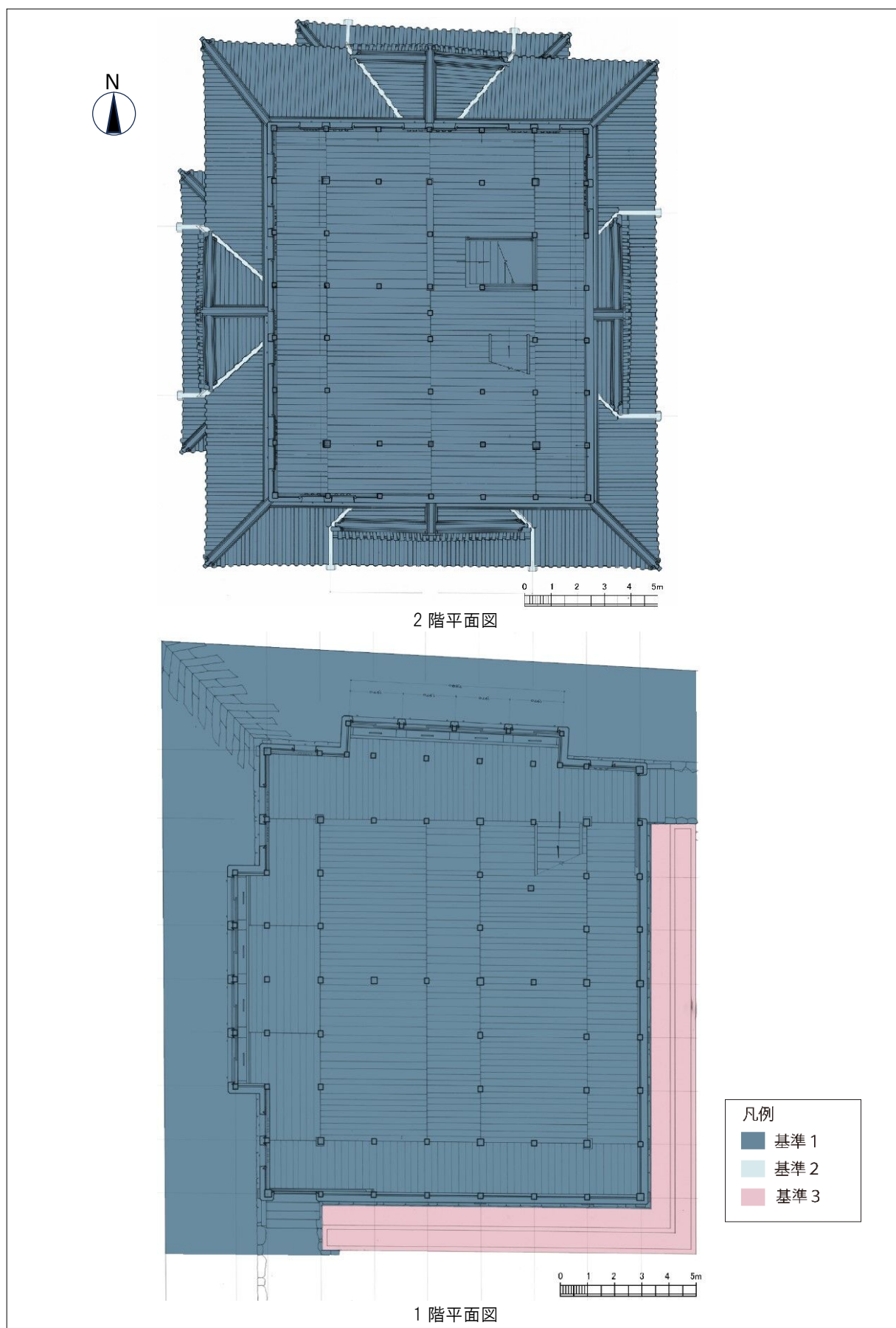


図 2-9 部分及び部位の保護方針【西北隅櫓（A03）1・2 階平面図】

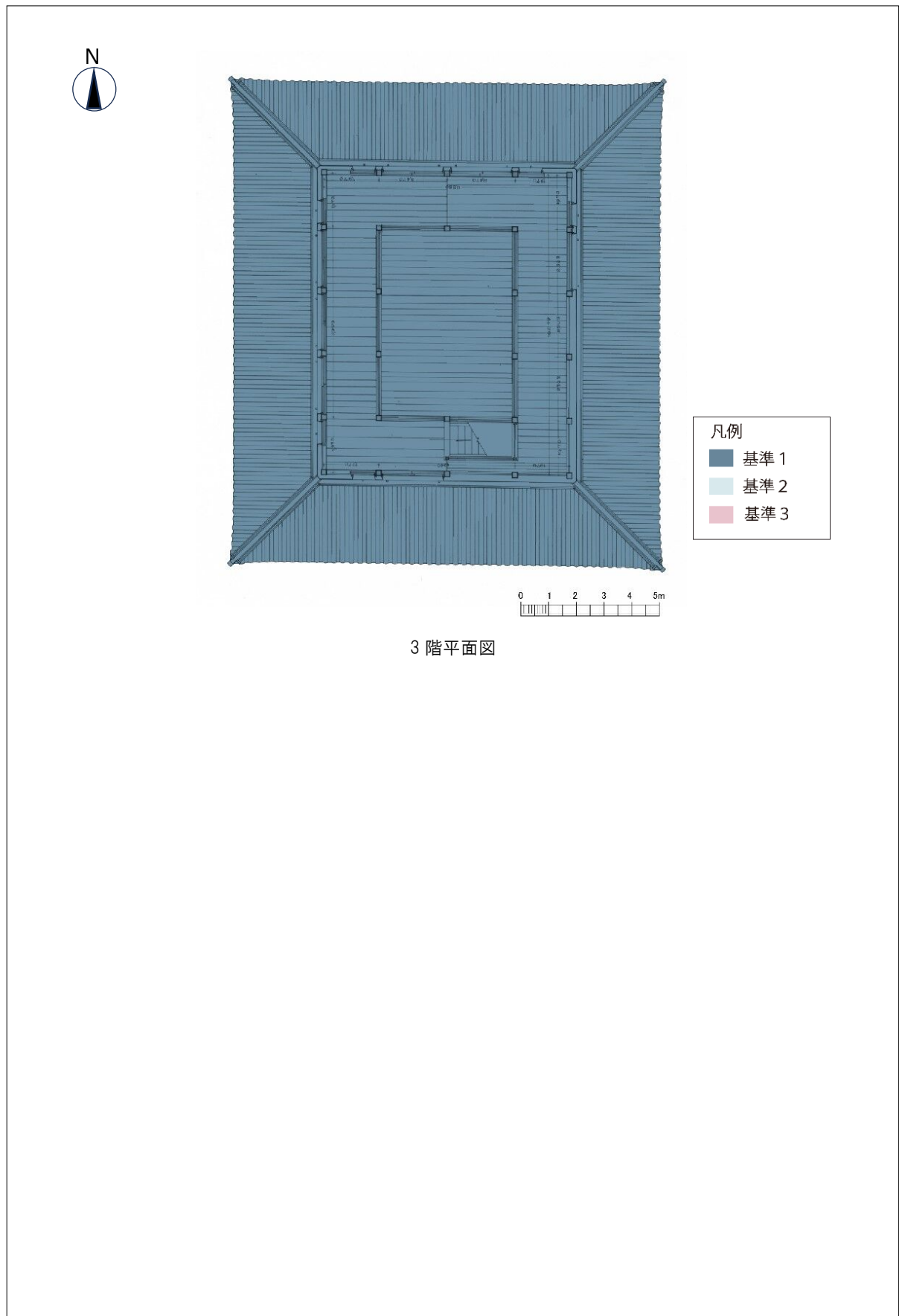
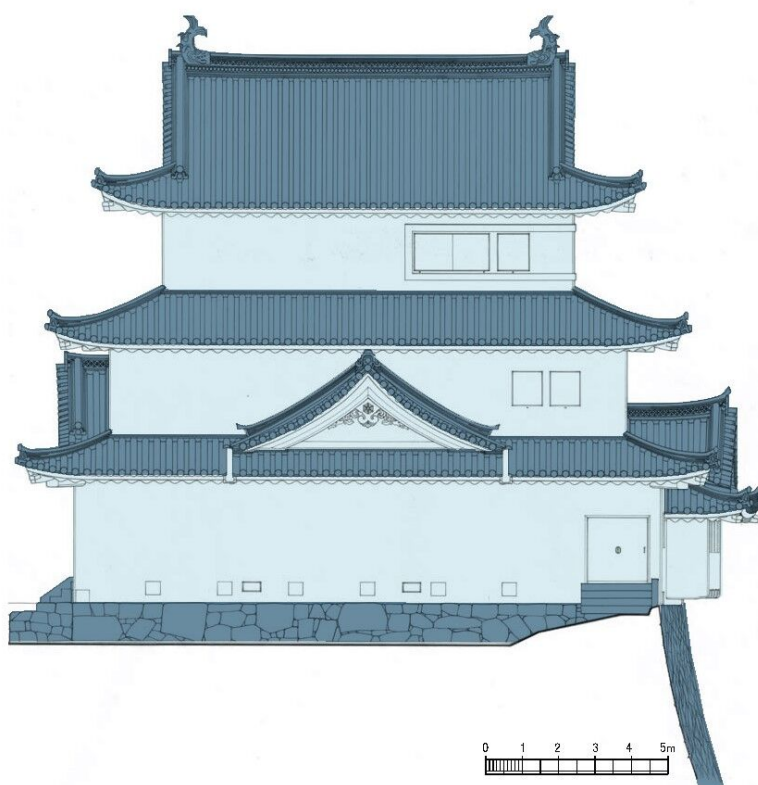
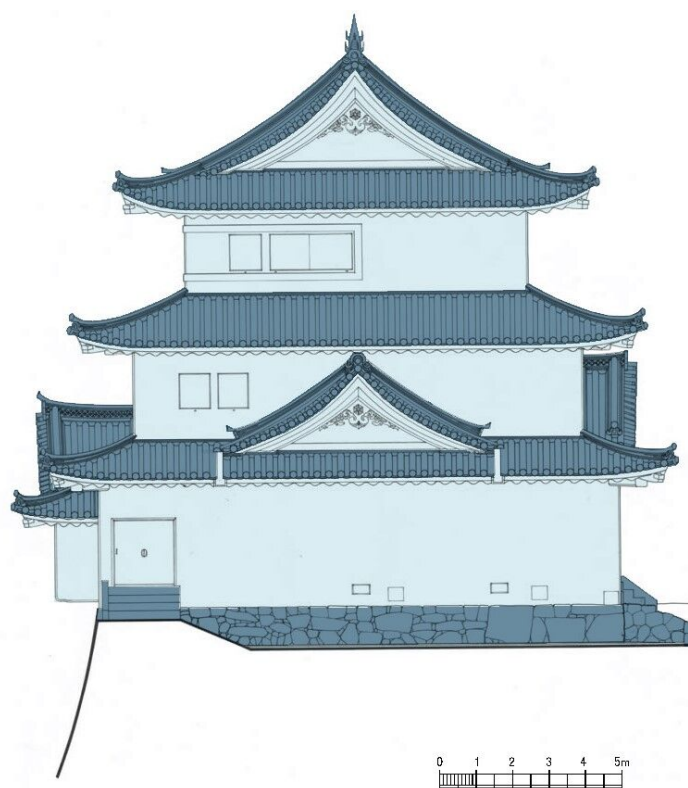


図 2-10 部分及び部位の保護方針【西北隅櫓（A03）3 階平面図】



東立面図

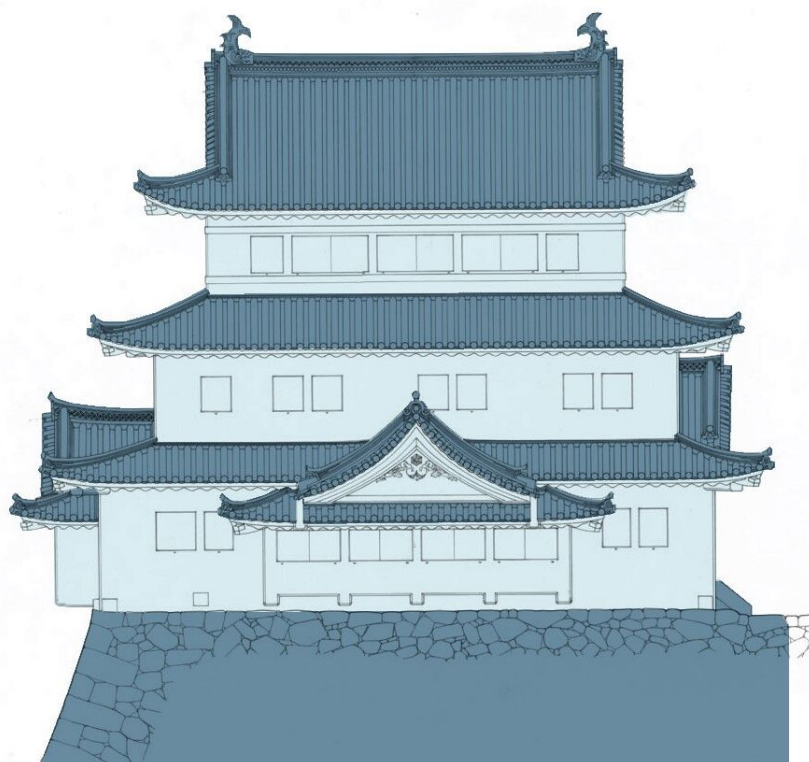


南立面図

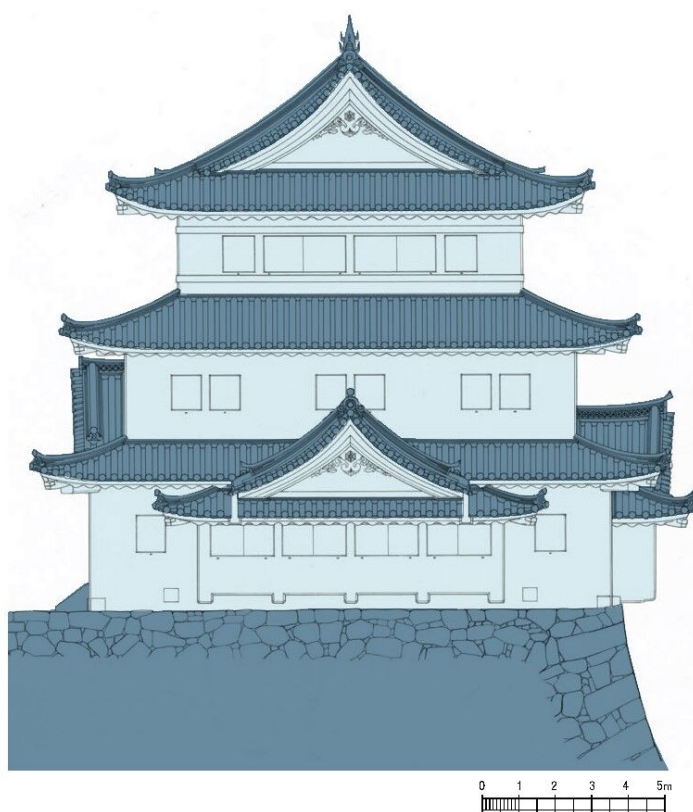
凡例

- 基準 1
- 基準 2
- 基準 3

図 2-11 部分及び部位の保護方針【西北隅櫓（A03）東・南立面図】



西立面図

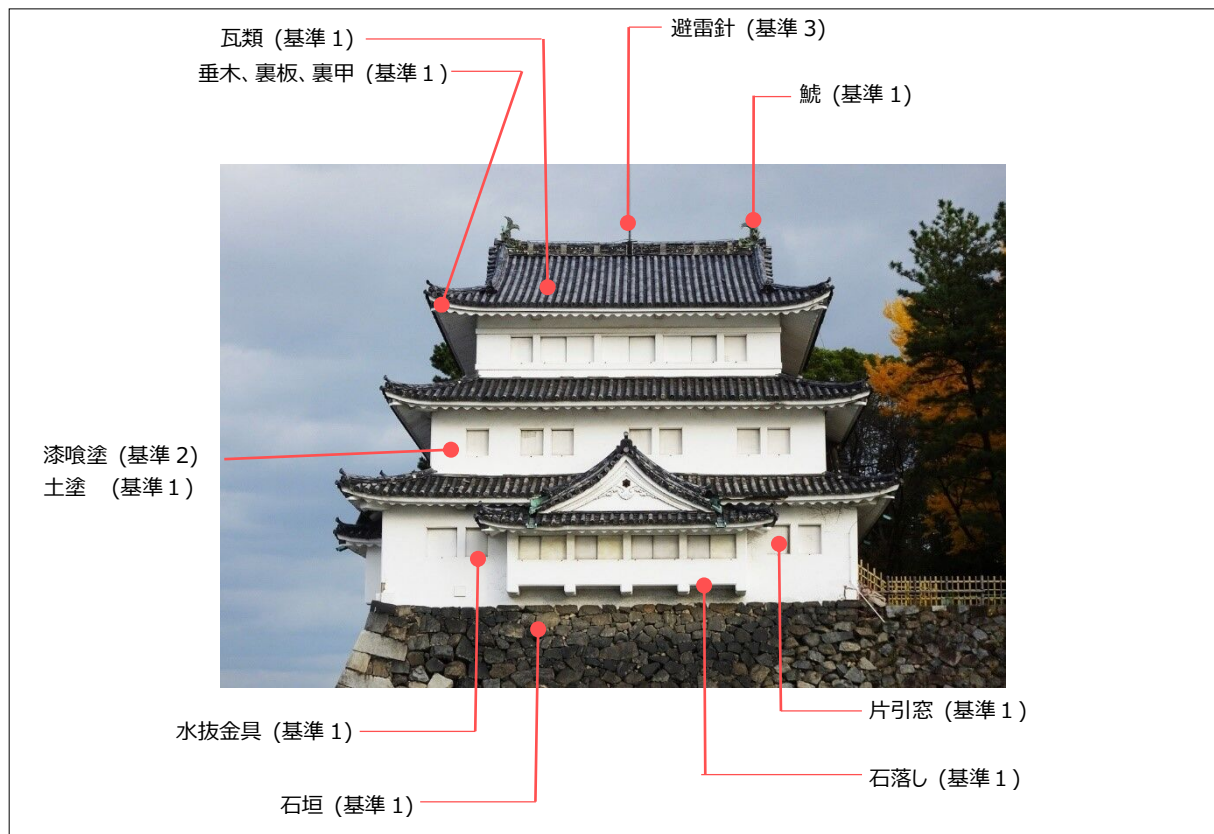


北立面図

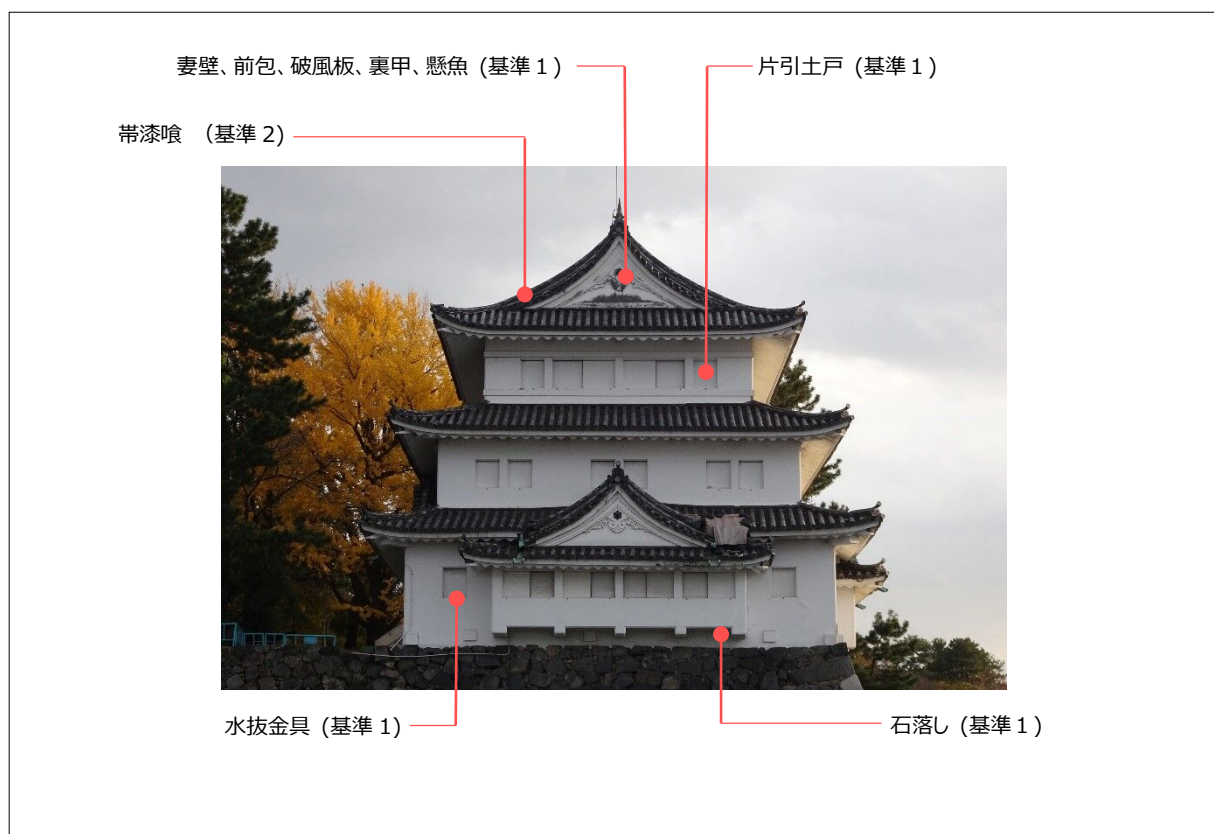
- 凡例
- 基準 1
 - 基準 2
 - 基準 3

図 2-12 部分及び部位の保護方針【西北隅櫓（A03）西・北立面図】

A03 西北隅櫓（外部）				
部 位		基準	仕 様	備 考
石垣	石垣	1	自然石	
基礎	石積み	1	自然石	
外壁	壁、長押	1	土塗	
		2	漆喰塗	
	通気口	1	木材	
		2	漆喰塗	
建具	片引土戸（出入口）	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
	片引窓	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
	引違窓	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
	石落とし	1	木材	
		2	漆喰塗	
金具	水抜金具	1	金属	
軒回り	隅木、垂木、裏板、裏甲、面戸板	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
妻飾	妻壁、前包、破風板、裏甲、懸魚	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
屋根	瓦（棟積、鬼瓦）	1	本瓦	
	帯漆喰	2	漆喰塗	
	鯨	1	青銅鑄物	
	谷銅板	2	銅	
	葺土	2	葺土	
	土居葺	2	木材	
	野地板	1	木材	
外構	石階、葛石	1	自然石	
	犬走	3	モルタル	明治 24 年(1891)濃尾地震以降の整備
	雨落ち	3	モルタル	明治 24 年(1891)濃尾地震以降の整備
設備	避雷針	3	銅線等	昭和 39 年(1964)全解体修理時の施工
	火災報知設備	3		平成 30 年(2018)に設置



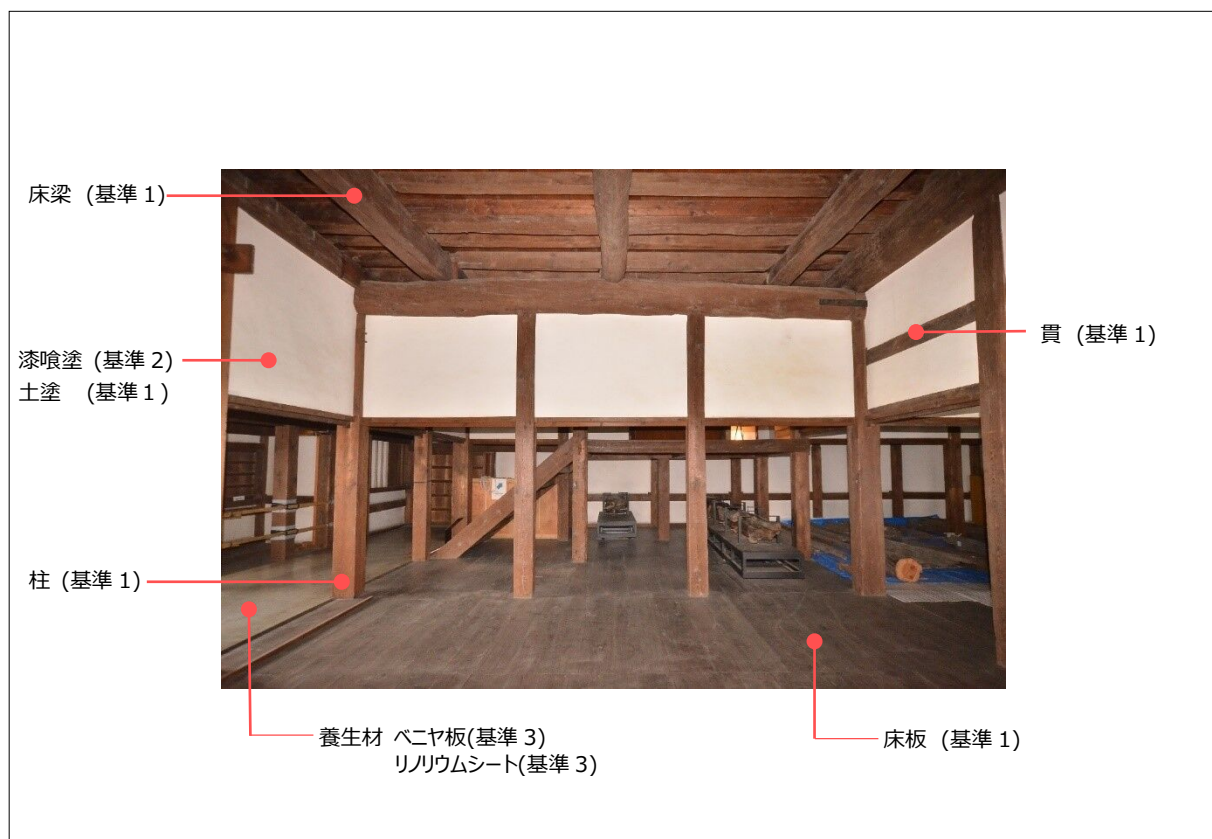
西北隅櫓外部



西北隅櫓外部

A03 西北隅櫓（内部1階）				
部 位		基準	仕 様	備 考
軸組	土台、柱、繫梁、床梁、柱踏、貫、垂木、野地板	1	木材	
	柱補強材	1	木材	隅柱貼付材(享和)
床組	大引、根太	1	木材	
床	床板	1	木材	
	養生材	3	ベニヤ板	昭和 39 年(1964)全解体修理以降の施工
		3	リノリウムシート	昭和 39 年(1964)全解体修理以降の施工
造作	雑巾摺、出入口鴨居、壁留	1	木材	
壁	内壁	1	土塗	
		2	漆喰塗	
柱間	格子	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
建具金具	掛金、受坪	1	金属	
	引手金具（出入口扉）	1	金属	
	肘坪（石落し）	1	金属	
階段	階段	1	木材	
	養生材	3	ベニヤ板	昭和 39 年(1964)全解体修理以降の施工
		3	リノリウムシート	昭和 39 年(1964)全解体修理以降の施工
設備	パッケージ型消火設備	3		
	火災報知設備	3		平成 30 年(2018)に設置
	木箱内報知器	4		差動式感知器（平成 8 年(1996)・28 年(2016)に設置）
	避難誘導灯	3		
A03 西北隅櫓（内部2階）				
部 位		基準	仕 様	備 考
軸組	柱、桁、繫梁、床梁、束踏、貫、垂木、野地板	1	木材	柱・梁に加工痕有
	柱補強材	1	木材	後補隅柱貼付材
軸組金具	柱胴付敷鉄板、タガ、銅線	2	金属	
破風小屋組	束柱、小屋梁、棟木、母屋	1	木材	目視できず
床組	根太	1	木材	
床	床板	1	木材	
	養生材	3	ベニヤ板	昭和 39 年(1964)全解体修理以降の施工
		3	リノリウムシート	昭和 39 年(1964)全解体修理以降の施工
造作	雑巾摺、壁留、窓敷居、鴨居	1	木材	
壁	内壁	1	土塗	
		2	漆喰塗	
柱間	格子	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
階段	階段	1	木材	
	養生材	3	ベニヤ板	昭和 39 年(1964)全解体修理以降の施工

		3	リノリウムシート	昭和 39 年(1964)全解体修理以降の施工
設備	パッケージ型消火設備	3		
	火災報知設備	3		平成 30 年(2018)に設置
	木箱内報知器	4		差動式感知器 (平成 8 年(1996)・28 年(2016) に設置)
	避難誘導灯	3		
	コンセント	3		
A03 西北隅櫓（内部3階）				
部 位		基準	仕 様	備 考
軸組	柱、桁、繫梁、貫	1	木材	
補強材	火打梁	2	木材	後補
小屋組	束柱、小屋貫、登り梁（力垂木）、素棟木、棟木、母屋、垂木、野地板	1	木材	
	小屋筋違	1	木材	後補の可能性
床組	根太	1	木材	
床	床板	1	木材	
	養生材	3	ベニヤ板	昭和 39 年(1964)全解体修理以降の施工
		3	リノリウムシート	昭和 39 年(1964)全解体修理以降の施工
造作	敷居、雑巾摺、鴨居、長押	1	木材	
壁	内壁（外壁廻り・窓下）	1	木材	
	内壁（内法上）	1	土塗	
		2	漆喰塗	
建具金具	受坪	1	金属	
設備	火災報知設備	3		平成 30 年(2018)に設置



西北隅櫓内部 1 階



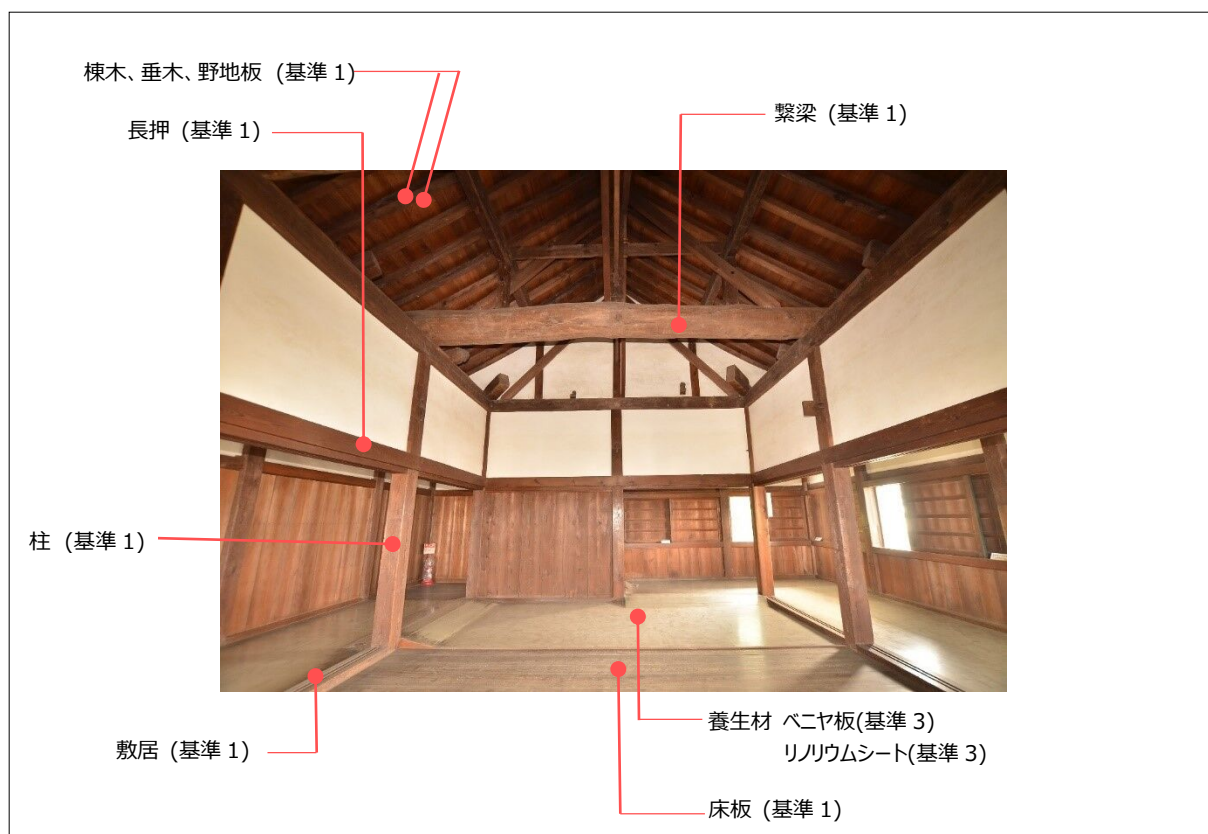
西北隅櫓内部 1 階



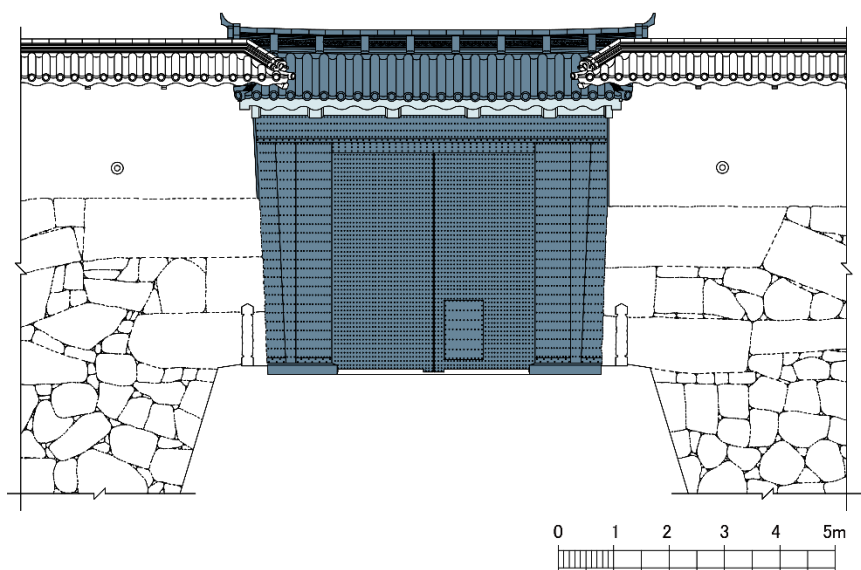
西北隅櫓内部 2 階



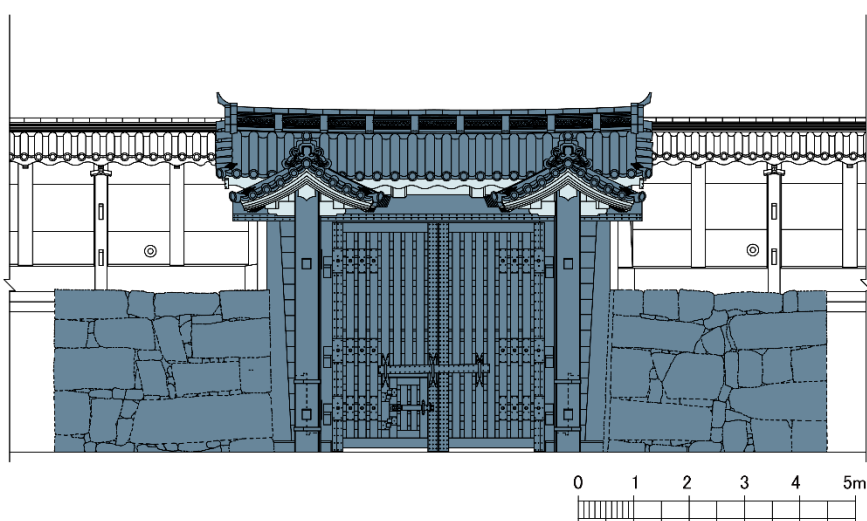
西北隅櫓内部 2 階



西北隅櫓内部 3 階



正面図



背面図

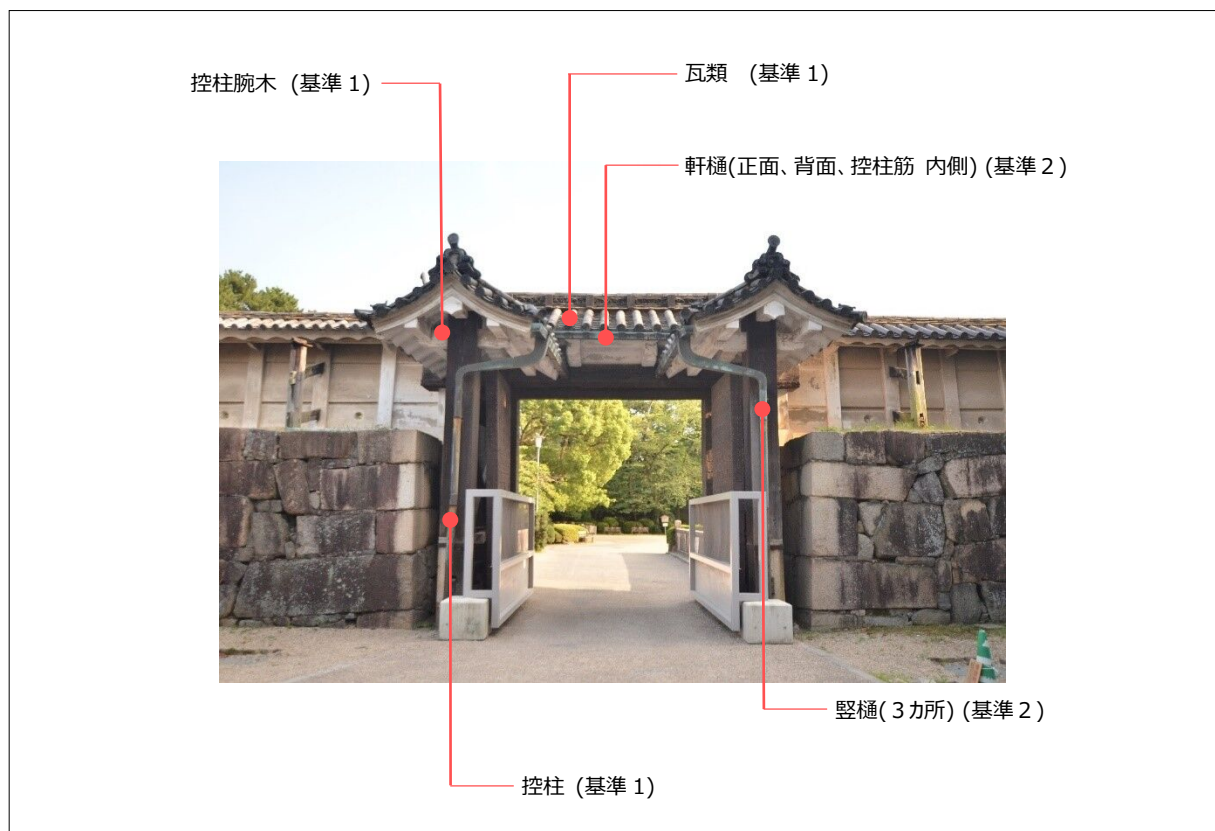
- 凡例
- 基準 1
 - 基準 2
 - 基準 3

図 2-13 部分及び部位の保護方針【表二の門（A04）立面図】

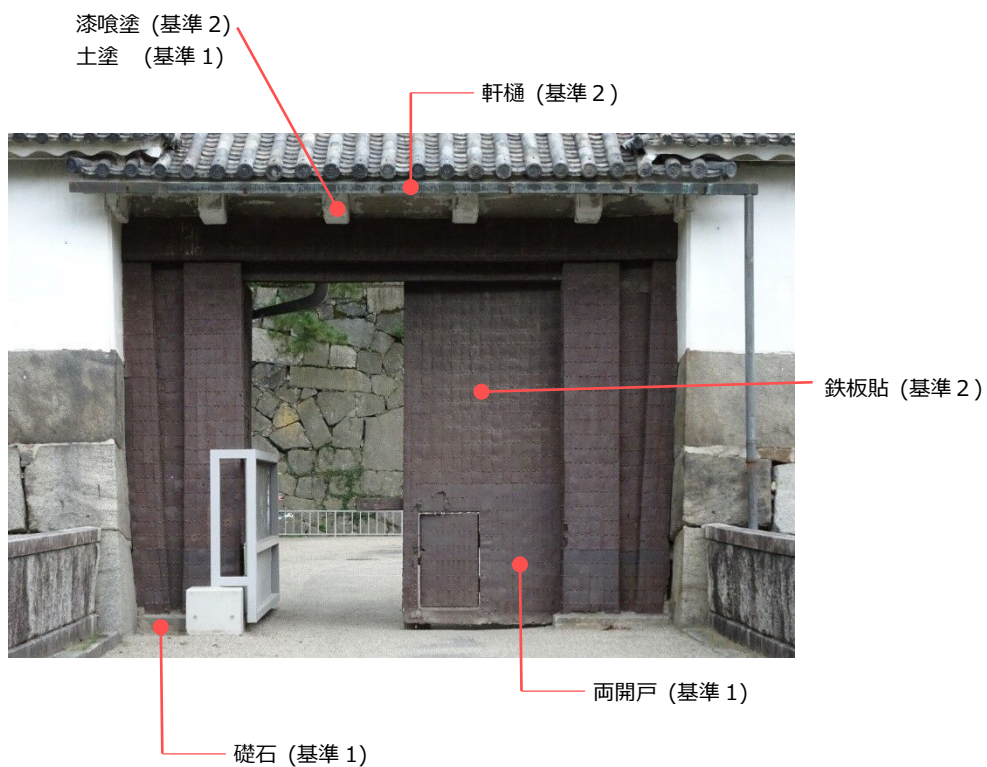
A04 表二の門				
部 位		基準	仕 様	備 考
基礎	礎石	1	自然石	
軸部	鏡柱、寄掛柱、冠木、棟木、貫、控柱	1	木材	
	筋違	2	木材	明治 24 年(1891)濃尾地震以降の取付
	腕木、出桁、控柱腕木、控柱出桁、控柱棟木	1	木材	
		2	漆喰塗	
	控柱脚部	1	自然石（金輪継）	
軒廻り	垂木、裏甲	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
妻飾	懸魚、破風、昇り裏甲	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
屋根	瓦（棟積、鬼瓦）	1	本瓦	
	帯漆喰	2	漆喰塗	
	谷銅板	2	銅	
	葺土	2	葺土	
	土居葺	2	木材	
	野地板	1	木材	
造作	まぐさ、壁	1	木材	
建具	両開戸（潜戸付）、門	1	木材	
金具	鏡柱、寄掛柱、冠木、まぐさ、壁、両開戸、門	2	鉄板貼（鋸打）	
	門金具	1	金属	
	タガ（控柱根継）	2	金属	
	軒樋（正面、背面、控柱筋内側）、豎樋（3カ所）	2	銅	
設備	木箱内報知器	4		空気管式感知器（昭和 44 年(1969)に設置）



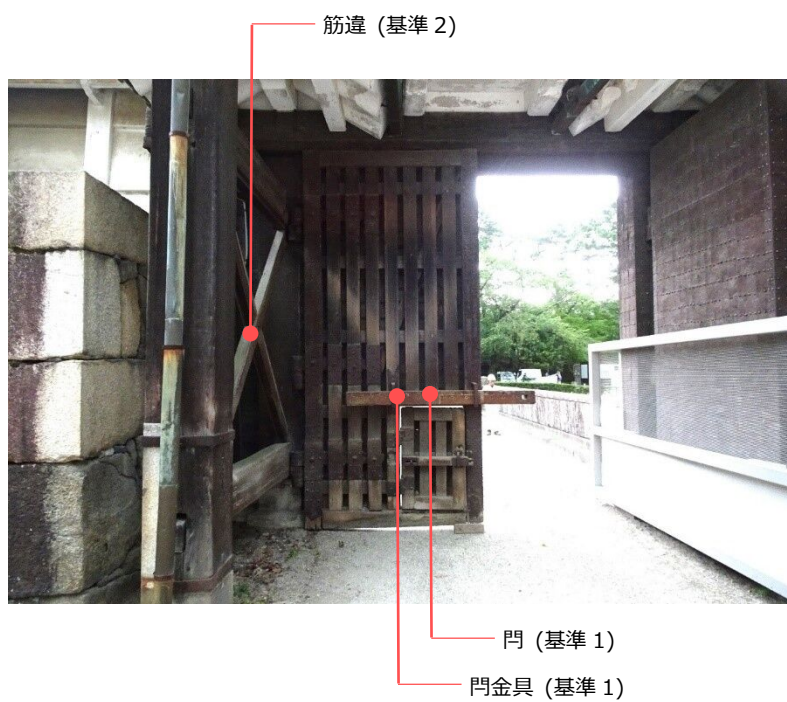
表二の門南面



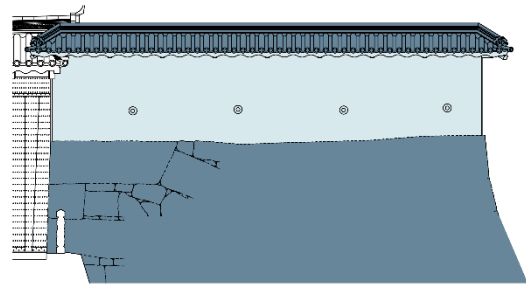
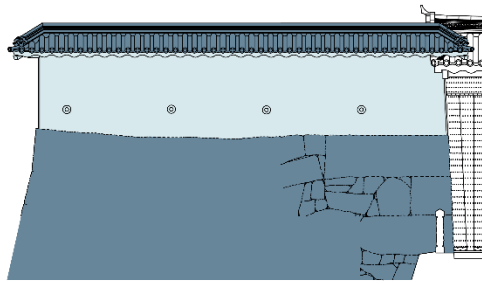
表二の門北面



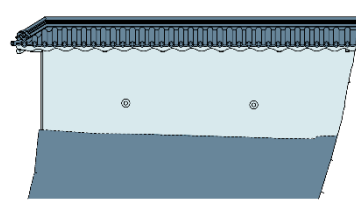
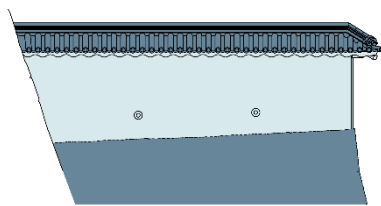
表二の門建具南面



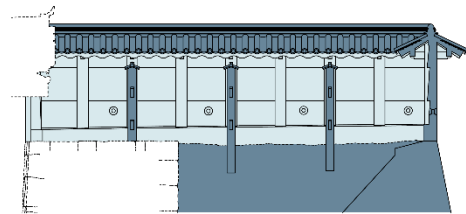
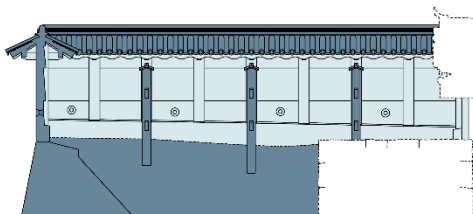
表二の門建具北面



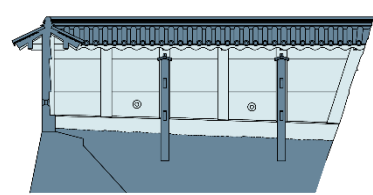
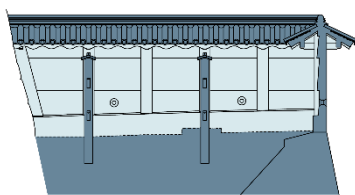
正面図



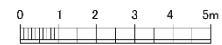
側面図



背面図



背面側面図



凡例

- 基準1
- 基準2
- 基準3

図 2-14 部分及び部位の保護方針【表二の門附属土塼（A04'）立面図】

A04' 表二の門附属土塀				
部 位		基準	仕 様	備 考
石垣	石垣	1	自然石	
軸部	柱、腕木、出桁、	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
	控柱、貫	2	木材	
軒廻り	垂木、隅木、裏甲	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
屋根	瓦（棟積、鬼瓦）	1	本瓦	
	葺土	2	葺土	
	土居葺	2	木材	
	野地板	1	木材	
造作	壁（狭間付）	1	土塗	
		2	漆喰塗	



表二の門附属土塀南面



表二の門附属土塀南面



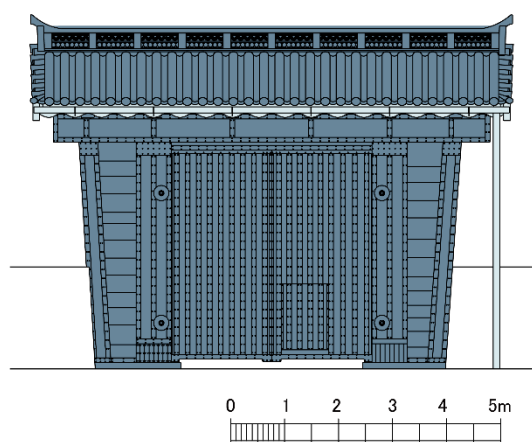
表二の門附属土塀南面



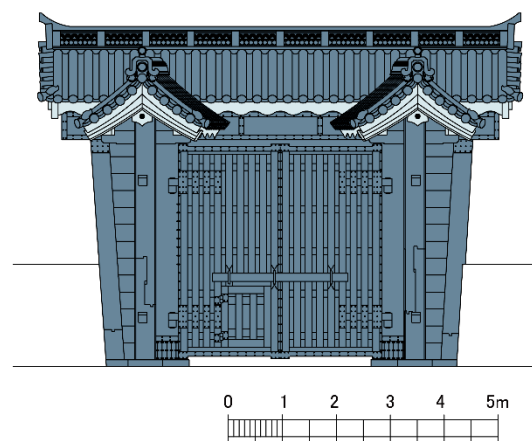
表二の門附属土塀北面



表二の門附属土塀北



正面図

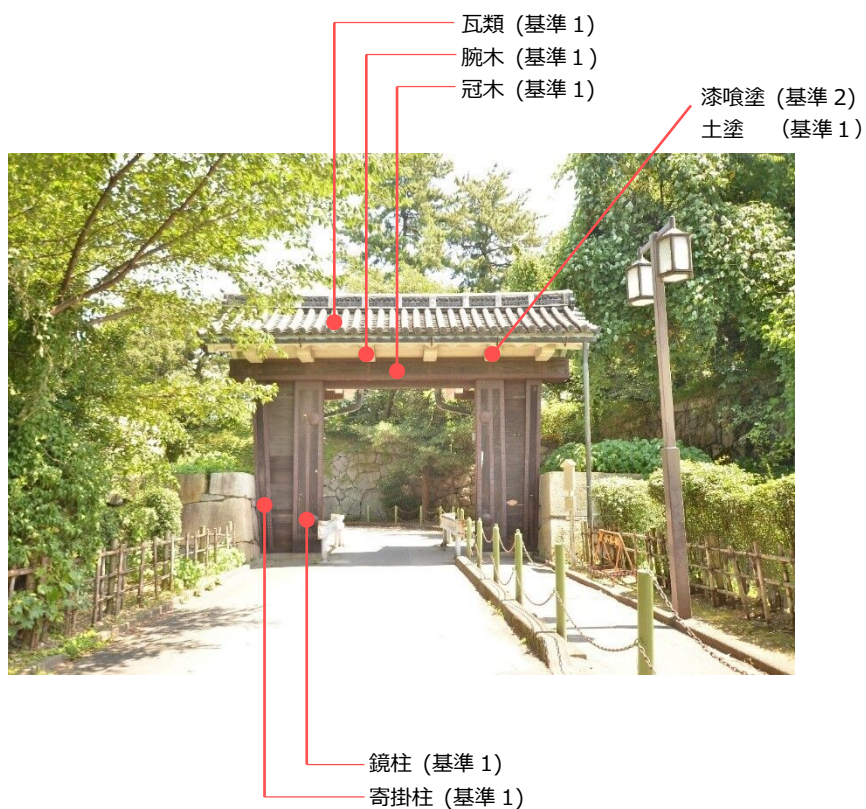


背面図

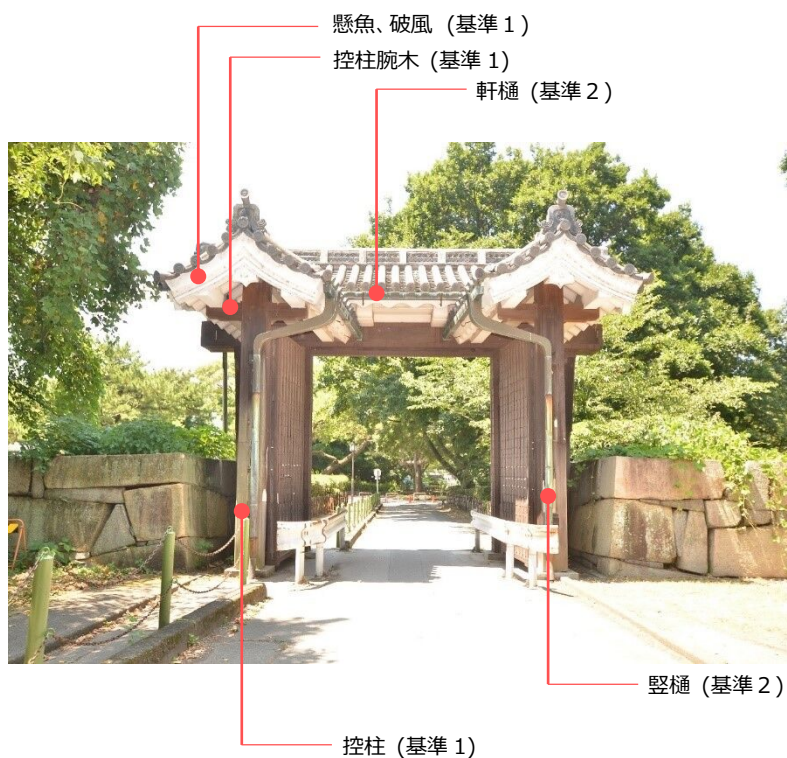
- 凡例
- 基準 1
 - 基準 2
 - 基準 3

図 2-15 部分及び部位の保護方針【二之丸大手二之門（A05）立面図】

A05 二之丸大手二之門				
部 位		基準	仕 様	備 考
基礎	礎石	1	自然石	
軸部	鏡柱、寄掛柱、冠木、棟木、貫、控柱、控柱腕木	1	木材	
	筋違	2	木材	明治 24 年(1891)濃尾地震以降の改変
	腕木、出桁、控柱出桁、控柱棟木	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
軒廻り	垂木、裏甲	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
妻飾	懸魚、破風、昇り裏甲	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
屋根	瓦（棟積、鬼瓦）	1	本瓦	
	帯漆喰	2	漆喰塗	
	谷銅板	2	銅	
	葺土	2	葺土	
	土居葺	2	木材	
	野地板	1	木材	
造作	まぐさ、壁	1	木材	
建具	両開戸（潜戸付）	1	木材	
金具	鏡柱、寄掛柱、冠木、まぐさ、壁、両開戸	2	筋金（鋳打）	
	肘坪、門金具、掛金、受坪、乳金具	1	金属	門無し
	軒樋（正面、背面、控柱筋内側）、豎樋（3カ所）	2	銅	



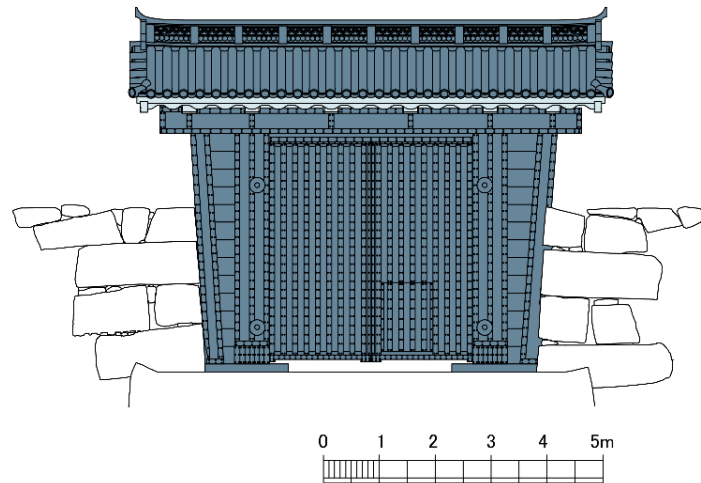
二之丸大手二之門西面



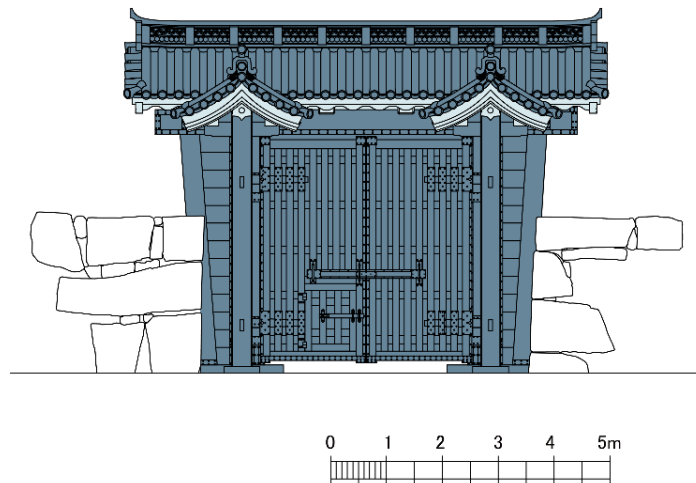
二之丸大手二之門東面



二之丸大手二之門東面



正面図



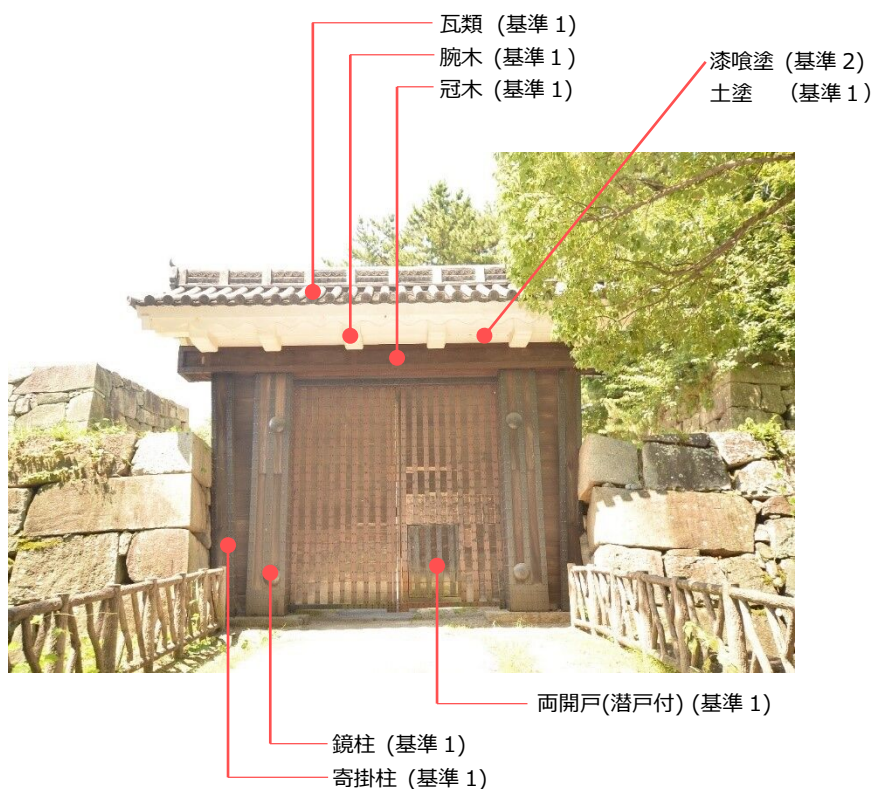
背面図

凡例

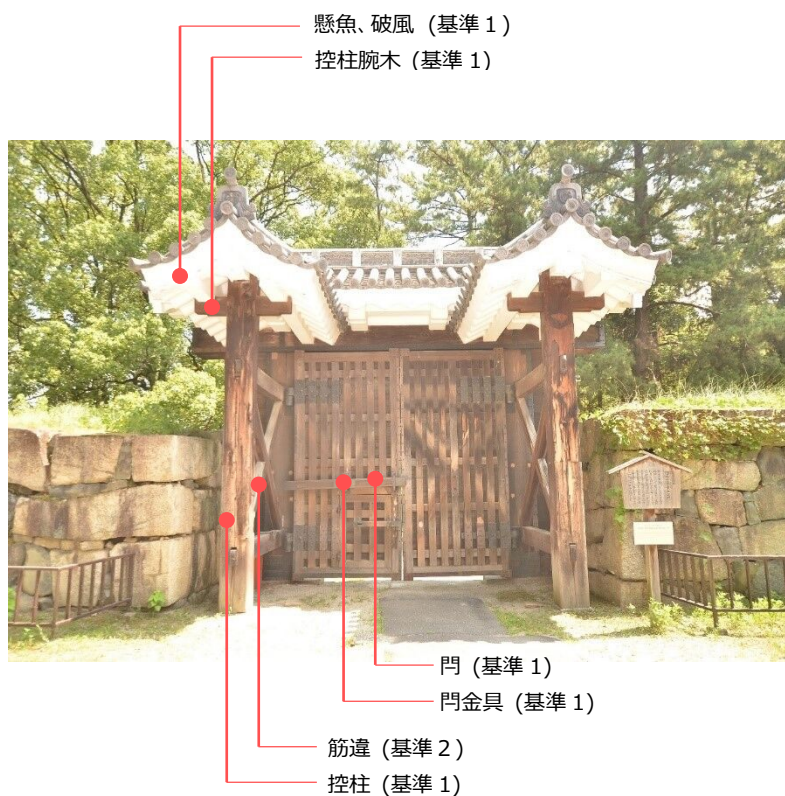
- 基準 1
- 基準 2
- 基準 3

図 2-16 部分及び部位の保護方針【旧二之丸東二之門（A06）立面図】

A06 旧二之丸東二之門				
部 位		基準	仕 様	備 考
基礎	礎石	1	自然石	
軸部	鏡柱、寄掛柱、冠木、棟木、貫、控柱、控柱腕木	1	木材	
	筋違	2	木材	明治 24 年(1891)濃尾地震以降の改変
	腕木、出桁、控柱出桁、控柱棟木	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
軒廻り	垂木、裏甲	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
妻飾	懸魚、破風、昇り裏甲	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
屋根	瓦（棟積、鬼瓦）	1	本瓦	
	帯漆喰	2	漆喰塗	
	谷銅板	2	銅	
	葺土	2	葺土	
	土居葺	2	木材	
	野地板	1	木材	
造作	まぐさ、壁	1	木材	
建具	両開戸（潜戸付）、門	1	木材	
金具	鏡柱、寄掛柱、冠木、まぐさ、壁、両開戸、門	2	筋金（鋳打）	
	肘坪、門金具、掛金、受坪、乳金具	1	金属	



旧二之丸東二之門東面



旧二之丸東二之門東面



旧二之丸東二之門東面

第3節 管理計画

1. 管理体制

名古屋市では、平成21年度(2009)から名古屋城総合事務所を設置し(名古屋城管理事務所：昭和6年度(1931)～平成20年度(2008))、名古屋城の企画運営及び誘客等の管理活用事業、並びに名古屋城関連事業の調整等をはじめとする保存整備事業を進めてきた。また、令和元年度(2019)から名古屋城調査研究センターを開設し、継続的な調査研究及び教育普及活動に当たっている。本計画の対象となる計画区域における管理体制は図2-17の通りである。

重要文化財(建造物)の経年劣化に関しては名古屋城総合事務所が随時調査を実施し、破損状況を確認したうえで名古屋市教育委員会文化財保護課と必要な措置について協議を行う。災害・事故等による突発的なき損等が生じた場合には、文化財保護法及び関連法令に従い、名古屋市教育委員会文化財保護課を経由して速やかに文化庁へき損届を提出する。

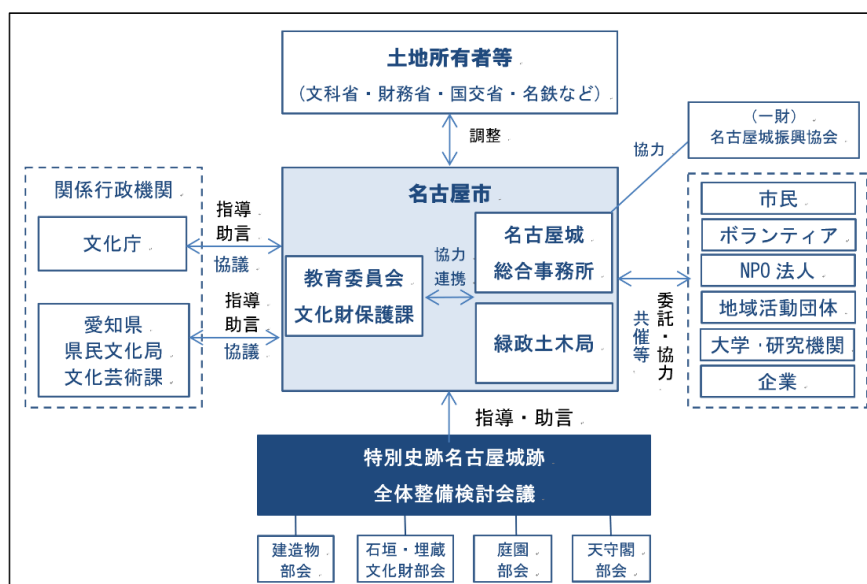


図2-17 管理体制図

2. 保存環境の管理

重要文化財(建造物)の保存環境に関しては名古屋市が管理を担う。

(1) 清掃・整頓に関する事項

重要文化財(建造物)の内外部及び周辺において、定期的な清掃及び整理整頓を行い、常に保存のための良好な状態を維持する。なお、可燃物の管理などについては「第4章 防災計画」に記載する。

(2) 日照・通風の確保に関する事項

定期的に重要文化財(建造物)の窓や扉等を開け、日照・通風を確保する。なお、重要文化財(建造物)周辺における環境整備の方針については「第3章 環境保全計画」に記載する。

(3) 蟻害・虫害・腐朽防止に関する事項

重要文化財(建造物)の維持管理においては、部材が湿潤な状態にならないよう日照・通風の確保に努める。しかし、破損調査によって虫害・腐朽状態を確認した場合には、早急に進行防止の処

置を取る。また、床下または建造物周辺における木材等の放置は虫害の原因となるため、日頃から整理整頓を心掛ける。

（４）風水雪害等に関する事項

強風や激しい降雨が予想される場合は早期に開口部を閉鎖し、重要文化財(建造物)室内への雨水の侵入を防ぐ。地震・台風等により災害が発生した場合には、周囲の安全性を確認したうえで重要文化財(建造物)の点検を行い、被害の有無を確認する。なお、自然災害への防災対策の詳細については「第３章 環境保全計画」、「第４章 防災計画」に記載する。

（５）き損・盗難・防火等に関する事項

定期的に電気設備の保安検査を実施し、漏電による火災等の事故防止に備える。また、来城者に対しては、重要文化財(建造物)への危険物・発火物等の持ち込みに対する制限について周知徹底する。き損・盗難等については警備員を城内に配備し、定期的に巡回することで対処する。なお、防火・防犯対策の詳細については「第４章 防災計画」に記載する。

3. 建造物の維持管理

重要文化財(建造物)の維持管理は名古屋市が行う。基準１、２に該当する部材に係る修理は、すべて修理届の事前提出が必要である。ただし、以下に示すような小規模修繕及び維持管理上必要な措置については本計画の認定により事前の届出を要さないものとする。なお、修繕及び補修を行う際には記録を取り、今後の保存修理の参考にする。

（１）外構

- ・雨落ち及び犬走りにおける落葉の清掃
- ・草刈り等による地被類の手入れ
- ・雨水滞留箇所の点検

（２）基礎・床下

- ・基礎周りにおける不要物の撤去
- ・雨水跳ね返し防止のための軽微な措置
- ・床下の定期点検及び蟻害防止対策

（３）外壁

- ・定期点検による亀裂、破損、剥落箇所等の早期発見
- ・亀裂、破損、剥落箇所等の小規模修繕及び補修

（４）内壁

- ・定期点検による亀裂、破損、剥落箇所等の早期発見
- ・亀裂、破損、剥落箇所等の小規模修繕及び補修
- ・公開活用・展示等に伴う壁面の保護

（５）床

- ・物品の移動等による衝撃・摩耗防止
- ・定期点検による床板の割れ・破損等の早期発見
- ・床板の割れ・破損箇所の小規模修繕及び補修
- ・公開活用・展示等に伴う簡易養生

（６）屋根及び雨樋

- ・ 定期点検による瓦の欠落、割れ、劣化等の早期発見
- ・ 小面積の瓦の欠落、割れ、劣化等の修繕及び補修
- ・ 定期点検による漏水箇所の早期発見
- ・ 漏水箇所の小規模修繕及び補修
- ・ 定期点検による雨樋の破損・脱落等の早期発見
- ・ 雨樋の破損・脱落箇所の小規模修繕及び補修
- ・ 落葉の清掃、閉塞箇所の改善

(7) 建具

- ・ 開閉動作の点検及び開閉不良の改善
- ・ 敷居及び鴨居の点検及び清掃
- ・ 障子の破損箇所の小規模修繕及び補修

(8) 金具類

- ・ 発錆防止のための環境改善
- ・ 日常的な清掃による水分、汚れ等の除去
- ・ 定期点検による破損箇所の早期発見
- ・ 破損箇所の小規模修繕、部品交換

4. 別置保存による管理

文化財修理または管理運営上の理由により、重要文化財(建造物)の部材・付属品等を取り外す場合には、事前調査を踏まえたうえで詳細な記録を取り、十分な保存環境を担保できる施設内にて別置保存する。この行為については、事前に名古屋市教育委員会文化財保護課を経由して文化庁と協議したうえで、必要性が認められた場合に限り実施する。

また、現状で城内に保存している古材については資料編「城内保存古材一覧」で整理した目録の通りである。今後、古材の別置保存を行う場合は、この目録にしたがって名称・員数・保管場所等を記録する。

第4節 修理計画

重要文化財(建造物)の保存修理は名古屋市が行う。保存修理の規模として一般的に下記の種類がみられ、これらの保存修理を適切なサイクルで施工していくことで重要文化財(建造物)が維持される。

- ・ 小修理：日常管理における破損部分の補修。日常的に傷みやすい屋根や壁の部分補修等。
- ・ 維持修理：経年による破損を補修し、建造物としての機能を維持するため、周期的に行う修理。[床板の張替え](#)、屋根葺替、塗装修理等。
- ・ 根本修理：柱や梁など主要構造部にまで破損が及んだ場合に、建造物を解体して各部材の補修を行い、建造物を健全な状態に回復させる修理。解体修理や半解体修理。

一般的に維持修理は約 30 年程度、根本修理は約 150 年程度が適切な修理周期とされる。

1. 当面必要な維持修理の措置

当面必要な維持修理を表 2-5 にまとめる。主な破損の項目は令和 5 年度(2023)実施の破損調

査結果に基づく。

表 2-5 当面必要な維持修理

番号	名 称	主な破損	当面必要な維持修理
A01	名古屋城西南隅櫓	軸部：漏水痕、虫害 外壁・軒廻り：汚損・クラック	特になし
A02	名古屋城東南隅櫓	軸部：漏水痕・虫害・腐朽 外壁・軒廻り・建具：汚損・クラック・塗土剥離・ 蔓植物付着・蔦植物痕跡 屋根：瓦のズレ・脱落・白帯漆喰剥離・植物定着	屋根葺替 外壁・軒・建具塗替
A03	名古屋城西北隅櫓	軸部：漏水・漏水痕・虫害 外壁・軒廻り・建具：汚損・クラック・塗土剥離・ 漆喰剥離・蔦植物痕跡 屋根：瓦のズレ・脱落	屋根葺替 外壁・軒・建具塗替
A04	名古屋城表二の門	軒、瓦面戸等漆喰部：漆喰剥離・漆喰亀裂 金属部：腐食・電蝕・欠損	屋根葺替 左官塗替
A04'	名古屋城表二の門附属土塀	屋根：瓦欠失 瓦面戸軒裏漆喰部：漆喰剥離 軒：一部木部露出 控え柱：腐朽・楔欠失	屋根葺替 外壁・軒塗替 木工事：木部補修
A05	名古屋城二之丸大手二之門	金属部：腐食・電蝕・欠損 木部：腐朽 漆喰部：クラック	左官塗替
A06	名古屋城旧二之丸東二之門	金属部：腐食・欠損	特になし

2. 今後の保存修理計画

今後の保存修理事業計画について表 2-6 にまとめる。

表 2-6 今後の保存修理事業計画

番号	名 称	前回根本修理	前回維持修理	次回修理予定	次回修理内容
A01	名古屋城西南隅櫓	平成 27 年(2015) 半解体修理工事	根本修理以降、 未実施	前回修理後、 30 年を目安	屋根瓦葺替 維持修理
A02	名古屋城東南隅櫓	昭和 28 年(1953) 半解体修理工事	昭和 63 年(1988) 外壁・屋根修理	耐震診断により優 先順位決定	屋根瓦葺替等 維持修理、診断結果 により耐震補強
A03	名古屋城西北隅櫓	昭和 39 年(1964) 全解体修理工事	昭和 63 年(1988) 屋根葺替修理	耐震診断により優 先順位決定	屋根瓦葺替等 維持修理、診断結果 により耐震補強
A04	名古屋城表二の門	記録無し	昭和 25 年 (1950) 壁・屋根葺替修理	令和 9 年(2027)	屋根瓦葺替等 維持修理
A04'	名古屋城表二の門附属土塀	記録無し	昭和 48 年 (1973) 屋根部分修理	令和 9 年(2027)	根本修理
A05	名古屋城二之丸大手二之門	昭和 42 年(1967) 移築再建工事	平成 30 年 (2018) 屋根漆喰補修	前回修理後、 30 年を目安	屋根瓦葺替等 維持修理
A06	名古屋城旧二之丸東二之門	平成 25 年(2013) 全解体修理工事	根本修理以降、 未実施	前回修理後、 30 年を目安	屋根瓦葺替等 維持修理



第3章

環境保全計画

- 第1節 環境保全の現状と課題
- 第2節 環境保全の基本方針
- 第3節 区域の区分と保全方針
- 第4節 建造物の区分と保護の方針
- 第5節 防災及び環境保全上の課題と対策

第3章

環境保全計画

第1節 環境保全の現状と課題

重要文化財(建造物)の周辺環境及び観覧環境を計画区域全体で一体的に保全していくにあたり、とくに樹木・石垣・雨水排水設備・保護柵に留意する必要があるため、現状と課題を整理する。

1. 樹木

(1) 特別史跡内における樹木の現状と課題

名古屋城は昭和6年(1931)に宮内省から下賜された本丸・西之丸・御深井丸を名城公園として一般開放して以降、長らく都市公園として供用されてきた。築城時から現在に至るまでに多くの樹木が植栽され、城内の樹木は十分な管理が行き届かないまま老朽化や巨大化等が進行している。

平成30年(2018)策定の「特別史跡名古屋城跡保存活用計画」にて、「城跡としての風致を維持するため城跡全体の植栽管理方針を定める必要がある」ことが示されたため、令和6年度(2024)に「名古屋城植栽管理計画」が策定された。令和4年度(2022)の植栽調査から城内に高木が約3,300本あることが確認され、落枝や倒木などの来城者の安全性が懸念される樹木や将来文化財に影響を及ぼす可能性の高い樹木が多いことなどが課題として提示されている(図3-1)。これを受け、地区ごとの特性を踏まえた植栽管理や樹木の成長に合わせた継続的な植栽管理などを基本方針と

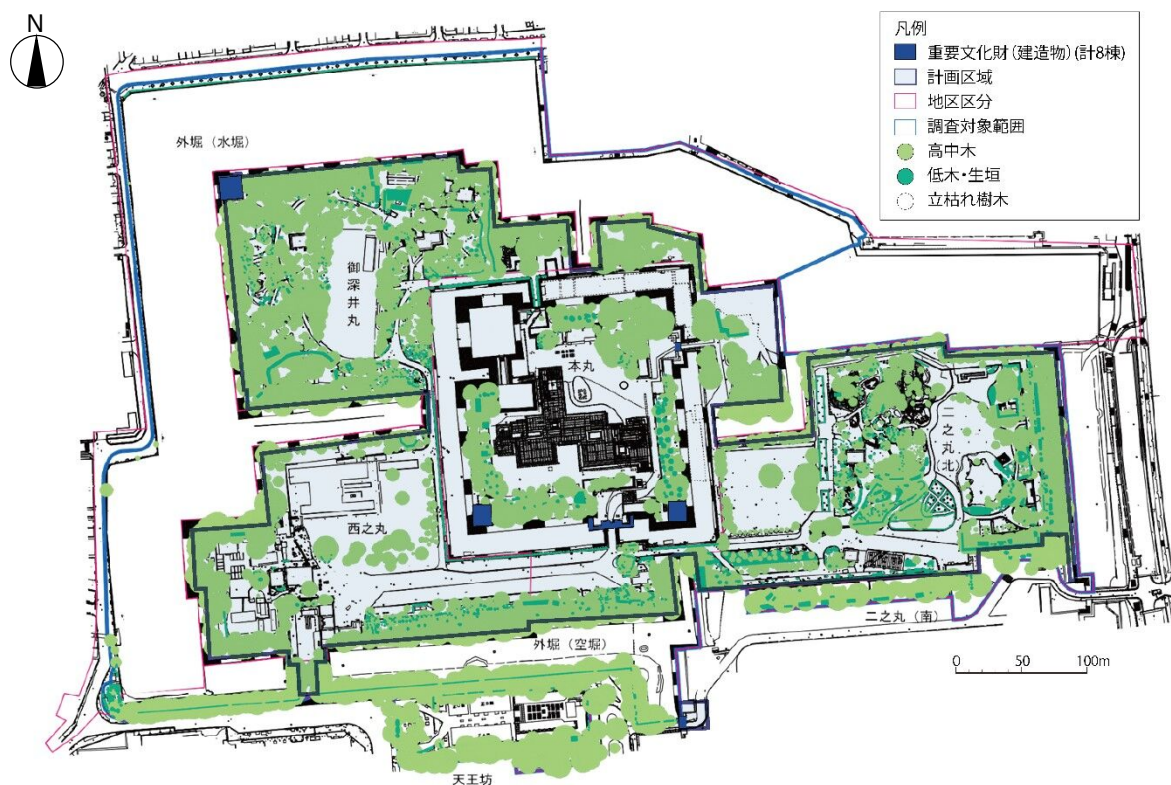


図3-1 名古屋城における樹木の分布(「名古屋城植栽管理計画」より)

する。計画では日常管理では対応できない高木等の伐採・剪定を特別管理とし、実施範囲を3段階に分けて複数年で施工し、PDCAサイクルで運用しながら計画範囲全域を概ね10年で一巡する予定である。

(2) 重要文化財(建造物)周辺における樹木の現状と課題(課題箇所を抽出)

ア A01 西南隅櫓

西南隅櫓の周辺は樹木が多く本丸側から全景を捉えることはできない(写真3-1)。また、建造物東側にあるマツの大木は樹高も高く、枝張りも大きいことから、櫓の採光・通風を阻害している(写真3-2)。多くの樹木が石垣上に植樹されており、風の影響を受けやすい。このため、倒木、枝の折損及び落下による建造物の破損、落葉の屋根面への堆積、雨落ちの詰まりが懸念される。

イ A02 東南隅櫓

東南隅櫓の階段脇には健全でないサクラが数本ある(写真3-3)。将来的には枯損する可能性もあり、建物壁面に近接していることから、軒先からの雨落ちを受けることで蟻害の発生を誘発する可能性がある。

また、東壁面から避雷針にかけてツルが線に絡みついている(写真3-4)。屋根面には草が繁殖しており(写真3-5)、屋根面の草は葎き土の流出、野地板への根張り、内部への漏水や瓦裏を伝い、軒先塗籠めの剥離へと破損が進行することが予想される。

ウ A03 西北隅櫓

周辺を高木に囲まれるため、本丸側から全景を視認することができない。また、風による影響として倒木、枝の折損・落下による建造物の破損が懸念される。一方、周囲はアスファルトによって舗装されているため、樹木と適度な離隔距離が保たれ、一定の採光及び通風は確保されている(写真3-6)。



写真 3-1 西南隅櫓の周辺現況



写真 3-2 西南隅櫓東側のマツ



写真 3-3 東南隅櫓階段脇のサクラ



写真 3-4 東南隅櫓東壁面のツル



写真 3-5 東南隅櫓屋根面の現況



写真 3-6 西北隅櫓周囲の舗装

エ A04 表二の門、A04'表二の門附属土塀

表二の門周辺には樹木が少なく、軒樋の端部が逆勾配に垂下している点を除けば、概ね不具合

ないように見受けられる。一方、西側附属土塀にはマツの高木が覆い被さっており、枝の落下が原因と考えられる瓦の崩落を確認できる(写真 3-7)。瓦の落下によって木部が露出し腐朽の進行が顕著である。また、附属土塀入隅屋根には落葉が積もり、草が繁殖する等保存状態は良くない。

オ A05 二之丸大手二之門

有料区域でないこともあり、全般的に日常の点検・清掃が不足している。門の北側及び南側に位置する雁木を覆うように樹木が茂り、落ち葉が樋を詰まらせている(写真 3-8)。このため排水機能が停止し、あふれた雨水が樋金具を伝って控柱を腐朽させる可能性がある。また、アスファルト舗装上に排水を堰き止めるかたちで礎石が据えられていることから、雨水によって流されてきた落ち葉や土砂が堆積し、草が繁殖し、足元周りが湿潤な環境にある(写真 3-9)。



写真 3-7 表二の門附属土塀屋根の破損 写真 3-8 大手二之門の樋詰まり 写真 3-9 大手二之門の排水路堆積

(3) 重要文化財(建造物)周辺における樹木対策

倒木により重要文化財(建造物)を破損させる危険性がある樹木を対象に、樹木内部のウロ及び枯れ枝の有無を定期的に点検し、樹木の健全性を確認していく必要がある。また、落葉による雨落ちの詰まりや屋根面への堆積等に対する保守点検及び清掃を実施する。

重要文化財(建造物)の健全性を維持するためには、屋根上の草木を除草し、併せて葺き土等の瓦下地の状況を把握したうえで、破損部分は修理を行う。

二之丸大手二之門では雨樋の清掃を早急に実施する必要がある。現状よりも樋下端を短くし、落葉を外部に流し出しやすくするような構造に変更するなど改善策を検討する。定期的な清掃・保守点検を行える体制を整え、落葉の原因となる樹木の剪定を行う必要がある。

2. 石垣

(1) 特別史跡内における石垣の現状と課題

名古屋城の石垣は慶長 15 年(1610)の築城時に築かれており、三之丸を含む総延長は約 8.2km になる(図 3-2)。石垣は地盤や背面環境による劣化、災害による崩壊などから修復が必要となることが多くあり、名古屋城でも築城直後から現代まで継続して各時代に積み直しが行われている。江戸時代の石垣修復は宝暦年間(1751-1764)の天守台石垣の積み直しが代表的であり、明治時代以降には西南隅櫓の崩落に伴う石垣修復が宮内省によって行われたほか、各所有者が修復を行っている。これらの修復は記録が少なく詳細の分からないことも多いが、実際の石垣には多くの積み直しの痕跡が残されているため、現在確認している記録以上に修復が行われていると考えられる。また、名古屋市は昭和 45 年(1970)に御深井丸北側石垣の崩落に伴う修復を行って以降、城内で継続的に石垣の修復整備を進めており、計 17 箇所で行ってきた。

平成 29 年(2017)より、石垣の現況と崩落等の危険度を網羅的に把握する目的で石垣カルテの

作成を開始した。石垣カルテを通して多くの石垣で変状を確認したため、今後「特別史跡名古屋城跡内の石垣保存方針」を策定し、その評価方法に基づいて維持保全を進めていく。また、石垣カルテは三之丸を含めた範囲を令和7年(2025)に完了した。

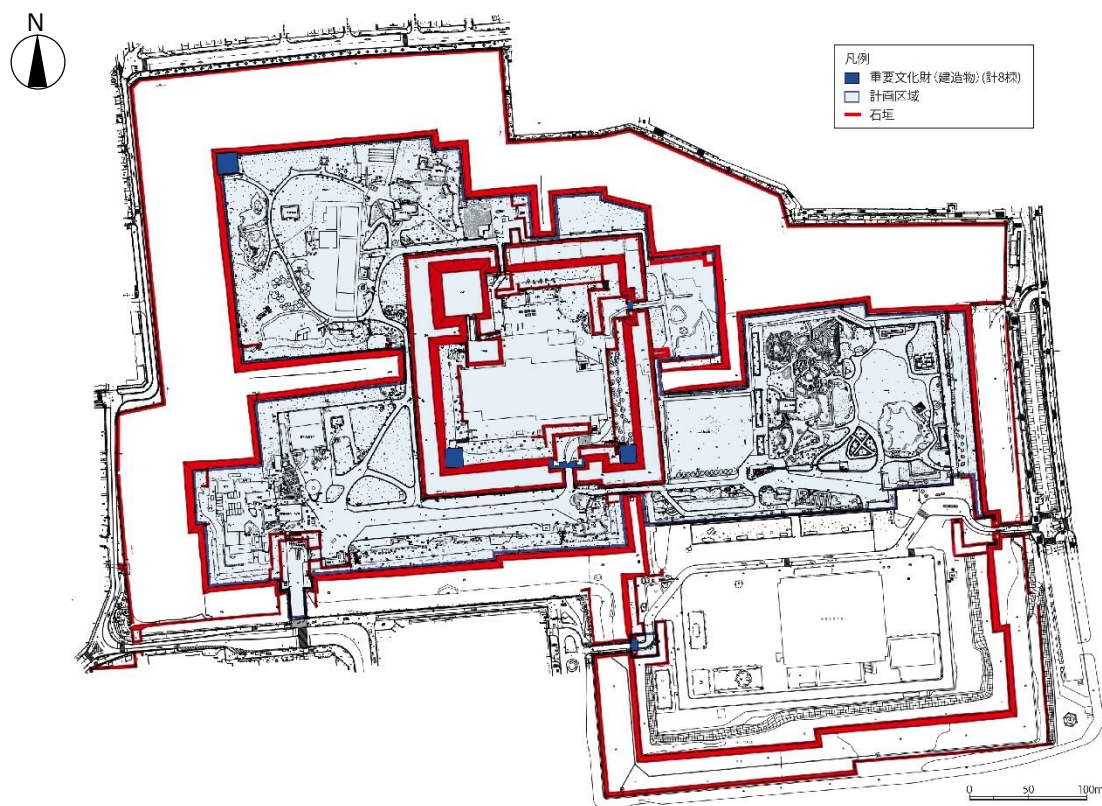


図 3-2 名古屋城における石垣の範囲（三之丸の石垣を除く）

（２）重要文化財(建築物)周辺における石垣の現状と課題（課題箇所を抽出）

ア A01 西南隅櫓

西南隅櫓直下の石垣は、大正10年(1921)に隅櫓とともに崩落し、その後修復されているが、現在膨らみなどの変状はみられない。一方、西側石垣の隅櫓直下から北に約20mの地点では、石垣下部に膨らみが確認できることから安全な状態とは言い難い(写真3-10)。この部分の石垣が崩壊した場合、建造物の安全性にも多大な影響が生じることが予測される。

イ A02 東南隅櫓

東南隅櫓の東側及び南側石垣では、大きな膨らみや変状は確認されていない。櫓台の北側及び西側の石垣には「落とし積」が用いられ、後世に積み直しを行った痕跡がみられる(写真3-11)。

ウ A03 西北隅櫓

西北隅櫓の北側石垣では、昭和45年(1970)に建物直下より東側の範囲が豪雨によって崩落し、修復工事が実施された。この際に石垣面をセットバックして積み直しているため、既存部分及び改修部分の境目には、約50cmの段差が残る(写真3-12)。現状で大きな変位は見られないが注意が必要である。

エ A05 二之丸大手二之門

二之丸大手二之門北側の石垣では、鏡石が膨らみ出しており、変状が進行すれば石垣が崩落して重要文化財(建築物)に被害を及ぼす可能性がある(写真3-13)。また、門北側の雁木では天端付

近の石材が倒壊しており、元の位置から外れている(写真 3-14)。

オ A06 旧二之丸東二之門

旧二之丸東二之門脇の北側石垣では、最上段の築石が門に向かって傾斜している(写真 3-15)。築石の変状に伴って間詰石が抜け落ちているため、石垣に隙間や空洞が生じており、変状がさらに進行すれば鏡柱・控え柱に荷重がかかって門全体を変形させる可能性がある。

(3) 重要文化財(建造物)周辺における石垣対策

重要文化財(建造物)周辺で変状が確認された石垣は、日常管理のなかでクラックゲージやトータルステーションを用いて定期的に観測を行い、変状の進行状況を把握する。変状が進行したと判断される場合には、状況に応じて詳細な調査を実施する。

変状が進行したことにより問題が生じている場合は、修理を行う必要がある。重要文化財(建造物)への影響や石垣の文化財的価値も考慮しながら修理方法を選択し、石材の補修や間詰め補修といった部分補修のほか、やむを得ない場合には解体修理も検討する。



写真 3-10 西南隅櫓西側石垣の膨らみ



写真 3-11 東南隅櫓の櫓台北側石垣

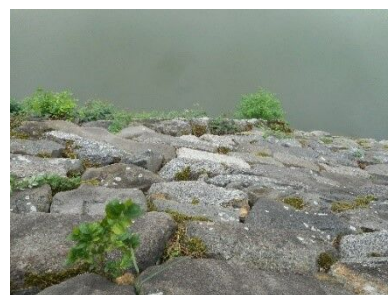


写真 3-12 西北隅櫓北側石垣の段差

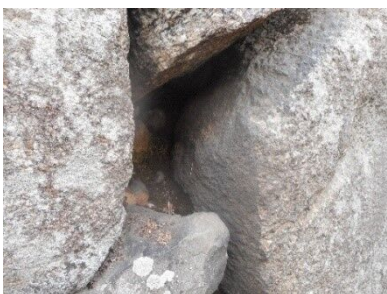


写真 3-13 大手二之門北側の膨らみ



写真 3-14 大手二之門北側の雁木倒壊



写真 3-15 東二之門北側の築石傾斜

3. 雨水排水設備

(1) 特別史跡内における雨水排水設備の現状と課題

名古屋城の雨水排水設備には排水枡や側溝のほか築城時に設けられた暗渠があり、現在でも雨天時には堀底に面した石垣の暗渠から排水される状況を確認できる(図 3-3)。暗渠は江戸時代の石垣修復の際にも改修がみられ、明治時代には陸軍省によって大規模に改修されている。雨水排水設備は築城時から改修を繰り返しながら使用されているため、機能が失われてしまっている暗渠もあり、全貌は不明である。また、明治時代以降に改修された暗渠の多くは陶管及びヒューム管となっており、近年では陶管が経年劣化で崩壊し、それに伴って堀底が陥没する事例が生じている。令和6年度には主な園路下に埋設されている排水管調査を行い、現況を確認した。その結果、管のひび割れ(クラック)や継手のズレなどが確認されたため、今後不具合が生じている排

水管の改修を実施していく。

(2) 重要文化財(建造物)周辺における雨水排水設備の現状と課題(課題箇所を抽出)

ア A02 東南隅櫓

周辺のサクラをはじめ、広葉樹の落葉によって雨落ち溝の排水口が堰き止められ、土砂の堆積がみられる。

イ A06 旧二之丸東二之門

旧二之丸東二之門の東側、雨落ちの直下に擬木手すりが設置されていることから、雨が手すりに当たって跳ねている。この水跳ねが鏡柱柱脚部の破損原因となっている。また、控え屋根からの雨水の跳ね返りにより、扉下部及び控え柱脚部の木部が変色している。

一方、本丸側から旧二之丸東二之門にかけて、敷地の地盤面は東側に向かってなだらかに傾斜していることから、雨水が滞水しやすい環境にある。加えて、地盤面と控え柱の礎石の天端高さに差が少なく、控え柱の脚部の水切れ不良が心配される。

(3) 重要文化財(建造物)周辺における雨水排水設備対策

梅雨入り前や落葉後の時期に雨落ち溝の点検・清掃を定例化する。雨落ちの跳ね返りについては、現状変更を前提として雨樋の設置を検討することで問題を解消することが可能である。その他、旧二之丸東二之門では次回の更新の際に保護柵の仕様を変更するなど、雨落ちの跳ね返り対策を併せて検討していくことが必要である。また、重要文化財(建造物)の健全性を維持するうえで、新たに敷地内を掘削し集水設備を取付けることが効果的であるが、排水管の大規模改修には地下遺構保護の観点から、上下水道局・教育委員会文化財保護課との調整を図りつつ慎重に検討を進める必要がある。

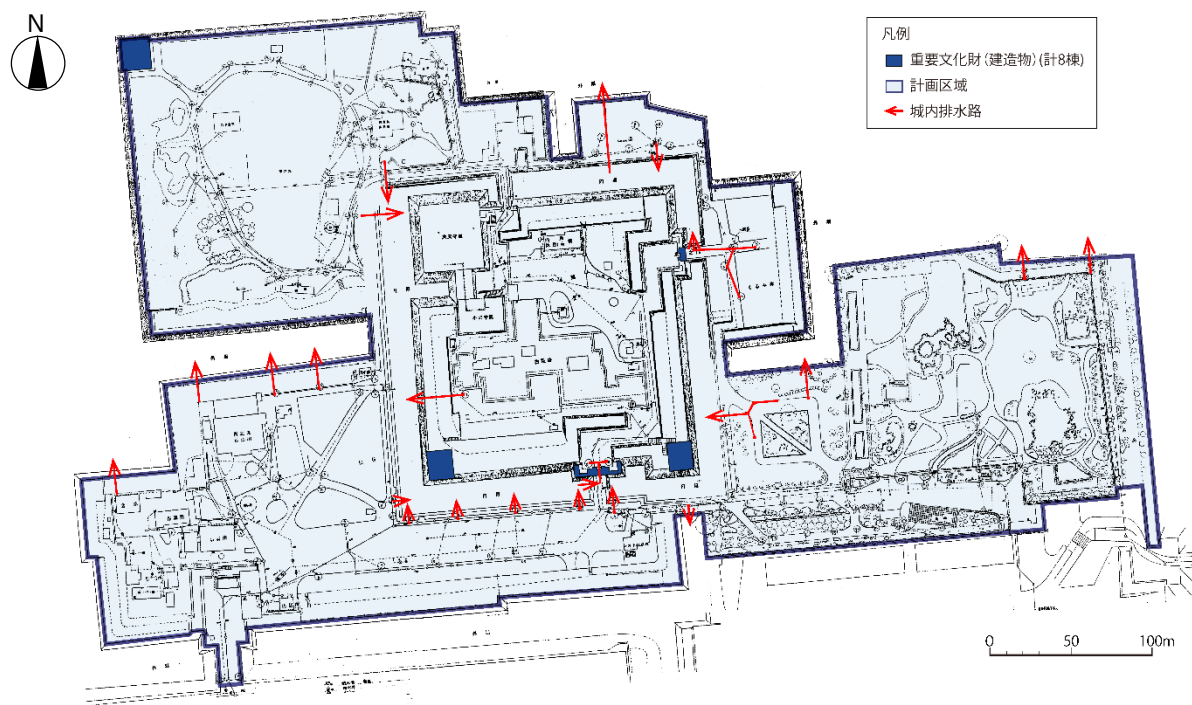


図 3-3 名古屋城の雨水排水設備(平成3年(1991)埋設管及び集水柵現況図より作成)

4. 保護柵

(1) 特別史跡内における保護柵の現状と課題

名古屋城における保護柵は、転落防止などの安全上の観点から園路沿いや堀に面して設置されている。主に生垣、鉄柵、擬木柵、ロープ柵などに分けられ、城内の全域にわたって舗装の剥がれ、ひび割れ等の経年劣化が各所で確認できる。これらは来城者のつまずきや転倒、雨天時の排水不良等を引き起こす可能性があり、日常的な点検のなかで随時修繕、更新等を行っている。また、外堀に面して多く設置されている鉄柵は塗装の彩度が高く、歴史的な景観に調和していない。景観に配慮した色彩への改修、更新等を行う必要がある。

(2) 重要文化財(建造物)周辺における保護柵の現状と課題（課題箇所を抽出）

ア A02 東南隅櫓

東南隅櫓は土塁上にあり、土塁へ上がる階段は木柵によって閉鎖されているため、来城者が近づくことはできない。東南隅櫓の西側で来城者の安全確保のために仮設のコーンを設置していたが、雨落ち直下付近であったため、雨の跳ね返りによって外壁下部に損傷が生じていた（現在は非公開となっているため仮設のコーンは移動済み）。

イ A05 二之丸大手二之門

通行車両からの門扉保護を目的としてガードレールが設置されているが、通常時の車両通行はほとんどみられない。一方で歩行者の通行路を狭めており、接触によるき損の危険性を高めている。また、ガードレールは形状や色彩が歴史的な景観に調和していない。

(3) 重要文化財(建造物)周辺における保護柵対策

歴史的な景観や重要文化財(建造物)との調和を図り、保護柵の形式及び意匠の検討を行い、改修・更新等が必要である。来城者の安全確保のために仮設柵や保護柵を設置する場合も、重要文化財(建造物)の環境を考慮したうえで設置する必要がある。



写真 3-16 西北隅櫓の鉄柵



写真 3-17 東南隅櫓の仮設コーン
(現在は移動済み)



写真 3-18 二之丸大手二之門の
ガードレール

5. 重要文化財(建造物)と一体となって価値を形成する物件

重要文化財(建造物)と一体となって価値を形成する物件として表 3-1 に掲げるものが挙げられる。その他、特別史跡名古屋城跡の構成要素として (I)(II)(III)及び(IV)に示された建造物または工作物が一体となって城内の歴史的価値を構成する(表 3-2)。これら建造物及び工作物は財務省、名古屋市、一般財団法人名古屋城振興協会によってそれぞれ所有または管理されている(図 3-4・3-5)。

表 3-1 重要文化財(建造物)と一体となって価値を形成する物件

種 別	名 称	指定面積	指定年月日
史蹟 (追加指定) 特別史跡	名古屋城 " 名古屋城跡	390,056.72 m ² 390,217.48 m ² "	昭和 7 年(1932)12 月 12 日 昭和 10 年(1935)5 月 15 日 昭和 27 年(1952)3 月 29 日
名勝 (追加指定)	名古屋城二之丸庭園	5,137.18 m ² 30,463.35 m ²	昭和 28 年(1953)3 月 31 日 平成 30 年(2018)2 月 13 日

※ 二之丸内と三之丸北東の土塁は、昭和 52 年(1977)6 月 27 日の文化財保護審議会にて特別史跡に追加指定すべきと答申されたが、告示されずに現在に至っている。

種 別	名 称	員 数	指定年月日
天然記念物	名古屋城のカヤ	1 本	昭和 7 年(1932)7 月 25 日
重要文化財(美術工芸品) (追加指定)	旧本丸御殿障壁画 "	183 面 附 16 面 149 面	昭和 25 年(1950)8 月 29 日 昭和 30 年(1955)6 月 22 日
重要文化財(美術工芸品)	旧本丸御殿天井板絵	331 面 附 369 面	昭和 31 年(1956)6 月 28 日

種 別	名 称	員 数	指定年月日
市指定有形文化財 (建造物)	余芳亭	1 棟	昭和 48 年(1973)10 月 15 日

※1 市内で民間所有されていた余芳亭は平成 22 年度(2010)に名古屋市へ寄贈され、令和 6 年度(2024)に二之丸庭園の原位置へ移築再建した。

表 3-2 特別史跡名古屋城跡の構成要素

地区区分	(Ⅰ) 本質的価値を 構成する諸要素	(Ⅱ) 本質的価値の理解を 促進させる諸要素	(Ⅲ) 歴史的経緯を 示す諸要素	(Ⅳ) その他の諸要素
本丸	近世：曲輪、虎口、 石垣、土塁、内堀、 地下遺構、東南隅櫓、 西南隅櫓、表二の門 (及び附属土塀)、旧二之 丸東二之門、井戸	本丸御殿、不明門、 天守閣(大天守・ 小天守)、御殿椿、御殿 椿跡地	近代：石垣、地下遺構	便益・休憩施設、管 理施設、案内・説明 板、植栽、動物
二之丸(北) (有料区域)	近世：曲輪、石垣、 土塁、地下遺構、 二之丸庭園、南蛮練 塀、井戸、埋門跡、 余芳	—	近代：石垣、地下遺 構、藩祖遺訓之碑、 尾張勤皇青松葉事件 之遺跡碑、那古野城 碑、光烈の碑、埋御 門跡の碑	現代：清正公石曳き の像、土塁 便益・休憩施設、管 理施設、案内・説明 板、二之丸広場、植 栽
西之丸	近世：曲輪、虎口、 石垣、土塁、地下遺 構、名古屋城のカヤ、 塀控柱	正門(榎多門)、 西の丸御蔵城宝館	近代：石垣、地下遺構、 恩賜元離宮名古屋城 碑、樹脂採取の松、被 熱ムクノキ	井戸、便益・休憩施 設、管理施設、案 内・説明板、植栽
御深井丸	近世：曲輪、虎口、 石垣、土塁、地下遺 構、西北隅櫓、井戸、 天守礎石、石垣修理 碑、塀控柱	—	近代：石垣、地下遺構、 乃木倉庫、仮賢所跡、 金城温古録碑	現代：茶席(書院、 猿面茶席、澁看茶 席、茶席門、又隠茶 席、織部堂)、茶席庭 園、建中寺靈廟燈 籠、古代寺院礎石、 河内飛鳥寺塔心礎、 団原古墳石室、便 益・休憩施設、管理 施設、案内・説明 板、植栽



図 3-4 城内建造物・工作物の所有区分



図 3-5 城内建造物・工作物の管理区分

第2節 環境保全の基本方針

重要文化財(建築物)の健全性及びその観覧環境を保護するため、重要文化財(建築物)の周辺環境と観覧経路の周囲を適切に保全する。また、本計画が対象とする計画区域は特別史跡名古屋城跡の指定範囲内にあることから、表3-1及び3-2に掲げた重要文化財(建築物)と一体となって価値を形成する物件を適切に保全し、環境整備に係る事業については事前に史跡部門と協議したうえで具体的な方針を定める。

第3節 区域の区分と保全方針

1. 区域区分及び建築物区分の設定

計画区域内の区域区分及び建築物区分は図3-6の通りである。

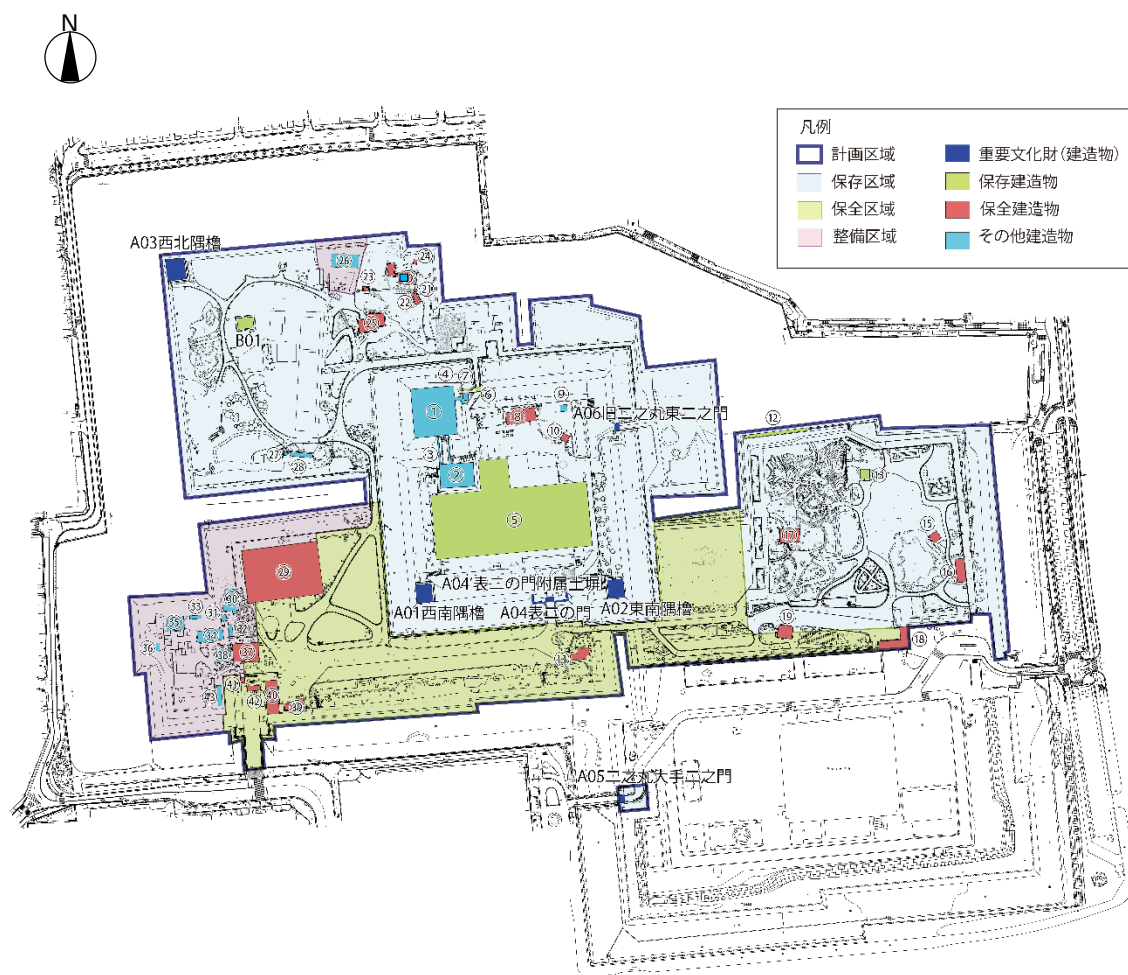


図3-6 区域区分及び建築物の区分

2. 区域の区分と保全方針

(1) 区域の区分

重要文化財(建築物)と一体をなして、その価値を形成するものとして指定されている土地及びその他の計画区域の全体について、以下に示す標準的な区分に準じて区分し、保護の方針を定める。ただし、本計画が対象とする計画区域は特別史跡名古屋城跡内に位置するため、基本的な保全・整備方針は特別史跡の保存活用計画に倣うものとする。

ア 保存区域

重要文化財(建築物)を含む区域で、この区域内では、原則として新たに建築物等を設けず、土地の形質の変更は防災上必要な場合に限る。

イ 保全区域

保存区域に隣接する区域で、歴史的景観や環境を保全する。この区域内では建築物等の新築・増改築及び土地の形質の変更は、原則として当該重要文化財(建築物)の公開活用、管理若しくは防災上必要な場合に限る。

ウ 整備区域

重要文化財(建築物)の管理運営のために必要な施設の整備を行うことのできる区域。

(2) 各区域の保全方針

ア 保存区域(公開エリア)

本丸・御深井丸と二之丸庭園を保存区域とする。保存区域では、重要文化財(建築物)を保存するため、原則として新たに建築物を設置しない。区域内で新たに設置することができるのは学術的調査に基づく歴史的建造物の復元、防災上必要な設備、観覧環境のために必要な案内板及び説明板等とする。現状で設置されている建築物については、管理運営・防災上必要な建築物に限り、改修・撤去新築を可能とする。また、重要文化財(建築物)の環境に影響を及ぼす樹木、石垣、雨水排水等を整備する。

イ 保全区域(公開エリア)

西之丸の正門から本丸大手馬出にかけての範囲、二之丸広場から東門にかけての範囲を保全区域とする。この区域内では重要文化財(建築物)の歴史的景観や環境を保全するため、重要文化財(建築物)の公開活用に関する設備、管理・防災上必要な設備に限り設置できる。これらの形態、意匠、色彩は重要文化財(建築物)と調和させる。

ウ 整備区域(非公開エリア)

西之丸の北西部、御深井丸の資材置場の範囲を整備区域とする。管理運営上の施設があり、非公開となっているエリアである。管理活用・防災対策のために新設が必要な建築物はこの区域に整備する。整備区域における建築物では、公開エリアに面する部分を景観や環境に配慮した形態、意匠、色彩とする。

第4節 重要文化財(建築物)以外の建築物の区分と保護の方針

1. 建築物の区分と保護の方針

(1) 建築物の区分

計画区域内に所在する重要文化財(建築物)以外の全ての建築物について、以下の標準的な区分に準じて区分する。

ア 保存建築物

保存区域に所在する建築物で、重要文化財(建築物)に準じて保存を図るもので、以下のものが該当する。

- ① 国または地方公共団体により指定・登録等の保護がなされている有形文化財(建築物)及び史跡・名勝等を構成する要素となっている建築物
- ② その他所有者等が自主的に保存を図る建築物

イ 保全建築物

保存建築物以外の建築物で、歴史的景観や環境を構成する要素として保全を図るもの、あるいは修景基準を定めて運用を図る必要があるもの。

ウ その他建築物

歴史的景観や環境を損なっていると認められるもの、あるいは、文化財の保護及び防災上の見地から支障があると認められるもので、将来修景または撤去、あるいは復元的な整備を目指すもの。また、施設の管理運営上必要なもので非公開エリア内にあるもの。

(2) 建築物保護の方針

ア 保存建築物(表 3-3)

- ① 法律や条例に基づいて指定・登録等がなされているものは、当該建築物の制度的位置づけに基づいて所管機関の指導・助言を得て保護の方針を定めるものとする。
- ② その他の建築物については、材料自体を保存して現状の形式を保存することを原則とするが、有効な活用のために部分または部位に限って行う行為、または、学術的・科学的根拠に基づく復元であって、文化財的価値を向上させる目的で行う行為については、現状の形式を変更できるものとし、重要文化財(建築物)に準じて方針を定める。

イ 保全建築物(表 3-4 から 3-6)

- ① 原則として、位置・規模・形態・材料・意匠・色彩を保全する。
- ② 下記の建築物については、用途・機能、区域の状況を勘案して保全方針を定める。
 - ー 外観復元された建築物で今後も外観のみを保全していくもの。
 - ー 景観に配慮して整備された公開エリア内の建築物で、今後も改修及び建て替えに当たっては景観に配慮する必要があるもの。

ウ その他建築物(表 3-7 から 3-9)

- ① その他の建築物について将来的な存置または撤去の方針を定め、存置する建築物と保存・活用上将来的に新築を予定する建築物について、歴史的景観や環境を損なわないことを原則として位置・規模・色彩・その他の方針を定める。
- ② 下記の建築物については、用途・機能、区域の状況を勘案して方針を定める。
 - ー 復元的に整備された建築物であるが更新時期に来ているため、今後修景・整備の方

針を定める必要があるもの。

- 非公開エリア内にある建築物で、施設の管理運営上必要な建築物で将来的に改修、建て替えが必要なもの。

表 3-3 保存建造物

番号	B01	⑤	⑥	⑦
名称	乃木倉庫	本丸御殿	不明門	不明門土堀
外観				
所有者	名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市
管理者	名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市
公開状況	年数回特別公開(R5より)	来城者常時公開	毎日開閉	常時公開
竣工年月	1880年	2018年3月	1977年	1977年
文化財指定状況等	国登録有形文化財(建造物)	—	—	—
現存/復元/移築/整備	現存	復元	復元	復元
構造	煉瓦	W	W	W
階数	地上	1	1	1
	地下	0	0	0
建築面積	(㎡)	89.57	3647.96	—
延床面積	(㎡)	89.57	3103.13	—
史跡を構成する諸要素区分	(III)	(II)	(II)	(II)
破損概要	付編参照。	特になし。	柱脚部蟻害。北面軒先漆喰部分的に剥離、汚損。来訪者の動線上にあるため安全対策が必要。	控え柱の貫腐朽・脱落。北面石垣直上部の漆喰剥落。土堀の傾斜。開口部隅角部に亀裂。来訪者の動線上にあるため安全対策が必要。

番号	⑫	⑬
名称	南蛮練堀	余芳
外観		
所有者	財務省	名古屋市
管理者	名古屋市	名古屋市
公開状況	常時公開	常時公開
竣工年月	不明	2024年12月
文化財指定状況等	—	市指定有形文化財
現存/復元/移築/整備	現存	移築再建
構造	タタキ	W
階数	地上	1
	地下	0
建築面積	(㎡)	12.88
延床面積	(㎡)	11.22
史跡を構成する諸要素区分	(I)	(I)
破損概要	全長にわたって崩落が進行中。特別史跡の構成要素として保存措置を講ずることが望ましい。	特になし。

表 3-4 保全建造物

番号	⑧	⑩	⑪	⑮
名称	休憩所(1)	守衛詰所	休憩所(2)	休憩所(名古屋ライオンズクラブ)
外観				
所有者	名古屋城振興協会	名古屋市	名古屋城振興協会	名古屋市
管理者	名古屋城振興協会 (管理許可)	名古屋市	名古屋城振興協会 (管理許可)	名古屋市
用途	売店・トイレ	守衛詰所	飲食施設	来城者休憩所
竣工年月	不明	1989年3月	1968年3月	1980年5月
文化財指定状況等	—	—	—	—
現存/復元/移築/整備	整備	整備	整備	整備
構造	W, CB	W	RC	W
階数	地上	1	1	1
	地下	0	0	0
建築面積	(㎡)	171.72	92.13	13.25
延床面積	(㎡)	171.72	79.36	13.25
史跡を構成する 諸要素区分	(IV)	(IV)	(IV)	(IV)
破損概要	北側軒樋落葉堆積。要清掃。	特になし。	特になし。	特になし。

番号	⑯	⑰	⑱	⑲
名称	二の丸便所	二の丸休憩所	東門	休憩所(4)
外観				
所有者	名古屋市	名古屋城振興協会	名古屋市	名古屋城振興協会
管理者	名古屋市	名古屋城振興協会 (管理許可)	名古屋市	名古屋市
用途	トイレ	飲食施設(二の丸茶亭)	入退場門・入場券売場・ トイレ	来場者休憩所・売店
竣工年月	1988年7月	1969年9月	1979年3月	不明
文化財指定状況等	—	—	—	—
現存/復元/移築/整備	整備	整備	整備	整備
構造	RC	W	W	W
階数	地上	1	1	1
	地下	0	0	0
建築面積	(㎡)	83.09	164.70	67.34
延床面積	(㎡)	67.81	147.42	67.34
史跡を構成する 諸要素区分	(IV)	(IV)	(IV)	(IV)
破損概要	特になし。	特になし。	竪樋一部脱落。便所裏軒樋落 葉堆積、要清掃。	特になし。

表 3-5 保全建築物

番号	㉔	㉕	㉖	㉗
名称	書院	茶席門	又隠茶席	織部堂
外観				
所有者	名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市
管理者	名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市
用途	特別利用・年数回特別公開	特別利用・年数回特別公開	特別利用・年数回特別公開	特別利用・年数回特別公開
竣工年月	1949年9月	1949年9月	1772-1779年	1950年10月
文化財指定状況等	—	—	—	—
現存/復元/移築/整備	整備	整備	移築	整備
構造	W	W	W	W
階数	地上	1	1	1
	地下	0	0	0
建築面積	(㎡)	162.82	—	14.48
延床面積	(㎡)	162.82	—	14.48
史跡を構成する諸要素区分	(IV)	(IV)	(IV)	(IV)
破損概要	下屋杉皮耐用年限、土台・壁杉皮剥離、庇銅板剥落。壁漏水、土台腐朽、竪樋欠損、すだれ付け折損、妻壁・化粧裏板カビ汚損。屋根材・柱脚腐朽、桁劣損、妻壁剥離、刀掛脱落。	笠木腐朽、控え柱機能不全、檜皮葺劣化、堀の杉板張の足元腐朽、建具板劣化、破風板波打ち。使用に支障はないが、劣化・腐朽が進行中。	外部：東面足元杉皮張り腐朽、北妻面杉皮一部欠失、土台・柱腐朽、軒樋のあんこう脱落、雨戸老朽化、換気口格子欠失、板底劣化、化粧軒垂木(丸竹)欠失。押しぼこ脱落。内部：西北部床傾斜。それに伴う建具枠の歪み。使用に支障はないが、劣化が進行中。	外部：屋根全体的に劣化、砂漆喰の部分的な剥落、西面土台蟻害、西面板戸バタつき。内部：天井雨染み、壁面全体的にシミあり。押入内部雨漏り。使用に支障はないが、劣化がみられる。

番号	㉘	㉙	㉚	㉛
名称	御深井休憩所	西の丸御蔵城宝館	管理棟・売店	休憩所(3)
外観				
所有者	名古屋市	名古屋市/名古屋城振興協会(区分所有)	名古屋市	名古屋城振興協会
管理者	名古屋城振興協会(管理許可)	名古屋市/名古屋城振興協会(管理委託)	名古屋市/名古屋城振興協会(管理許可)(売店のみ)	名古屋城振興協会(設置許可)
用途	展示収蔵施設・トイレ	展示収蔵施設・売店・トイレ	事務所・売店・職員用トイレ	来城者用休憩所・トイレ
竣工年月	1982年3月	2021年11月	1970年3月	1988年7月
文化財指定状況等	—	—	—	—
現存/復元/移築/整備	整備	外観復元	整備	整備
構造	W	RC,S,W	RC	W
階数	地上	1	1	2
	地下	0	0	0
建築面積	(㎡)	26.40	1605.62	271.60
延床面積	(㎡)	26.40	1481.75	499.20
史跡を構成する諸要素区分	(IV)	—	—	(IV)
破損概要	北側屋根面に枝が掛かり落葉堆積。	特になし。	特になし。	建物南壁面セメント塗り一部剥離、垂直クラック。

表 3-6 保全建造物

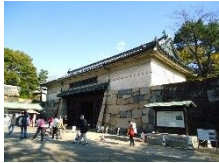
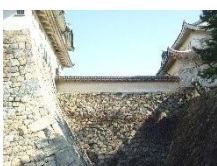
番号		㊴	㊵	㊶
名称		正門	通用門	切符販売所
外観				
所有者		名古屋市	名古屋市	名古屋市
管理者		名古屋市	名古屋市	名古屋市
用途		入退場門	関係者用出入口	入場券売場
竣工年月		1959 年 10 月	1959 年 10 月	1972 年 9 月
文化財指定状況等		—	—	—
現存/復元/移築/整備		外観復元	整備	整備
構造		RC	RC	RC
階数	地上	1	1	1
	地下	0	0	0
建築面積	(㎡)	250.85	—	40.00
延床面積	(㎡)	308.78	—	35.64
史跡を構成する諸要素区分		(II)	—	(IV)
破損概要		セメント塗り仕上げ一部剥離。 屋根に落葉堆積。	梁下部コンクリート爆裂。鉄板 装飾腐食。	特になし。

表 3-7 その他建造物

番号	①	②	③	④
名称	大天守	小天守	橋台・剣堀	天守 EV 棟
外観				
所有者	名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市
管理者	名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市
公開状況	平成 30 年より非公開	平成 30 年より非公開	平成 30 年より非公開	平成 30 年より非公開
竣工年月	1959 年 10 月	1959 年 10 月	1959 年 10 月	1998 年 3 月
文化財指定状況等	—	—	—	—
現存/復元/移築/整備	外観復元	外観復元	外観復元	整備
構造	SRC	SRC	RC	S
階数	地上	8	3	2
	地下	1	1	0
建築面積	(㎡)	1427.32	559.66	49.85
延床面積	(㎡)	5431.73	1347.71	35.77
史跡を構成する諸要素区分	(II)	(II)	(II)	—
破損概要	—	—	—	—

番号	⑨	㉔	㉔	㉔
名称	ポンプ室	物置	資材置場	御深井丸便所(身障者用)
外観				
所有者	名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市
管理者	名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市
用途	ポンプ室	倉庫	資材置場	トイレ
竣工年月	2018 年 3 月	1981 年 11 月	不明	1988 年 7 月
文化財指定状況等	—	—	—	—
現存/復元/移築/整備	整備	整備	整備	整備
構造	S	W	W	RC
階数	地上	1	1	1
	地下	0	0	0
建築面積	(㎡)	7.50	26.40	6.96
延床面積	(㎡)	7.50	26.40	6.96
史跡を構成する諸要素区分	—	—	(IV)	(IV)
破損概要	特になし。	土台一部腐朽、特に北側。	屋根に落葉堆積	屋根に雑草繁茂。

表 3-8 その他建造物

番号	㉔	㉕	㉖	㉗
名称	御深井丸便所	西の丸会議室	変電所	自転車小屋
外観				
所有者	名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市
管理者	名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市
用途	トイレ	会議室	変電所	自転車置場
竣工年月	1988年7月	1991年4月	不明	1968年3月
文化財指定状況等	—	—	—	—
現存/復元/移築/整備	整備	整備	整備	整備
構造	RC	RC,S,CB	RC	W
階数	地上	1	1	1
	地下	0	0	0
建築面積	(㎡)	46.78	114.10	25.12
延床面積	(㎡)	46.78	114.10	25.12
史跡を構成する諸要素区分	(IV)	(IV)	—	—
破損概要	屋根に雑草繁茂。	西面北側鉄製サッシ枠腐食。	全体的に老朽化。開口部上クラック補修跡。	スレート波板破損による雨漏り、天井板腐朽・落下。竪樋の足元破損。職員の利用にあたり、安全管理上の問題あり。

番号	㉘	㉙	㉚	㉛
名称	倉庫(4)	作業員詰所	倉庫(1)	危険物庫
外観				
所有者	名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市
管理者	名城振(管理許可)	名古屋市	名古屋市	名古屋市
用途	倉庫	会議室・倉庫	倉庫	危険物庫
竣工年月	1959年10月	1959年10月	1974年3月	1968年3月
文化財指定状況等	—	—	—	—
現存/復元/移築/整備	整備	整備	整備	整備
構造	W	W	S	W, CB
階数	地上	1	1	1
	地下	0	0	0
建築面積	(㎡)	25.12	148.50	135.00
延床面積	(㎡)	25.12	148.50	135.00
史跡を構成する諸要素区分	(IV)	—	(IV)	—
破損概要	屋根に落葉堆積。	東・南面軒先廻り木部腐朽。木製建具枠変形・横桟脱落。出窓日左下隅角部蟻害。北面軒樋落葉堆積による機能不全・竪樋脱落。使用に問題はないが、全体的に劣化・老朽化が進行中。屋根面・雨樋の清掃、雨水排水処理の健全化が必要。	特になし。	建物背面、屋根・壁崩落。屋根及び建物周辺に落枝・落葉が堆積。軒樋の破損。周囲に職員用の施設が多数あることから、安全管理上の問題あり。

表 3-9 その他建造物

番号		㊸	㊹
名称		宿直棟	資材小屋
外観			
所有者		名城振	名古屋市
管理者		名城振(管理許可)	名古屋市
用途		事務所	倉庫
竣工年月		不明	不明
文化財指定状況等		—	—
現存/復元/移築/整備		整備	整備
構造		RC	W
階数	地上	1	—
	地下	0	—
建築面積	(㎡)	68.04	—
延床面積	(㎡)	68.04	—
史跡を構成する諸要素区分		—	—
破損概要		軒樋落葉堆積、雑草繁茂。	鉄骨部材老朽化・腐食進行、植栽繁茂。屋根に落葉堆積。要清掃、経過観察。

第5節 防災及び環境保全上の課題と対策

本保存活用計画が対象とする重要文化財(建造物)周辺の環境について、防災及び環境保全上の課題、当面の措置並びに環境保全方針について下記に記す。

1. 防災及び環境保全上の課題

(1) 区域区分

本活用計画が対象とする区域は、台地・段丘に位置する(図 3-7)。このため、降水浸水想定区域及び高潮想定区域の区域外にあり、浸水及び高潮の被害は想定されない(図 3-8・9)。また、当該計画区域は名古屋市防災危機管理局によって広域避難場所に指定されている。

(2) 樹木

計画区域内には多くの樹木が生育しており、城内の景観を構成する要素となっている。マツやサクラといった、鑑賞を目的として植樹されたと考えられる樹種が多い。しかし、経年により樹高や枝張りが大きくなり、本丸内の重要文化財(建造物)を一体的に視認することができなくなっている。また、樹木による重要文化財(建造物)への主な影響としては、①倒木・枝の落下による破損、②落葉の屋根・樋への堆積、排水口の堰き止め、③樹根による建造物付近の石垣の破損があげられる。

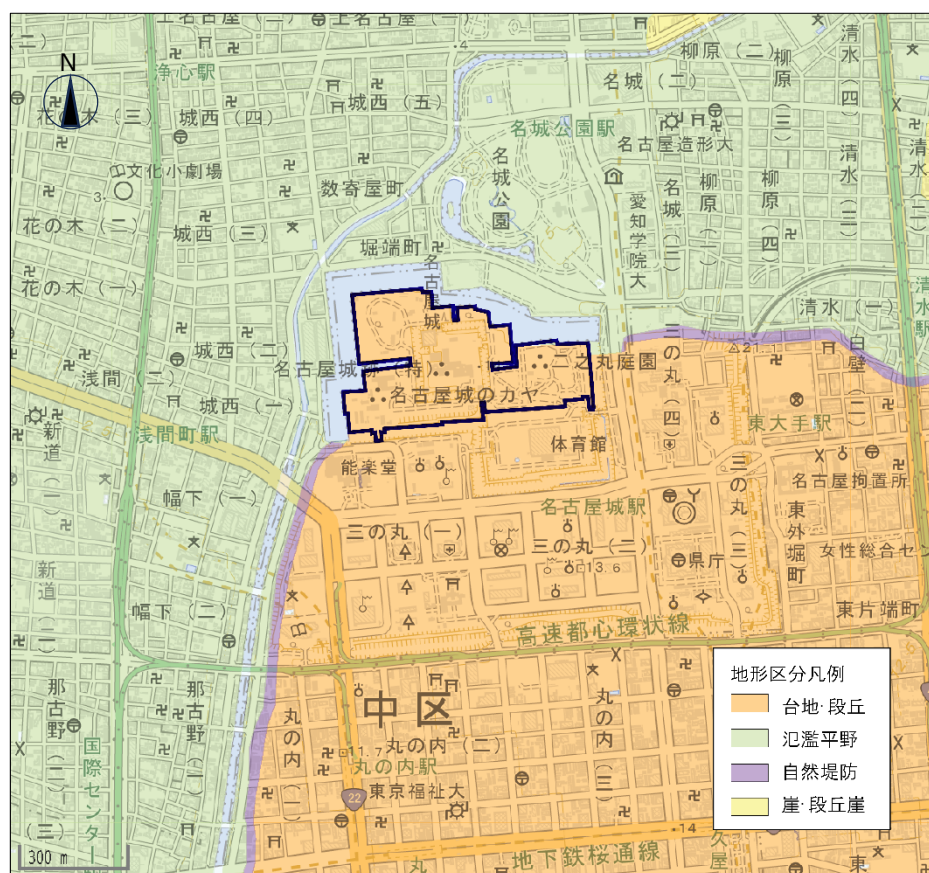


図 3-7 名古屋城周辺地形区分(「ハザードマップポータルサイト」をもとに作成)

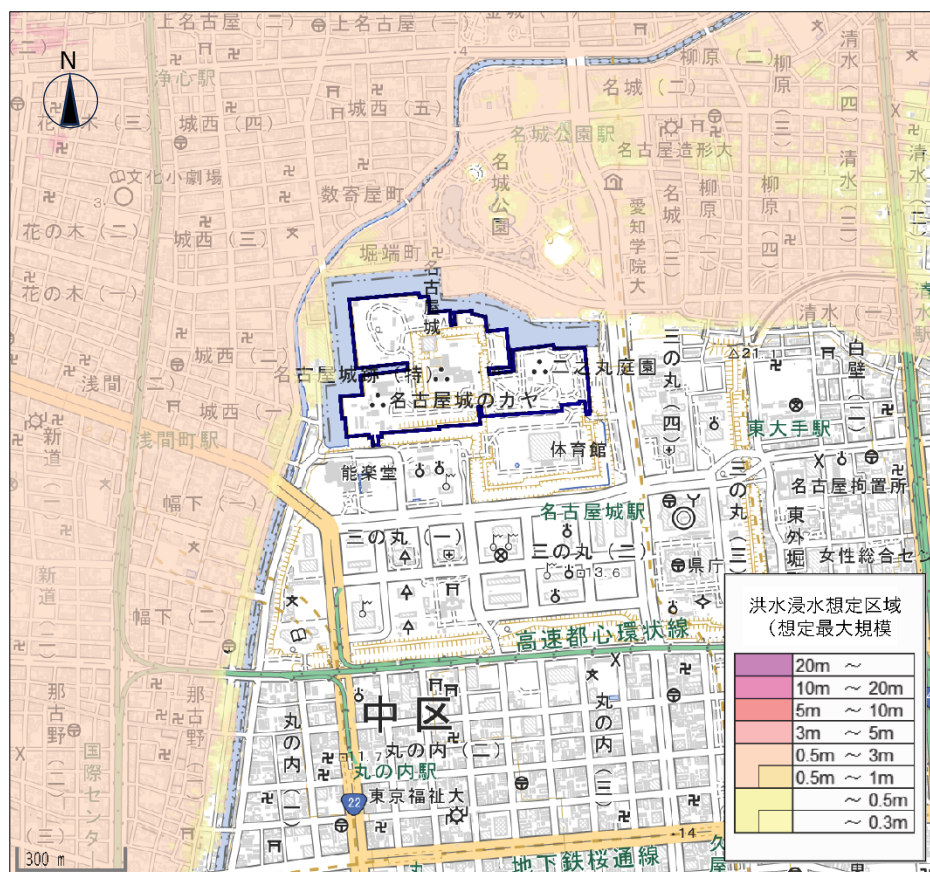


図 3-8 計画区域周辺降水浸水想定区域(「ハザードマップポータルサイト」をもとに作成)

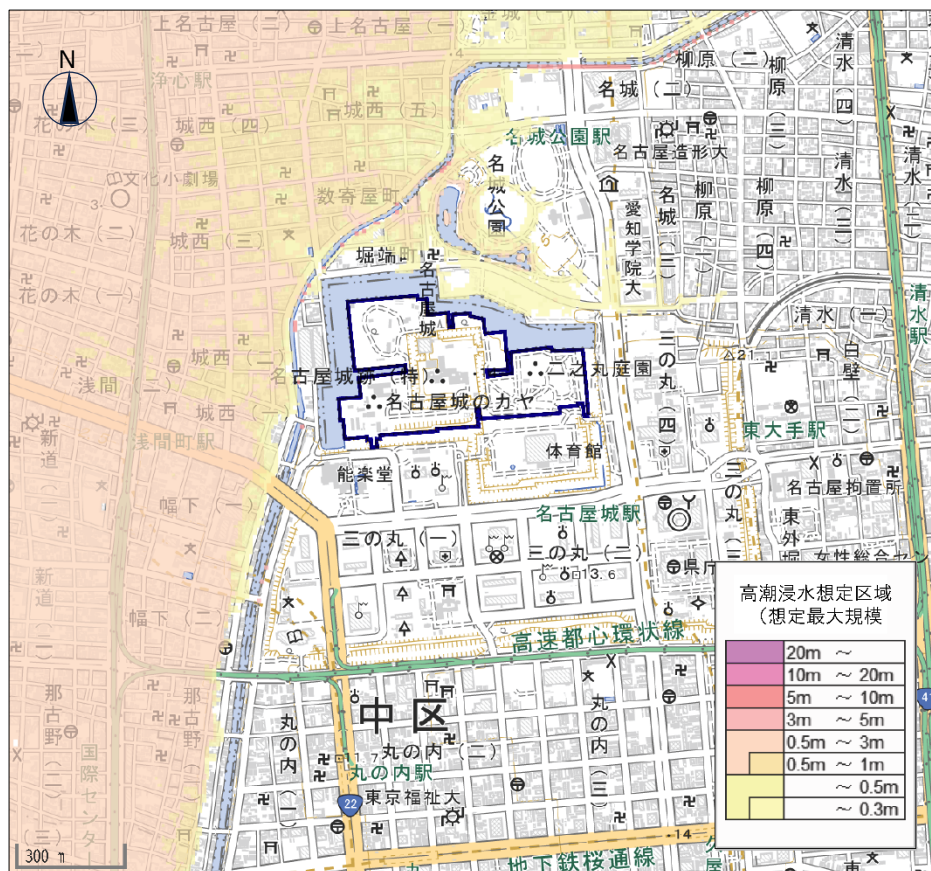


図 3-9 高潮想定区域(「ハザードマップポータルサイト」をもとに作成)

(3) 石垣

計画区域内全般を見た場合、元御春屋門下の西面石垣や西北隅櫓下の北面石垣など、各所に膨らみが生じている。これら石垣の状況を、「石垣カルテ」をもとにさらなる調査を実施し、危険度の優先順位を付ける必要がある。

(4) 雨水排水設備

旧二之丸東二之門では軒樋・竪樋ともに設置されていないため、屋根からの雨落ちが跳ね返り、将来的に柱脚部や扉下部の破損原因となることが予測される。雨水の跳ね返りを防止することで、建造物の修理サイクルを延ばすことができるため早急に対策を講じる。東側の擬木手すりや雨落ち内まで伸びる箇所については、重要文化財(建造物)の保護の観点から、手すりの改修及び仕様の変更を検討していく。同じく、旧二之丸東二之門では本丸側敷地内の降雨が門に向かって集まるが、雨水排水施設がないためそのまま流出している状態である。

2. 当面の措置並びに環境保全方針

(1) 区域区分

計画区域内には重要文化財(建造物)だけでなく、表 3-3 から 3-9 に示したように多数の関連施設が存在する。公開エリアでは多くの施設が良好な状態で運用されているが、又隠茶席や織部堂など、一般市民の利用に供する一部の施設では腐朽・破損が進行している。また、非公開エリアでは作業員詰所や危険物庫など、施設の老朽化や破損がみられる。

平時より防災意識を高め、適切な耐震補強あるいは定期的な小修繕の積み重ねによって、計画区域内全体の建造物における健全性の維持を心掛ける。また、美観の維持だけでなく、災害時における倒木や石垣の崩壊による二次災害を抑制するため、史跡部門と協働して適切な環境保全整備を目指していく。

(2) 樹木

暴風時には重要文化財(建造物)周囲にある高木が倒木する可能性があるため、枯損した樹木、樹木内部のウロ・枯れ枝の有無など、周辺樹木の健全性を定期的に点検し適切に処理していく。

(3) 石垣

「石垣カルテ」及び「令和5年度名古屋城重要文化財建造物等保存活用計画に係る基本調査」をもとに経過観察を実施し、危険と判断された石垣については早急に対策を検討する。確認された石垣の危険性や規模を考慮し、優先順位を付けて対応する計画策定を行う。

膨らんだ石垣に対しては、変状が進行しているかどうか確認するための「歪みゲージ」を取り付け、トータルステーションによる定点観測によって石垣の変動量を調査する。その際、センサーによるシステム等を用いて管理していく。

変状が進行している場合、石垣の修復を含む大規模な措置が必要となるが、該当箇所の状況・規模、新補材の確保等に応じて対応は異なるため、事前に十分な時間と関係部局との協議を要する。とりわけ、櫓台の直下の部分では、重要文化財(建造物)の根本修理の時期と併せて石垣の修理を実施することが最も効率的であることから、「石垣カルテ」をもとに計画区域内の全体計画を立案し対応を図る。

（４）雨水排水設備

旧二之丸門東二之門については雨樋を設置し、直接雨水が柱にあたらないように排水処理を行う。地形的にみて旧二之丸門東二之門側に雨水が集中するため、排水計画を立て、効果的な排水処理を行う。地下に雨水排水施設を設置する場合には、史跡部門と協議のうえ、地下遺構を傷つけないよう綿密な事前調査を行う。雨水排水施設の設置に際しては、極力地下遺構を傷つけないよう配慮する。また、樋の設置されている場所では、梅雨入り前と落葉時期に樋の清掃を定例化し、機能の健全性を維持していく。また、同時期に屋根面や雨落ちの清掃を実施する。

第 4 章

防災計画

第 1 節 防火・防犯対策

第 2 節 耐震対策

第 3 節 耐風対策

第4章

防災計画

第1節 防火・防犯対策

1. 火災時の安全性に係る課題

(1) 各建造物の燃焼特性

ア 重要文化財(建造物)

重要文化財(建造物)の規模及び構造は表 4-1 の通りである。なお、現在表二の門附属土塀(A04')は特別史跡名古屋城跡の構成要素であるが、今後重要文化財(建造物)としての指定を目指すことから、本計画ではその他の重要文化財(建造物)と同等に扱うものとする。対象となる重要文化財(建造物)8棟はすべて木造であり、建物自体の燃焼特性は高い。

隅櫓3棟及び表二の門附属土塀については、軒裏を含む外壁全体が大壁・漆喰塗であるため防火性を備えている。しかし、屋根瓦に隙間がある場合には火の粉が入る恐れがあるため、日常の点検・維持管理が重要である。このほか、内部は木部が露出し、各階の階段も区画されていないため、出火時の延焼速度が極めて速いと予想される。また、各門については、軒裏以外の主要構造部は被覆されていないため燃焼の危険性が高い。

表 4-1 重要文化財(建造物)の規模及び構造

重要文化財(建造物)				
番号	名 称	員数	規模	構造
A01	名古屋城西南隅櫓	1 棟	二重三階、416.4 m ²	木造、土壁(外部：大壁・漆喰塗、内部：真壁・羽目板張り、床板張り)、本瓦葺
A02	名古屋城東南隅櫓	1 棟	二重三階、418.62 m ²	木造、土壁(外部：大壁・漆喰塗、内部：真壁・羽目板張り、床板張り)、本瓦葺
A03	名古屋城西北隅櫓	1 棟	三重三階、505.71 m ²	木造、土壁(外部：大壁・漆喰塗、内部：真壁・漆喰塗、床板張り)、本瓦葺
A04	名古屋城表二の門	1 棟	—	木造、扉外側：鉄板貼り、軒裏：漆喰塗、本瓦葺
A04'	名古屋城表二の門附属土塀	2 棟	—	木造、土壁(大壁・漆喰塗)、本瓦葺
A05	名古屋城二之丸大手二之門	1 棟	—	木造、軒裏：漆喰塗、本瓦葺
A06	名古屋城旧二之丸東二之門	1 棟	—	木造、軒裏：漆喰塗、本瓦葺

イ 重要文化財(建造物)以外の建造物

重要文化財(建造物)以外の規模及び構造については、「第3章 環境保全計画」表 3-3 から3-9を参照のこと。計画区域内には厨房を併設する⑪休憩所(2)や⑰二の丸休憩所など、植物性屋根葺材を持つ⑤本丸御殿及び⑬余芳など、可燃物を保管するための⑳危険物庫などがあることから、区域内全体における警戒が必要である。

(2) 延焼・類焼の危険性

重要文化財(建造物)に関する火災の履歴は確認されていないが、城内では過去に火災が発生している(表 4-2)。特に西南隅櫓・東南隅櫓・表二の門・表二の門附属土塀・旧二之丸東二之門は石垣と空堀に囲われた本丸内に位置し、木造の本丸御殿をはじめとする建物や樹木が近接するため、延焼・類焼の危険性が高い。また、本丸へ通じる緊急車両の進入路は表二の門、旧二之丸東二之門の2か所に限定されていることから、火災の発生場所によっては消火活動や救助活動に遅延が生じる可能性がある。

一方、西北隅櫓及び二之丸大手二之門については、周囲に近接建造物はないが多数の樹木が近接している。したがって、放水活動の妨げとならないよう、剪定・伐採などの日常的な管理が必要である。

表 4-2 名古屋城内における火災の履歴

和暦(西暦)	月	原因	被害内容
昭和 20 年 (1945)	5	空襲	太平洋戦争に伴う大空襲により、名古屋城では大天守・小天守・本丸御殿・東北隅櫓・本丸表一之門・本丸東一之門と二之門・不明門・正門(旧江戸城蓮池門)が焼失し、甚大な被害を受けた。
昭和 48 年 (1973)	2	火災	名古屋城二之丸北東の名古屋学生会館第二男子寮から出火し、西側にあったプレハブ倉庫とともに全焼した。
昭和 49 年 (1974)	4	火災	名古屋城二之丸北東の名古屋学生会館の東側棟から出火し、全焼した。翌月、名古屋学生会館の建物が撤去された。

※ 名古屋地方気象台 1971『愛知県災害誌』愛知県、
服部鉦太郎 1981『名古屋城叢書 2 特別史蹟名古屋城年誌』名古屋城振興協会 より作成

(3) 防火管理の現状と利用状況に係る課題

重要文化財(建造物)は、火災の早期覚知を目的として自動火災報知設備を設置しており、昼間・夜間ともに城内に常駐している警備員が複数人すぐ駆けつけることができる体制を取っている。ただし、夜間の警備は昼間と比べて人員が少なくなっており、初期消火体制に課題が残る。消火器具や易操作性の消火栓、消火ポンプなどの消火設備も十分ではなく、少ない人員での消火を考慮した設備設置をする必要がある。自動火災報知設備と連動して消防機関へ自動通報する火災通報装置や電気火災防止対策となる感震ブレーカー等も設置できていない。

建物内部では、火災の拡大を防止するようなスプリンクラーや界壁・防火区画の設置ができておらず、急激な火災の拡大に対する対策が不足している。建物外部においても、放水銃やドレンチャーなどは設置されておらず、近隣火災からの延焼防止には課題がある。炎感知器の設置を含めて検討する必要がある。

また、二之丸大手二之門は名古屋城の有料区域外に位置しており、名古屋城の警備区域から外れてしまっている。現状、防火設備は全く設置されておらず、火災が生じた際には早期発見や初期消火が実施できない可能性が高い。無人での防火対策を早急に検討する必要がある。

2. 防火管理計画

(1) 防火管理体制

消防法第8条第1項に基づき、「名古屋城消防計画」(平成30年(2018)7月改定)を作成し、名古屋城における防災管理業務を定めている。防火管理者は名古屋城総合事務所管理活用課長とし、消防法施行令の規定による防火管理講習の課程を修了している。予防管理組織(防火責任者、点検検査員)、自衛消防組織を置き、火災の早期発見と初期消火に対応している。

（２）防火管理区域の設定

本計画における防火管理区域は、原則として重要文化財(建造物)の周囲 20mの範囲、近接建造物等¹の周囲 5 mの範囲、その間の最小範囲を合わせた区域とし、重点的に防火管理の対策を図る(図 4-1)。

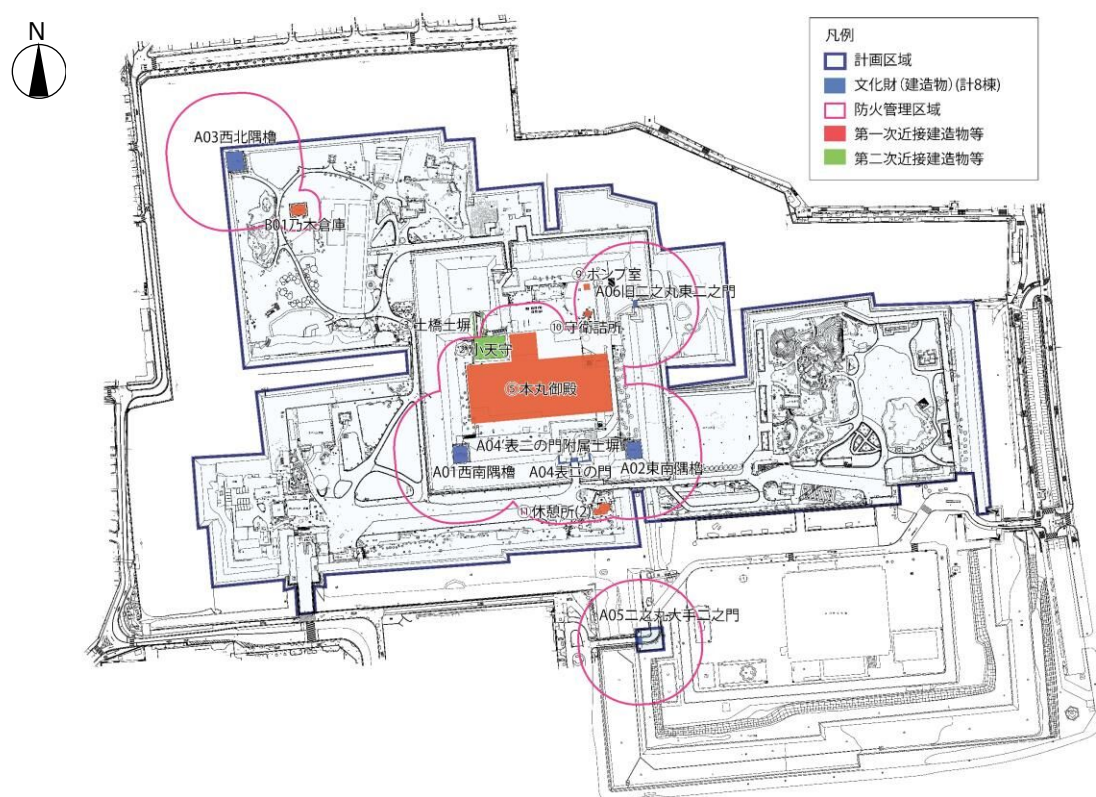


图 4-1 防火管理区域

（３） 防火環境の把握

本計画の計画区域は準防火地域に指定されており、東側及び南側では防火・準防火地域に接している(図 4-2)。このため、周辺地域の建造物に対して一定の耐火・防火性能が期待できる。また、計画区域の東側には市道大津橋城北新町線(幅員 50.0m)が南北に走り、防火帯の役割を果たしている。一方、計画区域の南東側には旧愛知県体育館の駐車場、南側にかけては空堀があり、周辺建

¹ 近接建造物等とは、文化財建造物に近接する建造物や樹木のことで、以下に分類される（「重要文化財(建造物)保存活用標準計画の作成要領」「重要文化財(建造物)等防災施設整備事業(防災施設等)指針」より）。

第1次近接建造物等…国宝、重要文化財建造物に近接して延焼の恐れのある建造物・樹木等で、その近接距離が周囲20m以下(屋根葺材が植物性材料である場合30m以下)にある建造物。

第2次近接建造物等…第1次近接建造物等との近接距離が5m以下(屋根葺材が植物性材料である場合 10m以下)のもの。

図 4-1 で防火管理区域としているのは、第 1・2 次建造物の外壁から規定の距離を取ったもの

物との間には十分な離隔距離が取れている。これに対し、計画区域の西側は水堀を挟んで一部が高度地区に接していること、年間を通じた卓越風向が北北東²であることから、大型・高層建築物の火災発生時における火の粉の飛散が懸念される(図 4-3)。また、計画区域北東部にかけて 100 棟未満のクラスターが想定されているが、地形に高低差があるため延焼の可能性は低い。北側にかけては、水堀を挟んで低層住宅及び公園に接するため、外部からの延焼の危険性は低い。

さらに、計画区域全般において高木が多く、枯損木等が適切に管理されず放置された場合には、被害の拡大が懸念される。特に共用施設や便益施設、管理施設が密集する本丸から西之丸にかけては十分な対策を要する。

計画区域内では、厨房を併設する⑧休憩所(1)・⑪休憩所(2)・⑰二の丸休憩所・⑲休憩所(4)・⑳管理棟・売店の 5 棟で火気を使用している。また、城内催事に際して火気を使用する露店が出店することがある。イベント事業者が名古屋市消防局に「露店等の開設届」及び「催物開催届」を提出し名古屋城総合事務所と協議のうえで許可している。使用場所は本丸等を除いたエリアを限定して使用可能としている。

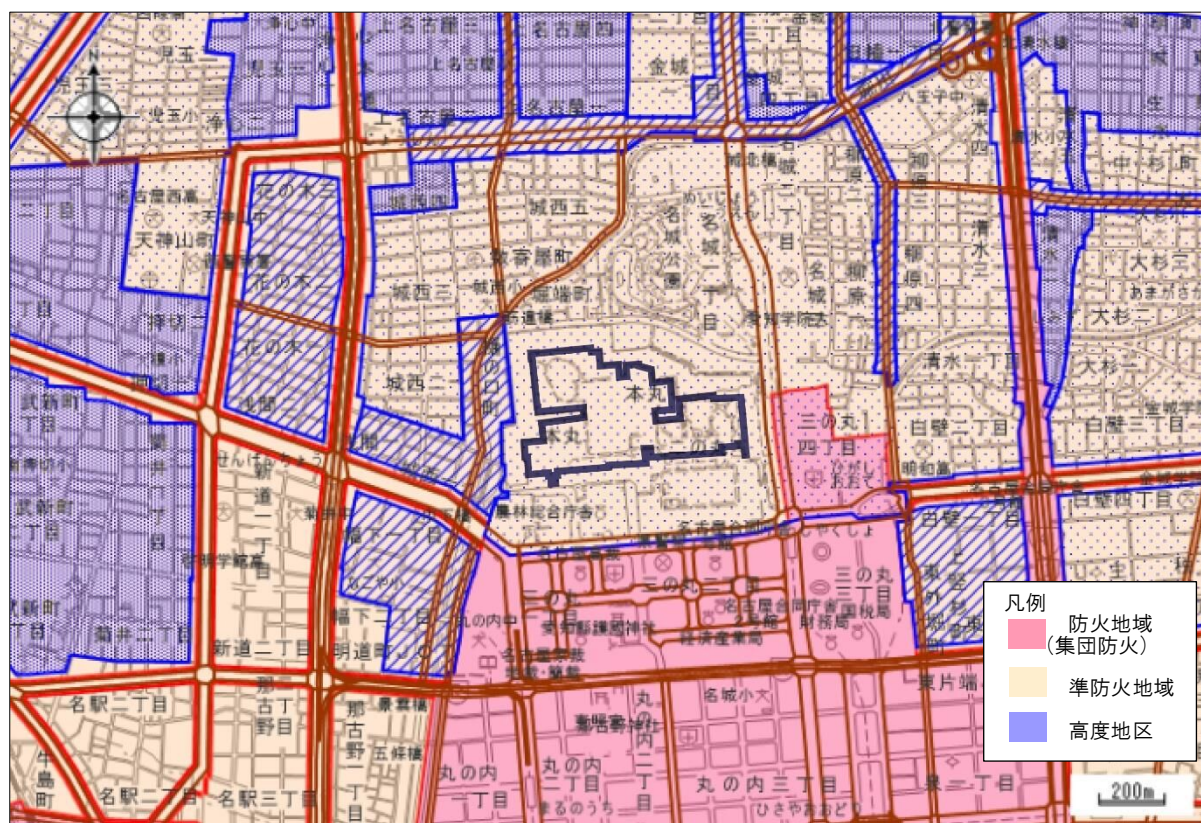


図 4-2 防火・準防火地域(名古屋市都市計画情報提供サービスに加筆)

² 気象庁ホームページより。6 から 8 月を除くすべての月の卓越風向、この期間の平均風速は 2.6 から 3.5 (m/s)。

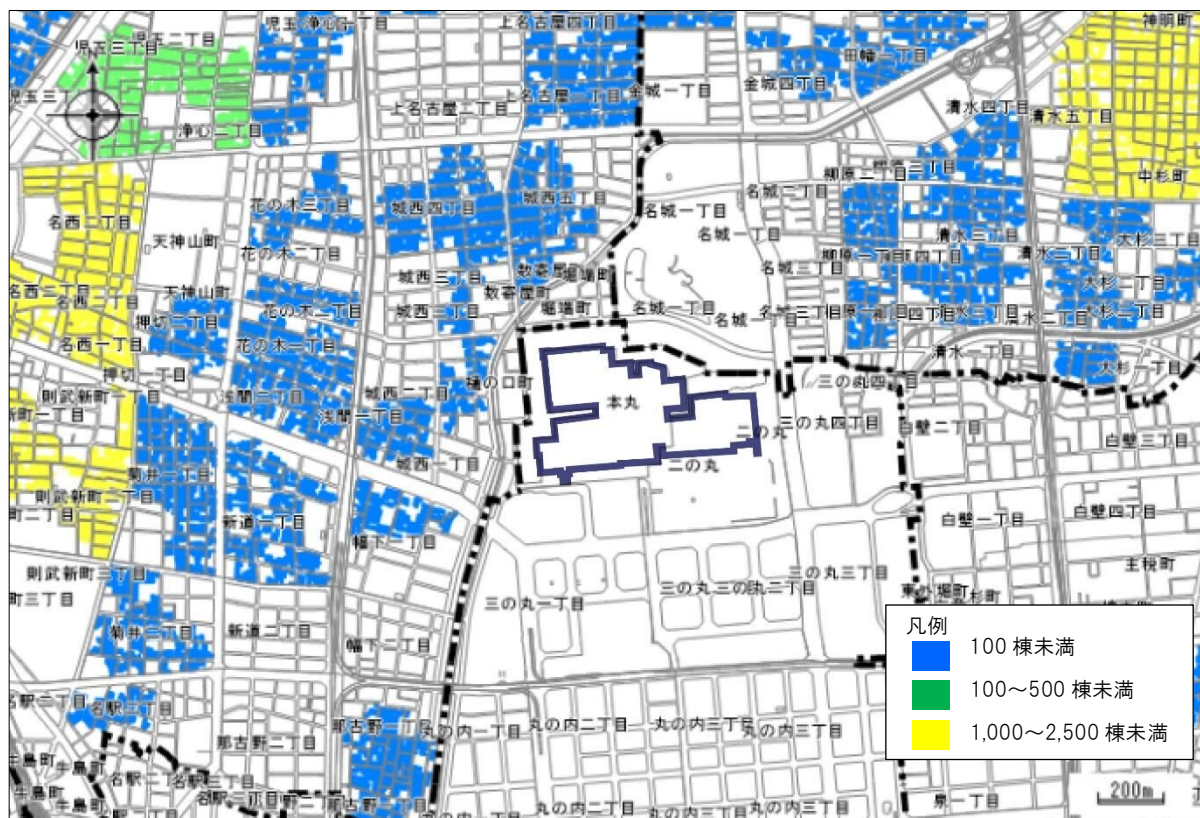


図 4-3 火災延焼の危険性/延焼クラスター(名古屋市都市計画情報提供サービスに加筆)

(4) 予防措置

ア 火気等の管理

重要文化財(建造物)の周囲及び内部では火気使用を禁止している。来城者に対しては、標識・看板等による注意喚起を行っているが、手荷物については持ち込み禁止措置や手荷物検査は行っていない。

計画区域内で火気を使用している 5 棟の飲食店において、火気器具の取扱いは③管理棟・売店のみ気体燃料(都市ガス)で、その他は LP ガスとなっており、各店舗で火元責任者を指定している。また、城内催事に際して火気を使用する露店では、本丸等を除くエリアにて気体燃料(LP ガス等)または液体燃料(灯油、ガソリン等)を使用する火気器具等に限定している。

なお、名古屋市火災予防条例第 29 条では、「文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定された建造物の中若しくはその周囲で喫煙し、又はたき火その他の裸火を使用してはならない。ただし、火災予防上安全な場所で、適当な数の吸がら容器又は火を使用する設備若しくは器具を備えた箇所においては、この限りでない。」と定めており、これに基づいて火気使用規制を行っている。

イ 可燃物の管理

計画区域内では、危険物を③危険物庫で管理しており、城内の維持管理用具に使用する灯油や混合燃料を保管している。周囲は火気厳禁とし、防火管理者が管理している。

また、計画区域内及び重要文化財(建造物)等においては、定期的に可燃性物品の除去または整理整頓に努めている。重要文化財(建造物)隅櫓の内部には、解説パネルの設置台や修理工事で取

り替えた古材などがあるため、古材の移設や台を不燃材製に取り替える等の措置を検討する。

重要文化財(建造物)隅櫓の内部で出火の危険のある電源機器がないか定期的に確認し、漏電等の可能性のある機器類はすべて外部に移設する。また、コンセント・照明器具を含む電気配線等の老朽化を確認し、老朽部分の配線の敷設替えを実施する。配線の布設替えの際には、配電盤から電気器具間の配線に分岐部が生じないように工夫する。

ウ 警備

防犯上の理由により非公開とする

エ 安全対策

計画区域内では定期的な消防訓練のなかで避難誘導訓練を実施している。避難経路は避難時の状況によって変更することを計画しており、本丸から外へ出る3つのルート(表二の門・旧二之丸東二之門・不明門)のうち安全が確保できるルートを通して西之丸へと誘導することになっている。また、他の箇所にいる来城者についても西之丸が安全な場所として避難経路のゴールとしている。

名古屋城の有料区域内では、とくに収容人数を設定していない。開園時間中は多くの来城者が観覧しているが、リアルタイムでの来城者数管理はしていない。

重要文化財(建造物)隅櫓の内部では、出入口及び階段が1か所に限定されているため、避難経路は一方向となる。通路や階段等は避難上支障となるものが無いように整理整頓し、避難経路の確保に努めている。出入口や階段付近には誘導標識や避難口誘導灯を設置している。ただし、階段に縦穴区画がなく室内に開放されている。このため、下層階で火災が発生した場合、早い段階で火災階に煙が充満し、開放された階段を伝って上層階に拡散することになる。こうしたリスクを踏まえて、階段の形状や煙制御による対策を検討する必要がある。

なお、重要文化財(建造物)の隅櫓には避難はしご等の避難器具を設置していない。このため、消防法施行令第25条第1項及び「名古屋城隅櫓警備計画」により、2階部分の収容人数を49名以下、3階部分の収容人数を9名以下で管理・運用している。

(5) 消火体制

ア 自衛消防隊

計画区域を管轄する消防機関は名古屋市消防局中消防署で、日常的な点検や訓練前には届出

を提出し、連携を取っている。火災発生時には即座に職員等より 119 番通報し、周辺の消防署・出張所からの出動によって正門・東門への緊急車両到着までは約 10 分、本丸への消防隊到着までは約 15 分見込む必要がある。

消防隊は到着後、初期消火の様子、逃げ遅れ者の有無等を確認する。そのため、火災時でも西之丸の管理棟事務室には、火災の状況を正確に説明するための人員を最低一人残す必要がある。また、木造建築物の場合、現場の判断で崩壊の恐れがあれば建物内への進入を控えることが想定される。さらに開園時間中であれば、重要文化財(建築物)からの避難が終了していなければ、狭い階段を上ったの消火活動や救助活動に支障が出る恐れがある。消防隊の活動を支援するためには、建物内部で初期消火によって火勢を抑制するとともに避難誘導にあたる人員が必要となる。また、消防隊の活動は実際の火災状況に応じて指揮隊が方針決定するため、活動の支援には臨機応変な対応が求められる。

「名古屋城消防計画」に基づき、名古屋城総合事務所長を隊長として自衛消防隊を組織し、職員及び運営スタッフ、警備員が任務を分担し、初期消火や避難誘導を行う。自衛消防隊の編成及び各任務分担表は表 4-3 の通りである。指揮班、通報連絡班・情報班、消火班・安全防護班、避難誘導班、搬出班、救出救護班の 6 つに分かれて任務分担を定めている。また、消防用装備も整備・点検し、消火活動が滞りなく実施できるよう努めている。なお、夜間は、警備員が通報連絡及び初期消火を行う。運営スタッフ及び警備員については、職員と同様に防災に関する教育、訓練を行っている。今後はさらに警備会社に対して、火災発生時の消防署への通報義務と管理者への連絡方法、初期消火活動及び到着した消防隊の案内・誘導について明確化するとともに、契約書に必要事項を明記して体制を強化する。

表 4-3 自衛消防組織編成表及び各任務分担

班名	災害発生時の任務分担
指揮班	(自衛消防隊長)総合事務所長 (自衛消防副隊長)管理活用課長 1 自衛消防隊本部の設置 2 その他指揮統制上必要な事項
通報連絡班・ 情報班	1 消防機関への通報及び通報確認 2 城内非常放送及び避難誘導班への避難誘導の指示 3 関係者への連絡 4 事務室の警戒、電話対応
消火班・ 安全防護班	1 出火場所に直行し、消火器又は屋内消火栓による初期消火作業 2 消防隊との連携 3 門扉の開閉、消防隊の誘導 4 消防活動の障害物の除去 5 電気機械設備、危険物関係等の安全管理
避難誘導班	1 出火箇所に直行し、避難誘導 2 非常口の開放及び開放の確認 3 避難上障害となる物品の除去 4 未避難者、要救助者の確認及び本部への報告 5 ロープ等による警戒区域の設定及び城内観覧者の避難誘導
搬出班	1 重要文化財等展示品の搬出 2 搬出された物件の愛護
救出救護班	1 応急救護所の設置 2 負傷者の応急処置 3 救急隊との連携及び情報の提供

イ 各種訓練

消防訓練は名古屋市消防局中消防署の指導のもとで実施しており、消防訓練(消火訓練・通報訓練・避難誘導訓練)を年3回程度行っている。訓練時の火災発生想定は毎回シナリオを変更し、様々な火災発生のシチュエーションに対応できるよう努めている。また、消防訓練後は訓練参加者へ振り返りシートを提出してもらい、PDCA サイクルによって適切な消火対策ができるように改善している。ただし名古屋城では防災マニュアルがなく、実地訓練に依っている現状がある。今後は防災マニュアルを作成して周知徹底を図るとともに、総合訓練に加えて消火・通報・避難誘導を個々に行う部分訓練、消火器・屋内消火栓等の操法・ロープ取扱い・情報伝達・放送方法等の自衛消防活動の基礎となる諸行動を修得する基礎訓練、机上による想定訓練とする図上訓練を随時行う。また、XR を用いた初期消火・避難訓練を積極的に導入し訓練の質向上に努めていく。

令和7(2025)年度に実施した図上訓練からは、無線機や夜間警備員の不足、城内における消火可能範囲、現行の消火体制における弱点、到着した消防隊の案内・誘導、各種訓練による経験不足などの課題が明らかとなった。災害時にはマニュアルを確認する時間的余裕はないため、火災発生場所や火災規模を想定した避難誘導訓練を定期的の実施し、その都度問題点をマニュアルに反映あるいは改訂する等の PDCA サイクルを行う(図 4-4)。また、避難誘導訓練には図上訓練を取り入れ、火災発生場所や時間帯、災害種別、避難誘導者の構成等を変えながら、多様なシナリオを想定しつつ訓練を実施する。

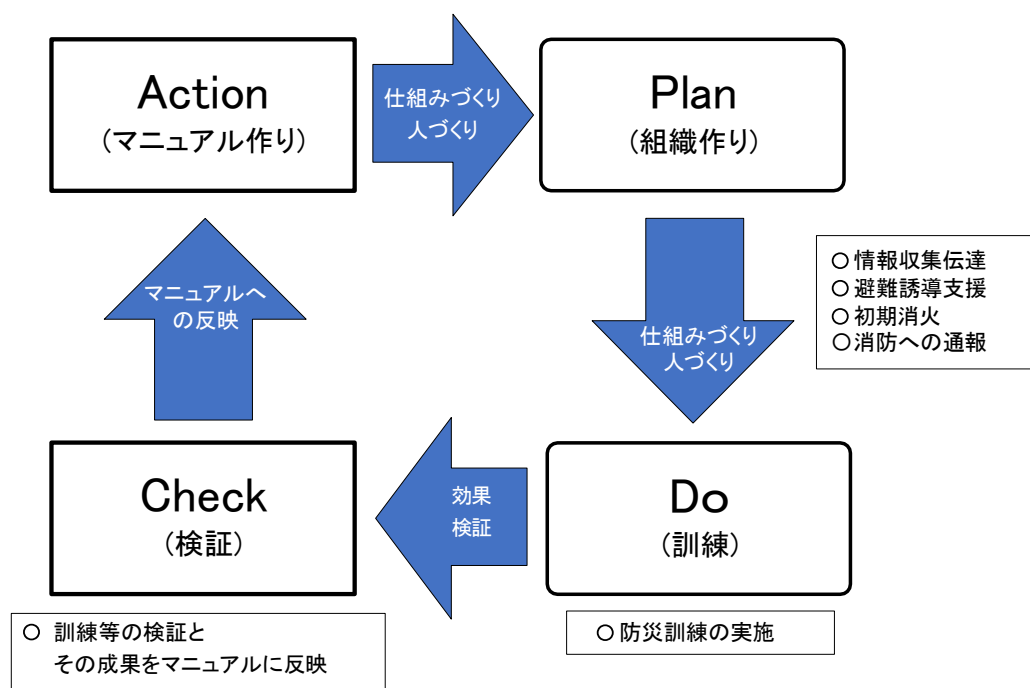


図 4-4 避難誘導訓練と PDCA サイクル

(6) 避難誘導

各隅櫓では階段に縦穴区画がなく、室内に開放されている。そのため、下層階の火災により早期段階で室内に煙が充満し、開放された階段を伝って上層階に拡散する(図4-5)。このような状況では、火災発生階以外の在館者、特に火災発生階より上階の在館者の避難開始が遅れた場合、避難経路が火煙で覆われ避難が著しく困難になる。また、階段の位置が階によって異なるうえに階段が狭く急勾配であるため、階段前で避難者の滞留が起きたり、乗り継ぐべき階段を見失ったりしやすい(図4-6～8)。

火災時に在館者を混乱なく余裕をもって避難させるためには、正確な出火場所と正しい避難経路を伝えたとえで直ちに避難を開始させる必要がある。火災を早期に発見できる煙感知器と連動した非常放送設備の設置に加え、的確な避難指示ができる誘導員(運営スタッフ)の配置を行う(図4-9)。また、けが人や避難時に転倒などして動けない避難者へ対応するため、布担架を常備しておき、誘導員が避難を補助する。一方、非常放送のみでは多くの在館者に“正常性バイアス”が働き、直接火煙を目視しない限り危険を知らせても、避難を開始しない可能性がある。

このため、火災発生階以外の在館者の避難を促すには、録音された定型の音声放送以外に、状況に即した肉声での放送を行い、特にハndsピーカー等による避難誘導指示を徹底する。また、避難開始時には櫓の各階の窓を開放し、排煙あるいは給気機能を持たせる(特別公開時は開閉可能な窓が全て開いた状態となっている)。これにより、出入口や出火下層階の窓が給気口、出火階または出火上層階の窓が排煙口となり、建物内の煙を排出・希釈することができる。火災発生階の誘導員は初期消火に専念し、非出火階の誘導員は避難誘導を優先する。避難が終了した階の誘導員から順次、出火階の支援を行う。

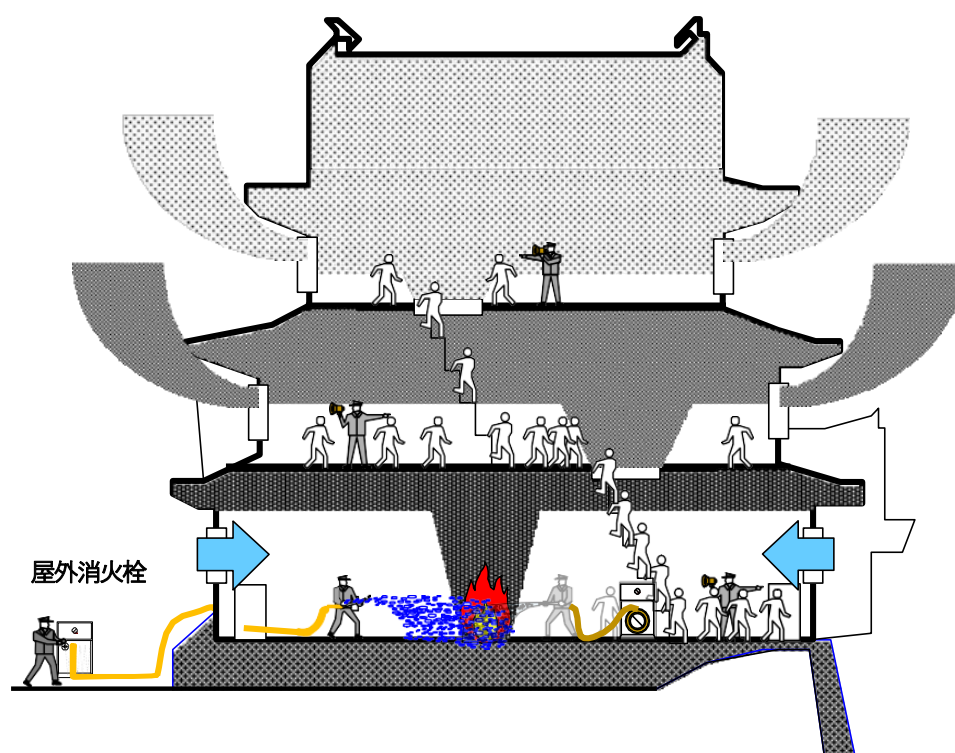


図4-5 隅櫓の煙流動のイメージ

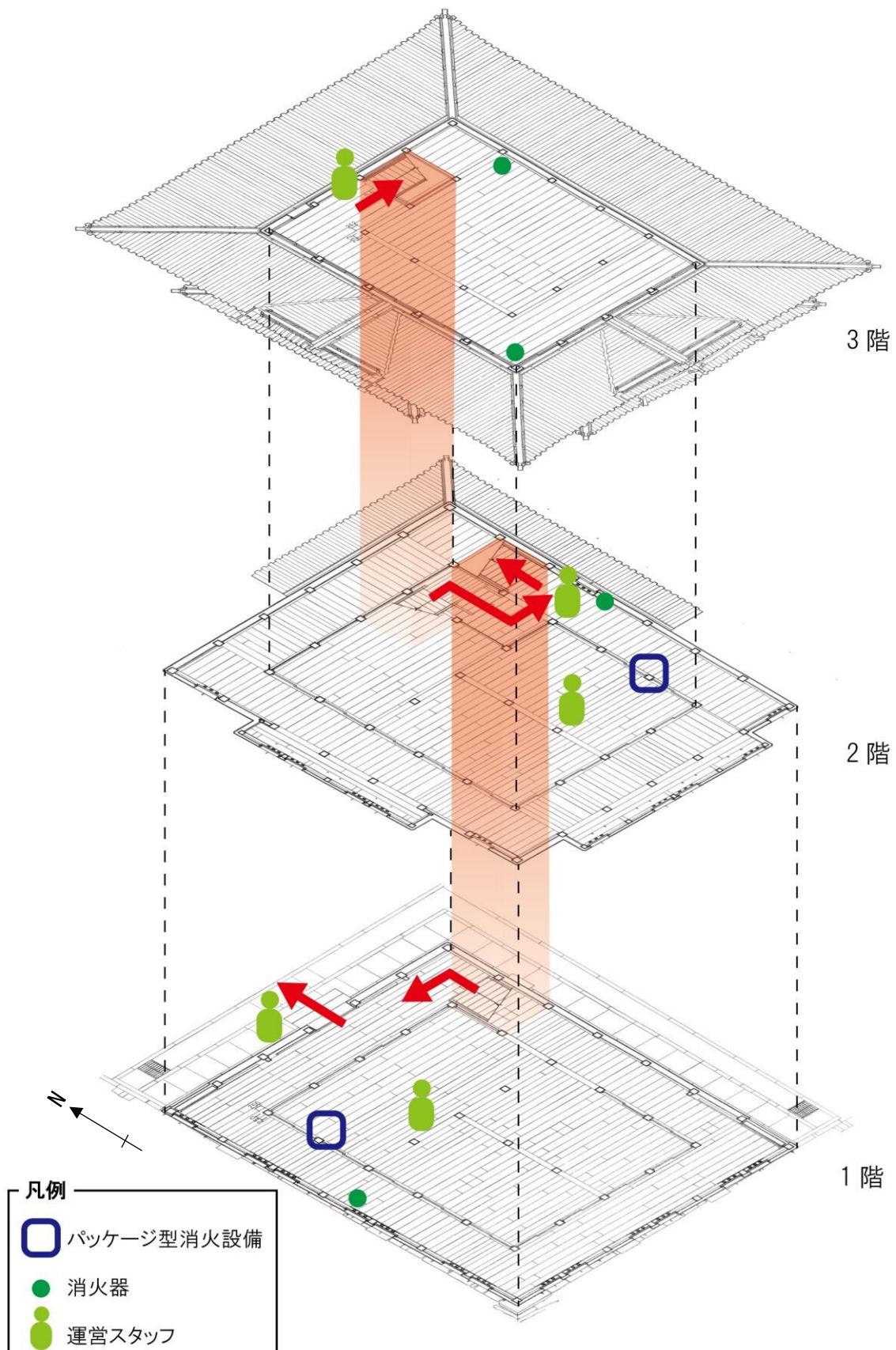


図 4-6 西南隅櫓 防災設備配置図・避難経路

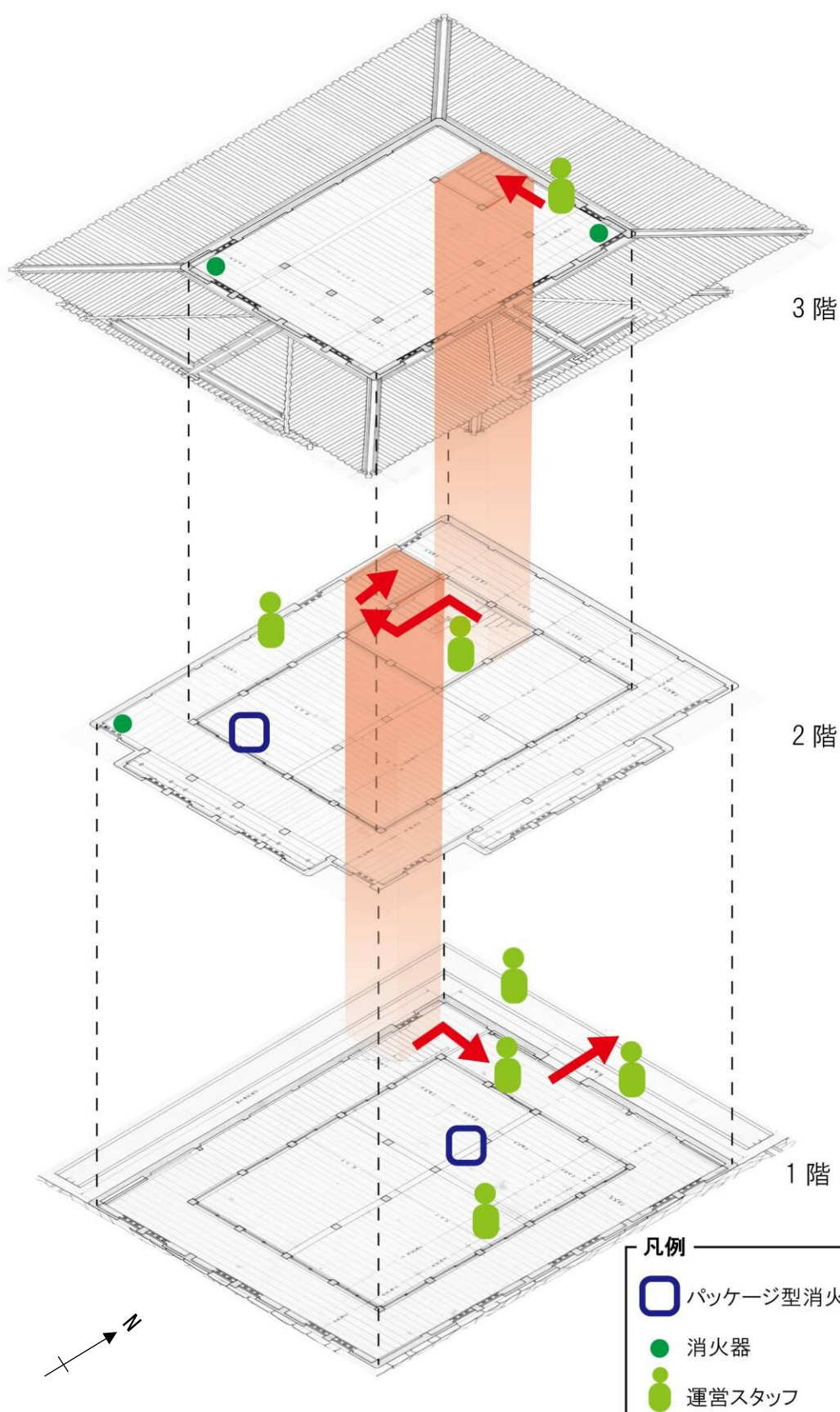
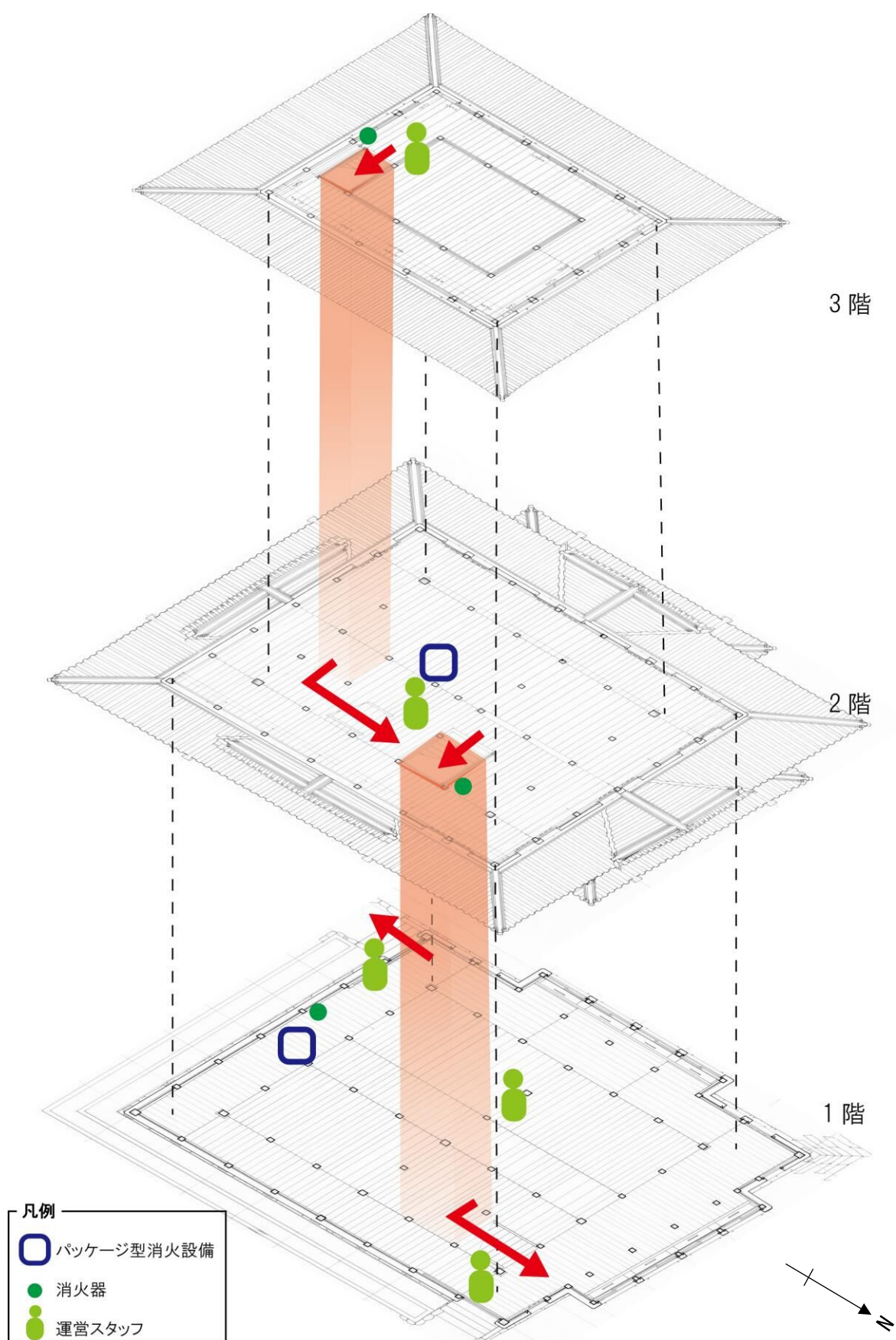
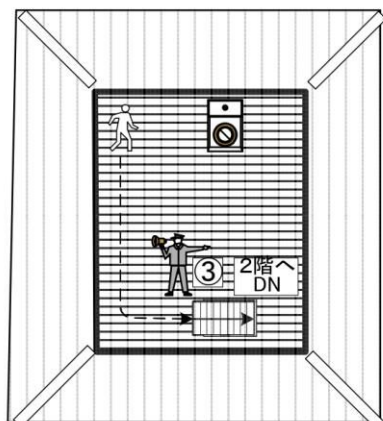
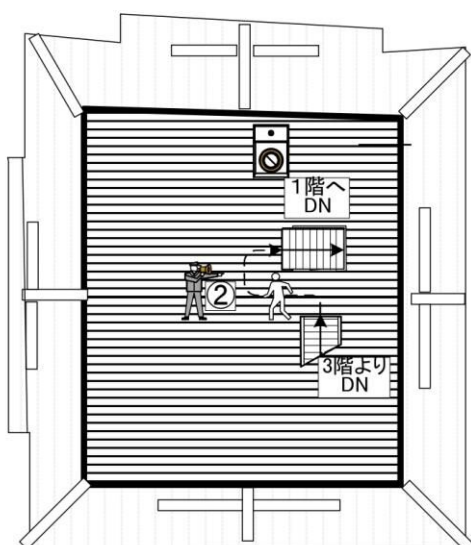


図 4-7 東南隅櫓 防災設備配置図・避難経路

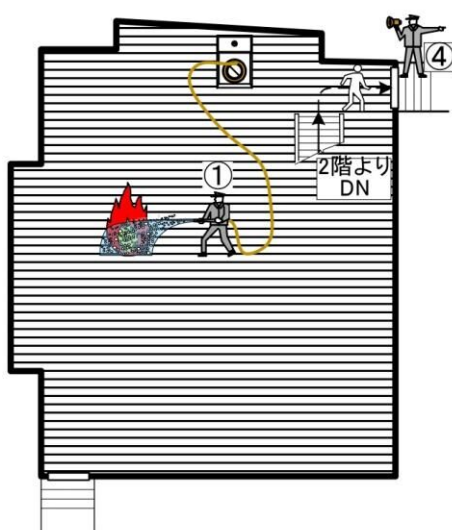




(3) 3階平面図



(2) 2階平面図



(1) 1階平面図

＜隅櫓 1 階で火災が発生した場合＞

- ・ 1 階運営スタッフ①の行動
屋内消火栓(消火器)を使用し初期消火を実施する(図中(1))。
- ・ 2 階運営スタッフ②の行動
2 階来城者及び上階から下りてきた避難者を 1 階への階段入口に誘導し、2 階の避難が終了したことを確認した後に 2 階消火器を持って 1 階の消火活動を支援する(図中(2))。
- ・ 3 階運営スタッフ③の行動
3 階の避難者を下階への階段入口に誘導し、3 階の避難が終了したことを確認した後に、3 階消火器を持って避難者の最後尾について階段を下り、1 階の消火活動を支援する(図中(3))。
- ・ 1 階運営スタッフ④の行動
1 階避難者及び上階から階段を下りてきた避難者を屋外に誘導する(図中(1))。

図 4-9 隅櫓の運営スタッフの役割と行動の例

3. 防犯計画

(1) 事故歴

重要文化財(建築物)の事故歴としては、柱や引戸等の部材への落書き、夜間における部外者の侵入等があるが、戦後以降に放火・盗難等の事故歴はない。

(2) 事故防止のための措置

重要文化財(建築物)の特別公開中は運営スタッフを各階に1～3名配置し、安全管理とともに飲食・喫煙・落書き等の禁止行為の防止に努めている。

計画区域内では、昼間・夜間ともに警備員が巡回しており、本丸には防犯センサーを設置している。また、各所に防犯カメラを設置しており、モニターで常時監視している。城内や正門・東門付近に外灯を設置しており、夜間公開時にはフットライトを設置している。

(3) 今後の対処方針

ア 防犯に係る課題

防犯上の理由により非公開とする

イ 防犯対策

出入口となる正門・東門周辺を中心に、防犯センサーや防犯カメラ等の防犯設備を新たに整備する等、適切な防犯体制をとる。注意喚起の看板等は案内表示や説明板等と合わせて意匠を統一し、多国語表記とする。危険物の持ち込み防止については、手荷物検査の実施を検討する。

防犯設備を整備する際は、その意匠を重要文化財(建築物)に調和したものとし、設置方法や色彩等を目立たないものとする。老朽化した外灯についても適宜更新し、景観に配慮した意匠に統一する。

4. 防災設備(防火・防犯設備)計画

(1) 現状と課題

ア 火災警報設備

重要文化財(建築物)には、二之丸大手二之門及び旧二之丸東二之門を除いて分布型差動式熱感知器を各建築物に設置している。スポット型煙感知器は隅櫓3棟の3階に各1か所設置している。

上記機器の総合受信機は管理棟事務室内に設置している。昼間・夜間ともに受信機前に職員・警備員が常駐しており、火災情報を受信したら即座に対応できる体制としているが、設備面やゾーニングの点で課題がある。

表 4-4 火災警報設備の設置状況

機器名	形式等	設置場所	数量	設置(更新)年
分布型差動式熱感知器 (消防法による設置)	空気管式	西南隅櫓 各階	7	平成 26 年(2014)
		東南隅櫓 各階	6	平成 28 年(2016)
		西北隅櫓 各階	6	平成 8 年(1996)
		表二の門	1	昭和 44 年(1969)
スポット型煙感知器 (消防法による設置)	光電式(非蓄積)	西南隅櫓 3 階	1	平成 26 年(2014)
		東南隅櫓 3 階	1	平成 30 年(2018)
		西北隅櫓 3 階	1	昭和 44 年(1969)
受信機・非常ベル (消防法による設置)	P 型 1 級	西南隅櫓 各階・屋外	4	平成 30 年(2018)
		東南隅櫓 各階・屋外	4	令和元年(2019)
		西北隅櫓 各階・屋外	4	平成 30 年(2018)
誘導灯 (自主設置)	LED 誘導灯 B 級	西南隅櫓 各階	3	平成 30 年(2018)
		東南隅櫓 各階	3	令和元年(2019)
		西北隅櫓 各階	4	平成 30 年(2018)

イ 消火設備

重要文化財(建造物)では付近に消火ポンプや防火水槽、消火栓等を十分に整備できておらず、屋内のパッケージ型消火設備と消火器によって消火活動する設置状況となっている。

表 4-5 消火設備の設置状況

機器名	形式等	設置場所	数量	設置(更新)年
屋外地下式消火栓 (自主設置)		東南隅櫓 北側	1	平成 19 年(2007)
		表二の門 南側	1	平成 19 年(2007)
パッケージ型消火設備 (自主設置)	第三種浸潤剤入り水 80ℓ×2 本	西南隅櫓 1・2 階	2	平成 30 年(2018)
		東南隅櫓 1・2 階	2	平成 30 年(2018)
		西北隅櫓 1・2 階	2	平成 30 年(2018)
消火器 (消防法による設置)	ABC 粉末	西南隅櫓 各階	8	令和 4 年(2022)
		東南隅櫓 各階	6	令和 4 年(2022)
		西北隅櫓 各階	7	令和 4 年(2022)
		表二の門	2	令和 4 年(2022)
		旧二之丸東二之門	2	令和 5 年(2023)

ウ 避雷設備

落雷による火災を防ぐため、重要文化財(建造物)のうち、隅櫓 3 棟に避雷針を設置している。他の門 3 棟・土塀については周囲の石垣・高木に比べて低いため、避雷設備を設置していない。

エ 防犯設備

防犯上の理由により非公開とする

(2) 設備整備計画

ア 火災警報設備

① 受信機

現状では分布型差動式熱感知器(空気管式)及び自動火災報知設備が整備されている。しかし、分布型差動式熱感知器(空気管式)は、煙感知器と比較して火災を感知するのが遅い。また、誤報が多いと非火災報のための確認の手間が増えたり、発報を誤報と思い込んだりして、自動火災報知設備を切断したまま放置され、実際の火災時に機能しない等の事態が想定される。

このため、今回の機器更新のタイミングに合わせて、誤報対策として火災の予兆を知らせる機能や蓄積機能、自己点検機能のあるアナログ式の煙感知器を採用する。加えて、火災箇所を詳細に表示でき、自動試験機能や蓄積機能のある R 型受信機を導入する。

② ゾーニング

本計画が対象とする重要文化財(建造物)は、それぞれ距離が離れていることから、現状のように災害時の管理を西之丸の管理棟事務室だけで行うのは難しい。このため、火災感知や初期消火の体制など、管理体制におけるゾーニングを⑤本丸御殿や⑩守衛詰所、⑱東門の事務所を含めた形で再検討する。併せて、西之丸の管理棟事務室に R 型受信機を設置し、城内すべての建造物の火災情報を一元管理するとともに、⑤本丸御殿事務室に副受信盤を設置し、それぞれの役割分担を明確化する。

イ 漏電対策

出火防止対策として、重要文化財(建造物)の内部から、出火の危険性のある機器類を排除し、漏電等の可能性のある分電盤は外部へ移設する。分電盤のブレーカーは避雷ブレーカーへ変更する。職員が不在となる夜間には、自動火災報知設備等の防災関連以外の電源は遮断する。また、重要文化財(建造物)内のコンセント・照明器具を含む電気配線等の老朽化を定期的に確認し、老朽した配線は直ちに交換する。配線の更新時には、分電盤から電気器具間の配線に分岐部が生じないように工夫する。

ウ 監視設備

「文化財建造物の火災対策指針とその解説」(公益社団法人日本火災学会 2013 年 3 月)によれば、重要文化財(建造物)の出火原因の 3 分の 1 は放火によるものである。重要文化財(建造物)は放火の標的になりやすいことから、周囲に防犯カメラと炎感知器を設置し警戒を強化する。また、経年による性能劣化や照準のずれ、樹木等の成長による死角が生じていないことを定期的に確認する。特に二之丸大手二之門(A05)は、夜間も開放された城外の公共空間に位置するため、厳重な注意が必要である。

エ 消火設備

① 消火器

早期発見の場合、多くの火災は消火器で消し止めることができる。消防法では、防火対象物の用途、延べ面積、主要構造形式等に応じて消火器の必要本数が決められ、かつ、建築物の部分から消火器までの歩行距離が各階ごとに 20m 以下となるよう設置が義務付けられている。法規定を満足するだけでなく、消火器を対角線上に配置するほか、階段付近及び死角になりやすい場所に増設するなど、可燃物や火気の管理と合わせて消火器を適切に配置するよう工夫す

る。また、消火器の消火剤の放出時間は15秒程度なので、設置本数も余裕を見て1か所に複数本設置する。

② パッケージ型消火設備

現在各櫓には、パッケージ型消火設備が設置されている。初期消火活動の目的は、公設消防隊が到着し消防活動を開始するまでの間、火災の規模を消防隊員が鎮火できる規模に抑制することである。しかし、パッケージ型消火設備の消火薬剤放射時間は4分程度と消防隊の到着時間よりも短いため、消火器とパッケージ型消火設備の連続使用が求められる。重要文化財(建造物)の大部分に対して、複数のパッケージ型消火設備が使用できるよう、消火器とパッケージ型消火設備の配置を工夫する。

一方、パッケージ型消火設備を使用するには、十分な訓練と安全管理が前提となる。パッケージ型消火設備は、消火薬剤に人体に有害な成分(第三種浸潤剤等入り水)を含んでおり、使用する際には消火薬剤が目や口に入らないよう、眼鏡やマスク等で露出部分を覆う。また、在館者への影響も考慮し、周囲に人がいないことを確認したうえで消火薬剤を放射する。

③ 屋内消火栓

薬剤放出時間及び安全性を考慮して、次回消火設備更新時にパッケージ型消火設備から屋内消火栓へ変更する。1号消火栓は警戒範囲が広く放水量も多い反面、操作に2人以上の熟練者が必要となる。また、消火栓箱から全ホースを引き出さないと利用できず、火災発生の混雑時に狭い空間内で有効に活用するのは難しい。

これに対し、2号消火栓あるいは広範囲型2号消火栓は女性1人でも使用が可能であり、ホース全体を引き出さずとも使用可能であることから、広範囲型2号消火栓を設置する。消火設備の水源は地上設置型とし、本丸、御深井丸等の歴史的景観を阻害せず、各重要文化財(建造物)まで比較的容易に配管が敷設できる場所に消火水槽、消火ポンプを設置する。また、埋設配管が困難な場所では周囲の景観に配慮しつつ地上に露出配管とする。

④ 屋外消火栓

重要文化財(建造物)の近傍には、屋外消火栓を整備し、初期消火の補助として利用する。類焼防止用の屋外消火栓の放水量は2号消火栓の約6倍、1号消火栓の3倍近くあるため、火災の規模が大きい時は建造物内部の消火にも使用することで、より効果的な延焼拡大防止対策とする(図4-10)。屋外消火栓は、計画区域内の木造建築物を包含する形で設置し、延焼拡大防止の対策を充実させる。また、重要文化財(建造物)の外部に放火された場合、屋外消火栓が最も効果的な消火設備となる。さらに停電時の消火を想定し、非常用電源を併設する。

⑤ 放水銃

放水銃は、近隣火災からの“飛び火”等による類焼防止に効果があるため、設置を検討する(図4-11)。一方、放火のようなピンポイント火災の消火には適さないため、重要文化財(建造物)の外周部は屋外消火栓を併用する。

⑥ スプリンクラー設備

上記設備を設置してなお、初期消火、避難誘導、煙制御などの対策や夜間の管理対策が不十分な場合、スプリンクラー設備を設置して延焼拡大防止を図ることも検討する。

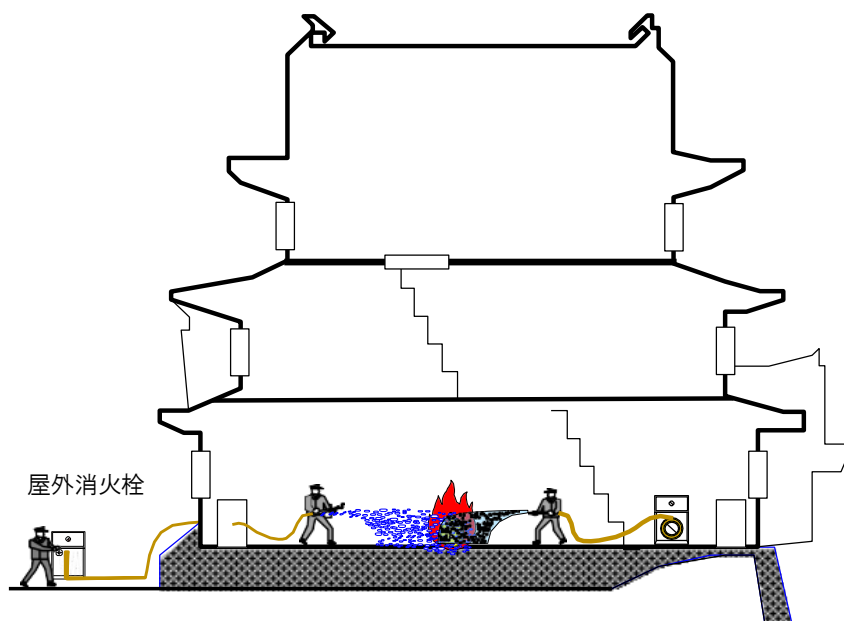


図 4-10 隅櫓における消火活動のイメージ

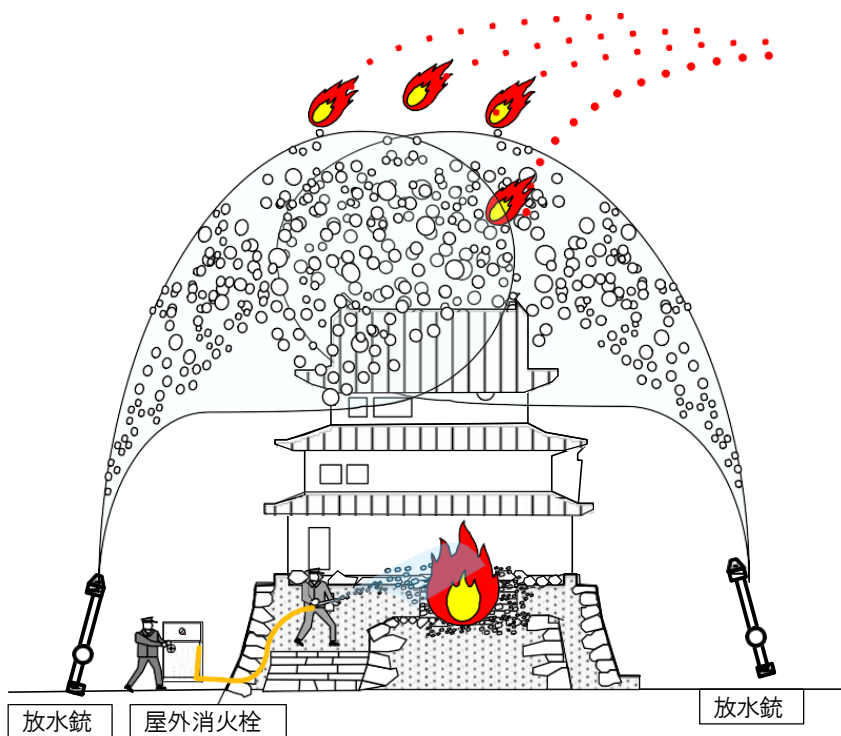


図 4-11 放水銃と屋外消火栓

⑦ 連結送水管

令和7(2025)年度に実施された中消防署による現地調査の結果、特に西北隅櫓(A03)では消防タンク車の進入が困難であると同時に、消火活動用の水源が不足していることが判明した。木造建築物の消火活動では、一刻も早い本格消火活動の開始とともに、複数箇所からの大量放水が望まれる。このため、早急にタンク車の活動可能な範囲を確認し、活動困難な部分への対策は緊急性を要する。

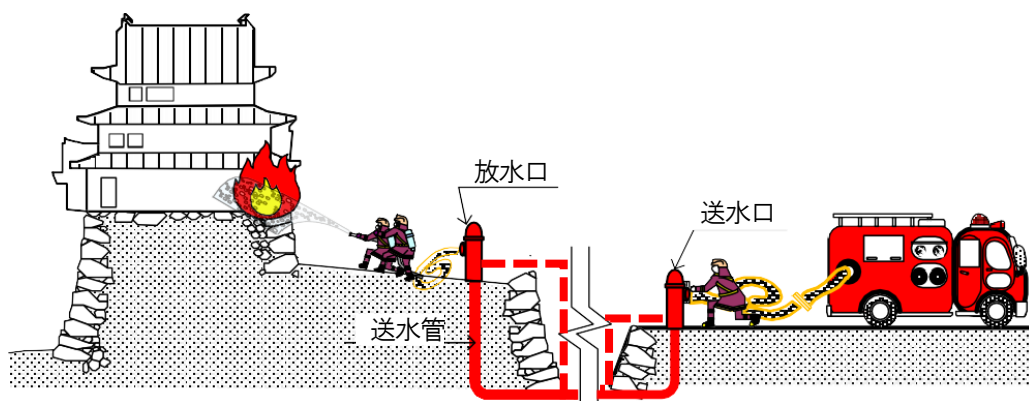


図 4-12 連結送水管のイメージ

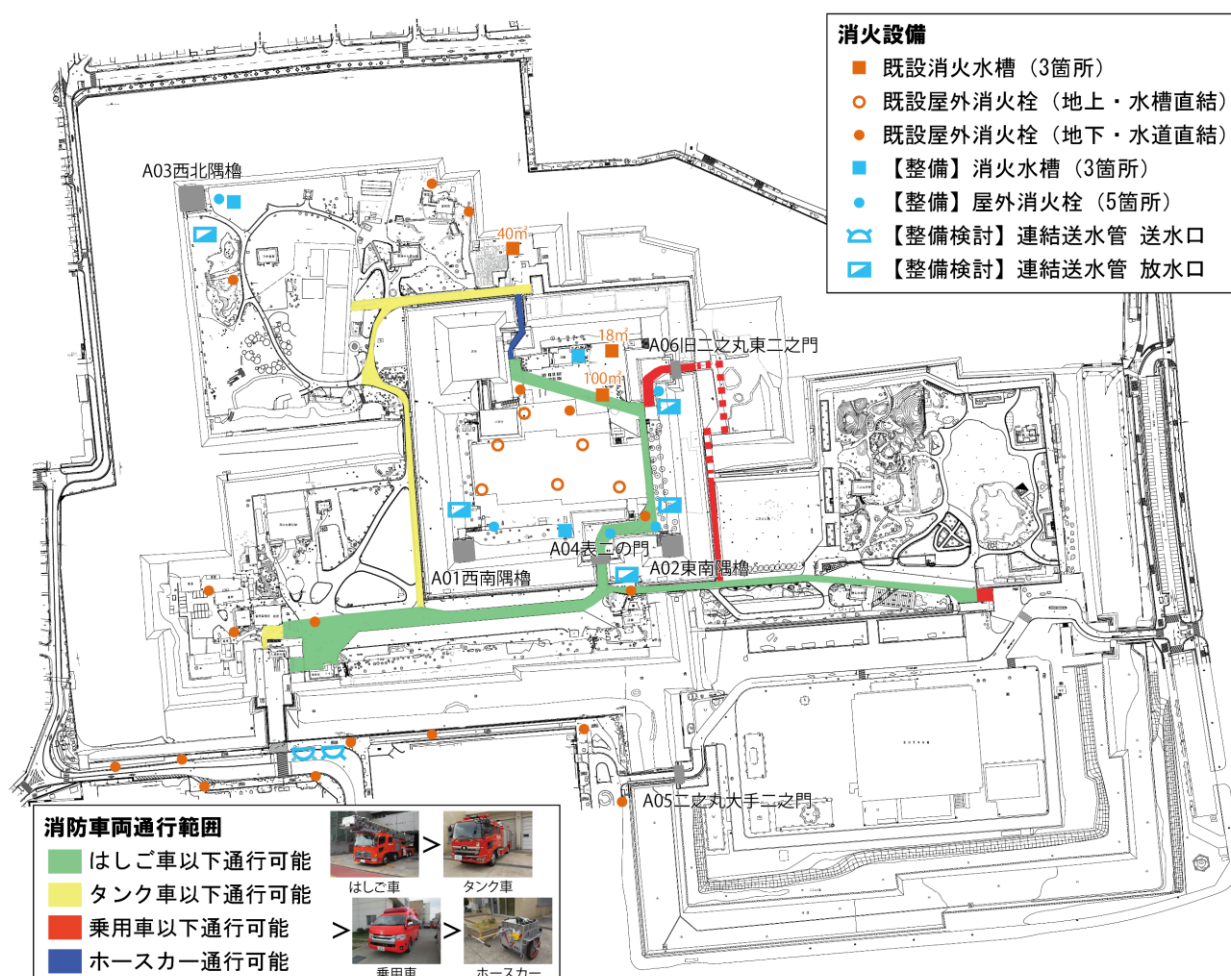


図 4-13 消火設備整備イメージ図

また、類焼・延焼を防ぐうえでも、重要文化財(建築物)を含むすべての建築物に対して、消防隊の放水が可能となるように、タンク車の進入や水源の確保が困難な場所には連結送水管の設置を検討する。(図 4-12・13)。

オ 消防機関への自動通報設備

木造建築物は火災の拡大が早いため、延焼防止には消防機関への迅速な通報が重要である。現状では、西之丸の管理棟事務室において、広い城内に点在するすべての重要文化財(建築物)の夜

間管理を行っているため、火災感知器が反応しても確認に時間がかかり、初期消火や消防機関への通報が著しく遅れる可能性がある。そのため、消防機関へ自動通報する火災報知設備を設置して改善を図る。

カ 避雷設備

避雷設備は重要文化財(建造物)隅櫓の3棟に設置しているが、とくに東南隅櫓の避雷設備が古くなっているため、設備更新に併せて適切な機器へ更新する。また、今後整備する自火報設備等は雷サージ機能を付加した設備を選定する。

キ 防犯設備

日中は警備員の巡回警備を基本とする。人員が少なくなる夜間が課題となるため、出入口となる正門・東門周辺を中心に、防犯センサーや防犯カメラ等の防犯設備を新たに整備する。その後、状況の推移を検討しながら、重要文化財(建造物)の周囲への防犯センサーや防犯カメラ等の設置など、さらなる侵入防止措置を検討する。

(3) 保守管理計画

ア 維持管理と定期点検

木造建築物の防火避難安全には、可能な限りのハード対策を実施することが必要であるが、一般的には対策に限られる。その限られた対策により、確実に安全性を確保するためには、運用・維持管理による対応が重要となる。防災設備の保守管理については、自主設置した設備を含め、消防法第17条の3の3に基づく点検を実施して機能の維持を図るとともに、3年に1回は中消防署にその結果を報告する。具体的には、以下の各種点検を定期的実施する。

① 作動点検

加圧送水設備は月に2回以上作動させ、放水機器等は6か月に1回以上放水する。

② 外観点検

機器の配置、損傷状況等6か月に1回以上点検する。

③ 機能点検

防火管理者、消防設備士、または消防設備点検資格者による点検を実施する。

④ 総合点検

年1回以上、消防設備士または消防設備点検資格者による点検を実施する。

イ 防災設備機器の保全更新計画

一般的に設備機器の法定耐用年数は15年であり、防災機器等の重要機器については故障する前に交換する必要がある。予防保全のためには、機器設置後20年以内の目安で保全更新計画を立案する。特に屋内消火栓は初期消火・類焼防止の要であり、故障が許されない根幹設備である。故障する前に早めに更新計画を立案し、機能不全に陥る前に設備機器類の更新を図る(表4-6)。

ウ 樹木の管理

重要文化財(建造物)周辺の樹木については、消防活動の妨げとなるほか、防災設備等の機能に影響が生じないように、剪定・伐採等による特別管理を行う。

表 4-6 防災設備整備計画 一覧

種別	設置場所	現状			整備計画	
		機器名	数量	設置(更新)年	機器名	数量
火災感知器	西南隅櫓	分布型作動式熱感知器	7	H26(2014)	アナログ式煙感知器(蓄積)	7
		煙感知器(非蓄積) 3階	1	H26(2014)	アナログ式煙感知器(蓄積)	3
		—	—	—	炎感知器(屋外)	2
	東南隅櫓	分布型作動式熱感知器	6	H28(2016)	アナログ式煙感知器(蓄積)	6
		煙感知器(非蓄積) 3階	1	H28(2016)	アナログ式煙感知器(蓄積)	3
		—	—	—	炎感知器(屋外)	2
	西北隅櫓	分布型作動式熱感知器	6	H8(1996)	アナログ式煙感知器(蓄積)	6
		煙感知器(非蓄積) 3階	1	S44(1969)	アナログ式煙感知器(蓄積)	3
		—	—	—	炎感知器(屋外)	2
	表二の門	分布型作動式熱感知器	1	S44(1969)	炎感知器	1
受信機	西南隅櫓	非常ベル・受信機P型		H30(2018)	非常放送・受信機R型	1
	東南隅櫓	非常ベル・受信機P型		R1(2019)	非常放送・受信機R型	1
	西北隅櫓	非常ベル・受信機P型		H30(2018)	非常放送・受信機R型	1
初期消火設備(屋内)	西南隅櫓	パッケージ型消火設備	2	H30(2018)	広範囲型2号消火栓(各階)	3
		消火器	8	R4 (2022)	同左	12
	東南隅櫓	パッケージ型消火設備	2	H30(2018)	広範囲型2号消火栓(各階)	3
		消火器	6	R4 (2022)	同左	12
	西北隅櫓	パッケージ型消火設備	2	H30(2018)	広範囲型2号消火栓(各階)	3
		消火器	7	R4 (2022)	同左	12
	表二の門	消火器	2	R4 (2022)	同左	4
	表二の門附属土堀	—	—	—	消火器	4
初期消火設備(屋外)	西南隅櫓	—	—	—	放水銃	1
		—	—	—	屋外消火栓(ポンプ)	1
	東南隅櫓	地下式消火栓(水道管直結)	1	H19(2007)	放水銃	1
		—	—	—	屋外消火栓(ポンプ)	1
	西北隅櫓	—	—	—	放水銃	1
		—	—	—	屋外消火栓(ポンプ)	1

表 4-6 設備整備計画 一覧

種別	設置場所	現状			整備計画	
		機器名	数量	設置(更新)年	機器名	数量
初期消火設備 (屋外)	表二の門	地下式消火栓 (水道管直結)	1	H19(2007)	放水銃	1
	表二の門附属土塀	—	—	—	屋外消火栓 (ポンプ)	1
	二之丸大手二之門	地下式消火栓 (水道管直結)	1	—	放水銃	1
	旧二之丸東二之門	—	—	—	屋外消火栓 (ポンプ)	1
	城内各所	—	—	—	地上置パネル型 消火水槽	3
防犯設備	西南隅櫓	防犯上の理由により非公開とする				
	東南隅櫓					
	西北隅櫓					
	表二の門					
	表二の門附属土塀					
	二之丸大手二之門					
	旧二之丸東二之門					

第2節 耐震対策

1. 耐震診断

(1) 地震時の安全性に関わる課題

重要文化財(建造物)の耐震対策実施状況は表 4-7 の通りである。耐震基礎診断は旧二之丸東二之門を除いて実施しており、西南隅櫓のみ耐震補強工事まで完了している。

西南隅櫓は、平成 20 年度(2009)に解析モデルで限界耐力計算による耐震基礎診断を実施した。その結果、所定の耐震性能を確保する必要がある事が認められた。耐震補強として、土壁両面に中塗りを行って耐力を確保し、不足分を圧縮筋違で補いつつ、屋根は葺き土を減らして荷重を軽減し、二階床と屋根面の水平構面を補強して地震力が外壁へ流れるように対策が施された。

表二の門は、令和元年度(2019)に限界耐力計算による耐震基礎診断を実施した。東西・南北ともに耐震性能を有しているという結果が得られたが、控柱と基礎が緊結されている仮定の上であるため、基礎の補強を行う方針で令和 9 年度(2027)に部分修理と合わせて補強工事を実施予定である。表二の門附属土塀についても同様で、さらに耐風性能を向上させるために上下貫間に筋違を設ける方針としている。

重要文化財(建造物)はすべて石垣上に所在しており、建造物と合わせて石垣耐震診断を実施して耐震性能を確認する必要がある。過去の地震災害履歴(表 4-8)でも石垣の崩壊とともに建造物が倒壊の被害を受けている。また、名古屋市都市計画情報提供サービスによると、計画区域周辺では建物倒壊の危険性(図 4-14)及び道路閉塞の危険性(図 4-15)がいずれも低くなっている。

表 4-7 耐震対策実施状況

番号	名称	耐震診断	所定の耐震性能	石垣耐震診断	観覧者の立入	主な耐震補強/対策
A01	名古屋城 西南隅櫓	平成 21 年(2009) 耐震基礎診断	耐震補強済	令和 7 年 (2025) 耐震予備診断	期間 公開	平成 27 年(2015)実施 ・各階の土壁両面に 15mm の中 塗りを行う ・圧縮筋違を 1 階に配置 ・二階床面に補強材を入れ、 初重屋根面の水平構面を補強
A02	名古屋城 東南隅櫓	令和 7 年(2025) 耐震基礎診断	(実施中)	令和 7 年 (2025) 耐震基礎診断	無し	診断結果による
A03	名古屋城 西北隅櫓	令和 7 年(2025) 耐震基礎診断	(実施中)	令和 7 年 (2025) 耐震基礎診断	無し	診断結果による
A04	名古屋城 表二の門	令和元年(2019) 耐震基礎診断	充足	令和 7 年 (2025) 耐震予備診断	有り	令和 9 年(2027)地盤補強予定 ・柱下端にコンクリートを増打 ・控柱根継ぎ部分を復旧
A04'	名古屋城 表二の門 附属土塀	令和元年(2019) 耐震基礎診断	充足	令和 7 年 (2025) 耐震予備診断	無し	令和 9 年(2027)耐風補強予定 ・控柱に斜材・基礎(雁木)を設置
A05	名古屋城 二之丸大 手二之門	平成 26 年(2014) 耐震基礎診断	充足	令和 7 年 (2025) 耐震予備診断	有り	—
A06	名古屋城 旧二之丸 東二之門	平成 24 年(2012) 耐震基礎診断	充足	令和 7 年 (2025) 耐震予備診断	有り	—

(2) 改善措置

東南隅櫓及び西北隅櫓の内部はこれまで年数回特別公開をしていたが、平成 20 年(2008)に耐震予備診断を実施し、基礎診断が必要という結果を受けて、**基礎診断及び耐震補強が完了するまでは公開を中止している。**

(3) 今後の対処方針

表二の門は耐震性能を大地震動時及び暴風時に倒壊せず、来城者が安全確保できる水準に設定し、令和 9 年度(2027)～令和 12 年度(2030)部分修理・耐震補強工事に向けて準備を進めていく。

東南隅櫓及び西北隅櫓は、耐震基礎診断の結果を踏まえ、耐震性能が不足する箇所については補強計画の検討を行い、必要な耐震対策を実施する。

その他の建造物も日常的な経過観察を行い、安定状態にあることを確認する。建造物直下の石垣は順次耐震診断を実施し、診断結果と城内の石垣との優先度も鑑みて対策を検討していく。

表 4-8 地震災害の履歴

和暦(西暦)	月(旧暦)	地震名称	被害内容
寛文 9 年 (1669)	6(6)		名古屋城三之丸石垣の一部が崩れた。
宝永 4 年 (1707)	10(10)	宝永地震	南海トラフ巨大地震。 名古屋城では櫓や土塀が被害を受けた。

表 4-8 地震災害の履歴

和暦(西暦)	月(旧暦)	地震名称	被害内容
享和 2 年 (1802)	11(10)		名古屋城三之丸本町門の石垣が崩壊し、西に植わっていた松が倒れ、高壁が崩れた。
文政 2 年 (1819)	8(6)		名古屋城の各所の石垣が破損し、東一之門枳形石垣北西の被害が大きかった。城下ではところどころ土堀・築地が崩れ、寺院の門が倒れた。
安政元年 (1854)	12(11)	安政東海地震 安政南海地震	南海トラフ巨大地震。安政東海地震発生から 32 時間後に安政南海地震が起こった。 名古屋城の多聞櫓・三之丸各門・高堀が破損し、武家屋敷は 147 戸が破損した。城下の裏町では倒家があり、表町では壁の破損が多かった。
明治 24 年 (1891)	10	濃尾地震	日本史上最大級の内陸直下の巨大地震。 本丸・二之丸・御深井丸周囲の多聞櫓の壁・屋根等と西之丸の榎多門が大きな被害を受けた。 城内の第三師団における被害状況は負傷者 17 人、建物全壊 13 戸、半壊 1 棟、破損 62 棟であった。三之丸の県庁・県会議事堂も被害を受けた。
昭和 19 年 (1944)	12	東南海地震	南海トラフ巨大地震。 名古屋城が被害を受けた記録はないが、名古屋市南部の埋立地が被害を受け、家屋の倒壊や、地盤の地割れ、土砂と水の噴出、不等沈下の現象がみられた。このほか道路や橋、地下埋設管、市電軌道にも被害があり、名古屋港では港灣施設に被害あった。 住家全壊 863 戸、住家半壊 5378 戸
昭和 20 年 (1945)	1	三河地震	深溝断層の活動による直下地震。 名古屋城が被害を受けた記録はないが、名古屋市の被害総計は、死者 8 人、負傷者 26 人、住家全壊 40 戸、住家半壊 152 戸

※ 名古屋地方気象台 1971『愛知県災害誌』愛知県、
服部鉦太郎 1981『名古屋城叢書 2 特別史蹟名古屋城年誌』名古屋城振興協会、
新修名古屋市史資料編編集委員会 2008『新修名古屋市史 資料編 自然』名古屋市、
中央防災会議「災害教訓の継承に関する専門調査会」編 2011『災害史に学ぶー内陸直下型地震編ー』内閣府(防災担当)災害予防担当から作成

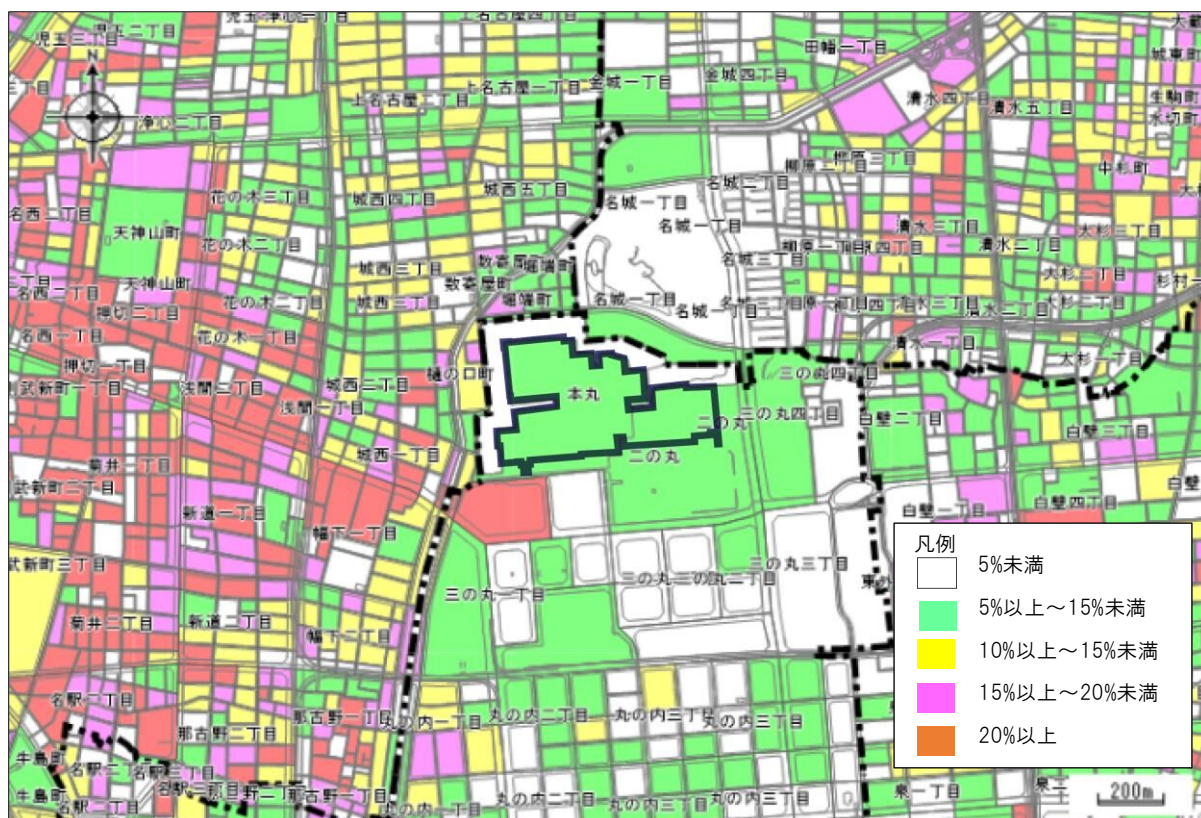


図 4-14 建物倒壊の危険性/建物全壊率【あらゆる可能性を考慮した最大クラス】
(名古屋市都市計画情報提供サービスに加筆)

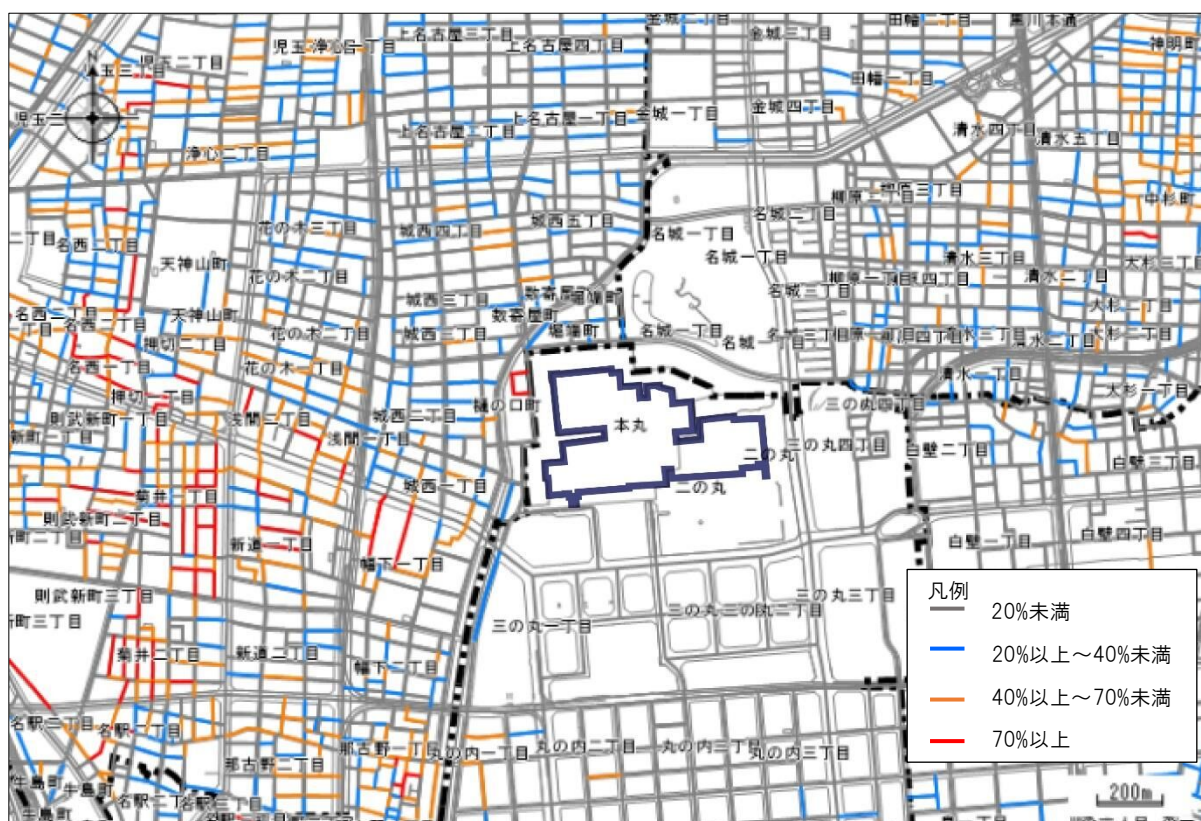


図 4-15 道路閉塞の危険性/道路閉塞確率【あらゆる可能性を考慮した最大クラス】
(名古屋市都市計画情報提供サービスに加筆)

2. 地震時の対処方針

(1) 火災防止のための措置

地震発生後は速やかに火気を始末し、消防隊と連携して迅速な消火活動に努める。仮に重要文化財(建造物)の破損が確実な場合で、被害の拡大や避難経路の中断等が想定される場合には、やむなく解体・撤去を含めた適切な対応をとることで人命の安全確保を最優先とする。

(2) 来城者の避難誘導

地震発生後は周囲の安全を確認し、職員等による避難誘導によって来城者を退避させる。城内の被害が甚大な場合には城外へと誘導し、ただちに正門と東門を閉門する。

(3) 倒壊・落下に対する措置

重要文化財(建造物)の主要構造部が大幅に変形した場合には、支柱やワイヤー等による変形・倒壊防止措置を行う。重要文化財(建造物)が大きく破損した場合には、危険部分を撤去し落下防止措置をとったうえで部材を格納する。破損部分に対しては防水シートによる被覆や支持材による仮補強を行い、周囲に危険防止のための看板や防護柵等を設置して立ち入り制限を行う。

(4) 関係各所への連絡

重要文化財(建造物)が被害を受けた場合には、名古屋市教育委員会文化財保護課を通じて、速やかに文化庁へ報告し、き損届を提出する。

第3節 耐風対策

1. 被害の想定

過去に名古屋城及び周辺地域において確認されている暴風雨被害は表4-9の通りである。近年では被害は発生していないが、今後暴風雨等による重要文化財(建造物)の被害が予想される。

表4-9 名古屋城及び周辺地域における暴風雨被害

和暦(西暦)	月(旧暦)	種類	原因	被害内容
慶長 19 年(1614)	10 (8)	風水害	暴風雨・洪水	名古屋城天守台石垣北東が約 140m崩れた。
寛永 13 年(1636)	9 (8)	水害 高潮	暴風雨・洪水	伊勢湾・三河湾に起こった高潮により熱田海岸堤防が決壊し、新田が被害を受け、道路が交通途絶した。名古屋城も被害を受けた。
承応 2 年(1653)	6(6)	風水害	暴風雨	名古屋城天守・櫓門が被害を受けた。 尾張領内の民家被害は 22,000 戸に及び、死者も多数出た。
文政 13 年 (天保元年)(1830)	9 (7)	水害	暴風雨・洪水	大雨による庄内川出水に伴い堤防が決壊し、名古屋北西部の巾下・柳町付近と名古屋城下が浸水した。
天保 8 年(1837)	9 (8)	風水害	暴風雨	暴風雨により名古屋城下の土居下屋敷などが大きな被害を受けた。
昭和 34 年(1959)	9	風水害	暴風雨	台風 15 号(伊勢湾台風)により、西北隅櫓(全解体修理工事の起因)が破損し、城内樹木も多数損傷した。
昭和 44 年(1969)	8	風水害	暴風雨	台風 9 号により、名古屋城東南隅櫓の外壁の一部が破損した。
昭和 47 年(1972)	9	風水害	暴風雨	台風 20 号により、名古屋城東南隅櫓の外壁や本丸表二の門附属土塀が破損した。その他倒木などの被害も受けた。

※ 名古屋地方気象台 1971『愛知県災害誌』愛知県、
服部鉦太郎 1981『名古屋城叢書 2 特別史蹟名古屋城年誌』名古屋城振興協会 から作成

2. 今後の対処方針

本計画が対象とする重要文化財(建造物)においては、強風時における屋根瓦の落下、雨漏り、漆喰壁の剥落等の被害が懸念される。主要構造部をはじめ、部材の経年劣化が進行していくことを念頭に置き、日常的な点検や維持管理、小修理等を繰り返すことによって暴風雨時の被害を最小限に抑える。また、城内の巡回等から重要文化財(建造物)に異常が認められた場合には、来城者の立ち入りを制限する。

暴風警報(表 4-10)が発表された場合などには、来城者の入城中止や入城制限を行う。また、警報解除後は城内の被害状況を速やかに把握し、点検、安全を確認したうえで制限を解除する。

表 4-10 警報・注意報発表基準一覧表(令和 5 年(2023)6 月 8 日現在)

名古屋市(府県予報区：愛知県、一次細分区域：西部、市町村等をまとめた地域：尾張東部)				
警 報	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	23m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	23m/s 雪を伴う
注意報	強風	平均風速	陸上	13m/s
			海上	16m/s
	風雪	平均風速	陸上	13m/s 雪を伴う
			海上	16m/s 雪を伴う
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100mm	

※ 名古屋地方気象台ホームページより

第 5 章

活用計画

- 第 1 節 公開その他の活用の基本方針
- 第 2 節 公開計画
- 第 3 節 活用基本計画
- 第 4 節 実施に向けての課題

第 5 章

活用計画

第 1 節 公開その他の活用の基本方針

名古屋城は多くの人を訪れる観光地であり、多様な来城者に重要文化財(建造物)の本質的価値を理解してもらうことを目的とし、活用を進める。そのためには適切な保存と活用が必要である。公開活用にあたっては、社会包摂的かつ効果的な手法を用いる。また、地域を代表する文化財として市民が継承してきた意義を地域のなかで積極的に発信するとともに、訪日外国人観光客に対しても価値を適切に共有することで、重要文化財(建造物)に対する関心を高めるような様々な取り組みを行う。

第 2 節 公開計画

1. 建造物の公開

(1) 公開における基本方針

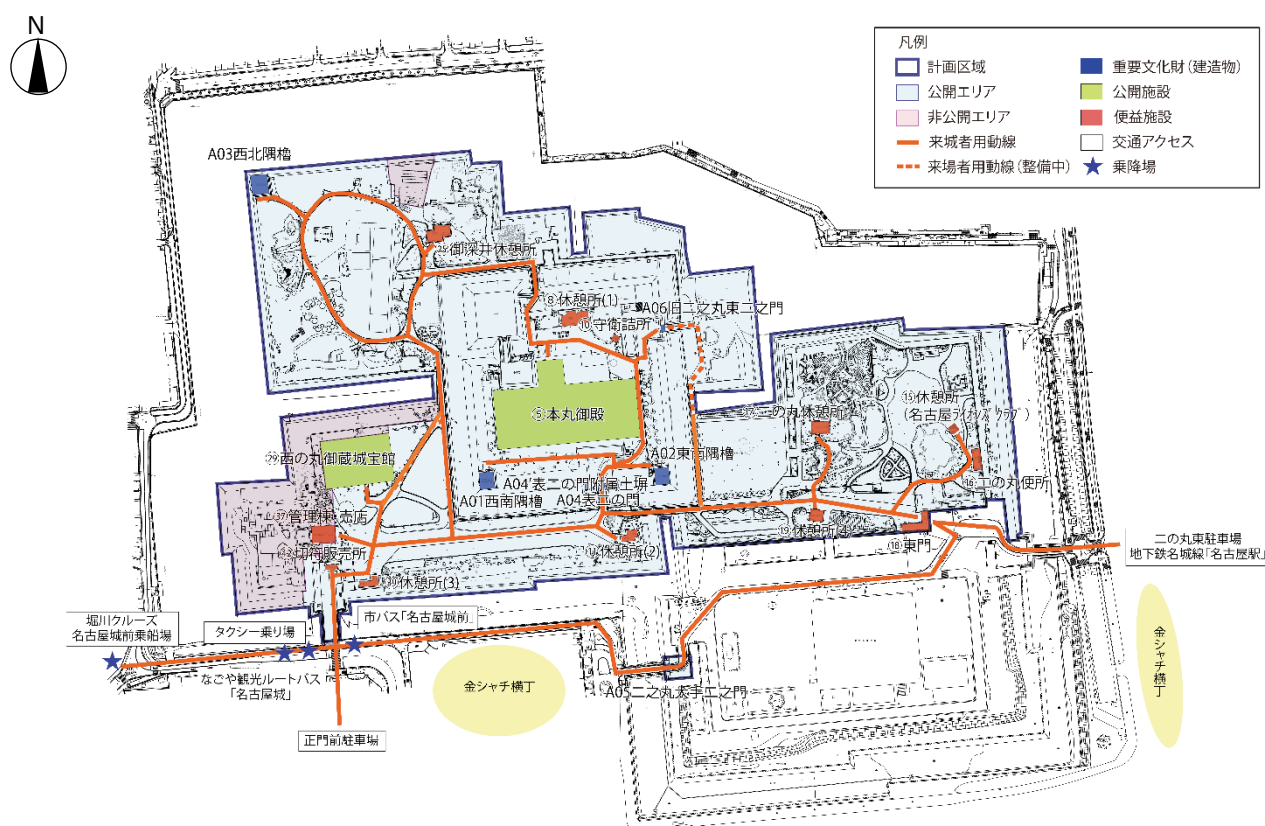


図 5-1 計画区域内平面計画及び動線計画

本計画が対象とする計画区域は市街地中心部にあり、公共交通機関によるアクセスも良好である。域内外に土産物店や飲食店を併設していることから利便性が高く、名古屋市屈指の観光地として、また市内観光の周遊拠点に位置付けられる。一方、市民にとっては都市公園あるいは各種イベントの催事場として年間を通じて親しまれている。このため、名古屋市では御深井丸の一部、西之丸の一部を除くほぼ全域を広く一般公開することで、近世城郭としての構えを体感できるよう配慮している(図 5-1)。この計画区域内で重要文化財(建造物)を各種公開している。

ア 一般公開

重要文化財(建造物)のうち、二之丸大手二之門(A05)以外は有料区域内にあり、通常時の一般公開では外観のみを公開している。

イ 特別公開

耐震補強が済んでいる西南隅櫓(A01)では、期間を限定して特別公開を実施している。公開にあたっては入口で下足を脱ぎ、各階に配備された係員の指示に従って観覧を進める。特別公開では、消防法による規制と文化財保護のため、一度に入室できる人数を制限し、火気や危険物等の持ち込みを持ち込まないよう事前に徹底した注意喚起を行っている。

ウ 夜間公開

祭り期間中、開園時間を延長して夜間開園を行っている。夜間開園の際、重要文化財(建造物)は外観のみ公開している。重要文化財(建造物)のライトアップは西北隅櫓(A03)に限られており、重要文化財(建造物)の存在を周知するうえでも、より魅力的な演出を検討していく。

エ 先端技術を活用した公開

計画区域内の主要な見どころでは解説版を設置し、手持ちのスマートフォンを活用した音声案内アプリを導入している。

重要文化財(建造物)のうち、隅櫓は通常非公開となっており、非公開中の活用が必要である。今後はドローンによる映像や VR・AR などの先端技術、触れる展示模型等を積極的に活用することで、実際に現地で重要文化財(建造物)を見学することが困難な障害者や、訪日外国人観光客に向けて、さらなる利便性の向上や解説内容の充実を図っていく。

オ その他の公開

重要文化財(建造物)では、事前申請をふまえたうえで、学術調査などの受入れも行っている。

表 5-1 隅櫓 3 棟における直近 5 年の特別公開状況

年度	西南隅櫓(A01)	東南隅櫓(A02)	西北隅櫓(A03)
令和 3 年度(2021)	24 日間	23 日間	公開なし
令和 4 年度(2022)	28 日間	24 日間	公開なし
令和 5 年度(2023)	43 日間	公開なし	公開なし
令和 6 年度(2024)	44 日間	公開なし	公開なし
令和 7 年度(2025)	44 日間	公開なし	公開なし

※西南隅櫓は耐震補強後の平成 30 年度(2018)より特別公開、東南隅櫓・西北隅櫓は耐震上の問題から非公開

2. 関連資料等の公開

計画区域内に位置する西の丸御蔵城宝館は、三番蔵及び四番蔵を外観復元して整備された収蔵・展示施設である。名古屋城の歴史を紹介する「歴史情報ルーム」、名古屋城本丸御殿障壁画(重要文化財)などの所蔵品を通して、名古屋城の歴史や魅力を楽しく学べる施設となっている。本施設は常設展のほか、最新の調査研究成果に基づいた企画展も常時開催している。

重要文化財(建造物)は通常非公開としており、関連する史資料の公開は西の丸御蔵城宝館などの展示施設で行っていく。

3. その他の公開活用

(1) 普及啓発

名古屋城の本質的価値を普及啓発することを目的とした、各種イベント、講座、シンポジウム等を定期的に開催している。

(2) 学術調査

本計画の策定に伴い、史料調査及び現地調査を行ったところ、重要文化財(建造物)を価値づけるにあたっての課題が多く確認できた(第1章計画の概要第3節-6 重要文化財(建造物)の価値を参照)。未実施となっている自然科学分析調査を含め、様々な大学や研究機関と協力しながら継続して各種学術調査を進めることで、重要文化財(建造物)の本質的価値を明らかにしていく。その成果は報告書やパンフレット・書籍の刊行、講演会、シンポジウムの開催によって市民に還元する。

第3節 活用基本計画

(1) 計画条件の整理

ア 法的条件・遵守すべき法規等

(ア) 文化財保護法

(イ) 建築基準法(ただし、文化財建造物の保存修理については適用除外とする(建築基準法第3条1～3項))及び関連条令

(ウ) 都市計画法

(エ) 都市公園法

(オ) 景観法

(カ) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律

(キ) 国有財産法及び関連条令等

(ク) 消防法及び関連条令

(ケ) その他県・市の条例等

・愛知県文化財保護条例

・愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例

・名古屋市文化芸術推進基本条例

・名古屋市都市公園条例

- ・名古屋市風致地区内建築等規制条例
- ・名古屋市都市景観条例

イ 関連計画

- (ア) 愛知県文化財保存活用大綱
- (イ) 名古屋市文化財保存活用地域計画
- (ウ) 特別史跡名古屋城跡保存活用計画
- (エ) 名勝名古屋城二之丸庭園整備計画書
- (オ) 名古屋城植栽管理計画
- (カ) 名古屋市歴史的風致維持向上計画(第2期)

(2) 建築計画

ア 平面計画

重要文化財(建造物)である櫓3棟における公開・非公開エリア及び動線計画については図5-2から5-4の通りである。櫓内部の解説版設置は必要最小限とし、建物の様相や各櫓の本来の機能に対する理解を促すための公開を目指す。柱、梁、床、壁など、建物自体を観覧できるようにする。内部は暗く階段が急勾配であるため、照明、係員を適切に配置し、上りと下りの動線を明確に分けることで事故防止につなげる。

イ 施設等整備計画

(ア) 保存管理、環境保全、防災に係る施設等

本計画が対象とする重要文化財(建造物)には、保存管理、環境保全、防災に係る施設として火災報知機、消火設備、避雷設備、防犯設備等が設置されている。これらの機器は第4章防災計画に基づく整備や法改正、経年劣化等、今後の状況に応じて更新を図っていく。

(イ) 公開・活用等に係る施設等

名古屋市では計画区域の内外にわたって、公開・活用に資するハード面の充実を図ってきた。駐車場は正門前に大型車18台、マイクロバス10台、普通車308台(うち車いす用3台)、二の丸東駐車場に普通車123台(うち車いす用4台)、正門前・東門前に駐輪場のスペースが確保されている。また、計画区域内には食事・喫茶・売店のほか、自動販売機を併設した休憩所や授乳室、多目的便所を各所に配置することで来城者の利便性や快適性を高めてきた。

このほか、音声ARガイドやボランティアガイドの導入、英語ガイドや名古屋おもてなし武将隊によるツアー等、ソフト面の充実も図ってきた。重要文化財(建造物)の本質的価値が適切に伝達されるよう、今後も来城者のニーズに応じて更新を図っていく。

(ウ) 展示施設、家具、事務機器等の配備に係る計画

公開活用に係る設備としては、解説板、照明がある。展示機能は西の丸御蔵城宝館に集約しているため、櫓等の重要文化財(建造物)内部には建造物の解説版を設置するのみとし、展示物は設置しない方針とする。また、事務機能は名古屋城総合事務所に集約されているため、櫓等の重要文化財(建造物)内部に事務機器等の配備は行わない。

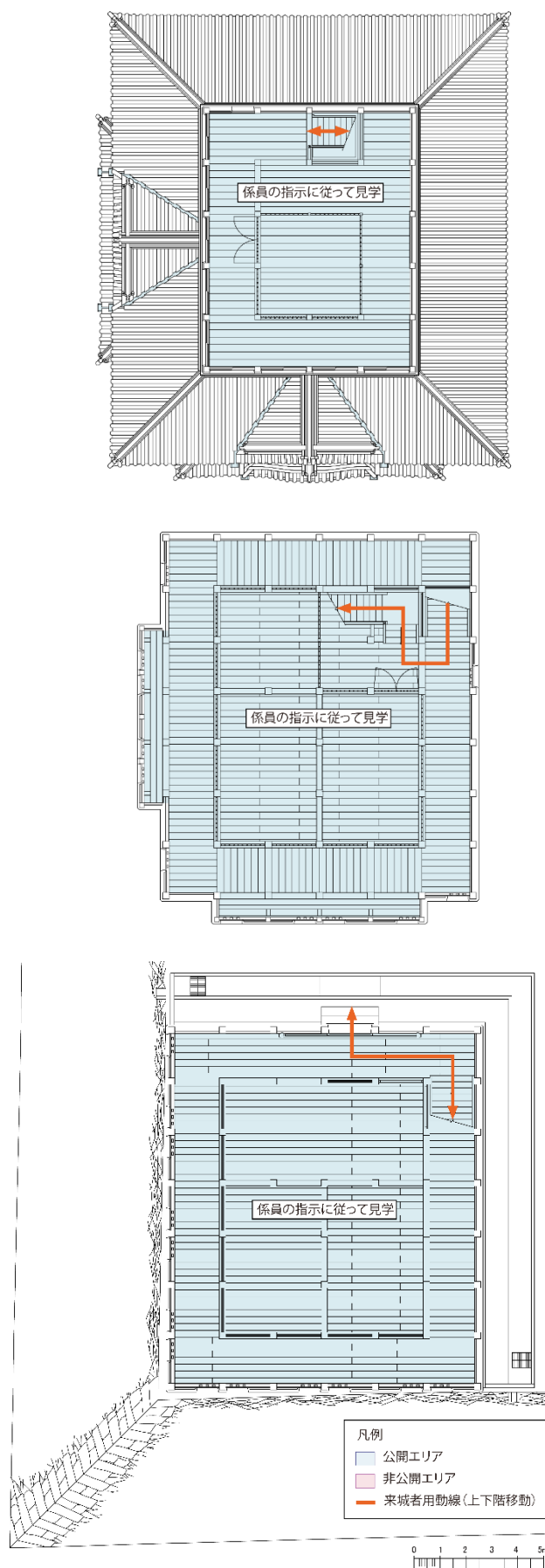
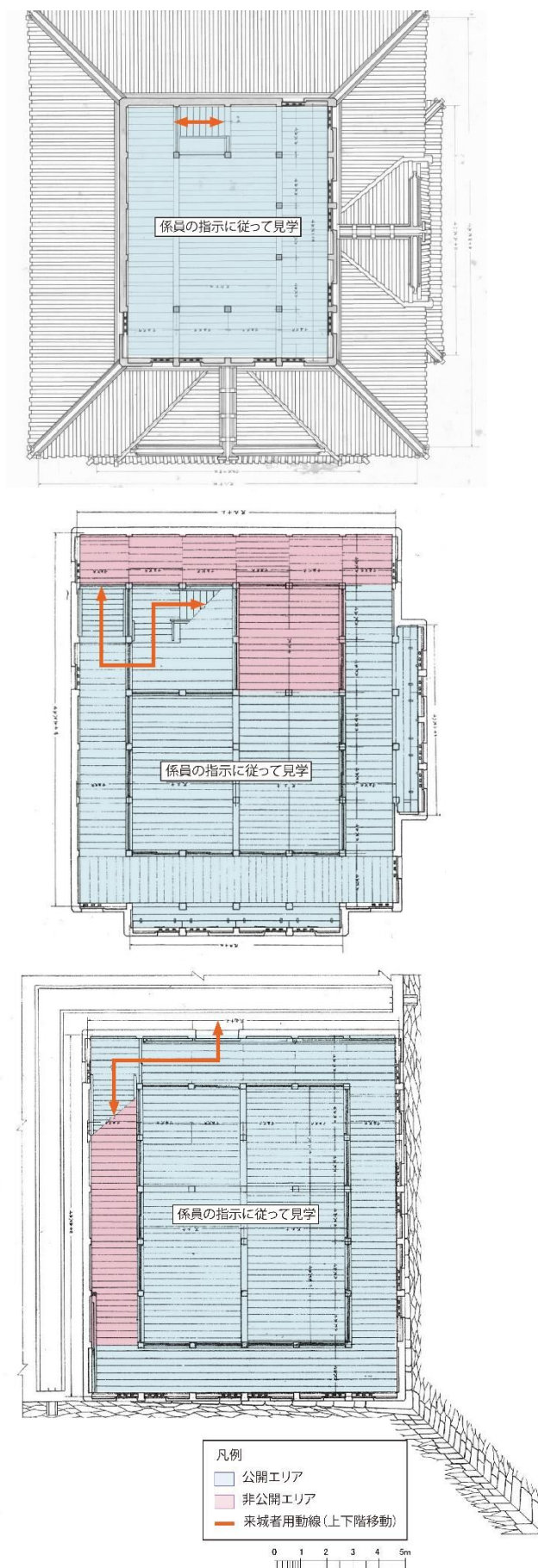


図 5-2 名古屋城西南隅櫓(A01) 1 から3階平面計画



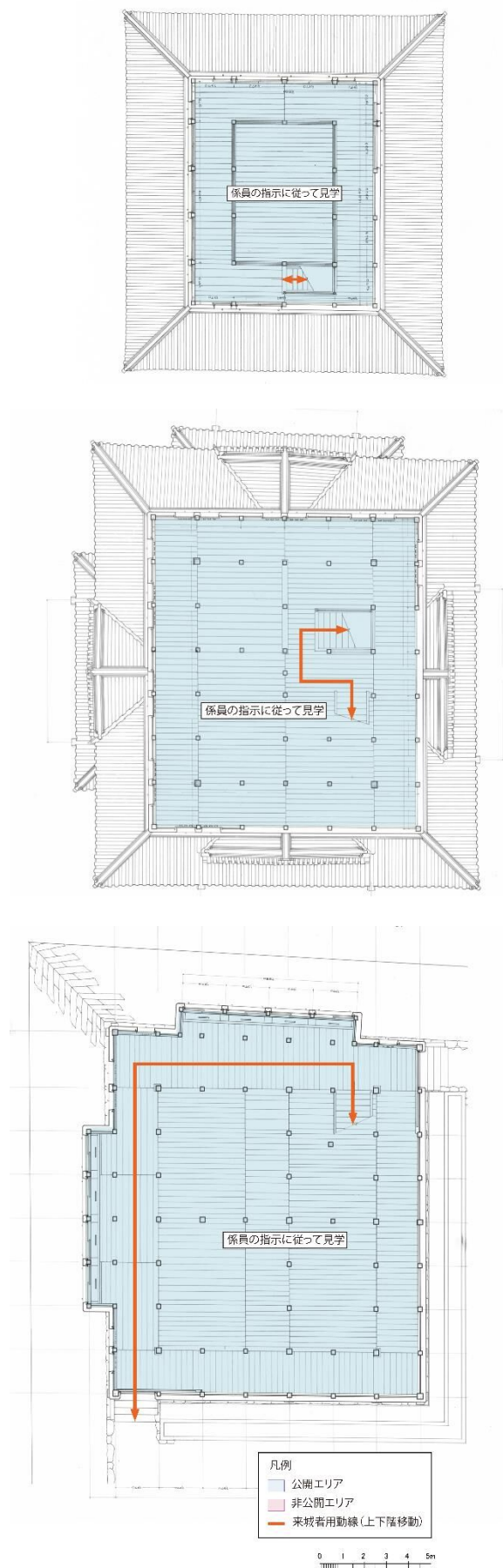


図 5-4 名古屋城西北隅櫓(A03) 1 から3 階平面計画

（３） 外構及び周辺環境整備計画

外構及び周辺整備計画は、原則として「特別史跡名古屋城跡保存活用計画」に記載される整備計画による。重要文化財(建造物)に特化した環境整備としては、第３章環境保全計画及び第４章防災計画をふまえた計画とする。

重要文化財(建造物)の周辺では、樹木の倒木による破損を防ぐため、周辺樹木の健全性を定期的に点検し適切に処理していく。石垣は経過観察を行い、危険と判断された石垣については早急に対策を検討する。雨水排水設備は不足している箇所に設置し、樋の設置されている場所では定期的に樋の清掃を行い、機能の健全性を維持していく。

公開活用に関して、現在正門及び東門では無料で車いすの貸し出しを行っており、城内の園路や本丸御殿・西の丸城宝館をはじめ、主要な公開施設の入口には手すり付きスロープを設けることで可能な限りのバリアフリー対策を施している。案内表示は多言語化し、ピクトグラムを多用することで訪日外国人観光客にも配慮している。一方、櫓については、AR・VR、ドローン映像を活用したインタープリテーションを実施し、夜間開園時におけるライトアップや音響による演出等、実際に内部を見学できない来城者でも楽しめるような手法を検討するほか、バリアフリーのあり方についても検討を行う。

（４） 管理・運営計画

管理運営については、本計画の第２章保存管理計画、第３章環境保全計画、第４章防災計画に基づいて実施する。

昭和５年(1930)に宮内省から名古屋市へ下賜され、昭和６年(1931)から名古屋城管理事務所が都市公園として管理・運営してきた。平成２１年度(2009)に名称変更し、現在は名古屋城総合事務所が管理・運営を担当している。

なお、観覧券等の販売及び観覧料等の払込、改札、案内、警備、清掃等にかかる業務は民間事業者との共同事業体である一般社団法人名古屋城振興協会に委託している。今後も各部局・各担当者が互いに連携・協働しながら管理・運営の円滑化を図る。

重要文化財(建造物)の公開については、一般公開時の外観公開と特別公開時の耐震補強が済んでいる西南隅櫓(A01)の内観公開を中心に実施していく。なお、耐震補強が出来ていない東南隅櫓(A02)と西北隅櫓(A03)については耐震補強が完了次第、再び公開することとする。耐震補強完了までは先端技術を活用した公開を通して活用を図る。

第４節 実施に向けての課題

重要文化財(建造物)の公開活用を今後進めていくにあたっての主たる課題を下記に示す。

（１） 建造物の公開活用

現在、通常時の一般公開では重要文化財(建造物)の外観のみを公開しており、建物内観の公開は耐震補強済みの西南隅櫓(A03)を特別公開で行っているのみである。同じ隅櫓の西南隅櫓(A01)と東南隅櫓(A02)は耐震補強が未実施であり、耐震補強を実施して公開可能な状態になる

までは長期間を要する。

この長期的な非公開期間に重要文化財(建築物)の本質的価値を適切に伝えるためには、様々な取り組みが必要であり、先端技術を活用していくことがひとつの候補となる。ただし、先端技術の課題として、大きな可能性を有する一方で定着しないことが考えられるため、より効果的な手法を慎重に選択していく必要がある。現状では、重要文化財(建築物)で先端技術を活用するにあたっての基礎データが得られていないため、3D スキャンやドローン撮影から優先的に着手し、AR や VR といった XR コンテンツの製作へと繋げていく。また、視覚障害者に向けて重要文化財(建築物)の魅力を伝えるコンテンツを製作していく必要があり、3D データを活用した触れる展示模型や点字パンフレットを検討する。これらの公開活用手法の取り組みを実施した後、さらに効果的な先端技術が習熟していれば積極的に取り入れていく。

また、重要文化財(建築物)の価値づけを考えていくうえでは継続的な学術調査が不可欠である。現状では、悉皆的な建築物調査は本計画に伴って実施した調査が初めてであり、重要文化財(建築物)を解説したパンフレットなどがいないため、まずは調査成果を分かりやすく解説したガイドブックを刊行する。また、重要文化財(建築物)の価値づけにあたっては、建築年代の特定が課題となっており、年輪年代学や蛍光 X 線分析などによる自然科学分析調査が必要となる。その他、本計画に伴って実施した建築物調査では未解決の課題が多く残されており、これを解明するための各種学術調査も実施していく。こうした調査を継続して実施し、報告書作成や講演会などを通して、成果を普及啓発することが求められる。

表 5-2 公開活用に関する実施計画

	第 1 期	第 2 期	第 3 期
先端技術による活用	重要文化財(建築物) 3D スキャン・ドローン撮影	XR コンテンツ製作・ 触れる展示模型等の製作	BIM による建築物管理活用・ 建物内の空間認識解説コン テンツ製作等
その他の公開活用	自然科学分析調査 ガイドブック 刊行	報告書作成・講演会開催 建築物に関する学術調査	書籍刊行・シンポジウム開催

(2) 管理・運営

現在、定期的に特別公開しているのは西南隅櫓(A01)に限られているが、他の東南隅櫓(A02)と西北隅櫓(A03)含め、木製の解説版が設置されている。可燃性があるため、不燃性の解説版に更新していく必要があるが、東南隅櫓と西北隅櫓の再公開時期は未定となっているため、適切な時期に更新していく必要がある。また、西北隅櫓 1 階には本丸東二之門・二之丸東二之門の石垣修理工事で出土した胴木 2 本が展示されており、火災時の搬出作業を鑑みると早期の移設が求められるが、それぞれ長さ 5m・長さ 2m 程度あり移設先が限られるため、長期的に検討していく必要がある。

体制面では、名古屋城総合事務所に専門的な知識をもった建築技術職が不足しており、重要文化財(建築物)の適切な管理・運営を行うため、人材の確保・育成を行っていく必要がある。

第 6 章

保護の手続

第 1 節 文化財保護法に基づく必要な手続等

第 6 章

保護に係る諸手続

第 1 節 文化財保護法に基づく必要な手続等

本計画が対象とする重要文化財（建築物）の保存活用に当たり、文化財保護法及び関係法令に規定される主な手続について記す。

1. 保護に係る諸手続の流れ

重要文化財（建築物）を保存活用していくうえで必要となる諸手続は表 6-1 の通りである。表 6-1 の事項のうち、現状変更または保存に影響を及ぼす行為、その他各種届出については次項以降に詳細を記載する。なお、手続に要する書類（申請書、届出書等）は、名古屋市教育委員会文化財保護課を経由して文化庁に提出する。

表 6-1 保護に係る諸手続一覧

事 項	手続者	受理者	手続 区分	提出 期限	備 考	根拠法令
国宝の指定書交付を受けたときの重要文化財の指定書の返付	所有者	文部科学大臣	返付	30日以内	指定書返付	法28条第5項
指定解除のときの指定書の返付	所有者	文部科学大臣	返付	30日以内	指定書返付	法29条第4項
管理責任者の選任・解任	所有者・管理責任者	文化庁長官	届出	20日以内	—	法31条第3項
所有者の変更	所有者・新所有者	文化庁長官	届出	20日以内	指定書添付	法32第1項
管理責任者の変更	所有者・新管理責任者	文化庁長官	届出	20日以内	指定書添付	法32条第2項
所有者・管理責任者の氏名・名称・住所の変更	所有者または管理責任者	文化庁長官	届出	20日以内	所有者に関わるときは指定書添付	法32条第3項
滅失、き損、亡失、盗難	所有者（管理責任者または管理団体がある場合は、その者）	文化庁長官	届出	10日以内	—	法33条
所在の場所の変更	所有者（管理責任者または管理団体がある場合は、その者）	文化庁長官	届出	20日以前	指定書添付	法34条

修理の着手（現状変更に関わるものを除く）	所有者または管理団体	文化庁長官	届出	30日以前	—	法43条の2第1項、修理届出規則第1,2条
修理の終了	修理届出者	文化庁長官	報告	遅滞なく	上記に基づく報告。結果を示す写真・見取図添付	修理届出規則第3条
現状変更または保存に影響を及ぼす行為	行為を行おうとする者	文化庁長官	許可	事前	—	法43条第1項 現状変更規則第1,2条
現状変更等の終了	現状変更等の許可を受けた者	文化庁長官	報告	遅滞なく	上記に基づく報告。結果を示す写真・見取図添付	現状変更規則第3条
有償譲渡	譲渡者	文化庁長官	申出通知	事前	文化庁長官は申出から30日以内に買取るもしくは買取らない旨を通知。30日以内もしくは通知以前の譲渡禁止※1	法46条

※1 譲渡人に特に譲渡したい特別の事情があって、文化庁長官の承認を受けた場合を除く。

2. 現状を変更する行為

（1） 許可を要する行為

重要文化財（建築物）の現状を変更しようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない（文化財保護法第43条第1項）。この許可は文化審議会への諮問を経てなされる（同法第153条第2項）。許可申請に際しては、必要に応じて名古屋市教育委員会文化財保護課、文化庁との協議をふまえる。現状変更を伴う行為としては、次のようなものが想定される。

ア 保存修理に伴う復元的行為

保存修理に伴い、重要文化財を創建当時の姿、あるいは改変後のある時期の姿に復原する行為を差す。新たに発見された資料等により、現状が創建当時あるいは想定した復原年代の姿と明らかに異なる場合には、保存修理に伴う復元的行為を検討する。

イ 保存管理上の行為

構造補強や耐久性向上のための措置が挙げられる。構造補強は、本来の構造形式の変更や恒久的な補強を行う場合に現状変更の許可を要する。また、雨漏り等の対策として、屋根下地の仕様を一部変更するなどの措置等が考えられる。

ウ 活用のための行為

活用のために必要な現状変更をどこまで許容するかは、各重要文化財（建築物）の特性及び文化財の価値の所在を考慮したうえで判断する必要がある。本計画が対象とする重要文化財（建築物）の場合、設備機器の更新に伴う躯体や仕様の一部変更が可能性として挙げられる。

【記載すべき事項】

- ・重要文化財（建築物）の名称及び員数
- ・指定年月日及び指定書の記号番号
- ・重要文化財（建築物）の指定書記載の所在の場所
- ・所有者の氏名又は名称及び住所
- ・管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- ・管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- ・現状変更許可申請者の氏名及び住所又は名称
- ・現状変更を必要とする理由
- ・現状変更の内容及び実施の方法
- ・現状変更の着手及び終了の予定時期
- ・現状変更に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所
- ・その他参考となるべき事項

【添付書類】

- ・現状変更の設計仕様書及び設計図
- ・現状変更をしようとする箇所の写真又は見取図
- ・現状変更を必要とする理由を証するに足る資料があるときは、その資料
（国宝又は重要文化財の現状変更等及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則 昭和 29 年 6 月 29 日文化財保護委員会規則第 3 号）

（２） 許可を要しない行為

重要文化財（建築物）の現状を変更しようとする行為のうち、維持の措置または非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、許可を必要としない（同法第 43 条第 1 項但書、同条第 2 項、国宝または重要文化財の現状変更及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則第 8 条）。

ア 維持の措置

重要文化財（建築物）がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該重要文化財（建築物）をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等後の原状）に復するときは許可を要しない。これには同寸・同型・同材による維持修理等が想定される。

イ 非常災害のために必要な応急措置

被災した重要文化財（建築物）において、当該き損の拡大を防止するための応急措置をするときは許可を要しない。倒壊防止用の支柱やワイヤーロープの設置、開口部の封鎖等がこれに該当する。

３．保存に影響を及ぼす行為

建築物の現状に変更を加えるものでなくとも、その行為によって災害時にき損の恐れが生じたり、構造耐力を弱めたりするなど、建築物の保存に影響を与える行為を意味する。重要文化財

（建築物）関し、その保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。許可申請に際しては、必要に応じて名古屋市教育委員会文化財保護課、文化庁との協議をふまえる。

（１） 許可を要する行為

重要文化財（建築物）の保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない（同法第43条第1項）。この許可は文化審議会への諮問を経てなされる（同法第153条第2項）。重要文化財（建築物）周辺における掘削を伴う行為、または建築物において解体を伴う調査行為等が、保存に影響を及ぼす行為として考えられる。

【記載すべき事項】

- ・ 重要文化財（建築物）の名称及び員数
- ・ 年月日及び指定書の記号番号
- ・ 重要文化財（建築物）の指定書記載の所在の場所
- ・ 所有者の氏名又は名称及び住所
- ・ 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- ・ 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- ・ 保存に影響を及ぼす行為の許可申請者の氏名及び住所
- ・ 保存に影響を及ぼす行為を必要とする理由
- ・ 保存に影響を及ぼす行為の内容及び実施の方法
- ・ 保存に影響を及ぼす行為の着手及び終了の予定時期
- ・ 保存に影響を及ぼす行為に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所
- ・ その他参考となるべき事項

【添付書類】

- ・ 保存に影響を及ぼす行為の設計仕様書及び設計図
- ・ 保存に影響を及ぼす行為をしようとする箇所の写真又は見取図
- ・ 保存に影響を及ぼす行為を必要とする理由を証するに足る資料があるときは、その資料（国宝又は重要文化財の現状変更等及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則 昭和29年6月29日文化財保護委員会規則第3号）

（２） 許可を要しない行為

重要文化財（建築物）の保存に影響を及ぼす行為のうち、影響が軽微である場合は許可を要しない。（同法第43条第1項）。重要文化財（建築物）の内外に仮設物を設置するとき等、それが一時的かつ簡易的なものであり、重要文化財（建築物）に接触する部分において十分な保護措置がなされる場合は軽微な影響とみなしうる。保存に影響を及ぼす行為に関する具体的な取り扱いについて疑義がある場合には、事前に名古屋市教育委員会文化財保護課を経由して文化庁に照会する。

4. 各種届出

(1) 滅失・き損等の届出

重要文化財（建築物）の全部または一部が滅失し、若しくはき損し、またはこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知った日から 10 日以内に文化庁長官に届け出なければならない。（国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則昭和 26 年 1 月 23 日文化財保護委員会規則第 1 号第 6 条）

【記載すべき事項】

- ・ 重要文化財（建築物）の名称及び員数
- ・ 指定年月日及び指定書の記号番号
- ・ 重要文化財（建築物）の指定書記載の所在の場所
- ・ 所有者の氏名又は名称及び住所
- ・ 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- ・ 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- ・ 滅失、き損、亡失又は盗難（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時及び場所
- ・ 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
- ・ 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
- ・ 滅失、き損等の事実を知った日
- ・ 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

【添付書類】

- ・ 写真又は見取図その他き損の状態を示す書類

(2) 修理等の届出

重要文化財（建築物）を修理しようとするとき、所有者または管理団体は、修理に着手しようとする日の 30 日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。（同法第 43 条の 2 第 1 項）。ただし、き損の拡大を防止するために必要な応急処置は修理届を要しない。また、文化庁からの補助金の交付を受けて行う修理、文化庁長官の命令または勧告を受けて行う修理、文化庁長官の現状変更の許可を受けて行う修理についても修理届を必要としない。届出は所定の事項を記載したものとする（国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則第 1 条）。届出に係る修理が完了したときは、その結果を示す写真等を添えて、すみやかに名古屋市教育委員会文化財保護課を経由して、その旨を文化庁へ報告する。

また、修理届を不要とする行為（部分部位設定の基準 4）と、修理届の事前提出を必要としない「建築物の維持管理」に含まれる行為（事後に結果報告を提出）については、第 2 章保存管理計画第 3 節管理計画を参照。

【記載すべき事項】

- ・ 重要文化財（建築物）の名称及び員数

- ・ 指定年月日及び指定書の記号番号
- ・ 重要文化財（建造物）の指定書記載の所在の場所
- ・ 所有者の氏名又は名称及び住所
- ・ 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- ・ 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- ・ 修理を必要とする理由
- ・ 修理の内容及び方法
- ・ 修理の着手及び終了の予定時期
- ・ 修理施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- ・ その他参考となるべき事項

【添付書類】

- ・ 設計仕様書
- ・ 修理をしようとする箇所の写真又は見取図
- ・ 修理をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基く占有者の意見書

5. その他報告等

（１） 防災設備の機能低下等に係る報告

国庫補助事業によって設置した防災施設については、年1回以上その機能試験を実施し、機能低下または機能不能を発見した場合は、直ちに文化庁長官に報告しなければならない（文化財保存事業費及び文化財保存施設整備費関係補助金交付要綱第4条（19））。

（２） 本計画の内容の変更に係る手続

本計画の内容を変更する場合は、名古屋市教育委員会文化財保護課、文化庁と事前に協議したうえで、変更前の計画に変更後の計画を添えて提出する。

名勝名古屋城二之丸庭園余芳移築再建事業について

1 雨落ち構造について



写真1 現状の三和土・雨落ち



写真2 小川氏庭園(倉吉市)

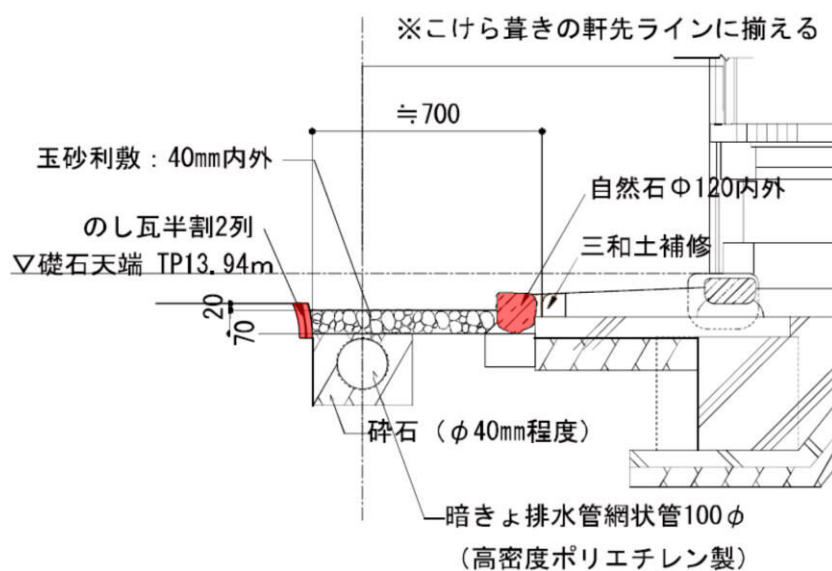


図1 雨落ち整備案



写真3 青岸渡寺(那智)瀧寿庵



写真4 桂離宮(写真提供 麓和善)

2 増築部材について